

煩神開嚙神など云ふ神も其屬にて、根國底國に互る神なる事、下に其傳に云ふを見て知るべきなり、但し予も大祓詞講義にても、先年に説きたりし事にて、此は祓身滌の時の贖物の始めなれば、筑紫にての御身滌の度ならでは叶はざるが如くなれども、時過ぎて後に、海より流し入れむよりは直に泉國の惠などに令_レ負て、彼國へ贈らせ給はむ事、道理に於ても甚近き者なるをや、然るに此説成りて後に、伊弉諾大神の解に、善惡二種ある事を思ひ得たり、下に云へるが如く、第十一書に、歸而盟之曰_レ族離、又曰_レ不負_レ於族、乃所唾之神號_レ速玉之男、次掃_レ之神號_レ泉津事解之男、凡二神矣と有るは、此時直ちに惡解除は行はせ給へるにて、此に投_レ其帶と有る以下は、其時の凶棄物なる事知られたり、若て右に因曰_レ此莫過、即投_レ其杖云々は、謂はゆる道饗祭の本なるが、四時祭式に、六月十二月晦日、大祓と共に道饗祭を被行るは、此故實に依れる事を思ひ定むべく、(但し御身に觸れ給へる彼國の汚惡に於ては、水を濯ぎて流し却り給ふより外に、爲すべき道の非ざれば、其は筑紫の御禊の時に除_レり盡くして、清まり竟へさせ給ふに至れる者なり)故、古事記の文を正し見るに、右に引ける文に續けて、到_レ坐筑紫日向之橋小門之阿波岐原而禊祓也、於是詔_レ上瀬者瀬速、下瀬者瀬弱而云々と列ぬれば、此下に、伊弉諾尊既還、乃追悔之曰_レ吾前到_レ於不須也凶目汚穢之處、故當_レ滌_レ去吾身之濁穢、則往至_レ筑紫日向小戸橋之標原而祓除焉、遂將_レ盪_レ滌身之所_レ汚、乃與言曰_レ上瀬是太疾、下瀬是太弱、便云々と有るに打合ひて、此彼の異無ければ、其中間に在る故於_レ投棄御杖_レ所_レ成神名云々より、右件自_レ船戸神以下邊津甲斐辨羅神以前十二神者、因_レ脫_レ著_レ身之物_レ所_レ生神也と有る迄の文を、故其所謂黃泉比良坂者、今謂_レ出雲國之伊賦夜坂也の下に置きても聞ゆる所なり、故、此御紀を以て校訂すに、決く右

の古事記の文は錯亂れたる物から、投棄と云ひ、因_レ脱着身之物と有るが、御禊に似着かはしき故に、古人も所を置き違へて傳へたりし者なりけり、偕、今此御紀を正しと立てて云ふ時には、御身に着くる物を、右の如く泉門より返し贈らせ給へるに、御身の穢を滌がせ給はせして、遙かに筑紫に至らせ御在し坐して、物爲させ給へるは如何と云ふに、其穢に觸れたる御身をば、其便ある海又川に下り立し坐して、滌がせ給はむに、何の難き事かは御在し坐さむ、元より出で給へる其泉門を去ること遠からず、洗滌がせ御在し坐さずてやは有るべき、此には深き由有る事にて、謂はゆる惡解除善解除の始めにて、此なるは惡解除、次なる筑紫なるは善解除の由なるなり、然る甚じき汚穢に觸れさせ御在し坐しかば、中々に容易く除_レり難くなりけらし、故、粟門速吸名門と往き見給ひ終に日向小戸に往き坐して、禊祓はせ給へるが、此は皇祖天神を齋ひ奉らせ給ひ、其御靈を得て、思はずが如く其穢を流離_レひ失せ給へりし者なり、其は下に註ふ可し(少か云は、大祓詞に、天津神波、天磐門乎押披氏、天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏、所聞食武、國津神波、高山之末、短山之末爾上坐氏、高山之伊穗理、短山之伊穗理乎撥別氏、所聞食武云々と有りて、罪咎を祓ふ事も、天津神を本にして、諸神等共に行ひ物爲させ給ふ趣なるに心を着くべし、彼蛭兒淡洲の出で來りし時にも、皇祖天神の御心を卜問申し給へる如く、何事も天津神に依りて行ひ給へる伊弉諾大神に坐す物を、此大事に於ては、御一己の御行に非ざる事明らけし)○帶は、記傳六(四十七丁)に、美淤備と訓むべし、武烈天皇御紀歌に、於哀積瀾能、瀾於蘇とあり、淤備は淤夫と云ふ用語を、體語に爲たる名なり、萬葉に、帶に爲る事を於婆世留とも、偕序に於_レ名帶字謂_レ多羅斯と見えたる如く、紀中多羅斯と云ふに、凡て帶字を書ければ、此も然訓むべき

にやとも思へど、多羅斯は淤備の事には非で、帶、弓、箭など云ふ帶字の意なるべし、云々、但し右の歌に、彌於寐能、之都波拖夢須寐陀黎と有れば、多羅斯は令レ垂の意にて、猶帶を然も云へるか」と有り、御弓を御執と云ひ、御劍を御佩と云ふ例に依れば、古言に御帶を御多羅斯とも云ひけめども、姑く美淤備と訓みて、後人の定めを疾つ者なり、萬葉三(四十八丁)に、倭文幡乃、帶解替而」十(二十七丁)に、白袴、帶可毛哉」十一(二十五丁)に、去家之、倭文旗帶乎、結垂」又、古之、狹織之帶乎、結垂など有りて、帶は倭文を以て製れる事、下に註せるが如し、右の歌の狀を以ても、帶をば引垂らしけらし。其十六(八丁)に、水縹絹帶尾引帶成とも云へり、(着物を御衣と云ふは御襲の義なり、又、美祁志と云ふは、御着爲と云ふ事なれば、帶をも淤備とも、多羅斯とも云ひて、一は負ぶる意、一は令レ垂の意にて、兩名を用ひたりし故に、古事記序にも、右の如く書かれたるならめども、當時已く帶を常に多羅斯とは云はざりしなり)○長道磐神、古事記には道之長乳齒神と有り、然れども、此は御帶と云ふ言の縁より、下に云ふ泉門塞大神の亦名の混れたるなるべし、然れば、此は古事記に、次に於て投棄御裳」所レ成神名時置師神とある、其神ぞ此には成れりける、此は男神の御装には御禪こそは有るべかりけれ、瑞珠盟約章に、日神の男の御装爲させ給ふ所に、縛裳爲袴と有るが如く、裳は女の物なれば、此に出でたるは誤なり、故、思ふに帶字と裳字とは、楷書にてこそ其字畫も大に違ひては有るめれ、草書にては能く相似たりけるより、一は帶とし、一は裳として記し分けたりけめども、其は古人の誤なれば、御裳を御帶に易ふる時は、神名の時と解とを兼ねて妙なり、然るに此時頃成り坐せる道之長乳齒神と云ふも有るに就て、其を御帶の方に屬けて、心ならずも於御裳云々と書かれたらめども、何れにしても、

此に在ては叶はざる傳也、下の條見合すべし、(古事記には此に限らず、此時に成れる十二神の中に、猶除くべき神有り、一に衝立船戸神、此は大桃樹の所にての神なれば、此より前に成り坐して、此列に非ざれば此を除く可し、二に道之長乳齒神は、右に云へる如き子細有れば、此を除くべし、三に道俣神、此は道反大神の亦名なれば、此を除く可し、然れば十二神の内、三神を除く時は、残れるは九神となれるが其正しき數と所思えたり、次々に云ふべし)賀茂大人の祝詞考に、古事記に所見たる道之長乳齒神、道俣神、共に同神なり、長乳齒を、神代紀に長道磐と書けるは、道饗祭詞に、湯津磐村之如久塞坐と有ると同意にて、八衢比古、八衢比賣神を申すなり」と云はれたるは、甚々卓き見になむ有りける、然れども、此迄は考へ究められたれども、其八衢比古、八衢比賣神は、何れの神と云ふ事を未だ得られざりつるを、古史徴に彼詞を記紀に引き合はせて、此は彼豫美戸に塞え坐す道反大神なる事疑なき由に云はれたる、實に然る説なり、但し於て投棄御帶成神名道之長乳齒神と有るを取りて、時置師神を除かれたるは、右の神等の説無かりし故に、其正し迄には及ばざりし者なりけり、(又、同書に、古事記に次に於て投棄御禪」所レ成神名道俣神と有るは、彼八衢比古、八衢比賣、久那斗神の、大八衢に塞え坐して守り給ふより、三神を凡て衢神と申せるが、混亂て殊に道俣神と云ふ神の成れる由に語り傳へたるなる事、疑ひなき者なり」と云はれたるは、實に諾ふべし)長道磐神、名義長道は字の如し、祈年祭詞に、自陸往道者、荷緒縛堅氏、磐根木根履佐久彌氏、馬爪至留限、長道無間、久立都々氣氏云々、萬葉四(二十一丁)に、思哉將去、道之永手呼」又(五十八丁)吾乎還莫、路之長手呼」五(二十六丁)に、國遠伎、路乃長手遠」又(二十八丁)都禰斯良農長手遠」十二(三十二丁)雖往不歸、道之長手矣」十五

(三十丁)君我由久、道乃奈我氏乎など有るを、後の物には、新六帖に、「海人の住む里の長手の道續き、限有ばや恨み竟べき」又、「得ぞ行ぬ風も音爲ぬ玉矛の道の長手の夏の日暮し」など有る是なり、記傳六(四十七丁)に、「萬葉に、遠き道の事を道之長手と多く訓める、長手は此の長道と同言なり」云々とあり、偕、此にて神名に負ひ坐せる長道は何れを云ふぞと云ふに、彼の黄泉坂に塞れりし磐の御靈に坐せば、其國の往來を塞き過め給ふ由なり、萬葉九(三十丁)に、遠津國、黄泉乃界爾とも見えれば、實に長道と云ふ者なり、(記傳に、「御名の由は、帶の狀道の長手に似たればなるべし」と云はれたれども盡くさず、又記傳に云ふ、「古今集に、「下の帶の道は旁分るとも、行巡りても逢はむとぞ思ふ」と有るを、契沖は、下の帶は道の枕言にて、此の故事に依れりと云へり、然れど此は唯顯昭が云へるが如く、帶は彼方此方へ分れて前にて又逢ふ心以て詠めりと見ゆ、六帖紐の歌に、「奥山の繁りに立ちて迷ふとも、妹が結びし紐を解かめや」契沖云ふ、「此は紐は二つ有る物なれば、道に迷へる時に解きて、何れの方に行かむと占ふなる可し」と云へり、紐と帶とは同じければ、此に由あり、夫木抄に、爲相卿、巡り逢む契の末は長道磐の神の導べを頼む計りぞ」と有り、右の六帖の歌の如きは、衢神にして、甚能く叶へりと雖も、帶紐を以て詠めるは、此の傳に依れるなれども、僻事なり)○此所に長道磐神と有るは、右に云へる如く記傳の誤なるが、其時置師神と申すは決く御帶を投げ給へるに依りて成り坐せる神なるべく思ひ定めて、此の文を又投御帶、是謂時置師神、又投其衣、是謂煩神、又投其禪、是謂開嚙神と姑く改め見るに、此三神は謂ゆる病神にて、時置師神は氣を主り、煩神は靈を司り、開嚙神は食物にて、體に係れる神なるが、此御帶、御衣、御禪を投げ給へるに依りて成れると云ふは、元來伊弉諾大神の、黄泉國にして見給ひ、聞き給ひ、又御身に觸れ給へる事共に依りて成り出でけむと推量られ侍り、(次に及投其履、是謂千敷神と有るは誤なり、古事記に、伊邪那美命謂黄泉津大神、亦以其追斯伎斯而號道敷大神と有れば、同名の神の有るべくも非ざるを思ふ可き者なり)時置師神は、時を犯す義の名なり、其始めを思ふに、上に所見たる、伊弉册尊吾當寢息、請勿視之と有るを、伊弉諾尊不聽云々而見之と有るは、其時を犯し給へるなるが、此に依りて種々の禍事共なむ出で來れりければ、其に所由る神ならじかと所思たり、第十一書にも、族也勿看吾矣、伊弉諾尊不從、猶看之と見え、古事記には、莫視我、如此白而還入其殿内之間、甚久難待故云々而入見之時云々と有るなどは是なり、(其時を犯して入見坐せると、其不須也凶目醜めく汚穢き狀を見給へるが、後迄も伊弉諾大神の御身に着きて在りしが、今別に神と成れるなり)煩神の和豆は我着にて、良比は有合なり、其は伊弉諾大神の吾不意到於不須也凶目汚穢之國、乃急走廻歸云々と有るが如く、速に走せ歸らせ給へらむには、事も勿からむと思しけむを、女神の泉津醜女を遣はして追ひ奉ら令給ひけるに、左すれば右して、種々の煩しき事共許多有りけり、此れ即ち然る御心を惱し奉る神の成り出づべき所由になむ有るべかりける、(第九一書、第十一書、又、古事記の趣も此に同じ、偕此煩神は、黄泉國にての前後始終に互れる神なり)開嚙神は、古事記に飽咋之宇斯神と有る、飽食の字の義なり、伊弉册尊の、吾已滄泉之竈矣と有る其なむ、黄泉國の大禍の出來起りの始めなりければ追ひ及て往き坐せる男神の御方にも、其に肖させ給へるから、此に至りて斯る神は成り出でたりし者なり、(應神天皇御紀に、初天皇在孕而天神地祇授三韓、既産之、完生腕上、其形如軛、是肖皇太后爲雄裝之負軛と見えて、肖此云阿叔」と

有る尙字を、名義抄に能理とも、爾多理とも、阿要多理とも訓めるは、似なり、似有なり、阿叡と云ふは、其に似たる事の出来るを云ふなり。偕、人の疾病と云ふ者は、氣より犯さるゝ者有り、風、寒、暑、濕の病を爲す是なり、靈に係列ふ者あり、喜、怒、哀、樂の病を爲す是なり、又形體を破り損ふ者あり、飲食過度是なり、是ぞ天下に在らゆる人民の、苦瀨に落ちて、患惚しむ病と云ふ者の起れる始なりけるを、誰しの人も、然る心も着かざりけるにや、伊弉諾大神の彼汚穢き醜國より復り坐しし時には、唯諸の惡神耳成れりとして、病神と禍神との差別を立てざるは甚々塵漏なる事になむ有りける、和名抄鬼魅類に出でたる瘧鬼は、時置師神の屬、邪鬼は煩神の屬、餓鬼は開嚙神の屬に當り、鬼、醜女、天探女などは、次なる禍神の類なり、偕、此を廣く總べ括りて云ふ時は、病も禍事の中の一には有れども、大旨、病は人の形體に就きて本なり、禍は人の作用に就きて末なり、斯れば此に出来る時置師神、煩神、開嚙神計り可畏き神は非ざるべし、故、人疾病に罹る時は其身の起き立つ事は出来らず、寢伏す事は、右の三神は伊弉冊尊に屬く理なるが故に、道饗祭詞には、根國底國與里鹿備疎備來物と所見たり、（此は顯國にて成れる神と雖も、其物質はしも、彼の國の汚濁に觸れ給へる物質なるが故に、其神も彼國の神の群なるなり）第十一書に、菊理媛神亦有白事、伊弉諾尊聞而善之、乃散去矣と有るは、又投其帶云々の神の成れりし時の事なりければ、其神等は彼國の物質に成れる神にし有れば、岐神などの如き、顯國の物質に成れる神は、伊弉諾大神に元より屬き給ふべき神に坐す故に、其を宣り別けて令白給へりし故に聞食て善め給ひ、彼國へは右の三神等、顯國へは八衢比古、八衢比賣、久那斗神三柱と相率給ひて、散去給へる者とぞ所見たりける、（然らざれば、彼一章何事を申させ給ひ、何事をか善めて、

散去坐すと云ふ事實に當れる事無きを思ふべし、此より彼と、次々に迫り以て行く時は、遂に此説の生るゝに至れる者ぞかし）神祇令季夏道饗祭の義解に、謂卜部等於京城四隅道上而祭之、言欲令鬼魅自外來者、不取敢入、京師、故預迎於路、而饗過也と有るは、鬼魅を路に迎へて、饗過めさせ給ふ如く聞ゆれども、鬼魅を禦ぎ給ふ岐神を令坐て祭らせ給ふ謂なるが、臨時祭式に、宮城四隅疫神祭、又畿内堺十處疫神祭など云ふ目の出でたるは、何れも右の道饗祭の處に就きて祭らせ給ふ如くも聞ゆれども、此も疫神を禦ぎ守り給ふ神を祭らせ給ふなるが、其祭る神は八衢比古八衢比賣、久那斗の三神なれば、其神に饗して過むる神と云ふは疫神なるが、其疫神は即ち右の時置師神、煩神、開嚙神なる事、能々泉門の事實に考へ合はせて曉るべき者なりかし、（此は道饗祭詞講義に已に委しく説きたる説にて、今更に云ふべき事には非ざれども、岐神は疫を守るに就きて疫神とも申せるを眞に疫を行ふ神は、此なる三神なる故に、少し驚かし置かむとてなり）○時置師神は時を犯すと云ふ義なり、古事記水垣宮段に、始に疫病多起と有るに對へて、下に神氣不起と云へる、是即ち神の氣を犯して病ましむるに因りて神氣とは云ふなり、和名抄病類に、疫、衣夜美、一云度岐乃介と有りて、名義抄亦此に同じ、衣夜美とは得病と云ふ事にて、風寒暑濕に感けて病を爲し、又、一人此を病む時は、人に傳染すなど、何れも得て病む義なり、但し記傳廿三（二十二丁）に、役を延陀知とも云へり、延陀知は役立なり、疫病も漢籍に民皆病也と云へる如く、人毎に病むが、彼役に差されて立つに似たる故なるべしと云はれたる方勝れるにや、一云度岐乃介と云ふは、時氣と云ふ事にて、言は違へれども、亦右と同じ意なるなり、（通證に、疫を衣夜美と云ふ、衣以音爲訓也と云ふは何事ぞ、已に崇神天皇御紀に、五年國內多疫云々、七年の下に

も、於是疫病始息と見え、古事記同段にも、此天皇之御世疫病多起など有るは、何れも衣夜美と訓むより外なき所なり、此等は後に漢字の渡りたる後に、疫の字音を以て出來りし言を古に及ぼして、如此記されたりとも云はゞ云はるべけれども、古なりとて、然計りの病名などに號くる事の何とかは出來ざらむ、氣の言の如く音訓同じき言も、千萬言の中には何かは勿らざらむ餘りに他々しき説なり。犯と云ふは、大同類聚方澆慕乃慕登比條に、少彦名命乃美古登仁、阿旨解王邪阿旨阿治和差乃不太津者、耶麻比乃門止牽割と有るは、病門を云へる大綱の文なり、澆井乃慕登比とは災之基と云ふ事なるが、爲を比に假字違へれども、泥む可からず、本文は惡氣災と、惡味災と此二は、病の元因なりとあり、其阿旨解王邪と云へるなむ、時置師神に係る事なりける、神武天皇御紀、景行天皇御紀などに毒氣を阿志伎伊伎と訓める是なり、瘡、病を右の如く澆井と云ふは、寶劍出現章第六、一書、大己貴命少彦名命條に、爲顯見蒼生及畜産、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆蟲之災異、則定其禁厭之法とある災異是なり、(其は第一章に、於保奈牟知命乃美已止仁、古廻美波、阿萬乃保乃計、都知、味豆阿治乎、奈伽和太仁伊連伊太須古登乃、太要邪流乎都倭止之底、曾能奈美仁萬都比无、倭邪奈須裳奴乎耶麻比止伊布、故麗乎萬自奈比耶牟流仁、能里阿理、古連久須乃里登伊婦と有りて、禁厭の事を久須乃里と云ふを以て、其の災異も此の澆井と同じく病を云ふと知るべし、此事下に、委しければ、就て見るべし、阿志計乃毛能乃、宇奈自豫李母登須治仁伊當割天、阿萬禰九美鳥知仁比路支和差奈志は、惡氣の物の項より本筋に至りて、遍く身内に弘ぎ災成し」と云ふにて、其阿志計乃毛能と云ふは、下に和座乃倭訶知と云ひて、病門を八に分てる其第七に、母能乃解者、萬自故俚、介太毛乃々解、多訶可味乃介、と有る其にて、

母能とは彼の鬼魅を云ひて、道饗祭詞に鹿備踈備來物とある是なり、萬自故俚と云ふは、右詞に云々來物爾相率相口會事無氏とある其にて、大被詞に蠱物爲罪など有るも同じく、人に交りて懲らし亡ほす鬼魅の所爲を云ふなり、次に介太毛乃々解と云ふは、其大被詞に畜什志と云ふ事のある其を云ふなり、次に多訶可味乃介とは、又、其詞に、高津神乃災と見えたる是にて、上に引ける水垣宮段なる神氣と云ふも、此に同じきが、皆頂より入る事と所見たり、今も夜行などの時など、樹神山鬼などの棲むべき所を通り合はする時は、頂後より始まりて身も縮むが如き事有るなどを考へ合せて、神の御言の違はざるを思ふべし、(此等の如きも、皆氣に預かる事共は皆時置師神の所爲なりと知るべし、景行天皇二十八年御紀に、吉備穴濟神及難波柏濟神、皆害心以放毒氣、令苦路人、並爲禍害之數、故悉殺其惡神、開水陸之徑と見え、又日本武尊の御前に、白鹿に化りて來れる山神など、又は膽吹山神皆右の氣に係づらへるは其神に屬きたる妖鬼なり、源氏物語などに、物氣と云ふ事多く出でたるも、皆鬼物に犯さるゝを云へる者なり)末太阿之計乃、久知波奈珥伊流毛乃波、布俱之與哩毛登須治仁都多比伊當理且、乃知奈訶倭太仁伊太割、澆座奈須毛乃、美奈於訶世和坐登伊布、と有る、此は上章の鬼物などに係れるとは違ひて、唯惡氣の災を云ふなり、文は又惡氣の口鼻に入る者は、肺より本筋に傳ひ至りて、後、中臟に至り災成す者、皆犯災と云ふ」となり、右の於訶世和坐と云ふは、次に和座乃倭訶知と云へる第一に在りて、於伽世和坐者、非延乃解、奈都乃解、訶坐計、惠耶美、惠智耶美、波良介、奴俱美波陀介、伊裳、と有りて其分ち八なり、一は寒氣、二は暑氣、三は風氣、四は疫疾なるが、愛の假字なる可きを惠に作れども、稀々には斯る違も有り、五の惠智耶美は詳かならず、六は腹氣、七は暖膚氣にて、熱氣を

云ふなるべく、八は痘瘡にて、氣瘡と云ふ事なるべし、和名抄に、皰瘡を瘡と有るは、伊の省かりて、語を成したる者と聞ゆ、又、其第六に、於非阿多俚波、阿兔布利、紀利解、都山解、波太津介於非、と有るは、右犯災の如く口鼻より入るには非ず、凡ての身に負中らるゝなるが、雨降、霧氣、露氣、膚津氣負の四なるが、此も氣に感け犯さるゝなれども、病の條理を分くる故に、負中とは云ふなり、此等を以て時置師神と云ふ義なむ、飽く迄詳かに曉り知らるべかりける、偕、右の八を、鼻口より犯し入りての病を爲すと云ふ事は、人智の得しも思ひ跋るまじき事なるも多在るを下にも云へる如く、景行天皇御紀、日本武尊の以蒜て白鹿を弾き給へる所に、先是度信濃坂、者多得神氣以瘼臥、但從殺白鹿之後、躡是山者、嚼蒜塗人及牛馬、自不中神氣也と有るは、山氣の事なり、萬葉十四(四丁)に、不盡能禰乃、伊夜等保奈我伎、夜麻治乎毛、伊母我理登倍婆、氣爾餘婆受吉奴と有りて、古く氣に酔ふと云ふ諺の有るをも考へ合はせて神代の傳の虚しからざるを知るべし、又、伊勢風土記に、神武天皇御宇爾、惡神伊不加理人民亡、火氣發起而天下不安云々とある、伊不加理は氣吹在にて、此も神氣を吐きて人を惱すを云ふ也、(神武天皇御紀に、天皇帥軍而進至熊野荒坂津亦名丹敷浦、因誅丹敷戸畔者、時神吐毒氣、人物咸瘞云々、于時天皇適寢、忽然而寤之曰、予何長眠若此乎、尋而中毒、士卒悉復醒云々と有るは、右の阿志計乃毛能と、阿之計との二つに互る事故に、此の細書に引けるが、右の毒に中りて瘞させ給へるに、下に至りて醒むと有るは鼻口より入りて犯し奉れるが故なり、偕、犯は於加志とか、於加須とか云ふべきを、何に出でたるにも皆於詞世と有り、此は其書の例なれば、然心得て有るべし) 偕次なる煩神、開醫神を、古事記に和豆良比能宇斯能神、飽咋之宇斯能神と云へる例を

以て思ふに、此神も時置師之宇斯能神にて、其時犯しを行ふ疫神の主領なるべき事、云ふも更なり、宇斯と云ふ義は、次なる煩神の下に説くべし、○投其衣は、記傳六(四十八丁)に、美會と云ふも古言なれど、猶美祢斯と訓むべし、八千矛神の御歌に、奴婆多麻能、久路岐美祢斯遠云々、蘇邇杼理能、阿遠岐美祢斯遠云々と見え、萬葉にも、十(三十丁)に、公之御衣爾織將堪可聞、十四(三丁)に、伎美我美家思志、安夜爾伎保思母など有り」と有るが如く、此も衣を美祢斯と訓むべきなり、其美は御の意、祢斯は爲着の義なり、古事記日代宮段、倭建命の御歌に、那賀祢勢流、意須比能須蘇爾と詠ませ給へるに答へ奉りて、美夜受比賣も、和賀祢勢流、意須比能須蘇爾と詠みたるを以て曉るべし、萬葉四(十七丁)に、吾背子之蓋世流衣之、針目不落、六(二十七丁)に、吾背子我、著衣薄なども見たり、(右の美夜受比賣の歌の祢勢流を、寛平熱田縁起には、祢流とある方正しかるべし、佗の着たるを祢勢流と云へるは爲著なり、自の着て居るを祢流と云ふは著有と云ふ事なればなり、右の萬葉六なる著を、伎多留と訓めるは誤なり、例に依りて祢勢流と訓む所なり) 偕、同じ衣に、美會と云ひ、伎奴と云ひ、許呂母とも云ひて、其名種々なり、美會は御襲なり、其は寶鏡開始章神衣の傳に云ふべし、伎奴と云ふは掛布と云ふ事なるべし、日代宮段、倭建命御歌に、多知波氣麻斯袁、岐奴岐勢麻斯袁とある、岐奴も單衣と通えたり、萬葉一(十三丁)に、狹野榛能、衣爾着成、目爾都久和我勢と有るも、上に着るを伎奴と云ふなり、目に著と有るを以て考ふべし、偕、伎奴は上に著る物なる故に、右の如く色物を摺り著たりしかば、七(三十五丁)に、垣津幡、衣爾摺著、九(十九丁)に、山藍用摺衣服而、十四(三十五丁)に、奈波之呂乃、古奈伎我波奈乎、伎奴爾須里、十七(二十二丁)に、加吉都播多、衣爾須里都氣な

どあり、然れば上なる耳を伎奴と云ひて、並てを云ふには非ざるなり、(和名抄衣服類に、在上曰衣、在下曰裳、摠謂之服也と有る、衣は伎奴に當り、裳は禪、又は裳に當り、服は許呂母に當るべし、袍、和名宇倍乃岐沼、縫掖、和名萬都波之乃宇倍乃岐奴、背子、和名加良岐沼、單衣、和名比止閉乃岐沼、袷衣、和名阿波世乃岐沼、布衣、獯衣、加利岐沼など、皆上に在る衣を云ふなり)許呂母は古事記八千矛神の御歌に、曾米紀賀斯流爾斯米許呂母遠、麻都夫佐邇、登理與曾比と見え、仁德天皇二十二年御紀なる御歌、共に虛呂望虛曾、赴多弊茂豫著云々、又、那菟務始能、警務始能虛呂望、赴多弊著氏、箇區瀾云々と有りて、許呂母の下に眞具さに取り裝束ひと、二重も宜きとも、二重著て圍むとも續けさせ給へるを考ふるに、摠てを許呂母と云ふにて、美祁斯と共に廣き語なりと知るべし、萬葉一(二十五丁)大御歌に、仁保布榛原、入亂、衣爾保波勢と詠ませ給へるも、摠てを宣へるにて、上に引ける狹野榛能衣爾著成と、一方に眼を著けて云ふとは異なり、然れば、許呂母と云ふは著諸の字の義なるべし、(又、萬葉一に、我宿有、衣乃上從など有るは、夜の衾を云ふなり、上に引ける和名抄に、上に在るを衣と云ひ、下に在るを裳と云ひて、摠謂之服也と云へる服字に當るべし、和名抄衣服類に、缺掖、和岐阿介乃古路毛、欄衫、須曾豆介乃古路毛、一云、奈保之能古路毛、裘、和名加波古路毛、俗云、加波岐沼など見たり)○煩神は、上に引ける大同類聚方に、少彦名命乃美古登仁、阿旨解王邪、阿旨阿治和差乃布太津者、耶麻比乃門止牽割と見えたる、阿旨解王邪は氣に屬ける病にて、時置師神の掌る所なる事、右に註せるが如く、阿旨阿治和差は體に屬ける病にて、開嚙神の司る所なる事、下に傳するが如くなるが、此二より延きて、心を勞らし、思慮を惱ませる病を、和豆良比と云ひて、右の氣と體とに就き

たる病の本の本なり、同書、於保奈牟知命乃美已止仁云々、比登乃美乃奈連流半自免波、安萬都美佗麻、美豆保乃計乃不多通乎加波世、保豆禰奈理、智之保奈利、士々奈利、須知奈利、保念奈利、南訶和多奈俚、與通依太奈利、訶波奈利、波奈々利、久知那利、萬那古奈俚、美味阿奈々利、加美介奈利、遊毘奈利、都屬念奈流、と見えたる其始なる、天津靈を令レ病るなれば、病と云ふ中にも殊に可畏きは、彼の惡氣惡味の二災は、外より來る病なるを、此は内より出づる病なればなり、(若て外より入る諸病にも、何にも内に在りて相交るが故に、何れの病も、末は必ず此所に至れるを思ふべし)儲、傳七の卷に既に云へる如く、和豆良比は吾著有合にて、我に列り著きたる病を云ふなり、名義抄に、厄を和豆良比と有る是なり、天武天皇九年御紀に、哭之の字を和豆良布と訓みき、其和豆は、萬葉一(八丁)に、和豆肝之良受と云ふ語有るは、吾著も不知と云ふ事にて、俗に分別もなくと云ふ事にて、此の和豆も右に同じく吾著の意、良比は其狀を云ふなり、神に在れ、鬼に在れ、人心に依るを託と云ふ、其にて天津靈を令レ病るは、其神の託有が故なり、神功皇后御紀に煩を伊多豆伎と訓めるは、痛着の心なるを、雄略天皇御紀に、勞竭字を然訓み欽明天皇御紀に、煩を又伊多豆賀波斯久と訓めるなど考ふべし、萬葉五(三十八丁)に、年長久、夜美志波禮婆、月累、憂今比、許等々々波、斯奈々等思騰、五月蠅奈周、佐和久兒等遠、宇都且々波、死波不知、見乍阿禮婆、心波母延農、可爾可久爾、思和豆良比、禰能尾志奈可由、と有るを讀下して見るに、年長く月累ねて病み渡る身にあれば、盡は死なむと思へども、騒ぐ子等を棄てしは、死なむは知らず、見乍有れば、心は燃ゆる故に左に右に思和豆良比、啼耳し泣かると云ふ事にて病に係づらへると、死にも死なれざるとを合はせて、和豆良比と云へるにて、吾に著きて得去

らぬ事を、心に病みて云ふ語なり、(記傳に、「病に障られて、清々しからぬ意なり」と云はれたるは鹿し、名義抄に、煩を和豆良布とも、和豆良波志とも、宇流佐斯とも波宜志とも訓み、又、常に煩字を伊多豆伎とも、伊多波理とも訓み、字書に、煩勞也と有るなどを思ひ合はすべき者なり、字鏡集に、端の字を和豆良布とも、宇流佐志とも訓めり、然れば、宇流佐志、又、伊多豆伎など云ふ言も、近く其意の通へるを合はせ考ふべし)古今集詞書に、「心ち和豆良比云々」と見え、「心ち損ひて、和豆良比ける時云々」と見え、敏行集に、「近江の關寺に煩らひ隠り侍りけるに」と云ひ、常にも何と無く病む事を和豆良布と云へるも、多くは心の勞づがはしき方に取りて云へるなり、又其より轉じて、某病を和豆良布と云ふも、某病の吾身に著きたる意なり、又右に引ける大同類聚方に、阿旨解王邪、阿旨阿治和差と竝べて、下に耶麻比乃門止彦割と有るも、病を和豆良布と云ふ事を、倒に置きて云ふなり、王邪は災異なる事、上に云へるが如くなるが、此も其犯し令病る神に係けて、所爲の義にて、和豆良比の和豆の、吾著の意に甚遠くも非ざる語なり、然れば、阿旨解王邪は、阿旨解和豆良比、又、阿旨阿治和差は阿旨阿治和豆良比と心得て、違ふ事無かるべくなむ(記傳六に、「今俗に、行遇神に行き遇ひて和豆良布と云ふ事有るは、此神などにもや」と云はれたるは然る言ながら、行遇神は右の時置師神などにぞ當る可き)故、此神を、古事記には、和豆良比能宇斯能神とあり、此には無けれども、御紀には、宇斯には大人と被書る定格にて、天孫降臨章に、大人此云子志と註されたり、欽明天皇三十一年御紀に、道君を道能宇斯と訓み、用明天皇二年御紀に、卿字を宇斯と訓める、此二つは人を敬ひて云ふ語なるが、此言本は長者なる人を、佗より云へるなり、古事記御天降段に、問其大國主神言、天照太御神、高木神之命以問使之、汝

之宇志波祁流葦原中國者、我御子之所知國言依賜と有るにて、能く分れたり、宇志波久とは、上より被任ずして、其國の長たるを云ひ、所知とは其命を蒙りて、其國に君たるを云ふなり、遷却崇神詞に、自此地波四方乎見霧山川能清地爾遷出坐氏吾地止宇須波伎坐世止、と有るは、事任し給ふが如くなれども、神の所在を現人神より賜ふべきならねば、其地に就きて長と坐せとなり、又、萬葉五(三十一丁)に、宇奈原能、邊爾母與爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸能、大御神等と有るは、六(三十六丁)に、住吉乃、荒人神、般舩爾、牛吐賜と有れば、住吉大神なるを、其神の船路を守り給ふ事、何れの神より被依給へるにも非ざる故に、宇志播久とは詠めるなり、(宇志波久とは、其地に長として其境を有つ義なり)□天皇御紀に、劍を佩く事を持劍と書きて、其持字を波久と訓めるを考へ合はすべし、宇斯は、右の如く長の意とは、予が説く事なれども誰しも貴人の義に思ふめる故に、今宇と袁と相通ふ例を示さば、神功皇后御紀に、儲弦を袁佐由豆流と訓めるを、古事記には宇佐由豆流と有り、天孫降臨章第二一書に、齋主神號齋之大人と有るも齋主として仕へ奉り給へるを以て、齋之大人とは申せるにて、其即て長者の義なるを曉るべし、然れば、其群の長たる者を宇斯と云ふは、甚能く當れる言なりかし、右の君をも、卿をも、宇斯と訓めるを以て佗人を敬ひて某之大人と云ふ事も、古に有りける事を曉るべし、又、人を敬ひて主とも云へり、空穗藤原君卷に、「此女能き盜人なり、争で汝は右大將主の娘の文とて云々、新猿樂記に、太郎主なども云へり(大君、中君、三君、四御許、五君、六君、七御許、八御許、九御方、十君、十一君、十二君、十四御許、太郎主、次郎君、四郎君、八郎真人など竝び出て、君とも御許とも、主とも、真人とも云へるにこそ、但し其頃、宇斯とは餘りに云はざりしと見えて、申昔に

見えす) ○投其禪^ハは、波加麻は履裝と云ふ事なるべし、記傳六(四十九丁)に、御禪、和名抄に、袴、八賀萬とある是なり、雄略天皇御紀の歌に、多倍能婆伽摩場、那々陸鳴絶とあり、偕、字鏡に、禪、棍、輦、口大の袴、志太乃波加萬、和名抄に、禪、須萬之毛能、一云知比佐岐毛乃^ニなどあり、如此分けて呼ぶは後の事にて、本は袴も、禪も、唯波加麻なるべし、字には拘るべからず、此に禪字を書きたれども必ずしも特鼻禪の事とも定むべからず、彼雄略天皇御紀の歌に、那々陸鳴絶と詠めるを以て、表の裝束なるをも、波加麻と云へる事を知るべし」と有るが如し、(崇神天皇十年御紀に、禪屎處曰^ニ屎禪、今謂^ニ樟葉、訛也、と見え、古事記にも、屎出懸^ニ於禪、故號^ニ其地、謂^ニ屎禪、と有るは、右の須萬之毛能の方なるべし)、履裝ならむと云ふ故は、瑞珠盟約章に、縛^ニ裳爲^ニ袴と有るは、天照太神の男の御裝を成し給ふ所の文なり、女神に渡らせ給へば、常は連幅^ニれる御裳を御させ給へりしを、其を縛り上げて、兩股なる御袴に成し給ひて、履く物に成し給へる故に、波加麻とは云ふにて、裳の引き纏ふ物を踏み入れて履く由の名なり、和名抄に、野王案、在上曰^ニ衣、在下曰^ニ裳、摠謂^ニ之服也、と見え、古事記には、伊邪那岐大神にも、御裳と云ふ事の見え、賀茂舊記に、夜夢天神御子云、各將^ニ逢^ニ吾、造^ニ天羽裳、炬火、祭鋒、待^ニ之と有るも、男神の料に天羽裳と有るなれば、男の袴をも母と云ひしを、摠ては男は履く方、女は纏ふ方なる故に、唯母と云ふ時の、女の事に耳成れども、右に出だせる和名抄の、禪の下に、松、小禪也、漢語抄云、松子、毛乃之太乃太布佐伎と有るは、表袴を母と云ひて、裳^ニ下之禪^ニと云へるなり、名義抄にも、禪字を字鏡と同じく志太乃波加萬と有るを、志多母と云ふ訓の有るは、下裳と云ふ事なり、又、志太乃波加萬と云ふも特鼻禪は履^ニが如くして結^ニる物なれば、波加麻と云へるにて、何

れも裳と云ふ言の離れざるを思ふべし、又、裳は女の裝束なる故に、打任せて云ふ事なるが記傳に、后宮名目抄に、「御志多母、下裳と書く、此は御湯具の事にて、末々にては御湯母自など申侍る云々、とあり、女は表に著る裳有る故に、其に別たむ爲に、下と云へるなるべし」と有るが如くなれども、右に云へる如く、男にも袴を裳と云ひ、其に分たむ爲に、下裳と云ふ名目も有るにぞ有りける) ○開嚙神は、古事記に飽咋之宇斯能神、名義は飽咋の字の如く、飽とは物の度を過ぐすを云ふなり、常陸風土記に、多珂郡云々、其道前里飽田村、古老曰、倭武天皇云々、獵漁已畢、奉^ニ着^ニ御膳^ニ時、勅^ニ陪從^ニ曰、今日之遊、朕與^ニ家后^ニ、各就^ニ野海^ニ、同爭^ニ祥福^ニ、(俗語曰^ニ佐知野物、雖^ニ不得^ニ、而海味盡^ニ飽喫者^ニ、後代追^ニ跡^ニ、各謂^ニ飽田村^ニと見えたる、飽喫の言是なり) 萬葉二(三十七丁)に、臥居雖嘆、飽不足香裳^ニ五(十七丁)に、阿岐太良奴比波、家布爾志阿利家利、六(十五丁)に、今耳二秋足目八方^ニ十(二十七丁)に、相見久厭雖不足^ニ十二(四十一丁)に、荒津左右、送來、飽不足社^ニ十三(二十九丁)に、土打哭杼母、飽不足可聞^ニ十九(十七丁)に、伊夜奈都可之久、雖開飽不足^ニ又(二十丁)今日耳、飽足米夜母^ニ二十(十一丁)に、安我毛布伎美波、安伎太良奴可聞^ニなどと、多く飽足と言續け、又、十(四十一丁)に、毎日開跡、不足音可聞^ニ十二(三十八丁)に、見當不足、君爾所贈而^ニなど、足を阿久とも訓めり、(名義抄に、飽を阿久とも、阿伎多流とも訓めるは、字に當れるを、又、須具流と有るは、義に當りて、足字なども同じ義なり、此の事は、下に此の神の説有りて、そこに引ける論語學而篇に、君子食無^ニ求^ニ飽、居無^ニ求^ニ安云々と有るも、食に飽くと云ふ事の例なり) 然れば、此に開嚙神と有るも、口を開きて嚙ふ義なるが、物を嚙ふには、多少共に口を開くは常なるを、殊に開字を書かれたるは、飽

く迄嚙ふと云ふ意をさせて書ける者なるべし、又、飽咋の咋字も、記中に以て爲咋破吳公唾出、又、獻天之眞名咋など、皆、喫字、喰字の義に用ひたり、字書に、咋、嚙也と見えたり、然れば此神はしも、飽く迄食物を食ひ喰ひて、病を生ぜる神の首領なりと知るべし、神名式に、和泉國大鳥郡開口神社有るは此神か、若し然らば其魂を祭りめたるにて、上なる泉津醜女を出雲國意宇郡に筑陽神社に被祭たると、其致一なるにや、其社、今堺津に在りて、三村大明神と申す由なるが、其堺は疫神を祭れる地なるをも思ひ合はすべく、又、和泉志に、道守神祠在堺南庄と云へるは、泉守道者を祭れるなど、由有るを思ふべし、和泉志に、住吉舊記曰、云々爲住吉之外宮、故朝廷二十年一度毎、造替住吉社、當社亦造替、元開口村、水戸村、原村之間也、故俗稱三村大明神云々と云へり、神名帳頭書に、兼永點本訓レ口曰久比、蓋爲開嚙神と云へるをも思ひ合はす可し、(但し臨時祭式なる、畿内堺十處疫神祭の中には漏れたり、楮右の三村明神を、事勝國勝長狹神を祭れるを、後に生玉神、牛頭天王を合せ祭る由に云へり、予思ふに事勝國勝長狹神は、猿田彦神とも云へる異説有るに依りて云へるにて、此は堺にて疫神を祭るは、衢神を祭れるを思ひ僻めたる説なるべし、生玉神は大己貴命なる由、予、祝詞講義に註せるが如く、牛頭天王は、備後風土記に依るに、素戔鳴尊に坐々し、又疫疾を守り給ふ神に坐せば、衢神に合せ祭れるも由あり、何れにしても、事勝國勝長狹神と云ふ事、心得ず)抑々食物はしも、第十一書、保食神の身より成れる物を悉く取り持ち去りて獻れる所に、于時天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之と見えたる如く、天下の蒼生の身命を有つ可き珍寶なり、然れども、已に所見たる伊弉册尊の如く、尊き大神に坐すすら、浪泉之竈の事に依りて、顯國に出で返らせ給ふ事の出来坐さず

成りて、諸の禍事は其より起れる事、右に所見たるが如し、又、古語拾遺に、昔在神代大地主神營田之日、以牛六食田人、于時御歲神之子、唾饗而以狀告父、御歲神發怒、以蝗放其田、苗葉忽枯損、似篠竹とあり、此も亦食の穢に依りて、甚じき禍事とは成れるなり、所以に、天照太神の皇御孫尊に瑞穂を授け奉らせ給ふ所の大御言に、以吾高天原所御齋庭之穗、亦當御於吾兒と詔り給へる事、天孫降臨章第二書に出でたり、如此く齋まはり清まはりて、慎しみ給ふ時は、寔に活きて活くべき物なりと雖も飽く迄此を食ふ時は、又其反にて、身命を損ふ事、常多在り、此れ其度を過ぐせる災なり、天上の儀式は、右の如く食に嚴なるを、彼泉國にては、其とは異にて、上に見えたる蒲萄笏の成れるや否、醜女の採瞰へる、賤しき狀なるを思ふべし、(善事悪事の悪事も此と同じ道理にて、彼茂槍の本末傾けず、中取り持ちて行ふは、善事にては有れども、其も物は頻りて其度を過ぐせるは、禍事と成る所由、下なる八十柱津日神の所に傳せるを見て辨ふべき者ぞかし)大同類聚方に、於保奈牟知命乃美已止仁、古迺美波、阿萬乃保乃計、都知、味豆阿治乎、奈伽和太仁伊連、伊太須古登乃太要邪流乎、都倭止之底、曾能奈訶美仁萬都比尤、倭邪奈須裳奴乎、耶麻比止伊布、とある阿萬乃保乃計は、唯々火氣と續きたる如くなれども實は火氣と火と二つを云ふ事、上に註せり、都知は土毛を云ひ、味豆は水にて、共に食と成る物を云ふなり、阿治は古書に味字を書きて即ち食味の事なり、此を中蔵に入れ出だす事の絶えざる其人の平生なるを、其中身に纏ひて災成す物を、耶麻比と云ふとなり、此には食に飽く事を云はざれども、奈訶美仁萬都比尤と有るなむ、食味の滞れるに本きたる事著明し、其は上に引ける少彦名命乃美古登仁、阿旨解王邪、阿旨阿治和差乃不太津者、耶麻比乃門止牽剝、と有るを以て、其と知らる

るなり、此に阿旨阿治と有るからは、毒物にても喰ひ、禁忌の物に中てられたる如く見ゆれども、然に非ず、毒物に在れ、禁忌の物に在れ、何に依らず口中に入れて、人身を犯し病ましむるを云へば、右に云へる飽咋なむ、其病の本なりける、又、阿治和歌致と云ふ一章有り、仁我理、須婆哩、鞍麻歸、新武喜、新褒波遊岐、盈俱剝、阿波紀、と六種に分けて其能を云へり、其は藥物の事には有れども、常の食味に至りても、同じ事なり、其次に萬太、阿志阿治、袁吼囉比天、伊比布具餘利、保乃記能甫之、母屠須治仁通太比无、美烏知二非路支、和差奈之奈夜鬪須母濃乎、哪訶耶麻日止伊婦奈利と有るは、惡味を喫ひて、脾胃より火氣上し、本筋に傳ひ、身内に引き災成し、惱ます物を中病と云ふなりと云ふ事にて、謂はゆる身中の諸病なるなり、然れば其次なる和座乃倭訶知と有る中にて、能民區日阿太利、又、致乃和座、又保豆稔乃於止侶陪と有るなどは、皆右の惡味災の屬なり、文に、能美區比阿太利者、阿之母乃太之味、久累比阿波世、阿延流蒙能阿多剝、阿之萬自要母久乃囉日、と有りて、飲食中りは、アレキモクシ惡物畜と、喰合と、アモル和物中と、惡交物喫との四なり、次なる血之災と、髓之衰とを、食物に係る事は、第二章に、美豆保乃計乃不多通乎加波世、保豆禰奈理、知之根奈利、云々と有るを、第三章に、保乃岐波故比且、美豆阿治乎訶母延と見え、第四章に、美豆波、能民區日乃安治萬計奈剝、云々、伊路味底、知士甫登奈剝云々と見え、第五章に、蕃豆波致旨補乃須俱喇有滿記乎云々、と有りて、何れも食物を本と爲て成れる者なればなり、此等も皆飲食の度を過ぐせると、食ふまじき食味を貪り喫へるとに由りて起れる病なれば、是を以て右等の類はしも、此なる開嚙神の司る所なりとは云ふなり、(但し今は漢土西洋の醫說世に多く行はれて有り、其說に合へりや合はざるや、予此を知らずと雖も、神皇の御典を説き奉

るを任と爲る此大業を拘へながら、然る末々の枝國の説共に合へる合はざるを云ふべき事かは、已に右の三神の事に就きて、素問以下の外書を以て、少か論徴したる説も有りしかども、今此説の成れるに就きて、悉く捨つるには至れざるぞかし) ○右の時置師神、煩神、開嚙神の三神は、疾病を掌る長者なる事、上に註せるが如くなるを、古事記には右文に續けて次於_二投棄左御手之手纏_一所_レ成神名與疎神、次、奥津那藝佐毘古神、次、奥津甲斐辨羅神、次於_二投棄右御手之手纏_一所_レ成神名邊疎神、次、邊津那藝佐毘右神、次、邊津甲斐辨羅神と有りて此六神の名出でたり、此には何れの一書の傳にも見えざれども此第六一書はしも、大凡古事記と同じ傳なるを、此に成れる佗神等の事は打合へるに、此に至りて甚足らぬ心なむ爲ける、故、情考ふるに、右の古事記の文は、必ず此に在りて傳はれりけむを、如何してか漏れたりし者と所見たり、予已く説を得て、右なる三神は疾病神なるに、此の六神は海陸に就きて禍事を成し行ふ神なり、然れば此に説き示さずしては、此なる始終の結を爲難き故に註さむとす、(但し其説は記傳六卷に委しく註されては有りけれども、予が説は其とは大に異なる故に、殊更に今言擧げ爲る者なり) 右に投け棄て給へるは、御帶、御衣、御禪の三なり、此に又、左右御手の手纏と合はせて、此五をぞ泉門に擲け給へりけむ、其外にも、御杖は此より以前に投げ給へれば、此の列に非ず、又、古事記に御裳の事有れども、其は御帶なりし傳の誤なる由、上なる投_二其帶_一の下に論へるが如し、又於_二投棄御冠_一所_レ成神名飽咋之宇斯能神と有れども、其は此に、又投_二其禪_一是謂_二開嚙神_一と有る方正しければ、其御冠と云ふは、前に取_二黑御鬘_一投棄とある其事の別なる物の如く傳はれなるべき、瑞珠盟約章なる天照太神の御裝束に、以_二八坂瓊之五百箇御統_一、纏_二其鬘鬘及腕_一と有りて、玉より外には御冠に當れる物無

きを思ふべし、出雲神賀詞に、伊都幣能緒結、天乃美賀氣冠利天と有るを以ても、上古に冠と云ふは、後の冠及幘頭などの状ならざりし事は知らるゝなり、若て又此には又投其履、是謂千敷神とある、履は然も有りなむを、千敷神は古事記に依るに、伊邪那美神の亦御名なれば、此は傳の異なるなれば、此に在るは誤なり（其は下に云ふ事には有れども、此に少か云はずては、總ての係りて分明しからぬ事共の多きに依りて止む事を得々ざるなり）○手纏は、記傳六（五十一丁）に、「仁徳天皇五十五年御紀に、田道てふ人の蝦夷と戦ひて死にし所に、時有從者、取得田道之手纏、與其妻、乃抱手纏、縊死」萬葉十五（十三丁）に、和多都美能、多麻伎能多麻乎云々」三代實錄に、貞觀十二年正月十三日、勅充壹岐島甲並手纏各二百具などあり、和名抄には、射藝具に、鞆、和名多麻岐、一云小手也とあり、實に後に云ふ小手の如くなる物と聞えたり、但し射藝耳の具に成れるは後の事なり、上代には常にも著る物なりき」と見えたり、又此にも玉を纏附けたりけむ事は、古事記御宇氣比段に、亦於左右御手、各纏持八坂勾璉之五百津之美須麻流之珠と有るにて灼然し、此には手纏とは無けれども、次に曾毘良邇者負千入之鞆、附五百入之鞆云々と有るにても、實に後世の小手の狀に似通へばなり、（右の萬葉十五に、多麻伎能多麻乎と有るを合はせ考ふべし、天孫本紀饒速日命の形見物の中に、天羽々弓、天羽々矢、復、神衣、帶、手貫三物とある、手貫を多麻伎と訓みたれども、字の如く多奴伎と訓むべきなり、名義抄に、鞆字を、和名抄の如く多麻伎、又俗云古氏と有る外に、多加陀奴伎とも、牟須夫とも有り、又、鷹鞆を多加陀奴伎と有るは、鷹手貫と云ふ事なるべし、然れば手纏を手貫とも云ふなり）又、記傳に、「是を手結とも號けしにや、萬葉三（三十四丁）に、丈夫乃手結我浦と續け詠めり、是なるを安

康天皇御紀歌に、阿由臂能古輪瑞」雄略天皇御紀歌に、阿遙比那陀須慕と有りて脚帶と云へれば、手なるをも然は云ひけむ、師云西宮抄（五月六日條）に、諸家出馬乘人、著襦襦、錦袴、甲手纏、足纏と竝べ云へる足纏は、阿由比と訓むべければ、手纏も多由比と訓むべき事灼然しと云はれき、今思ふに、萬葉に右の如く續けたるは、手纏の意なれば手纏をも即多由比と爲むも物は違はず一なり、然れども、名は別なるべし、若し多由比ならば、この記にも手結と書くべきを、纏字を書けるは、多麻伎なる故なり、此記の例必ず然り、其上、萬葉十五、又、和名抄などにも、多麻伎と有るをや、唯同物に二名有りしなりけり（補意）とあり猶上に云へる手貫と云ふ名も有れば、合せて三名有るなり、（右に師云と有るは冠辭考の説なるに就きて、今少か文を補ひて引けり、又、西宮抄、野行幸裏書に、諸衛督將佐以下著狩衣、胡籬、腹纏、小手、行膝と有るを合せ見ては、手纏は小手、足纏は行膝なる事知られむかし）○奥疏神邊疎神以下の奥邊と云事は、記傳六（五十二丁）に、「先づ左の御手纏に成れる三神を奥と云ひ、右のに成れる三神を邊と云ふ云々、偕、左を奥に當つるは、師説に、萬葉九（二十五丁）に、吾妹兒者、久志呂爾有奈武、左手乃、吾奥手爾纏而去麻師乎と有る、即ち此意なりと云はれき、此に依らば、左手を奥手と爲るなり、偕、右は邊なる事灼然し、砌も邊の意に叶へり、又、萬事を先づ右手して爲るも、左は奥なるが如し、諸の山津見神の成り坐せるも、左手に志藝山津見神、右手に戸山津見神なり、これも此の奥と邊とに合へり、偕、淤伎と淤久とは同言なり、邊は端方なり、波志を切て比となり、比倍を切めて閉となれるなり、故、海邊を宇那備、濱邊を波麻備とも古詞に詠めり」とあり、此にて左右の奥邊なる事明らかなれども、猶言義詳らかならず、故、思ふに、淤久は置くにて、物の動かざる

由にて、邊は經にて、其に又靜ならざる意有りて、言本は動靜に依れるなる可し、其は此を大きく云ふ時は、奥は別天にて常に靜なるを、邊は日天にて常に運旋るなるが、體に取りても別天は大きく、日天は小さければ、奥邊に大小の形を備へ、又遠近の差別見えたり、(十種神寶の中に奥津鏡、邊津鏡と云へるも、大鏡小鏡と云はむが如く、此は形の大小に就きて云ふなり、其外、古書に、奥津某、邊津某と云へる此例多し)又、此を取りて天日と大地となり、天日はしも、天の中央に居て終古に易らざるを、大地はしも、其周圍を公運して一歳を爲し自己の私運して日夜を分てるなるが、天日は動かずして靜なり、大地は常に運旋る故に、神名にも浮經野豐尊なども申せり、此も亦天日は奥なり、大地は邊なるが、遠近大小の事は上の例にて異なし、(但し天日を奥と云ふ例は無けれども、其奥と云ふ左は、古くも日足と云へる其の如くにて、天日の移ろはずして天中に係れるを云ふなれば、奥と云ふにも合へり、又、大地を邊と云ふ例も無けれども、常に國に國方と云ふは邊なるを思ふべし)又、刻みて海に奥と云ひ、邊と云ふ事、此は常の事なり、奥は人の往來ふ處ならざるを、邊は常に人の歩行く處なれば、又動靜大に遠近の義を離れざる事、上の如し、若て山には奥山と云へる、其に對へて端山と云へり、端は邊なる事、右に引ける記傳の説の如し、又萬事を爲すにも、右手を動かし運びて物爲るを、左手は唯添ふる計りなるが如し、此を以て奥邊は、本、動靜に依りて起れる言なるが如にて、左右遠近大小の義なる事を曉り明らむべき者なりしかし、(猶上なる級長戸邊命の傳に云へる事も、又考へ合はすべき者なり) 疎は、記傳六(五十三丁)に、「古書に多く放又、離字などを訓めり、今言にも遠者加留と云ふ即ち其意なり、佐加留と佐久留とは、自ら然ると、物を然爲るとの差別有り」と見えたり、神功皇后御紀な

る神の御託言の中に、神風伊勢國之、百傳度逢縣之、拆五十鈴宮所居神、名撞賢木殿之御魂天疎向津媛命焉と有るは、皇太神の荒魂にて、荒祭神の御名なるが、其天疎の疎も同じ事なり、一傳に、向置男聞襲大歷五御魂速狹騰尊と有るも同じきか、速狹騰は速疎と云ふ義なる故に、時天皇謂皇后曰、聞惡事之言坐婦人乎何言速狹騰也と尤めさせ給へるを以て考ふべし、若て征韓の御政事畢へて返り給ふ所に天照太神誨之曰、我之荒魂不可近皇后、當居御心廣田國と教誨へ給へるに依りて、御許を疎らせ御在し坐さむと云ふ事なり、近字に比べて言義を思ふべき者なり、(此天疎向津媛命と申す御名を、先輩等の説に、皇太神の御身自御名告坐せる御名として、本御名と定めたるは非なり、下に我之荒魂不可近皇后と有るを思ひ漏らされ、又、五十鈴宮所居神と云ふに耳眼を着けられたる者なり、下なる八十杵津日神の傳に説き明らむべきなり)又、第十一書に、泉津事解之男神と云ふ神の有るも、伊弉諾尊の族離と宣へる驗に依りて成り坐せる神なる事上にも粗説きたる如く、又天孫降臨章第一一書なる天稚彦條に、時有國神號天探女を、正書に、天探女此云阿麻能左愚謎と註せるを古事記にも天佐具賣と有りて、具は濁れる言なれども、其も疎の意なるべし、和名抄鬼魅類に、日本紀云、天探女(和名阿萬佐久女)一云(安萬乃佐久米)と有りて、此には二つ共に佐久と清めり、倍此を鬼魅類に被載たるは、承る所有りて爲しし事と通えたり、記傳に、「今世諺に天之佐古と云ふは此名なり、左に右に人に悖ひて心悪しき者をなむ云ふめ」と云はれたる、此に就て思ふに、天稚彦は天にて壯士に擢でられたる神なるが、此國に降り著きしより、然る鬼魅には交こられて、終に此國を得むと思ひ成りて種々の逆事を成せるも、皆其天探女が所爲なり、若て天より無名雉を降して令看給へば、言ひ進めて射殺さ

せ、其返矢に中りて、天稚彦を終に亡ほさせたるなど、天稚彦の侍婢の如く化居て、物爲たるなり、此を以て、天探女の佐具と、此の奥踈、邊踈の踈と同意なりとは云ふなり、今昔物語二十四(二十段)に、「年來住みける妻を去離にけり」とある其れにて、人にも物にも交り居て、去離令る謂なり、(源氏總角卷に、「何か此は世人の云ふめる、恐ろしき神ぞ託き奉つらむと、齒は打透りて愛形無けに云ひ成す女有り、又甚切枉々し、何ぞの物か託かせ給はむ云々」と有るを、細流に、「世俗の諺に、嫁すべき時過ぎぬれば、神の憑となり、萬葉第二の大伴安麻呂、大納言巨勢人女、歌、「玉蕊實生ぬ木には道速振る神ぞ憑とふ成ぬ木毎に」と云ひ、能因歌枕に、「人の中避る神をば荒御前、又荒御靈と云ふ荒神なりし云々」とも云へり、下に云をも考へ合はすべし、又、落窪物語三下に、「人の思ふ申避るは大事に非ずや」と云へば云々」と有るも、荒御前の託きたるにして云へるなり、又少女卷に、「甚佐久自理老すけたる人、立交りて云々」と有るを、細流に、「賢しく指し過したる心なり」と有るは、天探女の狀に能く似たり、小賢しく言痛き者に云ふなり)又、右の踈を、祝詞には宇登夫流と云へり、祈年祭詞に踈夫留物能自下往者下乎守、自上下往者、上乎守と見え、御門祭詞に、四方四角與利踈備荒備來武天能麻我都比登云神乃言武惡事爾相麻自許利、相口命賜事無久、自上下往波上護利、自下往波下護利、待防掃却言排坐氏、とあり、又、道饗祭詞には、根國底國與里龜備踈備來物爾相率相口事無氏、下行者下乎守理、上往者上乎守理と見え踈たる備は踈々しき狀を云ひ、荒備も散々しき狀を云ひて此踈夫留物と云ふは、根國底國の汚穢に依りて成れる荒ぶる惡しき神なる故に、其を禦ぎ給ふ神等も成り坐して、其を守り給へば、踈々しく散去り居て、中々に惡事は成し得ざるを、其守り給ふ虚隙を伺ひて、入りて犯さむと爲る者なり、

此を以て奥踈神、邊踈神の名義をも、又知るに足れる者なり、天孫降臨章第二一書に、高皇產靈尊勅大物主神、汝若以國神爲妻、吾猶謂汝有疏心、故今以吾女三穗津姬配汝爲妻、宣領八十萬神、永爲皇孫奉護とある、此にて親踈の差別能く知らるゝなり、(名義抄に、踈字を宇登斯とも、宇都富那理とも、於呂曾加那理とも、余曾とも訓める字を、佐加理に用ひたるは、其心同じきが故なり、踈と疏とは同義の字にて、名義抄に右の如く訓める外に、比良久とも、登保斯とも、能叙久とも訓める義をも、又、萬葉十三に、吹風母、和者不吹、立浪母、踈不立跡と有るには、踈を於保と云へるをも合はせ考ふ可き者なりかし)○奥津那藝佐昆古神、邊津那藝佐昆古神は、何れも男神なるに、女神の對なし、那藝佐は海邊なり、海宮遊行章に、以草葦兒棄之海邊と有りて其生坐せる御名を彦波瀲云云と稱へ奉れるを以て知るべし、古事記には其を海濱波限とあり、和名抄涯岸類に、渚一溢一否、曰渚、(和名奈木左)と見え、萬葉六(十二丁)に、清波瀲十三(二十二丁)に清瀲とも書けり、言義は波段にて、海濱に波の打寄せたる跡には、段を成せる者なればなり、物を刻むと云ふも、段を成す謂なる事、已に上なる爲三段の下に云へり、(物に名殘と云ふは、浪の引きたる所に跡を残せるを以て云ふなり、斯れば、那美伎陀の切りて波瀲と成れる事著し)右の如くは、唯何となき海濱の神の如くなりとも雖も、上なる奥踈、邊踈、二神の例を以て思ふに、元より穢れたりし物質に依りて成れる神にし坐せば、共に禍神の屬なるべき事、云ふも更なり、故思ふに、此は川澤江海に就きて妖事を爲せる神なりけり、瑞珠盟約章、素戔鳴尊昇天の所に、溟渤以之波盪、山谷爲之鳴响とある如きは其神性の雄健に依れりと雖も、其に應ふる神有りて使然なる可きを思ふべし、又其を、古事記には青山如枯山泣枯、河海者悉

泣乾とあり、此に依りて思ふに、河海を悉く泣き乾して何處迄も波瀾の如く成せりし故を以て、那藝佐昆古と云ふ名は有るなりけり、此神等は黄泉國の穢れたる物に因りて成れるを、伊弉册尊に屬き奉り給ふ素戔鳴尊の所行を資けて、當昔荒び疎びけむ事の状をも又思ふべし、又其那藝佐に、泣爲の義をも兼ねたるべし、右の鳴响、又は泣枯、泣乾などは、山海共に通はして云へるなれども、殊に溟渤の鼓盪へる状の甚だしく有りけむと所思ればなり、(那藝佐の藝は濁音、那久の久は清音なれども、浪段と云ふ本より見れば、上古は共に清みたりけむ事、云ふも更なり、偕、那藝佐と那久とを一つに爲て云へるは如何と思ふ人も有るなれども、已に註せる如く、時置師神は御帶を解き置かせるに依りて成れるを、時犯神なる如く、此段に成れる神等の名には多在る例なり)又、下に註せるが如く、天孫降臨章に、彼地多有_ニ螢火光神及蠅聲邪神云々と有るも、山海にて妖を爲す神の所爲なり、出雲神賀詞に、晝波如_ニ五月蠅_一水沸支夜波如_ニ火瓮_一光神在利、右根木立青水沫毛、事問天荒國在利とある、晝波如_ニ五月蠅_一水沸支の一章は、全く海水の方に依れるにて、如_ニ五月蠅_一は、水の沸騰る状の、常に波の立てる状とは異にして、水玉の群がり飛ぶが、五月の蠅の如く成りしとなり、古事記に皆涌くと有るは、惡神之聲と有れども、天孫降臨章六、一書に、晝者如_ニ五月蠅_一而沸騰之と、右の水沸支と共に充當れるなり、若て次に青水沫毛事問と有るなむ、彼泣枯泣乾などの類にて有るべければ、那藝佐を泣爲と説くは、僻事には非ざるべくなむ、(然るは、事問とは有りても、正しく人の言語が如くは非ずて、唯泣くが如く响ゆるが如く聞えたりし事とぞ推量られたりける)○奥津甲斐辨羅神、邊津甲斐辨羅神の辨羅は女等に、女神と聞えたるが此には男神の對なき事、上なる那藝佐昆古に女神の對無きに似たり、偕、甲斐は大殿祭詞に、

今奥山乃大峽小峽爾立留木乎云々と有りて、山門なる木の生ふる所を云ふなり、古事記朝倉宮段、大御歌に、久佐加辨能、許知能夜麻登、多々美許母、幣具理能夜麻登、許知恭知能、夜麻能賀比爾、多知邪加由流、波毘呂久麻加斯と有るにて、山と山の此々の山間なる所を峽と云ふ事灼然し、雄略天皇四年御紀に、丹谷を多邇加比と訓める、多邇は多理にて、水の流に就きて云ひ、加比は間に、山の形に就きて云ふ、其二つを合はせたる者なり、皇極天皇三年御紀に、谷此云_ニ波佐麻_一と有るは、峽の意に同じきなり、和名抄に、峽、山間峽處也、俗云_ニ山乃加比_一とあり、(記傳に、甲斐國も山間國と云ふ事なり)とあり名義抄に、狹字を勢婆斯、又、山乃加比とあり、偕、魚貝に加比と云ふも、其峽の如く凹める中に肉有るを以て云ふなるべくや、又は穀と穀と二つ合へる由なる可きにや)辨羅の辨は女、羅は等にて、等しく女神にて相並べる由なるべし、山の峽なる處は、女の陰處の如くなる故に、此を富登と云へり、古事記浮穴宮段に、御陵在_ニ畝火山之美富登_一也と見えたるを、懿德天皇御紀には、葬_ニ磯城津彦玉手看天皇於畝傍山南御陰井上陵_一と有るを以て、峽を富登と云ふ事有るを知るべく、又、女陰を俗に加比と云ふも、其峽なる所に在るを以て云ふなる可し、(記傳に、辨は方なり、羅は下に置く助辭にて、例多き中にも、萬葉十四(二十九丁)に、與許夜麻徹呂と有るは横山方にて、此呂と同じ)と云はれたるは、實にもと聞のれども、此考に合はざるなり)此神の妖を成す所由は、此正書に青山變枯と見え、第二書にも青山爲_レ枯とあり、又、古事記には其を、青山如_ニ枯山_一泣枯、河海者悉泣乾と有るなどは、素戔鳴尊の御荒びに依れりと雖も、又、其に應ふる神有りて使_レ然る事、已に甲斐辨羅神の下に註せるが如く、又、甲斐辨羅は峽女等なるが、其言に辨羅に滅_レの義を含みて青山を枯山成せる意有れば、此は決

く山に就きて妖を成せる禍神と聞えたり、已にも引ける萬葉二(十二丁)に、玉葛、實不成樹爾波、千磐破、神曾著常云、不成樹別爾と有るが如く、本草に實の成らざるに、一速ぶる神の所爲なれば、況て青山變枯などは、荒ぶる神の所を得て物爲けむ事、云ふも更なり(又、物の所詮有るを甲斐有ると云ひ、無きを甲斐なしと云へる、甲斐は詮字に當るべし、中古の書共に、甲斐なし、言ひ甲斐なし、など云ふ甲斐は易字の義にて譬ふるに易ふべき物なしと云へる意なりと云ふ説有るは、然も有りぬべき事なり、然れば此の神名の徴には立て難し)又、天孫降臨章に、有_ニ螢火光神及蠅聲邪神、復有_ニ草木威能言語とある蠅聲邪神は、上に云へる如く、海外にて妖を成せる那藝佐昆古神の所爲なるに合はせて、山谷にて妖を成すは右の螢火光神にて、甲斐辨羅神の所爲なる事、知らるゝなり、出雲神賀詞に、夜波如_ニ火瓮光神在利、石根木立青水沫事問天云々と見えたる、此に山とは無けれども、山には常に燄火在りて燃え上り、又妖火の出でて人に災爲るを以て知られ、又、石根木立の山に屬ける物なるを以て考ふれば、山岳陸地にて有る禍神の首領と云ふ者になむ有りける、(上なる那藝佐昆古神の、川澤江海にて妖を成し狀なるをも合せて考へざれば、心行き難き事こそ多からめと思ひ)○右件の六神は此御紀に漏らされたるを、殊更に古事記より引き出でて説く事は、彼の時置師神、煩神、開嚙神の三神はしも、病神にて、此なる奥疎神、邊疎神、奥津那藝佐昆古神、邊津那藝佐昆古神奥津甲斐辨羅神、邊津甲斐辨羅神六柱はしも、禍神と云ふ物にて、共に伊弉諾大神の泉國より歸らせ御在し坐し、時、御身に著けたる物を黄泉坂に擲け給へりしに依りて成れる神なれば、顯國の神の如くなれども、其物實は彼醜國の汚穢に依りて成れる神等なる故に、伊弉冊尊に屬きて、此も亦黄泉神なる故に、祝詞には病なるをも、禍な

るをも、押括めて根國底國與里龜備疎備來物とは云へるなり、(其は世を守り給ふ正しき神の限りは、此國にて生れ坐し)も高天原を本處と爲給へると同日の談なり)其爲に、黄泉坂に塞れりし千人所引磐石の御靈を、八衢比古八衢比賣神と申し、又其御杖を投げ給へりし時に成り坐せるを岐神と申して、其神等を防ぎ却ひ御在る事、道饗祭と云ふ事の起れりし本なるなり、偕、右の疫神はしも、人に就きて災を爲す者なるが故に、療病禁厭の事を以て、此を掃却ふ方法出來れり、寶劔出現章第六一書に、夫大己貴命、與_ニ彦名命_一戮_ニ力_一心經_ニ營_ニ天下_一、復爲_ニ顯見蒼生及畜產_一、則定_ニ其療病之方_一、又爲_ニ攘_ニ鳥獸昆蟲之災異_一、則定_ニ其禁厭之法_一、是以百姓至今威蒙_ニ恩賴_一と見えたる是なり、此に鳥獸昆蟲と云へば、疫神とは別なるが如くなれども、其人をして令_レ病る者は、其靈を物に託けて災異を爲るなり、上なる時置師神の傳に引ける大同類聚方に、母能乃解者、萬自故俚、介太毛乃々解、多訶可味乃介、と有るを以て知るべし、然れば、右の時置師神、煩神、開嚙神等の、災異を攘ひて疾病を療むる道は、已に大己貴、少彦名二神の神功に定まれる者なり、(又、其道饗祭はしも、元來其大己貴命の事始めて、高天原に奉らせ給へる政事にて、其より皇御孫尊の大朝廷に傳はれる由、槌に見る所有りて、其講義に已く説けるを、又天孫降臨章にても云ふべし)其禍神をも、大己貴命ぞ言向和し給へりける、右に引ける一書なる其神の御言に、夫葦原中國、本自荒世、至_ニ及_ニ磐石草木_一、威能強暴、然吾已摧伏、莫_レ不和順と所見たる是なり、然れども、其は岐神の神威を得て和順へ物爲給へる事、天孫降臨章に、大己貴神自_ニ於_ニ二神_一曰、故吾亦當_ニ避_一、如吾防禦者、國內諸神必當_ニ同禦_一、今我奉_レ避、誰復敢有_ニ不_レ順者_一、乃以_ニ平_レ國時所_レ杖之廣矛_一授_ニ二神_一曰、吾以_ニ此矛_一率有_ニ治功_一、天孫若用_ニ此矛_一治_レ國者、必當_ニ平安_一と有るを以て知る

べし、前に磐石草木に至る迄に取託きて荒芒たりし神を、悉く摧伏て和順給へれば、然る禍神も、大己貴神には從ひ居たりしなり、然るに、今皇御孫尊に國土を避奉給ふに就きては、岐神の神威を得給ふに非ずては、然る神等をば治めさせ給ひ難けむとて、廣矛を奉らせ給へるにて、其は岐神なること上にも註せるを合はせ考ふべき事なり（然れども、其間と雖ども天探女が如き禍神有りて天稚彦に相交り、相口會ひて、其神を忠誠ならざる神と成して、終に高津鳥の殃に依りて、身亡せたりし事も有りければ、全くは右の二神經津主神、武甕槌神なむ、悉くに言向和し鎮め給へる事、下に云へるが如し）故、其第二書には、右の廣矛の事を、乃薦三神於二神曰、是當代我而奉從也と見えたり、如吾防禦者國內諸神必當同禦と有ると代我而奉從と有るとを合せて、岐神の力を合せて禍神をも壓へ御在し坐しけむ事を知るべきなり、偕又次に、故經津主神以岐神爲郷導、周流削平有逆命者、即加斬戮、歸順者仍加褒美と有るを、正書には、於是、二神誅諸不順鬼神等、果以復命と見えて、岐神を郷導として削平け給へるを鬼神と云へり、鬼神はしも、黄泉國の汚穢に成れる右の疫神禍神を總べて云へる事、遷却崇神詞に、經津主命、健雷命、二柱神等乎天降給比氏荒振神等乎神攘々給比神和々給氏、語問志磐根樹立、草之片葉毛語止氏と有るにて著明かり（又、正書の分註にも、一云二神遂誅邪神及草木石類皆已平了云々と見え、常陸風土記に、天地權輿草木言語之時、自天降神名稱布都大神、巡行葦原中津之國、和平山河荒梗之類云々と有ると、上に那藝佐毘古神、甲斐辨羅神などの傳に云へる事と考へ合すべし）偕、經津主神、武甕槌神二柱、其岐神を郷導として、山川の荒梗る邪神鬼類を悉く和平し給へりし時に、多くは外國に逐却け給へりと見えて、磐根樹立草の片葉も言止めて、後に初て

顯幽の堺を異にして、皇國の内には然る奇怪しき事は決なく成れるを、後に外國より參來れる教法の中に、幻術共の多く有りて、其に交こらるゝ人共の多在るは、全く外國に廢れ残れ在りし者なり、下に引ける儀式、又、朝野群載に載れる追儼咒文の中に、事別天詔久、穢久惡伎疫鬼能、村々所々爾藏里隱布留乎波千里之外、四方之堺、東方陸奥、西方遠值嘉、南方土左、北方佐渡與利乎知能所乎奈牟多知疫鬼之住加登定賜比行賜氏云々と有るは、神氣の盛ならざりし當昔の人の、中々に思ひ寄りて云ひ出づべき事には非ずなむ有りければ、此は決めて二神の邪神鬼物を、外國に神却ひ給へりし傳などの有りて云へる者なり、鴨長明四季物語に云はく、追儼の夜は、餅麴など焼き奉り、御餉の御廻に奉れば、是も物性疫病却ひぬべき本文侍るとなむ、鯛の挟み物格の矛は、儼追ふ家には物數ならでも、殊に大内には掃部寮例として仕う奉れり、此儼追ふ事は唐にも侍れど、別けて我御國には、神武天皇の六年の春より物爲給ふ御事にて、甚しき御例なり云々と有るは、實に受くる所有りて云ふと聞えて、然こそ諾はるゝ事なりかし、（又、太秦牛祭の祭文にも、田中爾波安良禰土毛、稻積、片山仁波安良禰止毛、榎本相本、木加良之藤乃森、嵯峨乃奧奈留一舉打禮天波、聽加天宇左以辻々乃道祖神等云々、如此異類不道無懺乃奴原仁於天波、長久遠久、根乃國、底乃國迄拂退久戸支者也と有りて、此は右の儼祭文より出でたる體なるを、彼詞には外國に却ふ由にて、尋常の狀に異なるに就きて考ふべし、偕、右の追儼も、牛祭も、道饗祭の一種なる事、講義に已に註せり）其は欽明天皇十三年御紀に、百濟聖明が佛像、幡蓋、經論を奉れるに、物部尾輿大連、中臣鎌子連など諫奏されし所に、天皇曰宜付情願人稻目宿禰、試令禮拜、大臣跪受而忻悅云々、因淨捨向原家爲寺、於後國行疫氣、民致天殘、久而愈多不能治療と

有る、此物に乗りて邪神姦鬼は詣來にけらし其より後、八十の枉事種々に起れるは、所を得て荒世たりし故なり、又、敏達天皇十四年御紀に、蘇我大臣馬子宿禰、禮拜石像、乞延壽命、是時國行疫疾、民死者衆と有りて、佛を齋き初めたる、即ち疫疾流行なはれて、國民絶ゆべきに至れるも、其妖言と共に渡參來れる鬼物の災なり、崇峻天皇五年御紀に、馬子宿禰詐於群臣曰、今日進東國之調、乃使東漢直駒殺于天皇と有りて、神代より以來、見も聞も及ばぬ大禍事を佛進する馬子奴と、漢戎の裔なる駒とに成れるも、邪神の態なる事、云ふも更なり、其時上宮太子など御在し乍も、一には天皇と坐し、一には御父と坐せる御仇を閑め御在し、世と共に人の訝る事なるは、此も枉神に交こられて、現心も御在さざりしなるべし、舒明天皇七年御紀に、瑞蓮生於劔池、一莖二花と有るは上に引ける欽明天皇十三年に、蘇我稻目が初めて佛を崇めたる向原寺の傍なれば、其佛魔の妖氣を承けたる者なり、皇極天皇四年御紀に、鞍作得志以虎爲友、學取其術、或使枯山變爲青山、或使黃地變爲白水、種々奇術不可殫究と有るなどは、神代に一速ぶる荒振神の荒びたりし狀に異ならざるは、皆皇國の惟神なる事に因れるには非ず、皆外國より出で來りし事なるを思ふべし、大凡西蕃の道士と云ふ者、天竺の法師と云ふ者は更なり、外表には種々の邪法邪教の有りて、人を令惑て其門を弘め、其徒を衆く爲るには、多く幻術を以て先づ愚人よりして引入るは神代に經津主神、武甕槌神に、神掃に掃はれ、神遂に逐はれたりし邪神姦鬼の所行になむ有りけるを追々に外國より渡り來れる書典に在れ、器財に在れ、其に乗せ來りて、人心の漸其に移るふ閑隙より相率り入るにぞ有りける、(林道春が神社考に、我邦自古稱天狗者多矣、皆靈鬼之較著者、是非星之義、或爲佛菩薩相、或爲鬼神貌、時々出現、或爲

狐、或爲鳩飛行、或爲童、或爲僧、爲山伏、出于人間、或見入福、則轉爲禍、遇世治則復爲亂、或發火災、或起鬪諍、沙門之有慢心及怨怒者、多入天狗之中、所謂弘法、傳教、慈覺、知證等是也とある、天狗と云ふ者は、外國の妖言を信みたりし者の成れる竟なるを知るべし)故、息長足姫尊の御代よりや被行たりけむ、臨時祭式に、唐客入京路次神祭と云ふ事あり、此は治部省式に、凡新羅客人來朝者給神酒と見えたる事にて、玄蕃寮式に依るに、彼征韓の時に由緒坐す神社に幣帛を奉り、其神酒を令賜る祭なるも、外蕃より送神などの託きたらむには、其神威を令畏て、却ひ給はむとなるべし、其は、其次に、蕃客迎堺神祭云々、右蕃客入朝、迎畿内堺、祭却送神、其客徒等比至京城、給被麻令除、乃入、と見えて、蕃客の入朝其時には、先づ畿内の堺に迎へて、其堺神を祭りて、彼の送神を追却ひ給ひ猶其上にも、京城に至る比ほひには、被麻を令賜る御政にて、深く彼の送神を忌み避け給ふ御用心なる御事なるを見て知るべき者なり、又、障神祭云々右客等入京前二日、京城四隅爲障神祭と有るは、四時祭式に、道饗祭、於京城四隅祭と見えたる其にて、障神とは、彼の詞に大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等有る三柱神を申せる事、云ふも更なり此神を被祭る事は、彼の天孫降臨章第二一書に、故、經津主神、以岐神爲郷導、周流削平と有る本の所由に依れる者なる事を明らむべし、然れば、時置師神以下の九神はしも、經津主、武甕槌神に神逐はれ奉りしより、外蠻に疲ふれ行きけむ事、灼然き者なり、能く神代の古説と、當今の事實とに徴し考ふべき者なりかし、(此は思はず長説き爲て有りけり、然れども、予が思ふ千重の一重も、猶盡さる心ちなむ爲るを、已にも、大殿祭、御門祭、道饗祭、遷却崇神、遣唐使時奉幣等の詞共の下に、條々云へるを、此には云はずして事

意を盡さざるが故に、已む事を得ずてなむ。○又投其履、久都は、萬葉五(七丁)に、宇既具都遠、奴伎都流其等久(九(三十四丁)に、履乎谷、不著雖行、などあり、和名抄履襪類に、履草曰屨、麻曰屨、革曰屨、和名並久豆、とあれば、字に拘はらず久都なるなり、當時革などを以て未だ製らる可きに非ざるを思ふべし、太神宮式御裝束の中に、錦履二兩(長九寸五分)錦襪八兩(長九寸五分、高七寸五分)など有り、(和名抄に襪、足衣也、和名之太久頭、と有るを始めとして、其久都と云ふ名多かり、通證に、今按、履、屨也、最著下と有れども、屨と云ふも心得ず、若くは口著にて、口より踏み入る心なるか)○千敷神は、借字にて道及なり、借、此は古事記に、故號其伊邪那美命、謂黃泉津大神、亦云以其追斯伎斯而號道敷大神と見えれば、此に千敷神とて出でたるは、傳の誤なるべし、又、道敷大神と云ふ名も、尋常の神に大神と申すまじき事なれば、其方なむ正しく聞えたりける、其は此一書に、伊邪諾尊、追伊邪冊尊入於黃泉、及之共語云々と有る如くに、伊邪諾尊の逃げ歸り給ふ所にも、後則伊邪冊尊亦自來追と有りて、泉津平坂に追及かせ給ひ、其に就きて絶妻之誓の御事有りて、種々の御契約共の有りつる其即て二神の共言し給へる結めなる故に、道敷大神とは稱へ奉れる御名の有りしなるべし、(此は已く古史徴に、神代紀に閉囀神の次に、又投其履、其謂千敷神と有るは伊邪那美命と道敷大神と申す御名の紛れたるなり、古事記に此神のなきぞ正しき)と云はれたり)○其於泉津平坂所塞磐石、是謂泉門塞大神、亦名道返大神矣と續きたる文なるを、今本、坂と所との間に、二十五字の加文有りて、本文に混れたれば、削り去りて心得べし、古事記に此を亦所塞其黃泉坂之石者、號道反大神、亦謂塞坐黃泉戸大神と有ると同じ續きなるを以て、其は撰者の所爲ならざる事を曉

る可し、類聚國史は御紀を其任出だされたる者なるに、其には所塞磐石以下十九字を、其於泉津平坂より續けられたれば、古へには必ず然有りし事決きを、其下に至りて、或所謂云々の二十五字此の如く有れば、其より以後に、誰か漢意なりし人の、然る謬解して、傍に書き入れたりつる文の有りけむを後に寫すとて、何の心も無く書き續け、むを、又類史にも書き加へたりけむが、其の祖本と成りて、終に後世の惑はし種には成れりける者になむ有りける、故、今類史に校べて改む、(此本文の續け様をも知らず、又、類史には正しく右の如く有るをも知らずして、或者の言へる説などは、云ふにも足らざる事ながら、次に少か辨へたるを見るべし)○或所謂泉津平坂者、不復別有處所、但臨死氣絶之際、是之謂敷と云ふ二十五字、上なる其於泉津平坂と所塞磐石云々との間に在るは、甚々禍々しき文なり、類史には、亦名道返大神矣の下に在れども、記傳六(三十六丁)に、此は小賢しき人の書き加へたる文にて、云ふに足らぬ事なり、縦ひ撰者の言にも有れ、謂敷と疑へれば、古傳には非ず、己が推度なる事明らけし、然るを、世の學者等の一向如是る意を悦びて、猶様々の空理を説くは、皆煩さき漢籍の僻なり」と云はれつるは、然る説なり、思ふに、撰者の文にては有るべからざるなり、若し撰者に然る意有らむには、漢にも佛にも無き黃泉國の事實を、如此く書き續けたる上に、猶第九第十等の一書に迄、懇到に記さるべくも非ざるを、然か委しく物爲られたる上に謂敷など疑を存さるべきならぬを思ふべし、後に良海本を見れば、此文を其黃泉津平坂言死出山、或所謂泉津平坂者之不復別處有祖師云、臨死氣絶之際、是謂敷と有るが却りて古かりけるを、其文を引き直して、今の如く書き改めつるなりけり、祖師云と云ひ言死出と云ふは、僧徒の書き入れなる者なる證なりけり、予其本を見て、眞に古よ

の事ならぬ事を曉りて、又大に心なむ安く成れりける、又、舊事記黃泉段の終に抵書して、如今世人所忌、先於婦死夫避葬處、蓋縁斯敷、凡厥所謂泉津平坂者不復別有處所、但臨死氣絶之際、謂斯之敷、謂出雲國伊賦夜坂と有りて、何の事とも得知れぬ事を、三章迄に加へてあり、若くは其記を撰りし人の情進に然か思ひ寄りて書き初めたりけむを、同じ心に諾ふ輩などの有りて、御紀の傍などに書き入れたるが、本文の如く混れ入りたりし者なり、故云々の、同じ二十五字の文ながらに、御紀と類史と位置を別に爲る、以て撰者の文ならざる事知られ、又、後人の傍書なりし故に、本文に混ひ入るにも、其處の各相異なる者なる事決くなむ有りける、右の如く今世人所忌云々は伊弉册尊を葬り奉れりと思ひ惑へる僻事なり、次に凡厥所謂云々は、崩御りと心得たる誤なれば、共に古意に背ける私事なり、次に、謂出雲國伊賦夜坂は古事記を取れるならむを、下に敷字脱ちたるべし、(或者鈴屋大人の此正しき學を妬み忌む心より、世の愚人を欺かむの下搆にて、諸家の説を盗み襲ひて一書を作れる其中に、舊事記一本に氣絶之後謂斯之敷、謂出雲國伊賦夜坂者唯辭耳と有る、此を以て彼醉は醒しつべし、又此文に依るに、此紀の今本共に氣絶之際と有る際字は、後の誤なる事知られたり)と云ひ罵れども、右の一本は彼奴が妄作の一本なるべし、者唯辭耳と云ふ四字を補ひて、渠が神代の古傳説を雅言談辭と云ひ消たむ口實と成せる者なり、又、際を後の誤と云ふも私説なりと雖も、其書に出雲尊孫國造の序をさへ添へたるが世に被行る故に、今庸人の爲に少々辨へ置く者なり、正しき直き此大御學に仕へ奉る人などは、如何に淺き人ならむにも、渠が妄説などに欺かる可きならねども、此頃阿米利加など云ふ醜國に睦びて、頻に蠻夷の風を愛で其手振をさへに羨み擬ぶ計に、武士の心の衰へたる

秋にて、然る邪神に相交り相口會たる輩の爲に、彼障神等の出現れ御在し坐して、外國に追儼ふか、又は黃泉國に神逐はざれば、掛まくも甚も可畏き皇大御國の大御稜威をも、蔑如し奉るべき時勢なるが故に、其事を合せて云ふなり)○不復別有處所とは何の事ぞ、上に後則伊弉册尊亦自來追是時伊弉諸尊已到泉津平坂と有るは、別に泉津平坂と云ふ處所有るに非ずや、又、以千人所引磐石塞其坂路と云ひ、又、其於泉津平坂所塞磐石是謂泉門塞大神と有るなど、皆別に處所有る、其處所に就きて有りし事共なり、此を以て、此は撰者の文に非ずと、予が受け張りて云へる所由是なり、又古事記に、故、其所謂黃泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也と有るなどは、正しく其泉津平坂の入口なりし事、上に説けるを以て知るべし、然れども今何れか入口なりしと云ふ事、今其地に於ても詳らかならざるは、彼風土記にも所見たる如く、其後に八束水臣津野命の御言に、八雲立出雲國者、狹布之堆國在哉、初國小所作、故將作縫詔而と有るが如く二神の初國作らせりし程は、狹布の如く細く長く小き國なりけらし、然るを、其神の國引に引來寄せて縫足らはし坐しし故に、今の出雲國とは成れるを、今者國引詔而意宇杜御杖衝立云云と有る意宇杜は郡家東北邊田中在塾是也と有るを、其伊賦夜坂の在る筑陽郷は風土記に餘戶里、郡家正東六里二百六十歩と有る其地なれば、古に國引坐しし時の事には其邊迄も係づらへる事灼然ければ、其地形にも已に異なるが故に、彼の記には伊賦夜坂の故事などは記さずして、唯伊布夜社などの如く、現在なる耳を書れたりし者と所見たり、(然れば其坂に就きて、其穴の所在などを求め探るなどは、殊に土地の沿革を知らざる僻事と云ふべし、此耳ならず、國々に在らゆる伊弉諾、伊弉册二神の舊跡なども、其後に大己貴、小御神の國土經營の時に、又更に地形の大いに異

に成れるも多在りぬ可ければ、漫に強事爲まじきなり。纂疏に、泉津平坂正謂生死之關、臨死氣絶之際是也と説かせ給へるなどは、神代の古傳を、謂はゆる寓言の如く説き曲けさせ給へる者にて、甚々味氣なし、釋紀、不須也凶目汚穢之國の下に、私記曰、問、是何國哉、答、是則黃泉之國也、以其在地下可甚汚穢、故得此名也、又問、今如上下文次者凡行泉國者、必是自行不如今世死者身留而魂行者也、然則始自何世如今死者乎、答、此事甚難知者也、蓋神人頗與人異也、未心具説と有るは、然すがに古人の説にて甚愛たし、此を以て思ふに、此私記の頃には、未だ此なる或所謂以下の傍書摺入は、未だ有らざりし事灼然し、此を以ても撰者の文にも非ず、又代々の私記の頃にも其説の無かりし事をも、又今知るに足れりと謂ひつべき者なりかし、(但し釋記を書かれし頃には、右の文を加へたる本も有りけれども、多くは私記の文と師説とを立てたる書なる故に、別に其論説は出ださざりし者と見えたり、此を以て、愈々後人の情進なりし事知らるゝなり、彼の痴者も、今しは黃泉國などに逐はれ居らむを、現世に長存へ居て、予が此世人數百年の惑を説くを見聞かざる事をや、遺憾しく思ふらむ、但し黃泉神に交り居て猶懲りずまに搔き晩さむと爲るかも知るべからず、掛まくも可畏き皇大御典の古傳に雅語談辭など云ふ目を設け、私説を牽強るも、彼の邪神鬼類に交こられ竟て、現心もなき痴者なればなり)○氣絶之際は死ぬる程を云ふなり、死を斯奴と云ふは息去の義なる事已に上なる級長戸邊命の傳又、當緝殺汝所治國民日將千頭の下に云へるが如し、萬葉九(十九丁)に、由奈々々波、氣左倍絶而、後遂、壽死邪流とも有れば、氣絶と云ふ語しは有れども、此の事實に當りて氣絶などと云ふ事は、且てもなかりし事なる事、右に委しく辨へたるが如し、又實に氣絶えて崩御したらむには、其

と直て指し附けて云ふ方、甚簡易にして文も解き安く、事も知り安きを、態と然る迂遠き事を、撰者の何どかは物爲給ふべき、何代の誰やし人か、然る禍々しき妄事は書き入れたりけむ、實に人惑はしの妖言と云ふは、是なる者なり、(臨死絶氣之際を、泉津平坂と云は、此なる所塞磐石などは、喉に石などを以て塞ぎしと云はむ、若し男神の然か爲給ふと爲は、不仁の甚だしき事と云はまし、甚々心行かぬ説なりけり)○所塞磐石は、佐夜禮理斯伊波と訓むべし、上に故便以千人所引磐石塞其坂路と有るを承けたる所なり、古事記にも、上に爾千引石引塞其黄泉比良坂と有るを、其を承けて下に亦所塞其黄泉坂之石者云々と有りて、此と相同じ、記傳六(三十五丁)に「始めなるは是を以て塞ぎ給ふ伊邪那岐神に就きて云ふなれば、佐間と訓むべく、後なるは其所塞れる石に就きて云ふなれば、佐波理とか、佐夜理とか云ふべき格なり、同言も、人の爲と、自ら然るとの差有り、偕、佐波理を佐夜理とは、白橋原宮段、歌に、志藝波佐夜良受云々、久治良佐夜流」萬葉五(二十四丁)に、奈爾可佐夜禮留」又(三十八丁)許良爾佐夜利奴など有り」と云はれたるに従へる者なり、(故思ふに、喧擾を佐夜具と云ふも、障の義なるべく、刀などに鞘と云ふも、刃を障る意にて、本同語なるべし、偕、本に所塞を布佐賀流と有るは此に叶はず、下に云ふべし見合はずべし)○泉門塞大神は、右の坂路に塞ぎ給へる千人所引磐石の、大神と成り給へるにて、彼の軻遇突智神を斬り給へりし十握劍の、後に稜威雄走神と成り給へるに同じ、偕、此神名、古事記には塞坐黃泉戸大神と有るを、記傳に「佐夜理坐黃泉戸之大神と訓むべし、此は其所塞る石に就きたる神名なれば、佐夜理と訓みて自ら然る方に爲るべし、延佳が黃泉戸邇塞坐と訓めるは、書紀に泉門塞大神と有るに依るなれど、神名を逆にして訓むべく書ける例無ければ

非なり、葦不合命は自然如此書くべき文字なれば云ひ難し（取意）と有り、實に然る言なり、（但し古事記には右の如く有るを、此には字を換へて、泉門塞大神と書かれたるは、古より二方に傳はれるなり、古事記には黄泉戸塞坐大神と書かる可く、御紀には塞泉門大神と書くべきを、外して右の如くなるは、塞坐黄泉戸大神とも、泉門塞大神とも申せりし故なり）然れば、此は泉門佐夜理之大神とも訓むべけれども、猶泉門佐閉之大神と訓むべし、大字を略せば泉門之塞神と云はむが如し、右の泉門は黄泉國に入る門にて、泉津平坂なる事、云ふも更なり、上に、塞其坂路と有る如く、彼の平坂は顯國との坂合なる門口なり、偕、此の塞を佐閉と訓むは、此の岐神をも、第九一書には、來名戸之祖神と見え、四時祭式に、道饗祭、於京城四隅祭と有るを、臨時祭式には、障神祭と所見たり、和名抄に、道祖、岐神、道神など竝べて、道祖、和名佐倍乃加美と所見たる是なり、若て佐夜理と云ふ時は、夜行に活けるを、佐閉と云ふ時は、波行に活ける事は、報を牟久由と云へば夜行、牟久布と云へば波行に活くと同じ例なり、天武天皇御紀に、發美濃師三千人、得塞不破道、又、萬葉十三（三十二丁）に、風吹者浪之塞、海道者不行と有る塞も、佐夜禮流と訓むべき所なるなり、又、右の障神の障をも、萬葉一に、障障倍之也、又、可苦佐布倍思哉と有れば、佐閉と訓むべき事云ふも更なり、又、七に、水底之玉障清と有るは、正しく佐閉と訓めるなり、又十一に、早敷哉、誰障鴨、又、湊入之、葦別小舟、障多見、十二に、彼所將障、吾爾不有國、又、葦別小船障多など佐波理と訓み、十三に、高山麻障所爲而と有る、其は閻陀氏と訓めるなり、偕此の塞字、名義抄に布佐具、又、加久留、又、能夫、又、閻陀都、又、美氏理、又、曾古とも訓めり、和名抄林野類に、野王案、塞險惡之處、所以隔内外、和名曾古と有り、此の泉

門塞大神の塞と、顯國と泉國と内外を隔つるなれば克く合へり）偕、塞神と云ふは、彼千人所引磐石を以て、黄泉坂に障へ塞ぎし意なるが、其より以來顯國にて禍事を爲せる邪神は、譬ひ此土に在るも、彼の國の屬なる故に、此大神と岐神と二柱は、何方迄も其を障留め給ふ御功坐せる事、彼の道饗祭詞に、大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久、八衢比古、八衢比賣、久那斗止御名者申氏辭竟奉久波と有るを以て知るべし、御門祭詞にも、櫛磐彌命、豐磐彌命登御名乎申事波、四方内外御門爾如湯津磐村久塞坐氏云々と、御門神の御門を塞ぎ給ふ御事を塞坐と有るも、塞神の塞に同じ意なり、又姓氏錄（左京神別天神）大伴宿禰條に、雄略天皇御世、以天報負賜大連公、奏曰、衛門開闔之務、於職甚重、若一身難堪望與愚兒語相併奉衛左右、勅依奏、是大伴佐伯二氏掌左右開闔之緣也と有る其より佐伯宿禰と云ふも出來て、御門を衛り奉れる事と成れるが、其佐伯は塞君の意なる事、右の御門祭詞を以て知るべく、又、此の泉門塞大神と申すも、泉門を衛る塞神なる事をも知るべき者なり、（古事記に、於是天之日矛聞其妻遁、乃追渡來、將到難波之間、其渡之神塞以不入、故更還、泊多遲摩國と有るは、難波の水門を塞たるなり、此等も此の塞神の例と心得べし）斯れば塞神と申すは、右に引ける來名戸之祖神と云ふも有るを以て思ふに、此泉門塞大神と、岐神と、御力を合せて坐す事、右の道饗祭詞に見えたる如くなれば、其二神に互る御名なりけり、又、彼の詞と、此の所塞磐石、是謂泉門塞大神とを合せて、八衢比古、八衢比賣と申すは、其大神の男女二柱に分れ坐して、大伴佐伯の左右に立ちて御門を衛り奉るが如く、其泉門を塞て守り給ふ御名なる事灼然くも、其上に岐神の御力を添へ御在し坐す事は、大伴佐伯に相竝びて、物部氏の矛楯を豎て、威儀を嚴かに爲て仕へ奉れる狀に等し

かるべし、然れば古史徴に、「八衢比古、八衢比賣と云ふは、彼の豫美戸に塞坐す道返大神なる事疑なし」と云れて、古史成文に、其亦名に定め記されたるは、實に相應ひたる説なる者なり、然るを古事記に、次於「投棄御禪」所成神名道侯神と有るを、其傳に、「彼道饗祭詞に謂はゆる八衢比古、八衢比賣は、此神なるべし、一神を比古比賣と分けても申し、又其二神を合せても申す例多し」と云はれたるは、然すがに鈴屋大人の説にて、實に然る言には有れども其傳の誤なる事を見出でられざりつるは、遺憾しき事なりかし、(其は此には又投其禪、是謂開嚙神とある其正説なる事已に上に註せるが如し、思ふに禪は股の分れたる物なるから、古人も其方に係けて誤り傳へたる者なるべし)故、右に引ける臨時祭式に障神祭と云ひて、其祀る所の例は道饗祭に同じきを以て、詞に謂はゆる八衢比古、八衢比賣、久那斗神三柱共に押し括めて障神と申せる上は此の泉門塞大神を、予が始めて泉門佐閭之大神と訓めるも、強事には非ざる事右の如し、障神と下に附け云ふ例は、彼の來名戸之祖神には限らず、岐神にも、岐障神と申べき事、拾芥抄に載せたる問夕食歌に「布那斗佐閭夕食之神爾」と有るを以て曉るべし、偕此神に大神と申し、亦名にも然申し添へたるは、殊に黄泉國より疎び龐び來る鬼神をも、物とも所思さず追ひ却け給ふ可畏き神威坐せる大神に坐せるが故なり、並々の神には大神と稱へられざる御紀の例なるを思ふべし、此大神を道路に祭るには必ず石を立て、祀る例なるは右の黄泉坂に塞れりし千人所引磐石の神靈に坐す故なり、上に岐神の下に引ける神名式に河内國大縣郡石神社、常世岐姬神社、相並び給へるを思ふべし、然れば彼の道饗祭を於京城四隅祭と有るも、石を建ててぞ被祭けらし、其名殘と見えて山城志に、道祖神祠有三、一在幸神町、盛衰記所謂賀茂河原、西一條北、出雲路、道祖神、即此一

在_ニ上御靈前、一在_ニ五條南西洞院東、見_ニ拾芥抄及宇治拾遺とある、其出雲路道祖神は京城の東北隅に當れるを、其神體は石神なるなむ諸國の狀に異ならざりければ云ふなり、(又、石神祠有二、一在_ニ上立賣櫛筒、一在_ニ葭屋町六角南、相傳、昔在_ニ冷泉院稱_ニ中山大明神、或曰、俱櫛石窻命、豐石窻命即此と有るも、道祖神なりしなるべし、櫛石窻命、豐石窻命と云へるは、石に依りて附け會はせたる説なるべし、京大坂などに、今辻々に地藏と云ふ鬼の像を置くは、忌はしき事ながら、上古の道祖神の名殘なるべし、予經歷せし諸國の中に、五畿内にては右の鬼多く、伊勢にては山神と云へり、此は山の神には非ず、岐神は右の三柱なる故に、三神の音と山神の音と同じき故に誤れるなり、鈴屋翁神拜詞に、此坊乎守給布山神大神とある是にて、彼の國にては所々に山神と石に彫り附けて有り、東海道にては馬頭觀音も石に彫り附け、信濃上野にては道祖神と有り、陸奥出羽にては羽黒山、湯殿山、月山の名を刻みて有り、其も伊勢の山神の例にて、三神を山神と書きたるより、其國邊に名高き三山の名を記す事に成れるなり、又庚申塚と云ふも多し、其は猿田彦神を岐神と心得たるより誤れるなり、又、男根を梵天と云ひて祭れるも多し、其は佛に謂はゆる庚申は帝釋天主なりと云へるから、其縁を以て然か爲るなり、又、關東にては道陸神と云へり、其より轉りて第六天と云へり、此を天神第七代面足尊、惶根尊とも、又は、佛に謂はゆる第六天の魔王にて、謂はゆる梵天の事なりなど云ふは、巫祝僧徒の妄談なり、予昨年西國に行きたるに、安藝周防などにては、道祖神と云ひて石を建てたり、肥前にては戎神と云ひて、俗に云ふ戎像を石に刻みて、辻々に立てたり、予が淡路などにては、正しく佐閭能神と申せり、又國々に八幡宮八王子社とて多るは、大方此衢神より始まりたりと思しきか多く、又、天王社と云ふも、疫

神と云ふ方より混れ、又天神社と云ふも、少彥名命を手間天神と云へるから、疫神も其神の事と心得て祀れるも多在りぬべし、左に右に國々に石神の多在るは、皆此道祖神より出でたる者にて、數知れず多在る神祠なり。○道返大神也、下に、良海本には亦名去來神の五字あり、去來は由伎々と訓べくして、謂はゆる往來神の義なりければ、亦名にて允當れり、偕、此道返大神と申す御名は、上に後則伊弉册尊亦自來追と見え、又、古事記に、故號其伊邪那美神云々、亦云以其追斯伎斯而號道敷大神と有る如く、其道敷大神の追及き給へる時に、千人所引磐石を、其黃泉門に塞て却し奉りける御功を以て稱へ奉れる御名なるが、女神に道敷大神と申せるに對へて、道返大神と申せるを以て思ふに、此は男神の御靈の分れ凝りて成り坐せる大神に坐す事申すも更なり、(但し亦御名などの謂には非ず、別に一神と成り坐せるが、本名を泉門塞大神と申す其亦名をしも、然か稱へ申せる者なり、大同類聚方に、廿九卷無那加敵利病の所なり、胸返乃藥、坂上大忌寸、刈田麻呂奏方、元者道反神之方云々とあり、道反藥、筑前國安曇連等之方、元伊弉諾尊傳方と云ふ事見ゆ)天神本紀饒速日命の天降れる時に、天神御祖詔授天璽瑞寶十種、謂羸都鏡一、邊都鏡一、八握劍一、生玉一、死反玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一、是也、天神御祖教詔曰、若有痛處者、令茲十寶、謂一二三四五六七八九十一面布瑠部、由良々々止布瑠部、如此爲之者、死人返生矣と見えたる、十種神寶の中なる道反玉、死反玉はしも、決く此道返大神の御靈形にこそは有りけめ、其は若有痛處者は、有病處者と云はむが如し、下に死人返生矣と有ればなり、偕、人身の病はしも、已に説きたる如く、時置師神、煩神、開嚙神と云ふ泉下に屬る疫神の所爲なるが故に、道反玉をしも振る時は、然る疫神の類は、悉に逐却はれ奉る事なるが故

に、天神の其式を授け傳へ給へりし者なり、又、死反玉も然り、人の死亡る事はしも、已に伊弉册尊の當嶽殺汝所治國民日將千頭と申し給へる如く、黃泉津大神の御心にて、黃泉津の所爲にし有りければ、其玉を振る時は、彼の醜國の邪神は去り除くる故に、死れるも返り生くべき理なり、然れば此二つは決く此なる道返大神の御靈形になむ有りける、(前には四時祭式鎮魂條に、神八座、神魂、高御魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮女、御膳魂、辭代主、大直神一座と有りて、合せて九神なれども、大直神は神直日神と並び給へる神なれば合せて十神なれば、彼の生玉足玉を生魂足魂神の御形と見れば、其十神の御形ならむと思へりしかども右の内八座神の御形は、天孫降臨章第二一書に、高皇產靈尊、因勅曰、吾則起樹天津神籬及天津磐境、爲吾孫奉齋矣云々と有りて、已に其時に定まれれば、殊更に降し給ふ可きならず、又、蛇比禮、蜂比禮などは、大國主神の用ひ給へる器なるを、國避の時に、天神に奉り給ひしを、又天降し給へるなる可ければ、右の十種神寶を十神に配む事は強事なり、唯鎮魂祭に、振り奉る術に用ふる寶なりけり)然れば、此道反玉、死反玉などは、彼の天孫降臨章なる岐神の御形實の廣矛盾の時に、共に被獻しを、廣矛盾は、古語拾遺に矛玉自從と有れば、御天降の時に持ち降り給へるを、十種神寶は、追て後に饒速日命を以て天孫に令獻給へりしなりけり、彼の道饗祭は、元より國土にて大國主神の行ひ給へりし神事なるを今度は天神の御許より事任し給へるなり、其詞に高天原兩事始氏、皇御孫之命止稱辭竟奉と有るを以て知るべきなり、(其は高天原にて天神御祖の事始め給へる御政事を、受賜り傳へて、今皇御孫之命の御言以て稱辭竟奉るとなり、其結に平久齋給部止、神官天津祝詞乃太祝詞事乎以氏、稱辭竟奉止申と有るを以て知るべし、委しくは祝詞講義に云へり、見るべし)

伊弉諾尊既還 乃追悔之曰 吾前到於不須也凶目汚穢之處 故當
 滌去吾身之濁穢 則往至筑紫日向小戸橋之櫛原而被除焉 遂將滌
 滌身之所汚 乃興言曰上瀨是太疾 下瀨是太弱 便濯之中瀨
 也 因以生神號 曰八十柱津日神 次大柱津日神 次將矯其柱而
 生神號 曰神直日神 次大直日神 又沈濯於海底 因以生神
 號 曰底津少童命 次底筒男命 又潛濯於潮中 因以生神號 曰
 中津少童命 次中筒男命 又浮濯於潮上 因以生神號 曰表津少
 童命 次表筒男命 凡有九神矣 其底筒男命 中筒男命 表筒男命
 是即住吉大神矣 底津少童命 中津少童命 表津少童命 是阿曇
 連等所祭神矣

既還云々は、上に已到三泉津平坂と見えたる其處迄女神の追及き給ひければ、千人所引磐石以て、其坂路なる泉門に
 塞て、絶妻之誓を建て、顯國と泉國との境界を定め給ひて、互に相ひ往來ふ通路を斷ち給ひけるに、女神の毎に千
 頭縊り殺さむと申し給へば、吾は當に千五百産屋立てむと告り勝ち給ひ、其泉門は、八衢比古、八衢比賣神をして令

衛め、又岐神をも相副へて、此三柱を塞神と定め給ひて、殘る所無く御政畢へ給ひけるに、彼の國に御し給ひける
 御裝束共の中に、黒御鬘は已に彼の國にて擲け給へり、是れ古事記に謂はゆる御冠なり、次に左右の御櫛は、一片之
 火に燭し、又泉津醜女に投げ給へれば、御頭筋はしも、大御身に着ては非ざりけるを、猶御帶有り、御衣有り、御禪
 有り、御手纏有り、此も亦彼の汚穢き醜國の濁穢に觸れさせ御在し、物なる故に、引き続きて直に投げ棄てさせ給ひけ
 るに、時置師神、煩神、開嚙神など成出でたり、是れ病神なり、次に奥疎、邊疎神、奥津那藝佐毘古、邊津那藝佐毘古
 神、奥津甲斐辨羅、邊津甲斐辨羅神など、又繼ぎて生り出づ、其邪神なり、大御身に著させ御在し坐し、物には有れ
 ども、泉國の穢惡なむ深く染み入りて有りしかば、其泉門より擲け返し給ひけむ故に、其神は彼の國に屬く可き理な
 れども、顯國にも其魂の遺りて有りし故に、其黄泉に在る正身は、右の塞神に禦がしめ給ひ、顯國に遺れる魂の、人
 に託きて疾病を成し、物に憑きて天邪を成すも、其本因に緣りて塞神の又守り奉る事と、泉門より出で返らせ御在し
 坐せる後の御政、萬に口惜からず行ひ定め、物爲させ御在し坐し畢へ給へる所なる故に、既云々とは有るなり、(此は
 古事記をも合せ、此の諸の一書共の傳々を取り合せ、又予が始めて見る所有りて、其見識れる任に、上に説きたりし
 事を、言少なに如此は云ひ續けたる者なり)故、此に既還と有るは、伊弉諾大神の本宮に還らせ御在し坐せるを云ふ
 なり、偕、伊弉諾、伊弉册二神の同宮共住と、八洲起元章に所見たる宮は、磯馭盧島なる彼の八尋殿なり、然りと雖
 も、其は妹妹二柱嫁繼ぎ給はむ料に建て給へりし宮にし有れば、女神の下津國に往き坐し、後は、其宮ならむとも、
 又難言きに似たれども、第十一書に此と同じ件なる所に、往見粟門及速吸名門と有る御道次を以て考へ奉るに、

決く其八尋殿になむ有りける、但し瑞珠盟約章に構_ニ幽宮於淡路之洲_一とあれども、其登天報命し給ふに就きて、顯國に御魂を留めさせ給へる宮を構らせ給へるなれば此より遙かに後の事なり、又、古事記に、故其伊邪那岐大神者、坐_ニ淡海之多賀_一也と有るは、須佐之男命を神逐ひ給ひし間住ませ給へりし宮なれば、其も此よりは後の事なれば、右の八尋殿と見るなむ、實にもと我ながら所思たりける、(又、其出雲より往き坐せりと爲る方安らかなるが如くなれども、次に云ふが如く、一度は本宮に還らせ御在し坐し_レかど、猶御心濟ませ給はざりし故に、御身滌に思ほし立たせりと聞ければ、出雲より直なるにては非ざるなり)○追悔は、後悔と云はむが如し、事有りて後に物爲る事を、追氏と云ひ、又、過ぎ去りし物に後より追及を、追附くと云ふなどの追なり、悔は崩_ニにて、以前に物爲たりし事を、其本の白地に復さま欲しく成りて嘆_ク意なり、萬葉三(四十三丁)に、後雖悔、驗將有八方、四(四十三丁)に、後爾雖云、驗將在八方と云ふに和へて、相而後社、悔二破有跡五十戸_一十一(五丁)に、戀云事者、後悔在、など有る、皆後悔にて、此の追悔の例なり、但し久由は自ら悔る事なるを、久夜斯と云ふは、佗より崩_ルる_ル状なる事を嘆くなり、古事記に、悔哉不速來と有る是にて、萬葉三(四十五丁)に、天地爾、悔事乃、世間乃、悔言者_一七(十二丁)に、悔毛、滿奴流鹽鹿_一十(二十二丁)に、悔時爾、相在君鴨_一十一(六丁)に、悔我裏紐結手徒_一十二(十丁)に、悔毛、老爾來鴨_一十四(三十一丁)に、勢奈那登布多理、左宿而久也思母_一十五(六丁)に、久夜之久妹乎、和可禮伎爾家利、など有り、久由と、久夜斯と、思ひ混ふ可からず、(名義抄に、久由、又、牟久由、又、伊加留、又、宇美奴、又、阿良多牟とあり、其宇美は物に倦_ル勞_ルなり阿良多牟は悔いて本に復らむと爲るなり、又、久夜牟とも活_ルけども、古言には

見當らず)○前は、程を過ぐして後に、立ち復りて來し方を云ふなり、第十一書に、始_レ爲_レ族云々と有る始に同じ、神武天皇御紀には、天皇往嘗_ニ嚴瓮根_一と有る往_レ字をも、佐伎と訓めり、然れば天孫降臨章に、是矢則昔我賜_ニ天稚彥_一之矢也と有る、昔を伊武佐伎と訓めるは、往_レ前_一と云ふ事なる可し、(邇を武と云ふ例は、漢字三音考に出だ_レれたる多邇波を丹波、那邇波を難波など音便に云へる是なり、名義抄に、昔に伊邇斯間と云ふ訓も有れば、古言に伊邇佐伎と云ひし事灼然し、偕、右の始_レ字も、佐伎と訓むべきにや、萬葉一に、綜麻形乃、林始乃、狹野榛能と有るは、袖方の林崎と云ふ事なるに、始_レ字を用ひたるを思ふ可し、縦や波自米にも有れ、此の前に意異ならず)右の如く、吾前云々と此に在るを以て見るに、程經て後にぞ、御祓除の事は思ほし立たし給ひけらし、上に云へる如く、御心の殘る所無く事畢へて、返り御在し坐し_レかども、猶彼の國に行き觸れ給へりし汚穢の、御身に着て有りしかば、御心のみ清々しからざりし故に、御祓除の事を所思し立たせりしを以て、前とは有るなり、○到_ニ於不須也凶目汚穢之處_一は前に黃泉にて、吾不_レ意到_ニ於不須也凶目汚穢之國_一矣と宣へるに同じく、其事を重ねて詔ひ出でさせ給へるなり、古事記にも、是以、伊邪那岐大神詔_レ吾者到_ニ於伊邪那志許米志許米岐穢國_一而在禪理_一と所見たり、但し此なるは、第七一書に、不須也凶目汚穢、此云_ニ伊儼之居梅枳々多儼枳_一と有りて、凶目に之居梅枳と註せる、枳は衍なれば、伊儼之居梅枳多儼枳と訓むべし、強ひて古事記の如く訓むべからざる事、已に註せるが如し、(天孫降臨章第一一書に、凶目杵之國と有るは、醜なる有状を指して詔ふなれば其は之居梅枳と訓みつ可きを、此の凶目は醜なる目に逢ひ給へるにて別なり、但、正しくは古事記の如く志許米志許米岐と有らま欲しき所なれども、此は之居梅枳に當れる字無ければ、然は訓み

難き者なり)第十一書に、親見_ニ泉國、此既不祥と有るが如く、然る醜めき國に到り坐し、御事を、追ひて悔いさせ給ふ所なる故に、前に黃泉にて宣へりし御言を、其任に宣へるなり、本宮に還り御在し坐し、後にも、親しく其國に往き見給ひし事の、御心に濟ませ給はせざりしが故に、大く數かせ給へるなり、(古事記海神宮段に、故至三年住其國、於是火遠理命思其初事、而大一數と見えたるに合せて、其追ひて悔い給ひし時の御數、想像り奉る可くなむ)○吾身之は、古事記に、故吾者爲御身之禊と有るに依りて、吾者御身之と訓むべし、記傳六(四十丁)に、御身は意富美麻と訓むべし、貞觀儀式奏御體御卜一條に、奏云、宮内省申久、御體(詞云於保美麻)御卜供奉禮留事、申給牟止、神祇官姓名候止申と有るに依れり、四時祭式、宮内省式にも見ゆ、身は古言に牟とも多く云へれば、麻とも云ひしにこそと有るに從へるなり、又、皇御孫尊と申し奉れるも、皇御身尊と申す事にて世中を統御し坐す御體にて渡らせ給へる由なるをも合せ考ふ可き者なり、(若て其は大御身の儀なり、偕又、身は美とも、牟とも、麻とも云へる所由、傳四卷に委しく註せりき)○濁穢は、祁賀良波志伎母能と訓める任にて有るべし、第十一書なる穢惡の訓も然なり、寶劔出現章第三一書に、汝是躬行濁惡而と有る濁惡をも然か訓めり、偕、祁賀禮と云は、萬葉十(十丁)に、不穢を伎與久と詠めるが如く、其清淨の反にて、其事を直に指して云ふなるを、祁賀良波志と云ふ時は、其清淨からぬ形狀を宣へるなり、故、考ふるに、前に不須也凶目汚穢之處に到りて在りけりと詔給へるながら、大御身に何れか其と指して云ふべき物も無ければ、何と無く御心宜しからず所思せるが故に、祁賀良波志伎母能と、唯大抵に宣給へるなり、(但し古事記に穢繁國と有るを、延佳本に祁賀良波志伎久邇と訓めるは誤なり、記傳二伎多那伎具邇と訓まれ

たる、其説に従ふ可し、其は此の例には立たず)偕、伎與伎を本にして、其反に、伎多那伎とも、祁賀禮とも云ふは、共に天中の氣を本にして云ひ出でたる語にて、伎與は氣具、伎多那は氣足無なる事、上に註せるが如く、祁賀禮も亦其例にて、離氣と云ふ事なり、(又、伎多那志と祁賀禮と、同意の語にて竝ぶは、都多那志と都加流との如し、其も都の津液なるを本にして云ふ語にて、拙は津足無なり、勞は津離なり、其津と云ふ物はしも、傳二に、津速産靈神の傳、又此卷にも云へる如く、人の髓と云ふ物にて、其も氣と相共に身中なる器たるなり)氣は、人の呼_{ツクイ}吸_{キクイ}して活くる所以の者なり、活は氣有、死は氣去なるが、一身を保つは其氣に依れる故に、人の生るゝや氣の具ふなり、人の死ぬるや氣の離るゝなり、生を清淨とし、死を汚穢と爲る事も、亦其に因れる者なり、偕物事の正しく直きは、天地の氣に逆らはずして、其神髓にして行はるゝを、不須也凶目醜めき事はしも水の濁れるが如く、物の朽ちたるが如くして、其氣も濁り、朽ちてし有りければ、其養ひと成るべき、天地の正しく直く、神隨なる氣も、其爲に腐さるゝ故に、神も忌み給ひ、人も嫌ふ事なる故に、此にも然る御言擧は有りける者なり、(然れば此言はしも、元、天地の氣に本着きて出で來れる言なり、傳一卷、又此卷に云へる氣の説を引きて心得べし)○滌去は、舊に依りて阿良比須氏牟登能理多麻比氏と訓むべし、阿良布は其所汚を濯ぎ去て新らしく成り給ふを云ふなり、古事記海宮段に、取出而清洗、奉_ニ火遠理命と有る清洗は、須麻志と訓む所なれども、阿良布と同義也、名義抄に洗字を阿良布、又須麻須と訓めり、萬葉十一(四十八丁)に、河上爾洗若菜之_ニ十二(十八丁)に椽之衣解洗_ニ又(十九丁)洗不取替河之_ニ十三(三十二丁)に、蟻葉之衣浴不服爾_ニ十三(二十九丁)に、早川爾洗濯など有り、(今も手を洗ふ、足を洗ふなど、常に多く用ふる

語なり、名義抄に、此濹字に須々久とも、阿良布とも、曾々久とも、波良布とも、宇基加須とも云ふ訓有れば、阿良布とは實に當れる訓なりけり。棄を宇都と云ふ事、已に註せるを、又、須都と云ふも古言なり、寶劍出現章第五一書に、棄戸、此云須多杯と有るも、古言に須都とも云ひしなりけり、地神本紀に捨篠社と有る、捨字も須氏とは訓むべく、宇氏とは訓むべからざる所なり、故、思ふに、宇都は打竟、須都は退竟の義と聞えられたれば、宇都は緩かにして、須都は急なる意有り、然れば、棄と云ふ所は古言に宇都と云ふ者と耳心得む事は固陋なる可し、己字、又、既字を、須傳爾と云ふも、須氏と同語ならむと思ゆ。○筑紫日向は、天孫降臨章に、日向襲之高千穗峰と見えたるを、第一一書に、筑紫日向高千穗觸之峰と有りて、古事記天降段なるも、竺紫日向云々と續きたる、其は霧島山の事にて、神名式に、日向國諸縣郡霧島神社と有る地是れなるを筑紫日向と云ひ、又其降臨章に、瓊々杵尊を葬り奉れる地を、筑紫日向可愛之山陵と見えたるを、諸陵式に在日向國と有れば、右の二は、共に今の日向國をしも、筑紫日向と記されたる者なり、又、海宮遊行章第八一書に、兄火酢芹命得山幸利、弟火折尊得海幸利云々、弟愁吟在海濱時、遇鹽筒老翁云々、海神所乘駿馬云々、在橋之小戸と有る二柱は、高千穗宮に降誕し、かば、山幸利海幸利は各其日向國にてこそ物爲給ひけり、今の筑前國など迄、幸行せるには非ざる可く、又、其鹽筒老翁は住吉大神なるが、在橋之小戸と教へ奉れるも卒爾なる狀にて、餘りに離れたる程とも見えざるを、神功皇后御紀に、各神等の伊勢國又は淡郡など、國郡を御名乘坐し、中に、住吉大神は於日向國橋小門之水底所底面、水葉稚之出居神と告り給へる、其は筑紫國樞日宮にての事なるに、殊更に日向國と指し宣へるを以ても、今云ふ日向國なる可く所思るなり、然るは

後名を始に及ぼして記させ給へりとし云は、云ふべけれども、景行天皇十七年御紀に、幸于湯縣、遊于丹裳小野、時東望之謂左右曰、是國也直向於日出方、故號其國曰日向也と有りて、已に國名と定まれば、其を取りて神の諭し奉れりと爲むに、少かも障り無し。後の日向風土記兒湯郡の所に、樞原郷、是即伊弉諾尊拂清汚濁給、住吉神所出之所也云々、又、橋小戸郷、是則伊弉諾尊拂清汚濁之地也と有りて、樞原と橋小戸とを別に爲るは、此に筑紫日向小戸橋之樞原と見え、第十一書に橋之小門と云ひ、古事記に竺紫日向之橋小門之阿波岐原と言ひ續けたるに合はざれども、此の小門橋を御身濹の所とし、樞原は天神を祭りて祓の業を爲給へりし所と見る時は、此將た叶はざるには非ず、文にも、樞原には拂清と云ひ、橋小戸には拂濹と有れば、祓と禊との差別さへ立ちて、寔に諸々しく有り、又、彼國の高千穗峰に、初國所知食し皇御孫尊の天降り坐して、大宮柱太高敷かせ給へりしも、然る已む事無き所由の有りつるに依らせ御在し坐しと思ゆれば、目易くて甚々紛れ無くなむ聞えられたれども、和名抄に攷ふるに、然る郷名有るに非ざれば、此考は立ち難くなむ有りける、但し後の風土記の成れるは、和名抄の出來て程も違からず出來し物なるに、然る違の有るべくも非ねば、後に偽り作れるなる可しと思ゆれども、又思へば、往昔和名抄に在る郷名などを、豈知らざらむや、此は其に漏れたるを拾ひ載せたりと云は、云ふべけれども、猶思東無き事なり、此書、弘治三年丙辰五月十五日、權大宮司富成在判と有るが上に、又、右風土記殘冊十七冊之内、日向國今度以台命之故、訂誤字者也、寛文十年庚戌七月六日、大納言源通村在判と有り、予右の疑有るが故に、慥に日向國とは得定めず、如此記し置きて、後人の定めを待たむとす。猶又日向は、記傳六(四十一丁)に、比牟加比乃と訓みて、日の向ふ地

を云へるなり、龍田風神祭詞に、吾宮者朝日乃日向處、夕日乃日隱處」又、萬葉十三(七丁)に、三野國之、高北之、八十一隣之宮爾、日向爾など有る如く、上代には日向ふ地を賞め稱へたる事多し」と云はれたり、此考に依る時は、筑紫國內にて東方に打向へる地を日向と云ひ、日向國とも云へりしなりけり、東と日向と一なる證は、古事記國作段に、是時有光海依來之神云々、吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上、此者坐御諸山上之神也と有るは、神名式に、大和國城上郡神坐日向神社(大月次、新嘗)と見えたる是なり(此は、此にては寶劍出現章第六一書に出でたる幸魂奇魂神の故事なり、此を大物主神の事と爲るは非なり、此事傳二卷なる高皇產靈尊神皇產靈尊の下に云へり)古事記高千穗宮段に、朝日之直刺國夕日之日照國也、故此地甚吉地詔而見え、朝倉宮段、歌には、麻岐牟久能、比志呂能美夜波、阿佐比能比流美夜、由布比能比賀氣流美夜と詠み、皇太神宮儀式帳には、大宮處の事を、朝日來向國、夕日來向國と稱へ申す事見え、山城國向日神社記には、朝日之直刺地、夕日之日照地、天離向津日山、吾竟地、吾欲地也と宣へる神の御言見え、小倉神社傳記には、朝日刺隱處、夕日日隱處と見ゆ、但し隱を許母流と訓めるは、指し入る義なべし、大被詞には皇御孫之命波云々、大倭日高見之國乎安國止定奉氏下津磐根爾宮柱太敷立と有るは、高千穗宮の地なるを日高見國と云へるにて、大倭は、中洲に宮敷き坐して後に加へたる事なるが、其も皇大宮は四方を見霧かして、天日を長く見る地に定むる例なるに依りて、高千穗宮の古文の任に被用るなり、(大同類聚方に、日向藥、高千穗藥、大伴宿禰家守傳之奏焉と見え、其次に、日高見藥、日向國宮崎氣早乃方と有れば、高千穗宮の日高見之國に在りしを知るべく、又、古事記に、朝日之直刺國、夕日之日照國と有るも、日光を長く見奉る由なるをも合せ曉る

べき者なり、萬葉十一に、高山爾、高部左渡、高々爾、余待公乎、待將出可開」十二に、十五日出之、月乃高々爾君乎座而、何物乎加將念など所見たる、高々を長々と心得る時は、甚能く聞ゆるを思ふ可し) 偕、古に右の如く、天日に直向ふ地をしも、吉地と賞め稱ふる事はしも、其天日は謂はゆる高高原にして、八百萬千萬神の本處として、神留坐せればなり、人の世中に生ひ出づるも、皇御孫尊の如く現御身にて天降り坐せるとは異なりと雖も、大同類聚方に、比登乃美乃奈連流半自免波、安萬都美佗麻、美豆保乃解乃不多通乎加波世云々と有る、安萬都美佗麻はしも、謂はゆる高皇產靈、神皇產靈二神の產靈の御靈なれば形體を父母に受くと雖も、靈性を天神に得て生るゝが故に、我も人も、不知々々に天日計り心の寄る者は非ざるなり、家に居ては其旋轉の方を想ひ、出でゝは直に其光を見奉る心に成ると云ふは、我人共に生の始、死の終共に係列はざる事無きが故に、計らずも慕はしきが故に爲る事なり(此事已に傳四卷の首に、伊弉諾尊、伊弉册尊の天降り坐せる事に就きて粗云へるを、其結は瑞珠盟約章登天報命の下に云ふを見て知るべし) 故、思ふに、伊弉諾尊の此日向ふ處に往き坐して、禊祓し給へるは、寔に天日に向はせ給はでは叶はざる事の有りて、物爲給へるなりけり、八洲起元章に、陰神の先言給へるを、事既不祥と有りて、第一一書には、故還復上詣於天、具奏其狀、時天神以三太占而ト合之云々と有りて、天神の御命を請ひ奉らせ給へり、此にも第十一書に、親見三泉國、此既不祥と有るは、先なるは陰神の先言の過の不祥なり、此は陰陽二神の絶妻之誓を建て給ふ計の大なる不祥なり、此に至りて、天神の御命を請はせ給はざると云ふ事は有るべき、其時に、天日に向ふ處に往き坐して、祓除など爲給へと云ふ事を曉し奉らしゝにこそは有りけめと、恐れれども推量られ奉る者なり、然るは、天日は已く天照

太神を天柱以て送り擧げ奉らせ給ひて、高天原を令知奉らせ給ふ物から、元より其成れる天地の初の時より天御中
主尊、高皇產靈尊、神皇產靈尊の神積り坐せれば、其三柱の皇祖天神を祭らせ給ひ、其靈威に頼りて、彼の除こり盡
きざる泉下の穢を、根國底國に流離らへ失せ給はむと、殊更に天日に向ふ處には出で坐して行き給ひけらし、但し天
日に向ふと云へば、東へも西へも向はせ給ふと聞えて、指す所定まらざるが如くなれども、景行天皇御紀に、直日向
於日出方、故號其國曰日向」と有る故實に依りて、今の筑前國に然る地理なる海濱の無からむには、其に就きて其
日向國を探り索む可くなむ有りける、(記傳に「此時は、未だ日は無けれども、此は伊邪那岐神の詔ふ御言に非ざれば
妨げなし、此地、後に邂逅日向ふ處なる故に、如此は稱へたるなり」と云はれたるは甚じき僻事なり、然るは、古事
記及此一書共に、日神は此御身滌の時に生れ坐せる趣に傳へては有れども、其は此正書の傳を正しと爲る事、傳六卷
に註せるが如く、此時已に高天原を所知食て御在し坐せる事、云も更なり、又、天照太神は日神にこそは御在し坐せ
れ、天日にては坐さざれば、此時未だ日無しとは云はれざる事なり、又、天日に如此しも向はせ給ふ地を撰ばせ給ふ
事は、右に云へる如き譯有りて皇祖天神の御靈を請ひ給ふ事なれば、然る輕々しき事には非ず)大祓詞に、高天原爾
神留坐、皇親神漏岐神漏美乃命以氏云々、天津罪止云々、國津罪止波云々、許々太久乃罪出武、如此出波、天津宮事
以氏大中臣天津金木乎、本打切、末打斷氏、千座置座爾置足波志氏、天津管會乎、本打斷、末打切氏、八針爾取辟氏、
天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮、如此久乃良波、天津神波、天磐門乎押披氏、天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏所聞食武、
國津神波、高山之末、短山之末爾上坐氏、高山之伊穗理、短山之伊穗理乎撥別氏所聞食武、如此所聞食氏波、皇御孫

之命乃朝廷乎始氏、天下四方國爾波、罪止云布罪波不在止云々高天原爾、耳振立聞物止馬牽立氏云々と有る、此は素
戔鳴尊の天津罪を犯し給へる故事に本著きたる者から、其祓禊の始はしも、伊弉諾大神に坐せれば、萬は、此大神の
先蹤に擬はせ給へる事、云ふも更なるを、如此く高天原の事を主と云へるは、此大神の日向ふ所に於て、其高天原に
坐す皇祖天神の御方に向ひて、祈らせ給へるに依りて、下に所見たる如き貴き神等は、生れ坐せる者なるぞかし、唯、
身を滌ぎ給へる耳に、然る驗の有らむ物かは、彼の泉門より還らせ給ひて後、何れの地にても、水邊に降り立坐して、
水を浴び給ふ計りの事の出來坐さざるべしやは、後世にても、祓禊と云ふは、神を祀りて一廉なる重き神事なるを以
て、廻りて神代にても甚じき神事なりし事を思ふべくなむ有りける、(此も亦日向ひて物爲させ給へりし證に云へる
なり、能々上に云へる事共を思ひ合せ、又、敏達天皇十年御紀に、下泊瀬中流、面三諸岳、漱水而云々と有るをも
考ふべし)如此く記し定めて釋紀を見れば、私記に、此一書なる是即住吉大神矣と云ふ事を、又問、今如此此文者、
此三大神者、當在筑紫橋之小戸、而今在攝津國墨江如何、答、此神荒御魂者猶在筑紫、但、和魂獨在墨江耳、
案神功皇后紀云々、然則此神本在筑前小戸、即神功皇后初遷居於攝津墨江耳と有り、已に私記の頃、彼御紀に
日向國橋小門と有るを、筑前國と心得居たりし故に、筑紫橋之小戸とも筑前小戸とも云へりしなり、第十一書に、往
見粟門及速吸名門、然此二門潮既太急、故還向於橋之小門、と有るは、正しく筑前國なる事を明せる文なり、其は太神
の本宮は淡路國なり、其より阿波國豐後國を経給へるなれば、若し今の日向國ならむには其より猶行き向はせ給へる
なり、然るを還向と有は其より引き返らせ給へるなれば、其橋之小門は、愈々筑前國なる事、疑無なかるべき者なり、

神名式に、筑前國那珂郡住吉神社三座（竝名神、大）と有るは、私記に謂はゆる荒御魂是にて、此神本在筑前小戸と有るを以て見るに、其和御魂の住吉大神も、同處に竝御在りし事決し、然らば私記の頃迄も、小戸と云へる地名の詳かに傳はりて有りけむこと、云ふも更なり、予、安政元年閏七月、宗像大神に詣でたる序に、彼の住吉神社にも詣で、其地形を考ふるに、那珂郡に、神功皇后御紀に見えたる儺河と云ふ川有り、其を隔て、西は福岡なり、東は博多なり、其より其川上の方に行き見るに、其福岡博多の地も入海なりしが、土砂の流れ入り乍埋もれて里と成れるにて、其川上數里の間同じ事なるは、古には大なる湖の如くなりけむ、故に其西面なる山際の地なむ、朝日の日向ふ處に有りければ、其をや神の御言に日向國とは宣へりけむ、と思ひ定むるに至れりしが、土人葉山春養と云ふ人の語るを聞くに、青柳種信説に、「那珂郡傍村と云へるは、和名抄郷名に那珂と有る其地なるが、此に現人大明神と云ふ社有りて、住吉神を祀れり、萬葉六（三十六丁）に、住吉乃荒人神と詠めるに合ひ、又、近く山田村に宇度山と云ふ地有り、檜原柏原などの二村も、遠からず檜原に由有りと聞え、又、御紀に、皇后爰定神田而佃之時、引儺河水、欲潤神田と有りて、住吉神の神田を耕し給ふ地なり、今博多地なる住吉神社の舊地是なるべし」と云へる中には、如何なる説も交れれども、寔に其仲村より猶上方に至る迄の渚にて在りけむ、故に私記の頃には、那珂と云へる郷に已に成りて有りしかども、猶小戸と云ふ地名、其儺河の傍に残れりと見えれば、正しく現人大明神ぞ住吉神社の舊地には有るべきなる故、筑紫日向と此に有るは、其現人大明神の社の邊なるべくぞ思えたる、（仲村は博多より四五里も上方なるを以て思ふに、古は甚々大なる渚にてこそ有りつらめ、和名抄郷名に海部と有るは、北面に海を受けたる國な

れば、其は措きて、中島と云ふ郷などは、古大なる渚なりし頃の中島なりしが、後に共に埋もれ合ひて、一の郷とは成れるなるべし、猶地理の事は土人に任ねて尋ぬべし、但し國々の地理を云ふ者、斯る大古の事を、今の地圖に引き合せて説を成すは、甚々拙き事なり、彼の二神の後に、大己貴、少彥名神の造り給へれば、大に革るべく、又、其より人代と成りても、世々に沿れるも多在るべきを、其心なく云ふが漫なる故に、今少か云ふなり）○小戸橋、記傳六（四十三丁）に、「袁杼能と訓むは惡し、袁杼多知婆那と續けて訓むべし、小門に在る橋と云へる地名なり」と有るが如し、第十一書に、乃往見粟門及速吸名門、然此二門、潮既太急、故還向於橋之小門、而沸濯也と見えたる、其二門の湖の太く急きは、其は大海に在るにて、大門なるが故なり、萬葉三（十六丁）に、留火之、明大門爾云々、又竝びて、自明門倭島所見とも見えたれば、大海なるを大門と云ひ、又打任せては、唯に門と耳云ふ事常にて、右の粟門速吸名門は更なり、仲哀天皇八年御紀に、自穴門至向津野大濟爲東門、以名籠屋大濟爲西門と有る門是なり、此門は大海のなる故に大濟と云ふ事、右に所見たるが如し、（冠辭考に、右の歌を引きて、大門は、筑紫の橋小門をば乎登と云ふに對へて、此を於登と訓むべきなり、小の假名は乎なり、大の假名は於保なるを略きて於と云ふ耳、譬へば億計王は御兄にて大祁の意、弘計王は御弟にて小祁の意なるが如し、故此大門は海門を云ふ」と有るが如し、但し右の歌を阿加志能と訓む故に然る説も有れども、阿加志大門と續けて、事もなき所なるなり）小門は、河水の海に落つる口なる所にて謂はゆる水門を云ふなり、上に水門神等號速秋津日命と有るは、其の條に云へるが如く、古事記御身滌段に成坐せる伊豆能賣神に御在せるも、此なる橋小門に相ひ叶へるを思ふべし、出雲神賀詞に、須々伎振

遠止美乃水乃彌乎知爾御袁知坐と有るを、後釋に、須々伎振は濰振にて、遠止美は淀みなり、風土記なる仁多郡三津は、斐川に傍ひたる郷にて津は其河水なり、若て濰振と云ふは、神代に阿遲須積高日子命、御身沐浴坐と有るに就きて云へるにて、川にて身に在れ物に在れ、濰振れば、其勢にて、流るゝ水の淀みて、良く上方へも^{サカサ}沝る故に、遠止美乃水と云ふか、又は、美乃は乃美を下上に誤れるにて、遠止乃美水^{トモミ}にても有らむか、遠止は小門にて三津の河門を云ふ、橋小門などの如し(取意)と有る遠止美にても、遠止にても、此の小門の例なり、(然るは、遠止美と云ふ時は、右に云はれたる如く水の淀めるなれども、水門に叶ふべしと思ゆる事は、水の山より^{サカサ}眞下垂りに落つる時こそ其勢も激しく、有りけれ、河海の境に至りては、外より潮の指し入るが爲に、水の淀む事、人の知れるが如し、古事記にも、此にも、上瀬下瀬を、瀬速し、瀬弱しと告り別け給へるを考ふべし)橋は假字にて、立鼻と云ふ事なり、國々の地名はしも、彼の神龜三年に、好字を著け、二字に定むべき由の詔有りけれども、御紀は其より以前に奏上せし故に、本の任なる借字を被^レ用し者なり、立とは物の斜ならず削りたるが如くして眞直に立てるを云ふなり、越の立山など然り、又、風神祭詞なる龍田乃立野なども、前に大和川有る其高岸に在る田なり、野なり、故、立田と云ひ、立野とは云へるなり、鼻とは山の岬なる所を鼻と云へり八幡鼻、山崎鼻など云ひ、又、海にても渚崎の所を生田鼻、大和田鼻など云へる是なり、然れば、波那には端^ハ字などや叶ふべからむ、(然れば、山端と云ふも山鼻と云はむが如し、又、國にして海河に傍ひたる地名に、某鼻と云ふが多在るも、皆其渚崎など出張りたる地なり)楮、立鼻としも云ふは、其小門の傍^トなる渚崎の、平和^ナには非で削り立てたる如くなるより云ふ名と通えたり、和名抄郡名に、武藏國橋樹

(太知波奈)と有るも、其橋樹に依れるかと思ふに、然らず、其地理を見るに、此郡の海岸はしも、甚だ高くして削り立てたる如くなる故に號けたると所見たり、越前と加賀との堺に、加賀國に屬きて、立鼻と云ふ地の有るを、予も通り乍、心を著けて見たるに、然る狀の地なり、貝原篤信が八幡本記に、席田郡には立花山有り、青木村有り云々と云ひて、其を橋之檣原の證に爲るは、立たざる事なれども、立花山の狀を見るに、上の例にて削り立てたる如き山端有り、此例を推して見るに、太古に其消なりし那珂郡澁河の水源なる、彼の現人大明神の邊に、削り立てるが如き渚崎の有りけむ、其を小戸橋とは云へりし者なり、次に上瀬、中瀬、下瀬と有るは、水の流れに就きて宣へる御言なるを以て思ふにも、決く此消の小戸橋にて、此より餘に求むべき處はしも、有るべからざる事、右の如く古書に出でたる限りを推て知らるゝなり、(其國人なるべし、宮崎大門と云ふ者の著はせる、筑紫小戸靈蹟考と云ふ一冊子を見しに、一云、筑紫日向とは筑前國內にて、夕日向の地を云ふなるべし、其國にて海上より直に夕日向ふ地は、志摩郡芥屋村の東南の方二里許の間を云ふ古名なるべし、其近邊に、日山の麓、又、大日輪など云ふ所も有り、又、東野地より、南久我村と云ふ村近くの地は、夕日を直に受くる所にして、各淨らかなる海邊なる、殊に其間の村浦に、祓戸出現の神等、古く産土神と鎮り座すをも想像るべし云々)と有り、日向とは東に向ふをこそ云へ、西方なるを打ち任せて、日向と云ふ事如何、皇大神宮儀式帳などに、朝日來向國、夕日來向國と有れども、其は朝日と云へるに並べたれば、別なり、但し大祓詞に、今年六月晦日夕日之降と有るを引きて附會^{ツケ}ざるも怪し、二云、橋と云ふ地は、立岩鼻なるべし、芥屋村の^{カヤ}大戸の少し南の出崎を、立岩鼻と云へる、其山悉く大小の岩石自然に立てり、其中に、凡五六丈も有る、

長き大岩の山上に立ちたるは、杖矛を立てたる形なれば、俗に立岩と唱へたり、其出崎、玄界灘の浪打ち寄せて、尤も淨潔の地なり」と有り、右の夕日向の例にて立岩鼻も、其立石より思ひ著きたる説ならむか、又或痴者の著はせる稜威道別、又、難語考など云ふ書に、橋之穩原を、「立走浪之淺原と心得べし、立走浪とは、河水の程宜く立ち走りて、身を濼ぐに便り宜き水門を云ふ、淡原は彼の河水の落口にて、淡き門を云ふ」など云へる説は、鳥如す轉りの心ちして、聞くも心悪きには勝れりや、三云、「穩原は淡浪之原ならむか、彼の立岩鼻邊の海、至りて深くして青々と見え、浪の荒磯に打ち掛け發きて、淡などの絶間なき状より起りし地名ならむ」と云へるも苦しげなる説なり、淡は阿波、沫は阿和、假字違へり、海の深き所は、鹽味の醜ゆくこそは有りけれ、淡味なる事の何どかは有らむ、四云、「小戸は芥屋村より五町計乾方に、一箇の岩山有りて、北に向ひたる靈區の神窟なるべし、其奇絶なる事、譬ふるに物なし、畫けども其半をも書き取り難し、偕、其靈窟を大戸と唱へたり、岐志村花掛社記には、小戸と記せり、萬葉集なる明大門アケノカドを於村と云ふも、大戸小戸同語なり云々」と云へるは、俗に云ふ味噌も尿も一つに打ち和たる説と云ふ者なれば、辨ふるに及ばず、五云、「此筑前の國たる、夕日に向へる西果なる立岩鼻の大海原の邊二里許に、神代紀の潔段に生れ坐し、皇神等を村々の産土社と古より祭り來る云々、大戸の少し東に、小島の如く、長石を横に積みたる形なる岩山有り、其を祓戸と云ひて、天神の御潮井有りし所と云ひ傳へたり、又、大戸の沖に、中之潮と云ふ所有り、此所、靈處とて、海士だにも恐れて、其邊の貝類を取らず、是れ中津瀬の謂にや、又、野北浦の沖三里許に、伊加美瀬と云ふ有り、是も亦靈處なりとて、船人の大に恐るゝ所なり、伊の一言を省きて上瀬と云ふ事にや有らむ、延寶八年

の記に、瀬織津姫を祀れりと云ふ事、由有りて聞ゆ、又沖之伊豆毛、地之伊豆毛と云ふ瀬、船越浦の沖に在り、漁人其恐るゝ所なり、若し過ちて此瀬に船を觸る事有れば、忽ちに其祟有りと云へり、伊豆毛瀬は、伊の一言を省きて、下瀬ならむ、其三所の瀬の陸地に、各其社々有るも、由有りて思ゆ」と云へり、右の大戸、又被戸、或は中之瀬、又は伊加美瀬、又、沖之伊豆毛、地之伊豆毛と云ふ地名を拾ひ集めて、右の如く云へる、一互りは理有りけにも聞ゆれども、日向を夕日向とし、小門を大戸とし、橋を立岩鼻とし、穩原を淡浪之原として、其本たる實地、古事に合はざれば必ず其とも甘なひ難し、其上に、上瀬、中瀬、下瀬は、水の流れに就きて云へるにこそ有りけれ、上瀬は山谷に近ければ、水勢の速かるべく、下瀬は潮に障られて弱かるべきをも思ふべし、等しく同じ面なる大海にて、然る緩急の有るべくも非ざる者をや、然れども芥屋の大戸はしも、靈窟にて有る状なるは何れにしても神代の神蹟なるべければ、譬ひ此度の御身濼の所ならざるとて、何てふ事か有らむ、又、貝原氏は、「早良郡姪濱の山を小戸山と云ふ、此處に地藏有り、瘡を煩ふ者、木矛を作りて此を奉れば、其病癒ゆとて、祈願する者多し、神代紀に謂はゆる小戸とは此地ならむ」と云へれども、餘りに掛け離れたれば、此も亦如何なる事なり、然れば、今にして其地を求め探らむ事は、甚難き事なれば、少かの地名などを由縁にして、此ぞ其ごと云はむ事は、甚々容易き事にて、物を強ふると云ふ者なり、唯上に云へる那珂郡仲村と云ふ説ぞ、獨り穩かにして允當れる心ちす、貝原氏の、八幡本記に、其祓禊の時に成り坐せる八十柱津日神、神直日神、大直日神三神をしも、那珂郡福崎なる筑紫石の邊に鎮り坐せる由記せるは、社説に古く傳へたるを取りて記されたるなるべし、若し然らば、愈々那珂郡なる證と成るなり、然れば、上に引ける釋紀

に、住吉神社を在筑紫橋之小戸とも、又は筑前小戸とも云へる私記の説は、古き傳なる事、著明しき者なりかし。○穩原は、第七一書に、穩、此云阿波岐と有りて古事記に阿波岐原と作れるに同じ、記傳六(四十三丁)に、「和名抄に、説文云、穩、梓之屬也、日本紀私記云、阿波木、今按、又穩木一名也、見爾雅註云々、(十月二日夜書見爾雅註四字其時地震以下十一月十三日始之云々)、偕是も地名には非で、松原、檜原、柳原、柞原などの類にて、唯此木の多く生ひたる地を云ふなるべし」と有るが如し、若て右の日向小戸はしも、海水に浮き沈み爲給ひて、大御身の所汚を盪滌給ひし所にして、此穩原はしも、天神に申し給ひて、大御身に著け給へりし物を贖ひ給ひて、被の事を行ひ給へりし所なり、次に被除の二字を、美曾岐波羅比給布と、古く訓み來れるに心を著くべき者なり、第十一書にも、此と同じ事を、故欲濯除其穢惡、乃往見粟門及速吸名門、然此二門潮既太急、故還向於橋之小門而拂濯也と、上には濯除と有る其を、下には拂濯と打ち返して文を成せるも、身滌と被とは別々なる者なるが故なり、此を以て、滌と被と、又其所を異にして行はせ給へりし事をも、併せて曉るべし、(古事記の此段にも、到坐竺紫日向之橋小門之阿波岐原而禊被也と有りて、禊と被とを別けられたり、但し文の續きを委しく見ざれば、其阿波岐原にして此二つを兼ね行はせ給へるが如くなれども、然らず、全體を云ふ時は波羅比にて、美曾岐と云ふ其被の中に在る一種の所作なるが故に、唯波羅比と耳有りても聞ゆる所なるを、其小門にては美曾岐の事有りしを、地名を二つともに云ひ續くるが故に、禊被をも並べ擧げられたるにこそ有りけれ、實には禊登被登袁の義を以て記されたるなり)穩は、名義抄に訓めるも同じく阿波岐なり、言義は、和名抄に、穩木一名也と有るに依りて考ふるに、大葉木と云ふ事なり、

然るは、古事記(玉垣宮段)に、在甜白橋之前葉廣熊白橋と見え、又(朝倉宮段)大御歌に、夜麻能賀比爾、多知邪加由流、波毗呂久麻加斯とも詠ませ給へるが如く、穩は葉廣なる物にし有れば、大葉木とは云ふなりけり、又、波毗呂を省きて、久麻加志賀波袁と詠ませ給へる事倭建命の御歌に所見たり、久麻は、葉の廣くて物を容るゝに隈有ると云ふ稱なり、又、和名抄に、穩萬年木也、和名加之、一名杵、一名穩と有り、愈々阿波岐と加斯と同物なる事灼然し、(杵を同抄刑罰具に、杵、械也、桮、手械也、漢語抄云、杵、天加之と有るは、手穩と云ふ事なり、械を阿加之と有るも、足穩にて、共に穩木を用ひて造る名なるが故に、穩の一名とも成れるなるべし、因に云、右の熊白橋の熊は、隈の借字にて、蒲柳、隈篠、又、馬鞭草などの久麻に同じく、何れも葉の廣く隈有る謂なり)偕、阿波岐は葉の狀に就きて號け、加斯は堅固き幹に依れる名にて、同物にして異稱有る事、云ふも更なるが、又、右に因りて金木とも云ひけむとさへぞ所思ゆる、然るは、此穩原に幸行しは、其木に被具を取懸けさせ給はむ爲にて、謂はゆる千座置戸の始めにこそ有りけめ、寶鏡開始章に、諸神歸罪過於素戔鳴尊、而科之以千座置戸、遂促徵矣と所見たる、其時ぞ此の故事に依りて、右の穩を用ひて、千座置戸は被製造たりしも灼然く、大被詞に、天津金木乎、本打切、末打斷氏、千座置座爾置足波志氏云々とは所見たりける、祝詞考に「彼の伊邪那岐命の御自ら捨給へりしも、須佐之男命を佗より責めて出ださせしも、事の意は等しければ、此二大神の御事共を合せて、被身滌の法として人代に至りても行へるなり」と云はれたる、實に然る事になむ有りける、但し臨時祭式に、凡云々、置座木等之類、仰五畿内諸國神戸百姓令探進之と見え、木工寮式なる八座置四座置條に、以木爲之、長者二尺四寸、短者一尺二寸、各

以_レ八枚爲_レ束、名稱_三八座置、長短各以_三四枚爲_レ束、名稱_三四座置と有りて何木を以て爲ると云ふ事を知らずと雖も、樞は幹より枝に至る迄も曲る事なく眞直なる物にして、固く強きこと金の如き木にし有りければ、天津金木とも云ひて、其を以て作られたりけむ事、何かは疑はむ、孝德天皇四年御紀、大御歌に、舸娜紀都該、阿我柯賦古麻播と詠ませ給へる、舸娜紀は和名抄刑罰具に、鉗、和名加奈岐、以_レ鐵束頸也、野王按、鈇、和名同上、脰脊也と有れども、其は針、又、鈇字をこそは擧げたりけれ、此は鋌の事にて、古は樞木を被_レ用たるから、金木と云ふ稱は有るなりけり、又、齊明天皇六年御紀に、兵盡_三前役_一以_レ楛戰と有るを、字書に、楛、棒本字也、又、連枷也と云へる、其棒は樞木を以て造る事、今も古も同じかるべきを、其連枷は農具にて、樞を以て造り、枷を名義抄に久比加之と有れば樞なるを、又、大祓詞後釋に、神名式、大和國宇陀郡賀那木神社と云ふ有るも、此物に依れる神名にて、握金木の意なる由云はれたるは然る事にて、如此く類例を聚め見れば、金木は樞なる事決き者なり、但し刑具を置座に爲たるには非ず、金木は木名なるが、其を置座にも刑具にも用ひたりし者なり、思ひ混ふ事勿れ(文選、東方朔が文に、以_レ筵撞鐘と有る、註に、筵、小木枝也と有るに依りて、金木を小木の義と思ふは違へり、然る具の類は樞木を用ひたりしから、轉りて柅木の楛を用ひるも、又、金鐵を用ふるにも其元名を及ほして、同じく金木とは云へるなり、刑具の鉗も然り、其は鐵を以て爲れるなれども、金木の名稱を用ひたりし者なり、又、和名抄に、磐枷、若無_レ鉗者著_三磐枷_一、日本紀私記、云_三久比加之_一と有るも、頸樞と云ふ事にて、其木名を以て稱けたるなり、又、柅を手樞、械を足樞と云ふを以て、右等の刑具も、樞を以て製れりし故に、加斯とも加那紀とも云ふにこそ有りけれ、其本同物なり)傳

四の卷に註せる、國中之柱と爲て衝き立て給へりし天之瓊矛の柄はしも、樞木にこそ有りけめ、其は出雲風土記國引文に、今者國引訖詔而、意宇杜爾杖衝立而意惠登詔、故云_三意宇_一と有りて、其文中に堅立加志者云々と有るは、謂はゆる賤柯なる物から、猶、樞木に依れりし名と聞え、又、其御杖の意宇杜と云ふ塾に成れると、瓊矛の小山に化れりしと、事は一なるを以て思ふに、樞は其柄にて有りし故に天津とは云ひ、其木の鐵などにも似て堅固なるを以て、金木とは云ふにぞ有りけらし、楮、大神の此穩原に幸行して、被_レの場と成し給へりし事は、然る少縁ならぬ所因ある木なるが故に、黄泉神の如き鬼類の甚く恐れ避くるなど、事有るなるべし、神を祭るにも其木を被_レ用しは、同じく不祥を避くる爲と聞えて、垂仁天皇二十五年御紀に、一云、天皇以_レ倭姫命爲_三御杖_一、貢_三奉於天照太神_一、是以、倭姫命以_三天照太神_一鎮_三坐於磯城嚴樞之本_一而祠_レ之と有る嚴樞之本を、古事記(朝倉宮段)大御歌に、美母呂能、伊都加斯賀母登加斯賀母登、由々斯伎加母と詠ませ給へれば、伊都は稜威の義なる事、下に由々斯伎と有るにて知らる、然れば、嚴樞とは神威の具有れる義なるにて、神武天皇御紀大御歌に、伊智佐介幾、未迺於朋鷄句鳩と詠はせ給へるも、稜威賢木實之多と言ふ續きなり又、神功皇后御紀、神名に撞賢木嚴之御魂云々と申せる嚴も稜威にて、賢木を撞き給へる狀の嚴めしき由に係れる御名なり、右の二つを以て思ふに、古に賢木と云ひしは樞なりし事、自然に知らる、然るは此木を葉廣熊白樞とも云ひける如く、枝葉共に甚く扶_レ躡して榮ゆる木なるが、然すがに神威を具へ清々しき故に、伊智佐介幾と云ひ、又、撞賢木嚴之御魂とは申し續けたるになむ有りける、又、其撞字は、彼の文選に、以_レ筵撞鐘と有ると同じき心を著くべきなり、楮、此穩原の説に至りて、如此く長々しく成れるは、牽強附會の如く思ふらむ

事乎宣禮と記され神樂歌に、奈加止美乃、古須氣乎佐紀、波良比伊能利志古登波など有る是なり、次に久堅乃、天川原爾出立而、潔身而麻之乎と有るは、彼の御誓約の事有りし天安河にして、御身潔の有りつる傳の遺れるなり、此にて解除と身滌と二つを兼ね行はれし事著明きを、紀記共に傳へ漏らされし狀なれども、解除と云ふは、其を統べたる名にして、身滌は其中に在る事なるから、其方に委任ねられたる者となむ所見たりける、(又、萬葉六に、千鳥鳴、其佐保川丹、石二生、菅根取而、之努布草、解除而益乎、往水丹、潔而益乎とも有りて、此には解除と身滌との二つを並べ云へるが、此にて其佐保川の磯にて解除を行ひ、往水に降り立ちて身滌を爲る由にて、此にて條理甚能く聞えたり、故、伊弉諾尊は、穩原に解除して、橋小門にては身滌し給ひ、素戔鳴尊はしも、左佐羅能小野にて解除し給ひ、天安河にて身滌し給へりし事共實に明らかなる者なり、此次に解除と身滌の差別を云はむとす)○美曾岐は身滌にて、解除の中に在る一種の業なり、所以に、解除と云ふは廣くて、其には身滌も含まれるを、唯に美曾岐と云ふ時は、其解除に就きて身を滌ぐ一事の稱とは成れるなり、記傳にも引かれたる彼の記に、初於中瀬降迦豆伎而滌と有るは更なり、此にも將盪滌身之所汚乃云々濯之中瀬也云々、又沈濯於海底云々、又潛濯於湖中云々、又浮濯於湖上云々と所見たる濯にて、水を濯ぎて身を洗ふ事を云ふなり、其は右の遂將盪滌身之所汚を、上には當滌去吾身之濁穢と記され、又、其濯字に代へて、下には洗左眼云々、復洗右眼云々、復洗鼻云々と書かれたるは、須々具と阿良布と同じ事なるが故なり、(古事記海宮段なる清洗の二字を、古訓本に須麻須と訓まれたるは然る事にて、名義抄に、洗字に阿良布とも須麻須とも云ふ訓有るに叶へり、記傳六、禊祓條に、今俗に物を買ひたる直を出

出すを、拂とも、拂を爲すとも云ふは、祓除の意に當り、又、此を濟ますと云ふも、令清の意にて、祓の義に通へり」と有るが如く、洗は物を清すなれば、濯に通ふべき事云ふも更なり、但しト部兼俱が波羅比與洗通と云へるは妄なり、洗は物を濯ぎて新に爲るをこそ云へ、波羅比と通ふ義は非ず)出雲風土記、仁多郡三津郷條に、大神大穴持命御子、阿遲須積高日子命、御須髮八握于生、晝夜哭坐而辭不通云々、大神夢顯給告御子之哭由、夢爾願坐、則夜夢見坐之御子之辭通、則寤問給、爾時御津申、爾時何處然云問給、即御祖前立去於坐而、石川度坂上至留、申是處也、爾時其津水沼於而、御身沐浴坐、故、國造神吉事奏參向朝廷時、其水沼出而用初也、と見えたる御身沐浴も、美々曾岐と訓むより外なき所なり、神賀詞に、須々伎振、袁止美乃水乃彌乎知爾御袁知坐と有るも、右の故事に本著きたる事、合せ讀みて曉るべし、又此を以て、美曾久と須々久と同じき事を明らむべくなむ(右の須々伎振は、古事記御宇氣比段に振滌と有るに同じきを、此には濯字を布理須々久と、其にて訓ませて、振滌と云ふも、滌振と云ふも一事なり)此には右の如く祓字を美曾岐に被用れ、古事記には、禊字を然か訓み、又、名義抄の訓も然り、萬葉三(四十六丁)に、潔身而麻之乎 四(三十五丁)に、潔身爲爾去 六(十九丁)に、潔而益乎 十一(六丁)には、玉久世清河原身祓爲など有り、(祝詞考頭書に、「美曾岐は身滌なる事、古事記に吾者爲御身之禊と有るにて知るべし、然るを、後の記に、東河西河の御禊など書けるを見て、美を御の意と思ふは非事なり、御禊と書くは、天皇の御事なる故に、御とは云ふにこそ有れ、又、其を禊と書くは漢籍狀の略なり、大御身滌と云ふべきことなり、出雲風土記に御身沐浴と有るを思ふべし」とあり)故、上に引ける如く、出雲風土記に、御身沐浴と有るを美々曾岐と訓める

共同字を、崇神天皇七年御紀に、天皇乃沐浴齋戒淨殿内而祈之曰云々と見え、又、其沐浴と潔淨とを合せて、四十八年御紀に、各宜夢、朕以夢占之、二皇子於是被命淨沐而祈寐、各得夢也と有る淨沐の二字をも、又、允恭天皇四年御紀に、故、諸氏姓人等沐浴齋戒、各爲盟神探湯と有る沐浴をも、共に由加波阿美と訓めるは、齋川浴と云ふ事にて、謂はゆる許理の事にて、共に身滌なる事、云ふも更なり、齋川とは、寶劍出現章第一書なる神名に、清之湯山主云々と有るも齋山の義、又、皇太神宮儀式帳に、御田を湯田と有るも齋田なるに同じく、沐浴は清き河水に身を滌ぐを云ふなり、(同じ川に浴るにも、身滌の時ならぬをば、然か云はず、其は崇神天皇六十年御紀に、淵水清冷願欲共游、沐云々、沐於水中と有るを以て知るべし、名義抄に、沐を加志良阿良布とも、阿牟とも、阿良布とも訓み浴を由阿牟とも、加波阿牟とも、阿良布とも、美阿良布とも訓みて、共に身滌の義有り、偕、其沐浴字論語に出づ)又、記傳に、「今も除服などに海川の邊に出て清まはり、又、許理とて水浴る事爲るは、皆禊の意味なり、許理は川降の約りたるなり」と云はれたるは、然る言なり、其許理なむ身滌なりければ、解除と共に行はむぞ、古意には有るべかりける、(通證に、魏志倭人傳曰、人死、已葬則、擧家入水、澡浴如練沐、晋書亦曰、擧家入水、澡浴身潔、以除不祥とあるは、吾大御國の古の習俗を彼の國にて記せるなり)○波羅比は美曾岐をも兼ねたる摠名なる事、右に粗云へるが如し、記傳六(四十四丁)に、「美曾岐は必ず水邊に出て爲すに限り、波羅比は水邊にて爲すをも、然らぬをも、廣く云ふ稱なり、故、朱雀門前の大祓、又、人に負はする祓などを、美曾岐とは云はず、水邊の禊をば波良比とも云ふは常なり」と有るが如くにて、美曾岐は身を滌ぐ事なる故に、此に當滌去吾身之濁穢とも、

又、遂將盥滌身之所汚とも有りて、佗より來りて身に著ける穢惡を滌ぎ去る一途に係りて狭きを、波良比はしも、佗より來れるも、自より出づるも、該羅めて其を罪と云ひて散在かし去るを云へれば、美曾岐は穢に就き、波良比は罪に就て行ふ事なり、其は大祓詞に、國中爾成出武天之益人等我過犯家牟雜々罪事波、天津罪止云々、國津罪止八云々、許々太久乃罪出武云々、如此所聞食氏波、皇御孫之命乃、朝廷乎始氏、天下四方國爾波、罪止云布罪波不在止云々、遣罪波不在止被給比清給事乎云々と、上より次に罪と云ふ事を、幾許も重ね乍云ひ下して、其終に被給比清給と云ふ事の二有を以て、祓は罪に對へ云ふ事なるを曉りつべし、偕、右の天津罪は、衣食住を妨ぐるを以て罪と爲る事、予始めて見定めたる説有りて、其は寶鏡開始章に註せるが如く、又、國津罪の條々は、後釋に「生膚斷、死膚斷、白人胡久美は穢を以て罪と爲るなり、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯罪の五條は姁なり、昆虫乃災、高津神乃災、高津鳥乃災の三條は、災に遇ふを以て罪と爲るなり、畜什志、蟲物爲罪の二條は惡行なりと、次第を被分たるが如く、穢をも、姁をも、災をも、惡行をも、廣く罪と云ふ事は、物を重ねる事を積と云ひ、又、憚りて顯はに爲ざる事を包と云ふ類の語にて、波羅比は物を散在かす義なるにて、罪と祓にて聚と散との意相貫くに、先づ心を著くべくなむ有りける、(瑞珠盟約章に、蹴散、此云俱穢簞籬々箇須と注し、萬葉二十陳私拙懷歌に、安麻乎夫禰、波良々爾宇伎氏の、波良々も亦散在の義なり、又、物の分散なるを波良理と云ひ、雨の降るに斑々と云ひ、涙の下るを漕然と云ふも、共に物の分れ散る義なるを、合せて波良比の意をも察らむべし)其罪と祓と對へ云へる例は、寶鏡開始章第二書に、科罪於素彥鳴尊、而責其祓具」と見え、古語拾遺の同段に、歸罪

過於素戔鳴神、科之以千座置戸云々、仍解除其罪、逐降焉と有り、又、其樞原宮段に、令天種子命解除天罪國罪事、と記し、此崇神天皇十二年御紀に、今解罪改過、敦禮神祇、と見え、神功皇后御紀に、以爲知所崇之神、欲求財國、是以命群臣及百寮、以解罪改過、更造齋宮於小山田邑、とも有り、其を古事記には更取國之大奴佐、而種々求生剝、逆剝、阿離、溝埋、屎戸、上通婚、下通婚、馬婚、牛婚、鷄婚、犬婚之類、爲國之大祓と有りて、穢をも、惡行をも、紆をも、共に罪として大祓し給へる事、右に引ける大祓詞の例に同じ、然れば、罪には祓と云ふ事愈以て明らかなる者なりかし、偕、此には除字、第十一書には、除をも、拂をも、寶鏡開始章には、祓をも、又、解除をも、波羅比に被用たり、偕、記傳六(四十一丁)に、波良比と云ふと、波良間と云ふと混れて、後には一つに心得めれど、本は別あり云々と云はれたるが如く、此は伊弉諾大神の御自ら思ほし立たせるなれば、波羅比と訓むべく下なる素戔鳴尊のは、佗神より促し奉られしなれば波羅間と訓むべし、寶鏡開始章第二書に、被具此云波羅間都母能、と所見たる、是れ其證なり、(大祓詞後釋にも、「波良比は自ら爲るに云ふ言、波良間は令被の約りたるにて、人に令爲るを云ふ言にて自佗の差別なり、集比、集間、幸波比、幸波間などの例の如し」と云はれたるにぞ依るべき)偕、其伊弉諾大神、此樞原にて解除し給ふ時に當りて、其大御身に著けさせ給へる限の物をしも、穩に取り懸けさせ給へりけむが、謂はゆる天津金木を千座置戸と爲る始めにて、被柱の起りなる事、次々右に註せる如くなるが、詞に、天津菅曾乎、本荆斷末荆切氏八針爾取辟氏と見え、神樂歌に、奈加止美乃古須氣乎佐紀、波良比伊能利志古登波など有る、此を祝詞考に、古の祓には、割りたる菅を手に取り持ちて、塵などを拂ふが如き所作を爲し、

なりけり」と有る、其も此大神に始まりけむ事、右の天津金木の説に合はせて曉るべし、又、詞に、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮と有る其も亦、此大神に始まれる事、類聚神祇本源に所見たるが如し、(然れば今更に云はむ事、舊にたりと雖も、後に素戔鳴尊に解除を負はせ奉られし事は自ら爲ると、佗より然爲るとの差別こそは有りけめ、總ての狀共に相同じき事、申すも更なり)故寶鏡開始章第三、二書、素戔鳴尊に千座置戸の解除を科する所に、乃使天兒屋命掌其解除之太諄辭而宣之と有るは、伊弉諾尊の如く御自ら物爲させ給へるには、其解除之太諄辭も、御自ら宣給ふべきを、此は佗より科する所なるが故に、天兒屋命をして使宣給へりし者なり、偕、太祝詞は神に聞え上ぐる者にて、詞に、如此久乃良波、天津神波天磐門乎押披氏、天之八重雲乎、伊頭乃千別爾千別氏所聞食武、國津神波高山之末、短山之末爾上坐氏、高山之伊穗理、短山之伊穗理乎撥別氏所聞食武、と有るが如く、其を神の聞食させ給ひて、其除くるべき罪穢はしも、被戸神等の請取らして、根國底國へ流離へ失ひ給ふ由、即ち其詞に出でたり、然れども、伊弉諾大神の太諄辭はしも、高天原に神留坐す皇祖天神へこそは禱り申させ給ひけめ、其を皇祖天神の聞食し諸はせ給ひて、例の預て鑿造らせ給ふ靈威に頼りて、此に於て其罪穢を流離へ失ふ神として被戸神等は成り出で給へるになむ有りける、唯に被除し給へればとて、然る貴き神等の生れ坐すべくも非ざるを、太諄辭して天神に願ひ申させ給へりしに依りて、然る微信の事は有りけるにこそは有りけめ、偕、此一事に於ては、神祇本源より外に證すべき文無きに依りて、先には思東なく思ひしかども、其始め皇祖天神の詔命を以て天降らせ給ひて、國土を修理固成させ給ひけるに、其詔命に違ひて、蛭兒淡洲の如き國々の出來れば、直に天神の命を請はして、太占を以て卜相物爲させ給ふ如く、

露も情進サカシラの事御在し坐さぬ大神に坐せば、斯る大功イキじき祓除の事に限りて、又皇祖天神の御命を仰ぎ請ひ給はざると云ふ理なければ、此を大祓詞に根據キコトき、又、素戔鳴尊の事實に對按べて、然か思ひ定めたるになむ、此事、已に上なる筑紫日向の傳にも云へるを、猶言ひ足らぬ心ちして、又も言擧ぐるになむ有りける、偕、其太諄辭と云ふ物はしも、甚々奇しく妙なる詞にして、實に人智の得も思ひ企て及び至るまじき名文なり、其は已に大祓詞講義に記したれば、此には擧げず、總て祓除の事は其書に就て見るべきなり。○所汚は伎多那伎母能と訓み來れる、其れ然るべし、其は上に、吾前ミマヘ到キ於不須也凶目汚穢之處と詔給へりし其泉國の穢の事なればなり、偕、大神の如此宣へるは以前に彼の國より還り坐し、後に、大御身を滌がせ給ふ計の事は有りけれども、其深く染み入りたりし穢の除ハラヘらざりしかば、御快く所思し坐さ、りし故に此度は皇祖天神の御靈を仰ぎて、悉に其污垢を盪滌ウソギき清めさせ給はむとてなり、上に吾身之濁穢と有るに合せ考ふべし、偕、此は古事記に污垢と有ると同意の所なる故に、祓賀禮と訓みても有りぬべき所なれども、一向に如此訓めりし古人の意を失はじとてなり。○將盪滌身之所汚は、上に謂はゆる身滌と云ふ事の本なり、然れば盪滌は曾々久と訓むべき所なるが如くなれども、本には須々久と訓み來れり、名義抄に、盪を滌也と有りて、曾々久、又、於菘久と訓み、滌に須々久、又、阿良布、又、曾々久、又波羅布、又、宇菘久と有れば、猶ほ曾々久と訓むべし、古事記(朝倉宮段)大御歌に、美那曾々久、淤美能袁登賣又、武烈天皇御紀歌に、彌儺曾々矩、思寐能和俱吾など有り、又、萬葉五(三十七丁)に、鹹鹽遠、灌知布何其等久七(十二丁)に、足何久激沾邪流鴨とも有りて、曾々久は進々シヅカ久クにて、水を動かして其に浸るを云ふなり、(名義抄に、盪を於菘久滌を宇菘久と有るをも

思ひ合はずべし、口訣にも、盪滌、動洗也と有り、又、通證に、須々久灑也、東都賦、滌シヅカ瑕盪穢而鏡シヅカ至清、廣韻、盪滌、動搖貌と云へり)又、記傳六(四十四丁)に、常には沃又注字などを曾々久と訓みて、曾々久と須々久とは、少か異なるが如く聞ゆめれど、盪滌濯盪浴洒などの字を曾々久とも、須々久とも訓みて、唯同言なり、須受呂とも、曾叙呂とも通はし云ふが如し、倭比賣命の御裳長くて穢れしを洗給ひしに因りて、御裳濯川と號けしを思へば、須曾久とも云ひしにや、右の濯字、世記には須曾と書けりとも所見たり、(右の常には云々は、水を外より物に注ぎ懸くるを曾々久と云ひ、水中にて物を洗ふを須々久と常に云ふを云はれたる者なり、然れども、須佐之男命の須を曾とも申し、又、萬葉十七、立山賦に安麻曾々理と有るも、天進有にて須と曾と相通はし云ふに同じ)○興言曰は、言擧爲給波久と訓み來れり、私記に、古止安介と有る是なり、寶劍出現章第六一書にも此字を用ひられたり、口訣に、興言示衆也と有り、記傳廿八(二十五丁)に、許登は言か、又、事にも有るべし、阿宜は、論などの阿宜にて、事の有るべき狀を云々と擧げて云ひ立つるを、言擧と云ふなりと有り、瑞珠盟約章第三一書に、則稱之曰正哉吾勝と見え、又、寶劍出現章正書に、乃言曰、吾心清々之又、其第五一書に、已而定其當用、乃稱之曰云々など有りて、皆同例なり、又、景行天皇四十年御紀に、望海高言曰云々と見え、又、古事記に倭建命の、山神の白猪に化れるを見給ひて、爾爲言擧而詔、是化白猪者其神之使者云々と見え、萬葉六(二十五丁)に、千萬乃軍奈利友、言擧不爲、取而可來云々七(八丁)に、八信井上爾、事上不爲友十三(九丁)に、蜻島、倭之國者、神柄跡、言擧不爲國、雖然、吾者事上爲云々又(十丁)葦原、水穗國者、神在隨、事擧不爲國、雖然、辭擧叙吾爲云々十八(三

十一丁)に、可久之安良波、許登安氣世受、杵毛、登思波佐、可延牟、など有り、此こと下に詳く、註せるを見るべきなり、偕、此は大御身の所汚を盪滌がせ給はむと所思して、粟門及速吸名門を往き見給ひしかども、御心行かざりしを、此橋小門に至り坐して、其地形を見行はすれば、上瀬は瀬速く、下瀬は瀬弱くして猶足す所思すを、其中瀬はしも、疾からず、弱からず、其宜しき程を得て有りしかば、此處に降り立ちてこそと思ほし成りぬる任に、興言し給へるに、なむ有りける、(右に引ける瑞珠盟約章なるは、正哉吾勝と興言し給ひ、寶劍出現章なるは、吾心清々之と興言し給へるなどの如く、何にても心に一つ感くる所有る其を取り立て言に云ひ揚ぐるを云ふなり)○上瀬下瀬は天と地との如き上下を云ふは、宇間斯多と訓みて、經なり、水上水下を云ふは、賀美斯毛と訓むべし、是れ緯なり、偕、加美は頭面なり、斯毛は尻面なり、下の宇間斯多の傳考へ合すべし、記傳六(五十六丁)に、橋小門は、川の落口なるべければ、其處の瀬々なり、其は遠飛鳥宮段、歌に、賀美都勢爾、伊久比袁宇知、斯毛都勢爾、麻久比袁宇知と有る其に依りて訓むべし、又、萬葉一(十九丁)に、上瀬爾、鵜川乎立、下瀬爾、小網刺渡、二(三十一丁)に、上瀬爾、生玉藻者、下瀬爾、流觸經、又(三十二丁)上瀬、石橋渡、下瀬、打橋渡、など有り、偕、地理は水流に就きて定むる者なるが、其には必ず賀美斯毛と云ふ定格なり、和名抄、國名には上總(加三豆不佐)下總(之毛豆不佐)上野(加三豆介乃)下野(之毛豆介乃)、郡名には、大和國添上(會布乃加美)添下(會不乃之毛)葛上(加豆良岐乃加美)葛下(加豆良木乃之毛)城上(之岐乃加美)城下(之岐乃之毛)郷名には、大和國宇智郡、又、吉野郡に、賀美、那珂、資母と有るを考ふるに、國名などは京の方を本として上下と定むる事なれども、郡名郷名は更なり、村里の名に至る

迄も、地の高低と、水流に依る事なるが宇間斯多とは云はぬ事なり、(顯國と泉國との如く、地上と地下に厩れるには、宇間志多と云ひて、賀美斯毛とは云はず、鎮火祭詞に、上津國、下津國の名有るを以て知るへし、海宮より顯國を上國と云ひ井の傍なる地を井上と云ふなどは、賀美斯毛とは云ふまじき所なり)瀬とは、海にも川にも水の淺き所を云ふ、萬葉三(三十一丁)夢乃和太、湍者不成而、淵有毛、六(二十四丁)に、神名火乃、淵者淺而、瀬二香成良武、など詠めるを以て知るべし、又、集中瀬音の清けき由を訓めるが多きも、水の淺たる所なる故に、浪なども殊に騒がしきが故なり、和名抄に瀬、水流於砂上也、世、と有り、(漢書註に、疾流曰瀬とも見ゆ、又、同抄に、湍、和名世、急瀬也と有り、其は次なる太疾の下に云ふべし、名義抄にも瀬を唯、世、と耳有り)○太を波那波陀と訓める、伊多久と云ふに同じくして、允に當れる訓なり、其は名義抄に、太字を波那波陀斯とも、伊登とも訓めるを、萬葉七(三十六丁)に、太莫逝、十一(六丁)に、極太とも有りて、波那波陀も、伊多久も、同じ訓義なる語なり、甚字なども、右の二訓有るは此に同じ、偕言義は端極なるべし、遊仙窟に非常と有るが如く、尋常の度を超えて、其端の極み迄に至り盡す義なり又、伊登は至止の義、伊多久は至盡の意なるに思ひ合はすべし、萬葉七(三十六丁)に、甚多毛、不零雨故、十(六十丁)に甚多毛、不零雪故、言多毛、又(六十二丁)に甚毛、夜深勿行、十三(九丁)に、天地之、神毛甚、吾念、心不知哉、など、此等何れをも、大爾毛に換へても聞ゆるを以て、太字を甚と同じく訓むべきを曉るべし、(物の始と、行止まる所とを端と云へり、海邊の出埼を、鼻と云ふなどは是なり、又、萬葉九に、將極を波氏牟と訓めるなど、其意を合せて然は説けるなり、十三に太字を波陀と訓めるは、然る略訓も有りけるにや)○疾、第十一書に、

潮シホ既太急とも有れば、波夜斯と訓みて難なしと雖も、古事記に、上瀬者瀬速、下瀬者瀬弱と記されたる、意と云ひ、詞と云ひ、如何にも美たければ、其に依るべくぞ所思たる、名義抄に、湍字に勢婆夜斯と云ふ訓有れば、疾をも瀬速と同じく訓むべきなり、大祓詞に、高山末、短山之末與理、佐久那太理爾落多支都速川能瀬坐須瀬織津比咩止云神、大海原爾持出奈武と有るが如く、水の山より落ちて川に入る所の瀬は、殊に太急き者にし有れば、其上瀬には瀬速としも必ず云ふべき理になむ有りける、(記傳に、「瀬速とは流の急きを云ふなり、弱きに對へて云へれば、刺しき意を兼ねたり」と云はれたるは、然る言ながら、猶盡さず) 偕、瀬速と云ふ語例は、萬葉七(七丁)に、流水尾之、湍乎早ハヤ又(八丁)檜隈川之、瀬乎早ハヤ又(十七丁)瀬速見、吾馬爪衝ウマツメウチ十(三十一丁)に、天漢、瀬乎早鴨ハヤカモ又(四十一丁)瀬呼速見、落當知足、白浪爾シロナミニ十一(三十二丁)に、八名打、度瀬速など有る是なり、又、十(三十二丁)に、落沸オチケ速湍涉ハヤチカラ十一(八丁)に千早人、宇治度、速瀬ハヤセ又(三十三丁)泊湍川、速見早湍乎ハヤミハヤチカラ又(三十四丁)急瀬爾、立不得戀毛タテコトコイモ十三(七丁)に、速瀬、竿刺渡ハヤセ、ササキワタリ十九(二十一丁)に、平瀬爾波、左泥刺渡、早湍爾波、水鳥乎湍都追とも有りて、速を上にも下にも用ひたり、右の如く、速瀬には落沸など云へれば、大神の、上瀬にては、身漉がせ給はざりしなりけり、(和名抄に湍と淀とを並べたるは、此の上瀬下瀬に、太疾太弱と云ふに合へり、湍を俗に波夜勢と訓み來れるを、文選註に、石瀬湍也、水激石間、則怒成湍と有り) ○弱は、古事記に瀬弱と有るに訓を取るべき事上に云へるが如し、本に由流斯と訓たる、成程上なる疾は急の義なれば、緩と云ふ事、尤に理に協へれども、名義抄にも、弱を與和斯と耳あれば、恐らくは由流斯は後の訓ならむか、記傳六(五十六丁)に、「瀬弱とは流の緩なるを云ふなり、

云々、弱きを取り給はぬは、餘り流の緩なる處は、潔からぬ故なるべし」と所見たり、偕、流末に成りて、水の委める處はしも、水勢無きを以て、弱しとは宜へるにて謂はゆる淀是なり、淀をも、澗をも與杼と訓み、委字を與杼牟と云ふは、與杼は弱門の略にて、其の形狀なるをば與杼牟とは云ふなりけり、故、上瀬の瀬速は湍字、下瀬の瀬弱は淀の字の義に當れりとは云ふなり、(和名抄に、澗訓與止美、俗用湍字云與止、所謂湍度也、如淵而淺處也と見え、委は爾雅註に、流之所聚也と有り) 偕、其淀を、萬葉には、不通とも、止息とも不行とも、義訓せり、二(十五丁)に、芳野河、逝瀬乎早見、須臾毛、不通事無云々と、早瀬に對へ云ふ淀に、不通の字を用へり、四(三十九丁)に、夏葛之、不絶使乃、不通有者、云々を、今本、加與波禰婆と訓みたれども、其にては有字衍れり、故、與杼米禮婆と訓むべきなり、十二(十七丁)に、湊入之、葦別小船、障多、今來吾乎、不通跡念莫と有るは、正しく與杼牟と訓むべき上下の續きなるを、今本に許受と訓めるは、強ひたるなり、又(三十丁)に、人言之、繁爾因而、不通比日可聞ヒトノコトヲシテ、シガシガニ、ヒトノコトヲシテ、シガシガニ四(三十六丁)に、人事乃、繁爾因而、止息比者鴨と有り、此不通も、上の例に訓むべくは、止息も共に與杼牟と訓みつべし、又、七(三十六丁)に、明日香川、七瀬之不行爾とも有り、此等の字共を以て、瀬弱と云ふ狀をも知らるべし、(然れば、淀は弱門なる事、愈著し、神賀詞に、須々伎振、遠止美乃水乃、彌乎知爾御袁知坐と有るを後釋に、「今も伊勢人などは、水の淀むをも事の盛なるが馳ひ靜まるをも、遠止牟と云へり」と有り、遠と弱と、亦其義相近かり) 上に引ける大祓詞の續きに、如此持出往波、荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之、鹽乃八百會爾座須、速開都比咩止云神持可々吞氏武と有るを、其神は此一書に、水門神等號速秋津日命と所見たるを、後釋に、「此は彼の御禊段に成り

坐せる伊豆能賣神なり云々、偕、其秋津日神は水戸神なるを、此に鹽乃八百會爾座須と云へるは甚く處違ひたれども、是に深き由有り、其は鹽乃八百會は、此顯國の海上の堺にて、根國の方へ潮の没ち往く門口なれば、是又彼方の水戸なり、常に云ふ水戸は、川より海へ水の入口、鹽乃八百會は、海より入りて根國の下へ水の出づる口なれば、此方にて川より出づる所と、彼方へ出づる所との差こそ有れ、共に同じく水戸なる、古傳の趣の妙なる事如此し、能々味ふべし」と云はれたるは、其奇珍なる説なるに就きて思ふに、中瀬に降り立ちて濯ぎ給へりしかども、瀬織津比咩神は上瀬に成り坐し、速開都比咩神は下瀬に成り給へりし古傳なる事、右の文にて明らかなり、且つ水門は、川とは雖も海の落口なるが、地の甚々低きが故に、潮に障られて復り委む事常なるを以て、古事記に、下瀬者瀬弱と記され、又、此にも、下瀬是太弱とは載せられたるになむ有るべかりける、然れば、瀬織津比咩神に、大海原爾持出奈武と云ふは、川より海に出づる迄の一段を云ひて、速開都比咩神に持可々吞氏武と云ふは、水門より海に出だし、海より根國に出だし却る一段を云ふなれば、一所に泥む時は、其活用を失ふべければ右の後釋の説の如く、固く心得べき者なり、(斯れば鹽乃八百道は、川より水門に出づる水脈の八百道有り、鹽乃八百會とは、其八百道より出で來る水の打ち合ひて、一つに海に入る水門の狀にも相合せ心得べき事、云ふも更なり、此に就て猶云はま欲しき事有りて、下の速吸名門の所に云へり)○中瀬は瀬速からず、瀬弱からず有りて降り潜き、濯がせ給ふ便宜しく有りければ、此處と定め物爲させ給へりしなり、右に註せる如く、此中瀬に於て濯ぎ給ふと雖も、神の成り坐せる處は、各々別異なりと所思しくて、瀬織津比咩神の成り出で給へるは上瀬、速開都比咩神の神の成り出で給へるは、下瀬にて、此中瀬にてこ

そ氣吹戸主神は成り給ひつらめ、其は大祓詞に如此可々吞氏波、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氏牟と有るを、第十一書に、入水云々、出水吹生大直日神云々、吹生大地海原之諸神云々と有りて、此吹生は、何れの神にも係れる語には有れども、氣吹戸主、大直日一神に坐せば、右の如く其穢を祓ふとて、氣吹き給へる内に、佗神も成り坐せるにこそ有れ、吹生と云ふ事、主と大直日神に係れる事、其亦名を氣吹戸主と負ひ坐せるに就きて、更に論なき者なり、何を以て、此神の中瀬に成り坐せりと云ふぞとならば、右の瀬織津比咩神は、天照太神の荒魂、枉津日神に坐せば、御心の進み給ふ所より、上瀬には成り出で坐し、速開都比咩神は水門神に坐せば、下瀬に成り坐すべきを、其中瀬はしも、疾からず弱からず、其中正を得たる所にし有りければ、大直日神の、其處に就きて現はれ出でさせ給ふべき事なりかし、(記傳六に、凡て物の中間を中と云ふは、本、此中瀬より出でたる言にて、清明と云ふ事ならむ、其故は、今觀爲給ひて清明く成り給ふ瀬なればなり)と云はれたれども、中は天之御中主神の大御名に負はして、天地の未生らざりける時より有る言なれば、如何有らむ、此に就きて説あり、下なる中筒男命の傳に云ふべし)口訣に神道貴中、以爲要、と云へる、其意味無きに非ず大祓詞に、許々太久乃罪出武、如此出波、天津宮事以氏、大中臣天津金木乎、本打切末打斷氏、千座置座爾置志足波志氏、天津菅曾乎、本刈斷末刈切氏八針爾取辟氏、云々と所見たる、大中臣は、本系帳に、高天原初而皇神之御山皇御孫之御中執持、伊賀志梓、不傾本末、中良布留人稱之中臣と有る如き職名なり、次に本末を云ふは、大殿祭詞に、今奥山乃大峽小峽爾立留木乎云々、本末乎波山人稱之中臣と有るが如く、天津金木、天津菅曾、共に其本末を截り斷ちて、中間を用ふるは此の中瀬を

以て禊場と爲給ひし故實に因られたる事、云ふも更なり、然か其中を尙給へるは、顯宗天皇二年御紀に、天皇詔之曰、石上振之神櫛、伐^{イサヒ}本、截^{イサヒ}末、於^ニ市邊宮^ニ治^ニ天下^ニ云々と有りて、其を古事記には、五十隱山、三尾之竹矣、本訶岐^ノ末押靡、魚竇如^レ調^ニ八絃琴^ノ所^レ治^ニ賜^ニ天下^ニ云々と有りて、御紀の方は、本を伐り末截ふと云ひて、天下を治め給ふを、中正に取成して宣ひ、記も同じ事なるが、八絃琴の名を設けて調ふると云ふ事を、中正に取成し給へる御言にて、此の例には、萬葉二(四十一丁)人麻呂歌に、天地日月與、滿將行、神乃御面跡、次來中と續けたる、滿將行も、調も、中と云ふ言に屬きたる熟語なり、(仲哀天皇の大御名を足仲彥天皇と稱し奉れるも、右の満足^{イサヒ}へる由を以て負はせ給へるなり、古人は歌詞と雖も正しき先蹤を踐みて、龜忽ならざりし事、此に合せて曉るべき者なり) 偕、其中と云ふ語はしも、受け張りて甚廣く互る言なる由、已に天御中至尊の傳に就きて、往々註せるが如く、彼御名の中はしも、此世の限を中と云へるにて、實に傍に物無きが如く、廣しとも大なりとも、譬もへなき由なるが、常に中と云ふも、其中を主として、經に上下と云ふも、緯に左右と云ふも、或は羽の如く、或は翼の如し、所以に上下と云ひ、左右と云ひ、表底と云ひ、本末と云ひ、頭尾と云ひ、前後と云ひ、始終と云ひ、口奥と云ふと其事はしも、皆各別異にして其差ありと雖も、中の語耳は、何れにても替る事無きを以て、中を主と爲る事を知るべし、偕、上下と云ひても、左右と云ひても、各々何れにか偏れるを、其中はしも、正位の處に在るを以て考ふるに、右等に序づる中は、平處なる事と所思たり、彼の上瀬是太疾、下瀬是太弱と興言し給ひて、中瀬に濯がせ給ふも、其平和なる所を取り給へるが故に、神にも、大直日神の如く、直く正しき大神の、其所に成り坐せるなり、(今も、物を平準^{イサヒ}に爲るを、那羅

須と云へり、萬葉に、奈良山を平山と書けるなど、考へ合はずべし、偕、次にも所見たる水に浮沈と云ふは、上下に同じ語類なるが、其中に當るは流^{ナカ}と云ふ語なるが、其を平準^{イサヒ}と心得て能く通ゆるなり、猶中に名處^{ナカ}と云ふ本義有りて、奇びに妙なる意有れども、其は天御中至尊の傳に云へりき) ○濯は、記傳六(五十七丁)に、滌は曾々岐賜と訓むべし、是れ即ち御禊なり」と有る滌字の如く訓むべし、偕、此を彼の記には、初於^ニ中瀬^ニ墮^ニ迦^ニ豆^ニ伎^ニ而^ニ滌^ニ時^ニと有る、其傳に、敏達天皇十年御紀に、下^ニ泊^ニ瀬^ニ中^ニ流^ニ、而^ニ三^ニ諸^ニ岳^ニ漱^ニ水^ニなど有る狀なり、大祓詞に所謂る瀬織津比咩は、此の故事以て稱へたる御名にて、瀬降^{イサヒ}の意なり、今此に大神の穢を滌ぎ去り給はむと爲て瀬に降り給ふと、彼神の大海原爾持出奈武と有りて全く同意なるを思ふべし」と有るなむ、云はれたる説なりける、(故、駿河風土記には、織戸神社とて、其神を祀れる有り、然れば、此にも降^{イサヒ}潛^ニ於^ニ中^ニ瀬^ニ而^ニ濯^ニ云々と有らま欲しき所なれども、下に潛^{イサヒ}濯^ニ於^ニ潮^ニ中^ニと云ふ文有るが故に、唯濯^ニ於^ニ中^ニ瀬^ニとは記されたり) ○因以生神は、其事に因りて此神の生り坐せる謂なり、其訓は、許禮爾與理氏生神と訓むべしと雖も、神世七代章第六一書に、有^レ物^ニ云々、因^レ此^ニ化^ニ神^ニと見えて、物質の有るとは別なり、此は御身を濯がせ給ふと云ふ事有る其に因りて、神の生り坐せる件々なり、(物に因りて化れると、事に因りて生れると、神の成り坐せる其次第にも、斯る意味有るを忘るべからず) ○八十柱津日神、古事記には、八十禍津日神と作りたり、其遠飛鳥宮段には、味白橋之言八十禍津日神と云ふ地名も有り、御紀には、味樞丘之辭禍戸岬と有りて、八十の言なし、偕、古事記に、此神と次大禍津日神とを載せて、此二神者所^レ到^ニ其^ニ穢^ニ繁^ニ國^ニ之時、因^ニ汚^ニ垢^ニ而^ニ所^ニ成^ニ之神也と有るを、其傳に、世中の諸の禍害を成し給ふ神は、専ら此夜見國の穢より成り坐せるぞかし、大可畏」と有りて、

悪しき神の如き説なれども、古史徴に、「此は汚垢を祓はむと思ほして成し坐せるなり」と云はれたる、允に當れり、(鈴屋大人は、因字を所到の上に在る意に見られたる故に、然か思ひ違へられつる者なり、此は徴に、其穢繁國爾所到之時爾、汚垢給比志爾因而、所成之神者也と訓まれたるぞ宜しき) 偕、其因汚垢とは、上に註せる如く、泉門にて御帶、御衣、御袴、御手纏など、御身に著けさせる限りの物を投げ棄てさせ給ひけるに、其穢繁國に所到し汚垢の著きて有りしかば、時置師神、煩神、開嚙神など、其餘にも枉々しき神の成り居たる、其なむ八十の枉神なるを、其を御べ所知看す神を成さむと其汚垢給ひし事を深く惡み厭はせ給ふ故に、成し給へるなり、上に興言曰とさへ有るを、然る御興言し給ひながら、惡神の成り坐せりと爲は、大御身滌は終に徒事と成らむ者をや、(記傳に、「八十とは禍の多きを云ふ」と云はれたれど、然らず、八十は右に云へる如く、彼汚垢に因りて成れる枉神の多きを云ふなり) 八十は彌多なり、八百は彌大なるに同じ、傳一に註せる如く、十は登衰とも、多理とも云ふ言、百は毛々と云ふ言なるを、數の多きを量へずして、大凡に云ふには、十を會と云ひ、百を富と云ふ定めなり、此に因りて、佗に八百萬神と有るを御紀には八十萬神と有り、此八百も、八十も、數量を云ふならず、唯萬神と云ふ事なるを、彌多とも、彌大とも云ふ言を冠せたるなり、此に八十柱津日神、大柱津日神と、二神の相竝ばせるも、其義に協へり(會に多の意有るは、許多をも會許婆久と云ふを以て知るべし、富に大の義有る例は、出雲風土記なる美保を、古事記に御大と作れるを以て知るべし) 八十の例は、鎮火祭詞に、國能八十國、島能八十島乎生給比云々、神賀詞に、八十日波在止毛、古事記に、大國主神之兄弟八十神坐、崇神天皇七年御紀に、會諸王卿及八十諸部云々、又、以物部八十手所作

祭神之物云々、敏達天皇十年御紀に、子々孫々(古語云、生兒八十綿連々)、推古天皇二十年御紀歌に、訶句理摩須、阿摩能椰蘇訶礙など有り、萬葉には一(二十九丁)に、八十阿不落、二(二十二丁)に、物部之八十氏川、三(五十八丁)に、物乃負能、八十伴男乎、十一(十三丁)に、事靈八十衢、二十(十七丁)に、夜蘇久爾波、十三(六丁)に、近江之海、泊八十有、八十島之、三(十九丁)に、近江海、八十之湊爾、十(二十九丁)に、八十舟津、又、八十瀬霧合、又(三十一丁)河門八十有、十二(四十二丁)に、八十梶懸、水手出牟船爾、十九(九丁)に、物部能、八十乃媿孀等之、十三(十六丁)に、物部乃八十乃心呼など、其餘にも多在り、右等は何れをも彌多と心得て其意明らかなる者なり、(但し古事記日代宮段に、天皇之御子等、所錄二十一王、不_レ入_レ記五十九王并八十王と有る八十は、右の例とは別にて、十を八つ累ねたるなり、其事其物に依りて別つべし、枉津日神の説は次に註すべし) ○次大柱津日神の六字、山城國乙訓郡向神社の古本に據りて補ひつ、古事記に八十禍津日神、次大禍津日神と竝べ載せられ、又其枉を矯す方に、神直日神、大直日神と、二柱坐せる對なれば、今本に右の六字なきは、脱ちたる事著明く、第十一書には、各一柱と爲る、吹_ニ生大直日神云々、次吹_ニ生大綾津日神と有りて、又對ひたれば、愈々大柱津日神と申す御名坐せる事、疑無きが故なり、(古史徴に引かれたるに、右の六字を補ひて其説に、信友云、次大柱津日神の六字、今本に脱ちたるを、山城國向神社の庫中所藏の古本に在りし由社司六人部某の筆記に所見たり)と云はれたるを、予、京にて小泉康敬に勞らひて、其古本の寫を閱たるに、實に其言の如く有りて疑無きを以てなり) 大柱津日神と申す事はしも、譬へば某山祇神と云ふ八柱を、統べて大山祇神と申し、其少童神と申す三神を、併せて大綿津見神と稱へ奉るが如く、

彼の泉中の污垢に依りて成れる禍神共多在り、其等を心の任に在らせては、世中は轉有が故、其を領知して、其御趣けに令從給へるを以て、大柱津日神と稱へ奉る事にて、大と云ふ義は同じきながら、右の山祇神、少童神などを、合せて大と申すとは異にて、其を領知せる故に、大と冠らせ奉るにて、大物主神の例の如し、(其は天孫降臨章第三、一書に、是時歸順之首渠者、大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天云々、宜領八十萬神、永爲皇孫奉護と有る大物主の物は鬼物を云へるにて、其を領給ふ故に、大物主神と申せると、此も其同例なり) ○柱津日神麻賀は眞屈にて、直の伸秀なる對なり、御門祭詞に四方四角與利踈備荒備來武、天能麻我都比登云神乃言武惡事爾、(古語麻我許登)相麻自許利、相口會賜事無久云々と有り、此にては枉事を流布し給ふ神の如くなれども、道饗祭詞に、根國底國與里龜備踈備來物爾、相率、相口會事無氏と有るを以て見れば、根國底國より來る鬼類を領知す神に渡らせ給ふが故に、其率こらすべき人の有れば、其物を遣はして罰めさせ給ふ、是を以て其主宰と坐す天能麻我都比神と云へるにこそ有りけれ、祈年御門神詞に、踈夫留物と有るが如くにて、其屬神の所作なる事著明し、(其委しき由は、己に祝詞講義に説けるを、此にも天照太神の荒魂と坐す傳を立て、云ふべければ、唯豫に知りて有るべし)麻賀の例は、古事記御天降段に、天者日子、或有邪心者、天者日子於此矢麻賀禮云而と有るを、此の第一書には、若以惡心射者、則天稚彦必當遭害と有りて、當遭害を、右の御門祭詞に同じく、麻自許禮と訓めるは、唯率字などの意に非ず、眞退懲の義にて、麻賀の眞屈なるに同じ、綏靖天皇御紀に、包藏禍心と有るも裡に邪なる心有るを以てなり、然る惡しき事はしも表にても物爲難かるが故に、其枉神を踈夫留物と云ひ、又、人の見聞かざる遠き方、又は隈

處に在りて多くは惡しき業は行ふ者なる故に、踈備荒備來武とも、又、龜備踈備來物なども云ふなり、又、大殿祭詞に、手蹟足蹟(古語云麻我比)と有るも、爪衝く事なるが、如此も身の屈まるに依れる謂なり、又、曲直の曲も、屈伸の義なる事、右の例なり、(混を麻賀布、紛を麻岐流と訓むも同言なり、萬葉二には、黃葉乃、散之亂爾と有りて、亂を麻賀布と訓めり、偕、右の大殿祭詞に、惡事を、古語麻我許登と註せるは、枉言の意なり、古事記朝倉宮段に、吾者雖惡事而一言、雖善事而一言、言離之神、葛城之一言主之大神者也と有る、惡事善事は惡言善言なるを、合せて曉るべし、又、物の正直ならぬ狀に云ふは、源氏須磨卷に、守泣々歸にて御在する御有狀語るに帥より始め迎の人々、枉々しう泣き滿ちたり、又、藤袴卷に、甚麻賀々々しき筋にも云々、眞木柱卷にも、彌々麻賀々々しき事を言散らし給ふ、若茶下に、殿の内泣き嘗る氣はひ、其枉々し我にも非で、入り給へれば、幻卷に、母の宣ひし事を、枉々しう宣ふとて、伏目に成りて、御衣の袖を引き呀給ふ云々、など有り、因に云、萬葉三に、於余頭禮可、吾聞都流、狂言加、我聞都流母、又、逆言之、狂言等可聞高山之、石穗乃上爾、又、逆言之、狂言登加開、白細爾、云々、七に、狂言香、逆言哉、十三に、狂言哉、人之言鈎、十七に、於餘豆禮能、多婆許登等可毛、十九に、狂言哉、人之云都流、逆言乎、人之告都流と有るを、續紀第五十一詔、於與豆禮加母、多波許止乎加母の解に、件の萬葉なる逆言を、何れも佐加基登と訓み、狂言を皆枉言と作りて、麻賀許登と訓めるは、皆今本の僻事なり、十七卷、又、此詔などの假字書の例を以て、其誤りを知るべし云々と有り、心得置くべし)偕、柱津日神の津は、例の處の意なり、己に引ける古事記(遠飛鳥宮段)なる味白橋之言八十禍津日前を、御紀には味樞丘之辭禍戸岬と有り、此にて津は處なる事を

知るべし、此を以て見れば、禍戸と云ひて、何處にか此神の政を行ひ給ふ處有りて、其を所知食に依りて、枉津日神とは稱へ奉れるなり、此日は美に通ひて、山祇少童の美に同じ、因に云、此味樞丘は地名にて、辭禍戸岬は其探湯の事に就きたる稱なり、其は其時の詔に、一氏蕃息更爲萬姓、難知其實、故、諸氏姓人等、沐浴齋戒、各爲盟神探湯と有りて、下に坐探湯瓮而引諸人一令赴、曰得實則全、僞者必害と有るを見るに、姓氏の失錯を正し給はむ爲に、味樞丘の岬に八十枉津日神を勸請りて、盟び令申て、令探湯、給へりし故に、正しき者は全く、僞れる者は害はれたるなり、是即ち禍處なり、此に依りて、味樞丘の小字に残りて、地名の如く傳はれるになむ有りける、此を以て考ふるに、彼の穢繁國にて汚垢給ひし事を甚く惡ませ給ひ、今大御身滌を物爲させ給へる最初に、成り出で御在し坐すが故に、物事の正實なるには、御靈を幸ひ給ひ、虚僞り枉曲れるをば、嚴しく罰めさせ給ふ大神に坐して、其御前には、必ず八十の枉神を遣し給ふ事なる故に、終に其主宰の神とは成らせ給へるなり、下なる荒魂和魂の傳に引ける天孫降臨章第一一書に、天稚彥の事を、若以惡心射者、則天稚彥必當遭害、若以平心射者、則當無恙と有るも、善に福し、惡しきを罰する神業なるを、思ひ合すべくなむ、此を以て、此大神の惡しき神に渡らせ給はざる御事を明らかめ奉るべし、但し夫にても猶、枉津日と申す御名に依りて、惡しき神と固陋に心得る人も有らむに、其一例を云はむに、疫神と云ふは、疫癘を行ふ鬼類の事なるを、臨時祭式なる疫神祭などは、其疫鬼を防ぎ守り給ふ岐神に坐すに同じきを忘るべからず、(偕、右の正實は全く虚僞は害はれ奉れるなど、此神の本分の所なり、下にも云ふ如く、三韓の如きは、皇國の藩の國なるに朝貢を奉入て、從ひ奉らざりしかば、此大神一速く促し給ひて、神功皇后

をして令征給ひ、又、神宮雜例集などに、皇太神の御託宣などの事有るには必ず荒祭宮より神憑りて諭し給へるな
ど、皆右の正僞を糺彈し給ふ神に坐す故に依る事にて、惡神の謂には非ず)倭姫命世記に、荒祭宮一座、皇太神荒魂、
伊弉岐大神所生神、名八十枉津日神也、一名瀬織津比咩神是也と有るを引きて、大祓詞後釋に、此は更に後世人の思
ひ寄るまじき事なれば、必ず古傳説有りし事と聞えて、禍津日神を瀬織津比咩と申すは彼の初めて中瀬に降り潜き給
ふ時に成り坐せる故にて、此に能く叶へり、偕、此は祓物に負はせて流し却りたる罪穢を、先づ受取り給ふ神なれば、
彼の中瀬に降りて、黄泉國の穢を先づ滌ぎ給ふに能く當れりと有るは然る言なり、又、皇太神荒魂と申すも浮きた
る言には非ず、其は神功皇后御紀に、皇后傷天皇不從神教而早崩云々、皇后選吉日入齋宮親爲神主云々、
而請曰、先日、教天皇者誰神也云々、乃答曰、神風伊勢國之、百傳度逢縣之、拆鈴五十鈴宮所居神、名撞賢木嚴之
御魂天疎向津媛命焉と有り、此を五十鈴宮所居神と有るを以て、先師達の説に、皇太神の御事なる由云はれたるは、
甚鹿かりけり、仲哀天皇の神教に従はせ給はざりし故に崩り坐せるも、荒祭神に坐さむは似著かはしく、且つ古事記
には、是天照太神之御心者と有るも、其荒魂神に令せ給へるならずは、御心者とは御諭し有るまじきを思ふべく、又、
御紀に、皇后の、事竟へて船路より還らせ給ふ所に、皇后之船廻於海中、以不能進、更還務古水門而トレ之、
於是天照太神誨之曰、我之荒魂不可近皇后、當居御心廣田國と有るは其結にて、神名式に、攝津國武庫郡廣
田神社(名神、大、月次、相嘗、新嘗)と所見たる是なり、然れば右の撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命と申すは愈荒魂
に坐す事知らるゝなり、(玉勝間忘草卷に、撞は借字にて、齋賢木の意にて、嚴と云はむ發語なり、嚴は齋ひ清めたる

義なれば、齋ひ清め齋く賢木の由にて、嚴樞と云ふに同じ、楮、嚴之御魂とは、天照太御神は、伊邪那岐大神の檜原の御禊に成り出で坐して、清淨なる御魂に坐す由なり」と云はれたるは、其を皇太神の亦御名と心得られたる説にて當らず、右の五十鈴宮所居神と有る上は、皇太神と思ふも理の如くなれども、五十鈴は地名なれば其處に宮敷坐す限りは、何神にも名乗らせ給ふべき御事なり、又、師翁の古史成文には、右の御名を最初に書かして、其徴に、「撞賢木云々と申す御名を最初に擧げたるは、御親名乗り坐せる大御名なればなり」と云はれたるなど、共に天照太神の大御心にして、其荒魂神の御名乗り爲させ給へりとは、心著かれざりける説なれば、諾ひ難かり、又、神名式に、紀伊國那賀郡荒田神社二座と有るを、或書に、在廣田庄森村、祀神五座、天疎向津媛命、神功皇后、應神天皇、高皇產靈尊、劍根命と有るは、右の廣田神社より勸請れる者なり、荒田は地名ながら、荒魂の略ならむも知るべからず、姓氏録に、荒田直、高魂命五世孫劍根命之後也と有り、楮、其向津媛命と申すも、枉津日命と申すも、名義異ならざるべし、其撞賢木と申す撞は、上なる檉原の傳に註せる如く、文選に、以_レ筵撞_レ鐘と有る其字を被_レ取たる者にて、矛に衝鉞など云ふ如く、猛_ク威_シき形状なり、賢木も此は寶鏡開始章などには、枝葉の茂み榮えたるに用有る所なれども、此は其木を云ふなり、上古に梓と云ふは、穗木と云ふ事にて、樞木を以て製れるにて今ふ梓の事なり、舒明天皇御紀に、嚴矛、此云伊箇之保虛と有るは、嚴樞矛なるを以て知るべく、又、齊明天皇六年御紀に、兵盡_ニ前役_一以_レ楮戰と有る、楮は握金木にて梓なる由、鈴屋大人説に依りて上に云へるが如し、然れば、此に嚴之御魂と申すは、稜威の義なるを以て考ふるに、撞賢木と申すは衝梓と云ふ事にて、嚴めしき義に係る發語なる事を知るべし、釋に、兼方案之、

撞賢木者立_レ神之義と云へり、楮又、嚴之御魂は、一云と有る其時の又の御名乘に、吾名向匱男聞襲大歷五御魂速狹騰尊也と所見たれば、嚴も、五も、伊都と清音に唱ふるにて伊豆には非ず、其は皇太神の荒魂に坐せば實に御稜威の可畏く坐す意の御名なるなり、撞字は説文に孔構也と見え、廣韻に、突也、又擊也、禮の學記に、善待_レ問者如_レ撞_レ鐘と有り、又、戰國策に、迫則杖_レ戟相撞と有りて、注に手構也と云ひ、前漢書樊噲傳に、持_レ盾直_レ撞入立_レ帳下と有りて、注に謂以_レ盾撞_レ擊人_一也とも有り、名義抄に、都久とも、宇都とも有るは、右の廣韻の義に等し、又、撞に作りて、其には波多保古、又、都久と云ふ訓有り、此等の字義を思ひて、其賢木と云ふも、其刑具に製れる梓ならでは叶はざるを曉るべし、天疎は、常に發語に云ふとは異にて、此は皇大神の荒魂と坐して、天宮より疎り來坐せる由にて、右に引ける速狹騰の狹騰も一なり、又、疎を宇登備とも云ひて、御門祭詞に、四方四角與利疎備荒備來武云々、道饗祭詞に、根國底國與里、龜備疎備來物爾云々と見え、祈年祭詞に、疎夫留物など有るは、共に此大神に御る、枉神共の事なるが、古事記に與疎神、邊疎神など有るは、即ち其部類なる事、上に委しく註せるが如し、御紀にも、我之荒魂不可_レ近_ニ皇后_一と有るも、惡しき神には坐さ_レれども、荒魂神に坐すが故に、疎からせ御在し坐すなり、又、御紀に、時天皇謂_ニ皇后_一曰、聞惡事之言坐婦人乎何言_ニ速狹騰_一也と有るも、枉神に疎夫留物と云ひ、與疎、邊疎など、言の同じきが故に、御疑の大御心の出來て、聞き惡き事を言ふと申し給へるなり、此を以て、天疎と申すも右の同意なるを曉るべし、向津媛命は、枉津媛命と申すに同じ、又、御紀には姫と、媛と、尊と、命とを書き分けられたるに、此の字遣はしも、如何に見ても皇太神には御在すまじき書體になむ有りける、又、尾張風土記に、丹羽郡吾縵郷品津別皇

子、生七歲而不語、皇后夢有神、吾多具國之神、名曰阿麻乃彌加都比女、吾未得祝、若爲吾充祝人、皇子能言是壽考と有るも、同神にやと思ひしかども、然には非ざりけり、其多具國は、出雲風土記に、自多久乃打絶而狹田之國是也と有りて、神名式に、栢縫郡多久神社有る是なり、然るに、其天璽津日女命は、亦名を神魂伊豆乃賣命とも申して別神なる由、此卷首なる速秋津日命の下に云へり）偕又、向置男聞襲大歷五御魂速狹騰尊と申す向置男は、向人男と云ふ事にて、此は女神に渡らせ給へども、向ひ來る益荒男神にも面勝たせ給ふ由なり、古事記（御天降段）に、汝者雖有手弱女人、與伊牟迦布神面勝神と有るを取りて心得べし、聞襲大歷は、聞惶追と云ふ事にて、雄偉しき神と雖も、聞惶れ這伏す義なるにて、五御魂と云はむ序なるにて、先なるには、撞賢木と其嚴めしき御形狀を序に置きて、嚴之御魂と連けたるに同じ、速狹騰尊は、上なる天璽に同じき由、右に注せるが如し、（此御名のこと、古より明らかならざりしと見えて、世々の私記にも其説無かりしと見ゆ、釋に、兼方案之、若大物主神之御自稱歟など云へるも、撞賢木云々と同意なる由なる事をも考へ合はさる、甚々効き説にて、云ふにも足らざる事なり）○古事記には八十禍津日神、大禍津日神の御名の次に、此二神者所到其穢繁國之時、因汚垢而所成之神者也と有りて、右の二神の成り坐せる所由を記されて、甚可美し、今因に註すべし其字は、此より前に伊邪那岐大神詔、吾者到於伊邪志許米志許米岐穢國而在邪理と宣へる、其國を指して云へる其字にて、此は謂はゆる地の詞と云ふ者なり、穢繁國は、記傳六（五十八丁）に、萬葉四（五十四丁）に、牟具良布能、穢屋戸爾と有り、繁は志伎の借字にて、醜の意なり、萬葉十三（十四丁）に、刺將燒、小屋之四忌屋爾、搔所棄、破薦乎敷而、搔將折、鬼之四忌手乎、指易而

又、十六（八丁）にも爲支屋と有り、此歌に、醜屋とも有るを以て、醜國とも云ひつべき事を曉るべし、又、十六（二十三丁）に世間之、繁借慮爾、往々而、と有るは、醜の借字に繁と書ける正しき例なり、偕、上には志許米岐穢國と云ひ、此には其を下上にして、穢醜國と云へる、唯同じ事ぞ」と有るが如し、（此は少か文を約めて引きたり、志許と云ひ、志許米岐と云ふ意は、已に上なる不須也凶目の下に註せれば、此は唯志伎具邇と云ふ語の徴に引けるなり）因汚垢の因字を、記傳に「所到の上」に在る意に看て、時之汚垢と續けて心得べし」と云れたれども然らず、古史徴に其を辨へて云はく、「記傳の訓の如くにては、禍津日神を、汚垢に因りて成り坐せる故に、惡神なる由に解かれたるは如何なり、此は汚垢志爾因而所成之神者也と訓むべき文にて、汚垢を禊はむと所念して成し坐せる由なる事、第十一書に吹生大綾津日神とも有るにて心得べし」と云はれたるは、然る説にて、因汚垢は、彼脱き棄てさせ給ひける大御身に著けさせ給へりし物共に、八十の枉神已に成り居りければ、其を御め給はむ大御心坐して、殊更に其汚垢を滌ぎ給はむと所念し入りて成し給へる故に、穢き事、汚らはしき事、惡しき事、枉れる事を、忌み嫌ひ給ふ右の二神の成り出で給ひて、然る物事の有るに觸れては、甚く罰め給へるも亦解除の一種にて、常に人の祓ふを、其神の祓ひ給ふにて、同じ理なる事なり、偕又、大祓詞の趣にても、此瀬織津比咩神ぞ、最初に立たして罪穢を祓ひ清めさせ給ふ神に坐す事、又古事記に、初於中瀬墮迦豆伎而滌云々と有るに打ち合ひて實に明らかなる者なりかし、（但し其文に次て、爲直其禍と有るは、其其禍津日神と云ふ惡しき神の成り坐せる故に、其を承けたるが如く見ゆれども、然には非ず、此なる其字も、上に其穢繁國と有る其と同じく、前に吾者到於伊邪志許米志許米岐穢國而在邪理と有

るを承けたるにて、禍津日神に拘はる事には非ざるなり。○其枉は、曾能麻賀と訓むべし、前に大御身の所汚を盪滌ぎ給はむと興言し給ひつれば、即ち八十柱津日神、大柱津日神二柱成出坐せる、其は大祓詞に謂はゆる瀬織津比咩神に御在し坐して、祓戸神四柱の中にも、其罪穢被ひ清めさせ給ふ主たる神に坐して、實に遂將盪滌身之所汚、乃興言曰云々と有る驗を得給へるを、今將矯其枉と宣へる、枉は其黄泉にて遇ひ給へりし枉事の、未だ除こり盡きざるを直し給はむにて、此れ即ち解除なり、大祓詞に氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底國爾氣吹放氏牟と有る放は、即ち掃に同じきを以て曉るべし、其は科戸之風乃、天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如久云々と、放と掃とを竝べ云へるを以て考ふべし。枉は、古事記に訓禍云摩賀、下效之と有れば、此も然か訓むべし名義抄に、枉を麻賀禮理とも、麻宜氏とも訓めるは、其活用を書されたる者なり、(本に此を麻賀禮留衰と訓みたれども、然云ふ時は、其枉りたる一事を捉へて云ふに成るを、唯に麻賀と云へば、總ての事に互りて廣く成る者なり) ○將矯は、古事記に爲直と有るに同じ處なり、記傳に、爲直は那富佐牟登志氏と訓むべし、那富須は令直なり、直すとは即ち滌ぎ清むるを云ふなり、別に其事有るには非ず、然れば次と云ふも、例の所成神に係けて云ふ言なり、借、汚穢を麻賀と云ひ、清むるを直すとは云ふなり」と有りて、其にても通えたるが、先には所汚を盪滌ぎ給はむと興言して、枉津日神を成し給ひ、此には彼の醜國より起り初めたりし枉事を矯さむと所思し入りて、又興言し給へるを、上に在る事を再び云ふに及ばざれば、興言とは書されざる者なり、第十一書に、出水吹生大直日神と有る如く、將矯其枉と興言し給ひて、氣吹放たせ御在し坐し、事、灼然き者なり、(但し矯字は、淮南子

に、矯枉以直と有るを取られたる者なり、口訣に、矯揉也、正非時生神號神直日、正而清明時生神號大直日など云へるは、闇推の説なり祓は罪咎を解除ふなり、禊は身穢を洗濯ぐなり、非を正すなどの訓に非ず、已に記傳にも、「祓を以て心の枉れるを直す事と爲るは、甚く誤なり、其は麻賀流とは、唯物の形の枉曲を耳云ひ馴れたる後世の意に泥みて、古言の麻賀の意を得知らず、又、動もすれば、儒佛を羨みて心法を説かむと爲る學者の癖なり、書紀に將矯其枉など書き給へるは麻賀と云ひ、那富須と云ふ語に依りて、文を綴り給へる者なれば、字に泥むべき事には非ず、凡て禊祓は身の污垢を清むる所爲にこそ有れ心を被ひ清むと云ふは、外國の意にして、皇國の古史に然る事なし、若し心を主と爲ば、御心之禊とこそ云ふべきに、然は無くて、上段にも、御身之禊と云ひ、書紀にも、盪滌身之所汚と有るは、如何に輕き方を擧げて、重き方を略くべき由なきを思へ云々と云はれたるが如し) ○神直日神、次大直日神の神は、神皇產靈尊の例の如く、物の上首に在る意なり、祝詞に、神漏岐、神漏美乃命、又は神伊佐奈伎、伊佐奈美乃命、又此の正書に、神素戔鳴尊、又、天孫降臨章に、神吾田津姫とも、神吾田鹿葦津姫とも、古事記には、神屋栴比賣命、神活須毘神等有り、右等の例共を考へ互すに、神某と申すは、或は御子神、或は附屬神などの坐に就きて冠らせ云ふにて、唯何となく其子神屬神の上首に坐す義なり、(此を、唯に上に添へて云ふ稱辭の若く云ひ思ふ説は非なり、此には深き致有るを、已に傳一卷神皇產靈尊の下に注せり) 斯れば此神直日神と申すは、上の八十柱津日神の如く、其附屬神等を多く御し給ふ謂なる事、云ふも更なり、大直日神の大名、右の神に同じ、借、第十一書に、出水吹生大直日神と見え、四時祭式鎮魂祭條に、神八座云々、大直神一座と有れば、神直日神と申すは亦名

にて、正しくは一柱の如くなれども、大膳職式に、鎮魂祭(皇后宮、東宮、亦同)神八座、大直神一座、座別東鯁十三兩(大直日倍)鳥賊三兩一分(大直神加三兩二分)堅魚六兩(大直神倍十三兩二分)鮭一隻(大直日倍)鯛脯二斤五兩、腊三斤二兩(大直神倍)云々と有りて、大直神倍と有るは、其員數を倍して、二座の料に被充たるなり、大炊寮式にも、神八座、大直日神一座と有る事なれども、彼の祭はしも、十種神寶を振り動かして、鎮魂の術を被行する事にし有れば、神直日神、大直日神二座を合せて、其の祭神十座ならでは相叶はざるを思ふべし(然るは、古事記に、御門神のことを、天石戸別神、亦名謂三櫛石窻神、亦名謂三豐石窻神と有る如く、正身は一神に坐せども、二の亦た名坐せるが、各一神にして被祭給ふに同じく、此の神直日神、大直日神も、元は一柱に御在すらめども、又、各一神と成り坐せるにて、上なる八十柱津日神、大柱津日神など、共に同例なり)直日は、古事記に直毘と作る、其毘は美に通ひて、山祇少童の美にて、所知看の義なること、上に註せる柱津日の例の如し、皇太神宮儀式帳、四月例、御簀御笠を散奉る條に、大奈保見神社一具と有るは、同神と聞え、大膳職式に、大直神を意富那富美と訓み附け、神樂歌に、「皆人の、垂は榮ゆる大那富美、率我共に、神坂本に」など有るを以て知るべし(古今集大歌所御歌に、大直毘歌と有るは、直會の歌なるに、右の如く書せれば、中昔まで、直毘とも直美とも通はし云へりし者なりかし)直は伸秀にて、枉の眞屈なる反なり、續紀第一詔に、明支淨支直支誠之心以而第五詔に、清支明支正支直支心以第六詔に、以明直心第五十九詔に、清直心乎毛知など、同じ類の語をしも、如此連ね云へる中に、正支直伎とは常も能く云ふ事なるが、正は爲立の意なれば、直は伸秀の義に當るべし、(和名抄、郷名、紀伊國名草郡直川を、今、能加

波と云ふも、言便に轉れるながら、相近きが故なり、又、速吸之門を、速吸名門と云へる類の例有り)記傳六(五十九丁)に、「直とは未だ直からざるを直す意の御名なり、既に直れる意には非ず、上に爲直と有るを以て曉るべし、同言ながら、直伎など云ふは既に直るを云ひ、爲直は、直からざるを直から令る所爲を云ひて、既に直きに至れる意には非ず云々」と云はれたる如く、黄泉より枉事と云ふ事の出来始まりて、行はるゝ世としも成りにたれば、其枉を直さむと思ほして、成し坐せるなり、偕、萬の物事の間違ひ往きて、其本に復るを直流と云ふ事多在り、曲れるを揉る事を、直須と云ふは更なり、病を療す事を直須と云ひ、其癒ゆる事を直留と云ふなど、皆屈みたる物の伸びて、其常に復るを云ふなり、神事に直會と云ふも、鈴屋大人説(歷朝詔詞解五)に、奈保理阿比の切れるにて、直留とは齋を弛べて平常に復る意なり」と有るが如し、此は枉を矯すなど云ふ類には非ざれども、其齋の間、忌み敬しみて、嚴重に仕へ奉りしを、事竟へて常に立直るを云ひて、那富の意同じきなり、(又、中古の語に、平生の人を、猶々しき人とも、猶人とも云ひ、又、等閑を、那富邪理と云ふも、其常と爲べき事を捨て去りたる由なり、又、辭に、猶、又尙字などを那富と云ふも、然は云へども、猶と立ち復りて其本を云ふ義なり、又、大同類聚方に、婦九流々勿乃波、介詩天奈保久之と有るも、黻るゝ者は消して直くすと云へるにて、本の白地に復すを云ふなり、又、淳朴を須那富と訓めるも、素直にて、直の意共に同じきなり)寶鏡開始章第二書、素戔鳴尊の爲行無狀かりし所に、日神恩親之意、不愠、不恨、皆以平心容焉と有るを、古事記に、故雖然爲、天照太御神者、登賀米受而告、如尿醉而吐散登許會、我那勢之命爲如此、又、離田之阿、埋溝者、地矣阿多良斯登許會、我那勢之命爲如此登、詔雖直、猶其惡

態不_レ止而轉、と見えて、此詔雖直と、以_三平心容、と同じ運なる所なり、此文を以て考ふるに、此の直は、其惡態即ち枉事なるに對へて云へる者なり、又、記傳にも引かれたる大殿祭詞に、汝屋船命爾天津奇護言乎以、言壽鎮白久、此乃敷坐大宮地底津磐根乃極美、下津綱根波府虫能禍無久、高天原波、青雲乃霽久極美、天乃血垂飛鳥乃禍無久、堀堅多留柱、桁、梁、戸、彌乃錯比動鳴事無久、引結幣魯葛目能緩比、取葺計魯草乃噪岐無久、御床都比能佐夜伎夜女能伊須須伎伊豆都志伎事無久、平氣久安久奉護留神御名乎白久云々、言壽伎鎮奉事能、漏落武事乎波、神直日命、大直日命聞直志見直志氏平良氣久、安良氣久、所知食登白と有る、此は何乃禍無久、某乃禍無久と、大殿に就きて有るべき諸の枉事の條々を擧げて、言壽き鎮め奉りて、右の件々に脱し漏らせる枉事に至る迄も、聞き直し見直し給へと申せるにて、此には諸の禍を枉事として、其に對へて直とは云へるなり、楮、大殿神は屋船命に渡らせ給ふに、其神の聞き直し見直し坐す事なるに、神直日命、大直日命と、神名を擧げて、此二神に係けて申せるは如何と云ふは、此は謂はゆる和魂神に坐して、何れの神にも服き給ひて、平心に聞き直し見直し給ふ事を知り給へばなり、(又、此に例して、荒魂枉津日神も、同じく副御在し坐せることをも明らかむべき者なり、此神の説竟へて、次に荒魂和魂の傳を立て註せるを見るべし)又、其詞別には、神等能伊須呂許比阿禮比坐乎、言直志和志坐氏云々、比禮懸伴緒、襪懸伴緒乎、手躰足躰不令爲氏、親王諸王、諸臣、百官人等乎、己乖々不令在、邪意穢心無久云々、咎過在乎波、見直志、聞直坐氏、平良氣久、安良氣久、令仕奉坐爾依氏云々と有り、神等の氣進_ひこび荒び坐すを、言ひ直し和すとは、右の詔雖直と同じく、言ひ和すを云ふなり、次に手足の躰ひ、己が乖々なる所爲は更なり、邪意穢心に至る迄其は枉事

なるが故に、其條々を承けて、見直志聞直坐とは云へるなり、(又、此にも見直志聞直坐氏云々令仕奉坐爾依氏、大宮賣命止御名乎稱辭竟奉久登白と有りて、大宮賣命の預り給ふ事を、此の二神に係けたる事、右にも云へるが如し)又、御門祭詞に、四方四角與利踈備荒備來武、天能麻我都比登云神乃言武惡事爾相麻自許利、相口會賜事無久、自上往波上護利、自下往波下護利、待防掃却言排坐氏云々、咎過在乎波、神直備、大直備爾見直、聞直坐氏云々とあり、此は上に正しく天能麻我都比登云ふ神と名を擧けたる故に、下に神直備大直備と、彷彿しからず神名を出だして、見直聞直坐とは、其用に云へる者なり、(道饗祭詞に、根國底國與里、龜備踈備來物爾相率、相口會事無氏、下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守日之守爾、守奉齋奉禮止云々爾至萬氏爾、平久齋給部止云々と有る、此は御門祭詞に大凡同じ狀なるを、其結に至りて、神直日大直日云々と云はざるは、齋とは凶事を避けて清まはる意なれば、其の趣に取りて違はざる者なり)猶遷却崇神詞にも皇御孫之尊乃、天御舍之内仁坐須皇神等波、荒備給比、健備給比、崇給事無志氏、高天之原爾始志事乎、神奈我良毛所知食氏、神直日大直日爾直志給比氏云々と所見たるは、神等の荒び健び崇り給ふを枉事として、其に對へて直志給ふと云ふにて、凡て共に上なると同例なり、右等の神直日大直日は、此の神名を體と成し、聞直志見直志などの語を用にして文を成せる者なれば、能々味ひ見て、又此神名の然る由をも知るべく、又將_レ矯_レ其_レ枉_レ而生神と有る古傳の空しからざるを曉るべくなむ有りける、物に直すと云ふ事の有る例證は、源氏帚木(四十二丁)に、「有るまじき我頼みにて、見直し給ふ後瀬もやと思ひ給へ慰めしを、葵(二十七丁)に、「何とて終には自然見直し給ひてむ閑かに思ひて、明石(四十二丁)に、「今甚疾く見直してむ、唯此住所こそ捨て難けれ」胡蝶

(十六丁)に、「然やうならむ事は、悪け無うて、見直し給はむ人は」梅枝(十三丁)に、「如此後見任う奉る事を、心深う御在せしかば、無き御影にも見直し給ふらむ」若菜下(四十九丁)に、「取立て世の訕恨をも知らず、心寄せ奉るを彼世なども、見直されぬらむ」又(六十七丁)「自然此程過ぎは、見直し給ひてむ、など聞え給ふ」又(八十丁)「僻々しく聞え成す人有とも、努力心置給ふな、今見直し給ひてむと語らひ給ふ」夕霧(七丁)に、「晴々しき方にも見奉り直し給ふ迄は平かに過し給はんこそ」竹川(四丁)に、「此世の末にや御覽じ直されまじ」總角(九十一丁)に、「思し歎きたる狀の耻かしかりしを、即見直され給はずなりしも云々」など、見直の例なり、猶外にも、紅葉賀(六丁)に、「終には思し直されなむと、穩しく、輕々しからぬ御心の程も」榊(五十九丁)に、「其罪には自當り侍らむなど聞え直し給へど」權(十九丁)に、「後めたうは非じと思ひ直し給へなど」横柱(二十五丁)に、「何くを又思ひ直さるべき時か待たむ」若菜下(四十四丁)に、「我御心ながらも、得思ひ直しまじく思ゆるを」柏木(十三丁)に、「我ながらも、得思ひ直しまじう」横笛(七丁)に、「通れ難うなる事ぞか少しと少しは思し直し給へば」總角(八丁)に、「改めては然は得思ひ直しまじくなむ」又(七十五丁)「甚若ては止まじと、思ひ直す心ぞ常に添ける」又(八十七丁)に、「思聞え給へりし氣しきも思し直して止みぬるを」東屋(六十六丁)に、「速りかならましかば、不用ならまじと思ひ直し給ふ」など有り、見直す思ひ直すの外に、某直と云ふ事多るは何れも同義なりと知るべし、(右の祝詞共に至りては、已に講義と云ふ著述有りて、委しく説きたれば、今は唯其文を引き出で、此の徴に爲る耳なれば、各其本書に就きて、其説を知るべし)大祓詞後釋に、「倭姫命世記に、多賀宮一座、豊受荒魂也伊弉那伎所生神、名伊吹戸主、亦名曰神直日大直日

神」と所見たり、多賀宮は伊勢外宮の別宮高宮なり、是を豊受荒魂と云へるは心得ねど、伊吹戸主を直毘神なりと云へるは、後世人の更に思ひ寄るまじき事なれば、此は必ず古き傳説なるべし、此に正しく叶ひて、甚貴し云々と有るは、甚々偉慶しき説になむ有りける、但し外宮儀式帳、又、伊勢太神宮式に、多賀宮一座と有る下に、豊受大神荒魂と慥に出でたる上は、容易く云ひ難き事には有れども、古史徴にも引かれたる、世記内宮御鎮座の事を記せる所に、天照太神竝荒魂宮和魂宮止奉^レ鎮也と所見たるに、又、外宮鎮座の所に、皇太神第一攝神和魂多賀宮乎波、豊受大神仁奉^レ副從^レ給者也と所見たれば、右の豊受荒魂也の五字は、皇太神和魂也の六字なりけむ事、上(枉津日神條)に引ける八十枉津日神を皇太神荒魂也と有るに對へ見ても曉りつべき事なり、然れば帳式に、豊受大神荒魂と有るに打ち合はずして、如何なる如くには有れども、熟考ふるに、多賀は高にて、地理に依れる稱と聞えたれば、豊受大神の鎮座より以前に、然る稱號有るべからざるに似たれども、其豊受宮は、元來皇太神の外宮にて有りしを、豊受大神に進らせられし多賀宮は、始より皇太神の和魂宮にて、其皇太神の外宮に屬きて有りしを、此をも五十鈴宮に引き給はずして、豊受大神に進らせ給へる其宮に、其大神の荒魂をも竝べ祀へるから、終に皇太神の和魂の名は没れて、豊受宮の荒魂宮の如く成り來れるを以て、帳にも、式にも、其當時の趣を以て書かれたりし者なり、然るは、古に兩大宮の事に此は無かりつらめども、皇太神宮と、豊受宮と神人の相別れて、各境を異に爲る事と成れりしかば、外宮にては、唯豊受大神の荒魂耳を祭り、内宮よりも、祭に行かず成りしより、終に其古傳を失ひたる者となむ所見たりける、(然るは、皇太神宮儀式帳、四月例に、十四日以^レ御等縫内人^レ造^レ奉^レ御簀廿二領、御笠廿二蓋、即散奉と有ると、太神

宮三具、荒祭宮一具、大奈保見神社一具云々と、荒祭宮の次に載せて、諸の宮社の上に出でたるは、其和魂宮の御事なるべし、然れども、多賀宮は度會宮の別宮と定まりて、其は彼神人の祭祀の事にし有れば、唯其御靈を招請奉りて、皇太神宮の御許にて祭り來りし者なるべし、然るを、太神宮式には、其神號を載せられざるを思ふに、斯る止む事なき神に坐せども、豐受宮に管る故に、漸次に疎々しく成れるにて、實に惜らしき事なり、其と云ふも、兩宮の神人各が引々傍りて、道の大義を思はざるからの事なり、偕、此の説き様、古史徴に、帳式に如此有れど、元は決めて皇太神和魂也と有りしを、書き改めたる者と所思たり」と云はれたるとは少か異なるべし、此は、予も年頭朝夕心に係けて思ふ事にて、今迄物にも書したりし事も有りしかども、猶古史徴の説の外に出でざりしを、今此説を得て、數年の疑惑一時に解けたりき。偕、其和魂を豐受大神に副へ奉らしは、如何なる事ぞと云ふに、其御饌都神の神威を増させ給はむ爲にて、天日の大御光の暖和ヌカに照りて、土毛ツチケの茂盛のる事本に依らせ給へる者なり、和魂の御守なる證は、出雲神賀詞に、乃大穴持命申給久、皇御孫命乃靜座奉大倭國申天、己命和魂乎、八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛瓊玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐云々天、皇孫命能近守神登貢置天、云々、と見え、又、神功皇后御紀にも、神有誨曰、和魂服玉身而、守壽命云々と有るを考へ合せて曉るべし、又、此に依りて、其神の物に幸ひ給ふ荒魂も、愈々廣く厚く成り給へらむ事、申すも更なる御事にて、此には幽深き致ある者となん所思たる、偕又、古史徴に、御鎮座傳記にも、世記と同時の事を記して、多賀宮則伊吹戸主神、天照太神第一攝神也、依神誨、奉傍止由氣宮也と有り、御鎮座本記にも、依天照太神御託宣、第一攝神多賀宮奉傍止由氣宮也と見ゆ、太御神の和魂と坐して、第

一攝神と坐々す神を放ち奉りて、豐受太神に傍へ來れること、如何にも大御神の御託宣に依らでは、得爲まじき事なれば、此傳記實に然るべし、寶基本記に荒祭宮、高宮者、所謂荒魂宮、和魂宮是也と云へり、又、二十二社本縁に、神直日大直日乃神登申波、天照太神乃荒魂也と云へる、荒魂は非なれど、天照太神乃と云へるは然る言なり、(取要)實に其如くなる事決し、偕、多賀宮と申す多賀は、天を高と云ふ其にて、地の高低を云ふには非ざるか、宮社の號共に、地の趣を以て、號る例少ければなり、神名式に、紀伊國名草郡高積比古神社、高積比賣神社と有るを、紀國神社録と云ふ書に、相傳、高社者大直日命也、社説曰、高社者大直日命也、天照太神御同體之神也、天下有兵事、則此社如雷鳴、社家即奏之と云へる、其比古比賣二神を大直日命と云ふは、如何なる由かは知らねども、大直日命を高社と云ふ事は、神宮の多賀宮の事に合へり、此は皇太神の名草濱宮に坐し、時なる和魂宮ならむを、後に男女二神に祀分けたるにて、高積とは、天に留り坐る謂などを以て、負はせ奉れるには非じか、此の下なる逐之の傳、又、瑞珠盟約章の傳に云ふ如く、伊弉諾尊を祭れる宮を多賀宮と申すも、登天報命して日之少宮に坐すが故なるに同じ、此も荒祭神には天疎向津媛命と申せるは、天より降り坐せる義なるを、和魂神に多賀宮と申すは、天照太神の大御身に服ひて、天に留坐す謂ること決し、又、一の考有り、多賀神の傳見るべし。偕、伊吹戸主神と申すことは、第十一書に、入水吹生磐土命、出水吹生大直日神、又入水吹生底土命、出水吹生大綾津日神、又入吹生赤土命、出水吹生大地海原之諸神、矣と所見て、是ぞ被の主なりける、已に此一書の首に、伊弉諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰級長戸邊命云々と所見たる、其を譬に取りて、大被詞に、天下四方國爾波、

罪止云布罪波不在止、科戸之風乃、天之八重雲乎吹放事之如久、朝之御霧、夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如久云々と云ひて、其終に如此久可々吞氏波、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氏卒と有る、此氣吹放つは、即ち氣吹掃ふと云ふ事にて、右の御身滌に衆神を吹き生し給へるに起りて、此の神直日神大直日神の亦名とは成れる者なり、上に將_レ盪_レ滌身之所_レ汚云々と興言し給ひて、八十柱津日神、大柱津日神を成し出で給へるは、即ち瀬織津比咩神に坐して、此は主と身滌の方に係れるを、次に此神は將_レ矯_レ其枉_レ而生神と見え、又、氣吹戸主神と有れば、専ら解除の方に係れる神に坐せるが、互に御靈の幸合ふ事、大祓詞に所見たるが如し、(後釋に、祓にて罪穢の除こり清まる次第、初に瀬織津比咩神、早川の瀬より大海原に持ち出で給ひ、次に大海原を経て鹽の八百會まで至るは、此氣吹戸主神の氣吹放ちて送り遣り給ふにて、次に速開都比咩神の呑み給ふなり、然れば、彼御禊に成り坐せる次第と違へる事無し、然るに、氣吹戸主神の事を、瀬織津比咩神の次に云はざるは、後に此に云ふ故に略ける者なり、若し然らずば、大海原を遙々と經て、鹽の八百會までは、何れの神の送り遣り給ふとか爲む、上文に持出奈武と云ひて、次には如此持出往波と、往てふ言を加へて云へるに心を著くべし、瀬織津比咩神の事は、持ち出づる迄なる故に、其には往とは云はず、往けるは持ち出でたる上の事にて、大海原を經て往けるにて、此一言に、氣吹戸主神の御所業の、此間にも有る事を思はせたる上代の文、妙なりとも妙なり、等閑に見過ぐす可きに非ず、偕、其事を其所には云はずして、此にしも云へる故は、速開都比咩神の呑み給ひて、偕、鹽の八百會より、又根國に送り遣り給ふも同じく、此直毘神の御所爲なる故に、此所に云ひて彼所をも兼ねたり、其は此神は凡て萬に禍事を直し清め給ふ御靈の神に坐せ

は、廣く云ふ時は、早川の瀬に流れ出づるより、根國に至りて流離らひ失せる迄、始終凡て此神の御靈に非ざる事無ければなり、然るに若し此を瀬織津比咩神の次に云ふ時は、其御靈の始終に互る事顯はれ難く、又、鹽の八百會より、根國迄の闕れば、彼此を以て、此には擧げたる者なり、猶云は、罪穢の鹽の八百會に没亡る迄は、顯國の事なるを、又其より更に根國の方に就きて云ふ時は、彼鹽會に没行くは、彼方にては出來るにて水門なれば、上にも云へる如く、速開都比咩神は水門神と有るにも叶ひたれば、顯國にて、早川より水門を經て海に出づる處にも、此神の御靈有るべく、又、彼八百會より彼方へ流れ出づる處にも、顯國の如く、瀬織津比咩神の御靈有るべき事、互に相准へて知るべし、若て、其を根國まで送り遣るは、又顯國にて、大海原を經て八百會まで送り遣ると同じければ、氣吹戸主神を此に擧ぐる事、又、其由有り、如此して根國に至りて流離らひ失ふは、又、顯國にて、速開都比咩神の呑み給ふと同じければ、速佐須良比咩神の御所爲にも、速開都比咩神の御靈有るべし、如此く此神等互に御靈幸ひて、祓の功を相成し給ふ者なり」と有る説にて明らかなり。○枉津日神、直日神を、天照太神の荒魂和魂と申す御事はしも、皇太神の顯國に幸ひ給ふ大御靈の、此時に至りて漸に全く整へるなり、其は此正書に、伊弉諾尊、伊弉册尊、共議曰、吾已生_レ大八洲國及山川草木、何不_レ生_レ天下之主者歟、於_レ是共生_レ日神、號_レ大日靈貴、此子光華明彩、照_レ徹於六合之内、故、二神喜曰、吾息雖_レ多、未_レ有_レ若_レ此靈異之兒、不_レ宜_レ久留_レ此國、自當_レ早送_レ于天、而授_レ以天上之事、是時天地相去未_レ遠、故以_レ天柱_レ擧_レ於天上、也と所見たるが如く、皇太神はしも、既く高天原を所知見て大座坐しけるが、此御身滌の頃ほひに至りては、已に天地の間相ひ去りて、今の如く遠く成りて有りて、日月共に天原を巡るが如く所見て

有りしが、楮朝日を見初むる方は日頭なり、夕日の没る方は往去なり、此を以て、其の朝日の日向ふ地の筑紫の日向の橋小門穩原に幸行して、禊祓を物爲させ給ひけるは、其の天日はしも、皇祖天神の神積り坐す高天原なるが故なる事、上にも已に註せるが如し、(此傳には古事記と同じく此の御禊段に、然後洗左眼、因以生神、號曰天照太神云々と有れども、其は僻傳なることにて、其には別なる子細有ること、其に云ふべし、已に傳六卷に説有り、披き見て曉りねかし)是時天神に祈り申して、伊弉諾大神其禊祓の事を行ひ給ひ清め給はむと所思す御心と、天神の其を聞食して罪咎を祓ひ棄て給へると打ち合ひて、少かも御心に殘る所なく、祓ひ盡し給ふに因りて、枉津日神直日神と成り出で給へるは、其向はせ給へる天日の皇太神の荒魂和魂の現はれ出で給ひける者なり、又、天日に向ひて物爲る事の善事なる故事、此に出でたり、其は神武天皇御紀に、向日征虜、此逆天道也と有るは、是れ征戰なる故に、日に向ふ事を忌み憚るなり、古事記(朝倉宮段)に、若日下王令奏天皇、背日幸行之事甚恐、故已直參上而仕奉と有るは是は吉禮なるが故に、日に背く事を忌み憚るなり、然れば、此筑紫日向の大御身滌にて始まれる故實なるが、此時、日神の荒魂和魂、枉津日神直日神と此に至りて生出で給ひ、天下に幸ひ給ふことはしも其日神を生み坐せる初に、陰陽二神共に何不_レ生_レ天下之主者歟と詔給へるに依りて、其御質性の任に天上に擧げ奉りて、日大御神と令_レ坐奉り給ふ事には有れども、天下に幸ひ給ふ荒魂和魂神は成り坐せるになむ有りける、(其は天孫降臨章に、皇太神の大御命を載せたるに、葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可_レ王之地也と見えて、皇御孫尊の所知食す此國土に在らゆる萬の物も、事も、皆皇太神の御事任し御趣けにて成れる事を思ふ可くなむ)楮荒魂和魂と申すは、皇太神に枉津日神直日神

の二柱即ち其にて、此は荒魂和魂の本神と坐し乍も、何れの神にも、人にも、其荒魂和魂を令_レ備給へる事、上なる神直日神大直日神の傳に引ける諸祝詞の趣を以て知るべし、若て荒魂は現魂、和魂は饒魂にて、譬へば、君上の武臣と文官とを其事に任して、使はせ給ふが如し、又、其に荒和の義有り、剛柔の義ある事、云ふも更なり、然れば、皇太神高天原に大坐々して、天地に照臨ませ給ふ事は、其本つ大御靈の全なる神威なれば、其は今云ふ限りに非ず、唯、荒魂和魂は、其左右の如く侍き坐して、皇太神の成させ給ふべき佗物事に係づらはせ給ふ御所爲の上に在る事と、伺ひ奉らるゝなり、(大倭神社註進狀に、傳聞、大國魂神者大己貴神之荒魂、與和魂戮_レ力一心、經營天下之地、建得大造之績と有るも、大己貴神は大國主神とも申して、其主と坐す故に、荒魂大國魂神、和魂大物主神、共に兩翼と成りて、其大造の績を建て給へるを考へ見るべし)楮、荒魂を現魂なりと云ふは、已にも云へる如く、彼韓征の事を古事記に、天照太神の御心者と有るを、神功皇后御紀に、神風伊勢國之、百傳度逢縣之、拆鈴五十鈴宮所居神名、撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉と御名乘して、現はれ出で給へるは、皇太神の大御命に依らせ給へる者なり、其は神宮雜例集に所見たる、齋宮内侍の託宣に、我是皇太神第一別宮荒祭宮也、而依皇太神宮勅宣今更所託宣也云々と、斯る事の往々所見たるは何れも荒祭宮を以て御託言有ると同じ事なり、又、百練抄、壽永二年六月廿三日の下に、近嘗祭主親俊奏法皇云、夢想云々、禪定法皇御事、所令_レ申付荒祭宮給也云々と有るも、皇太神より荒祭宮に仰せて令_レ計給へる者なり、此等を以て、皇太神の大御言は、荒祭宮より御諭有る耳ならず、又、其御罰の如きも、其神をして令_レ計給ふ事と所見たり、(又、其御紀に、我之荒魂不可_レ近皇后、當_レ居御心廣田國と有るも、荒

魂に坐す故に、征韓の事竟へたるが故に、散け避らせ給へる者なり、先には最初に進み出で給へるを此に至りて、又最初に退かせ給へるを考ふべし、和魂を饒魂と云へる、下に引ける神功皇后御紀に、和魂此云三耳岐弭多摩と有れば、邇藝美多麻を、其本義に依りて、邇藝備多麻とも云ひしなりけり、偕、其饒は、下に註せる如く、天饒石、國饒石など、神名に稱へ奉れる邇藝にて、物の聚まり備はりて、事の豊饒なる状を云ふなり、服に荒妙和妙と云ふも、麻に鹿くして身に添はざるを、絹は柔かにして身に著くを以て云ふなり、欽明天皇二年御紀に、和親を邇藝毘牟都夫と訓めるも、親しく近著く義なるは然る物にて、類史に、爾記多麻乃多和也米和禮波と有るも、和魂如手弱女、吾者の義なるに合はせて萬葉九(三十二丁)に、和靈乃服寒等爾と有る和靈乃は、此も和魂如にて、其魂の身に添ふが如く、和やかにして身に著く心の發語なり、神功皇后御紀に、和魂服玉身而守壽命と有るなど、考へ合はず可し、又、萬葉一(二十九丁)に、柔備剛之家乎擇三(五十九丁)に、丹杵火爾之家從裳出而など云へる柔備は、家に住み著きて有るを云ふなり、又、物を握ると云ふも、在るを寄せて、身に添ふる意なる事、今云ふ限りに非ず、此例を以て見るに、荒魂は佗に現はれ出で事有るを、和魂は唯其本體に著きて身を守る耳なり、故、皇太神の和魂の如きも、此と云ふべき事迹無きが如しと雖も、此第十一書に、保食神の身に生れる物の事を、于時天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之也、乃云々、と見えたるは、其に和魂神の多賀宮を豐受大神に奉副從給ふ事の基なり、又、寶鏡開始章第二書、素戔鳴尊御荒びの事を記せるに、雖然日神恩親之心、不愠不恨、皆以平心容焉と有るなどは、和魂の御所爲なる事、申すも更なる御事にて、彼鎮魂祭に、大直日神を加へらる天津宮事の趣を、萬に忘る

べからざる者なり、(其は右の保食神の事を、古事記には、神產巢日御祖命、令取玆成種と見えたるが、其神は天御中至尊の和魂神なる事、此結に云ふが如く、又、素戔鳴尊の御事は、古事記に、故雖然爲天照太神者登賀米受而、云々登詔雖直云々など所見たり、此詔り直は、上に引ける見直志、聞直志の例なれば、直日神に係れる事なるが、此を以て、其和魂の御所爲なる事、知らるゝなり) 偕、神功皇后御紀に、既而神有誨曰、和魂服玉身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船、(和魂此云三耳岐弭多摩、荒魂此云阿遲彌多摩) 即得神教而拜禮之、と所見たるは、古事記に住吉大神の御名乗有りて、次に我之御魂坐于船上云々以可度と有りて、其には荒魂和魂を一にして、我之御魂とは有るなり、下に引ける其記を以て知るべし、次に御紀に右文を承けて、既而則搗荒魂爲軍先鋒、請和魂爲王船鎮と有り、此にて荒魂和魂の所置甚々明らけし、其は荒魂の御軍の先鋒と爲り、又、師船を導かむと宣へるは、謂はゆる現魂の義にて、外に進み、現はれ出で坐して、其神威を示し、又、其強暴を催伏せ給はむとなるに、其に引き替へて、和魂は玉體に服ひて、御壽を守り給はむと宣へるは、其玉體を離れず、鎮守御在さむと云ふ事にて、謂はゆる和魂の饒魂なる所以なり、若て古事記に、爾以其御杖衝立新羅國主之門、即以墨江大神之荒御魂爲國守神而祭鎮、還渡也と有るは、其搗荒魂爲軍先鋒と所見たる荒魂に坐すが、其を爲國守神とは、右の請和魂爲王船鎮と有るとは異なりて其國主などの背ければ、神の荒魂を以て罰め鎮め給はむ爲なり、然るは御軍を出し進めさせ給ふにこそ荒魂の用は殊更に有りけれ、今事竟へては、虜の身に近く坐して、其を鎮めさせ給はむ事肝要と有るは更なり、又、御紀に、天照太神誨之曰、我之荒魂不可近皇后など有るが如く、荒魂の玉體に近著かせ給ふ事

を、神の避け給へるをも、亦彼此考へ合はず可き者なり、此時の御事を、平家物語志渡寺合戰條に、「昔神功皇后新羅を攻めさせ給ひし時、伊勢太神宮より、二神荒御前を添させ給へり、二神御船の艦舳に立ちて、新羅を安く攻め隨へ給ひけり、異國の軍を鎮めさせ給ひて後、一神は攝津國住吉郡に留まらせ御在し坐す、今一神は、信濃國諏訪郡に迹を垂る、諏訪大明神の御事なり」と有り、偕、其荒御前の事は、上に註せるが如く、能因法師歌枕に、「人の中避る神をば荒御前、又、荒御影と云ふ荒神なり」と云へれば、共に其も荒魂の義なるべし、此に就きて思ふに、皇太神宮儀式帳、官帳社に、荒前神社と有るを、共に稱國生神兒荒前比賣命と有る、若しくは荒御魂を祀れるにて、右の荒御前と等しきか、猶能く考ふべし、(偕、右の住吉大神の荒魂和魂ともに軍先鋒と爲り、王船鎮とも成りて守り給へるを、事竟へて還り上らせ給ふ時には其荒魂の方は御紀に、於是從軍神表筒男、中筒男、底筒男三神誨皇后曰、我荒魂令祭於穴門山田邑也と有るが如く、已く玉體に遠く放らせ給へるを、和魂の方は、務古水門に還り泊給ふ時まで、王船鎮と在して、亦表筒男、中筒男、底筒男三神誨之曰、吾和魂宜居大津渚中倉之長峽、便因看往來船と有る、其時に漸々鎮り坐せるを考へ合はずべし、偕、右の新羅國にても、其荒魂を鎮め置き給へるを、又、穴門山田村にても、其荒魂を令祭給へるは、鈴屋大人の、燈火を分くる譬を以て曉りつ可きなり)又、大國主神の和魂を大物主神と申し、荒魂を大國魂神と申すこと、大倭神社註進狀に、家牒曰、腋上池心宮御宇天皇元年云々、天皇夢有一貴人、對立殿戸、自稱大己貴命曰、我和魂自神代鎮三諸山、而助神器之昌運也、荒魂服玉身在大殿内、而爲寶基之衛護、即得神教、而云々と有りて、其和魂の、神器の昌運を助け給ふと云ふは、即ち饒魂の義に叶へ

り、此は出雲神壽詞に出でたる事にて、已に直日神條に引けるを、猶大三輪三社鎮座次第に、腋上池心御宇天皇御世、神明憑吉足日命曰、吾國造大己貴命也、太初已命之和魂、取託八咫鏡、名曰倭大物主櫛瓊玉命、鎮座大三輪神奈備云々と所見たる是なり、荒魂服玉身在大殿内と云へるは、右に引ける神功皇后御紀には、和魂の方に、服玉身と有るに異なれども、下に爲寶器之衛護と有るなむ、荒魂の本分なるにて、垂仁天皇御紀なる、倭大神の人に著りて誨へ申し給へる御言に、我親治大地官者と有る如く、大地官とは國々の國魂神なるが、其を率ゐて寶器を衛護らせ御在し坐す事にて、此を人にて云はゞ武勇を以て君上を衛護るに等しかるべし、其は大國魂神の相殿に、八千戈神と並び坐して、御力を合はせ給へるを以て知らる、右の註進狀に、八千戈神者、大己貴命以廣矛爲杖、令撥平豐葦原中國之邪鬼、是時大己貴命號曰八千矛神と有るは、其國平の時などは、和魂而已にては事行れず、荒魂を主として功成し給へるを以て、八千戈神とは申せるを思ふべし、然れば、天下を經營給ふは、大國主神の全體の御作用にて、其國土を撥平給ふは、其荒魂の御所爲、又、其八十萬神を領て、皇御孫尊を奉護るは、其和魂の御所業なること、云ふも更なる事共なるなり、(又、神名式なる大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社五座と有るを、同狀に、傳聞、狹井神者、大己貴命之荒魂大國魂神、即當社別社也と有りて、相殿四座の中に大物主神も坐す、即ち荒魂和魂共に並御在るなり、同狀に、大國魂神者、大己貴神之荒魂與和魂、戮力一心經營天下之地、建得大造之續云々と有るが如く、總て大造の續を建て得る事は、其二魂共に平等しく整へるに非ざれば、成らぬ事と所見たり)又、其大國主神の長子、味耜高彥根神と申すは、御父神と共に、天下を經營らせ給ふ本體の御名と聞えたるが、其和魂を事代

主神、荒魂を一言主神と申す事、予慥かに見得て、出雲神壽詞講義に已に註せるを、今少か云は、天孫降臨章第二一書に、大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠欸之至、時高皇產靈尊勅大物主神云々、宜領八十萬神、永爲皇孫奉護、乃使還降之、と有りて、御父神の和魂大物主神を、雄略天皇七年御紀に、大物代主神と出て、物代主と事代主と、相對へる名なるを思ふべく、又、右の領八十萬神云々は右の二神への御言なり、此を勅大物主神と有れば、其神に耳係れる如くなれども、其三穗津姬命を配せて妻と爲給ふ事を勅給ふ所なる故に、父子二神は並べ擧ぐまじき所なり、且つ古事記なる其時の大國主神の御言にも、僕子等百八十神者、即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者、違神者非也と有るを、右の所に持ち込みて見る時は、能く知らるゝなり、又、此には大國主神の御言なる故に、其和魂大物主神を略給へるをも推して知るべし、又、其荒魂を一言主神と申す事は、古事記(朝倉宮段)に、此神の現はれ坐して、天皇に御名乘坐せる所に、吾者雖惡事而一言、雖善事而一言、言離之神、葛城之一言主大神者也と有るは、正しく荒魂めきたる御言擧なるが、其より土佐に遷し奉れる事、續紀及土佐風土記に所見たるに、其風土記に、高野天皇寶字八年、奉迎鎮於葛城山下高宮岡上、其和魂者猶留彼國、于今祭祠と有るは、土佐にて猶其和魂の留まり御在し坐す事を云へるなり、此を以て、一言主神事代主神は、荒魂和魂に坐す事を明らむべし、(備、此を高鴨神と申せるは、神名式に、大和國葛上郡高鴨阿治須岐託彦根命神社四座、(並名神大、月次、相嘗、新嘗)と有る、其高鴨神の荒魂一言主神と名乗りて、顯れ給へるなり、風土記に、高宮岡上に迎鎮奉れると有るは、又、同郡葛木坐一言主神社(名神大、月次、相嘗、新嘗)と有る是なり、次に、和魂者猶留

彼國云々)御紀の外に、荒魂和魂の事の、物に所見たるは、神名式に、伊勢國度會郡月讀宮二座(荒御玉命一座並大、月次、新嘗)と別に荒御玉命一座を載せたり、倭姫命世記荒魂命の下に、飛鳥宮御宇丙寅年十一月十一日、遷魚見神社と記し、最世社記にも、月夜見命、荒魂命、奉遷于魚見社と有るは、式に、多氣郡魚海神社二座と有る是なるが、機殿儀式帳に、魚見神三前、月讀命、豐玉彥命、豐玉姬命、合三柱神靈也、と有れば、其豐玉彥、豐玉姬神、二前を合せて一座として、都て二座なるが、右に據れば、月讀宮の遙宮と聞ゆ、斯れば、海神豐玉彥命は、其荒魂に坐す事灼然くなむ有る、然るは、海潮の満干の、月の出沒に隨ひて、月讀尊の國土に幸ひ給ふ御靈の、其に依りて顯はるゝの現魂の謂なる事は、云ふも更なり、海宮遊行章に所見たるが如く、彥火々出見尊の禍を救ひ奉り、又其兄を攻むる狀を教へて幽より扶け奉り給へるなど、如何にも荒魂の御所爲なり、備、其月讀大神に和魂の事を云はざるは、其は其御本體に屬坐せれば、別に事無しに云ふべからざれども、月讀尊素戔鳴尊同神に坐せるを、御鎮座傳記に、亦洗鼻因以生神、號速佐須良比賣神、土藏靈也、與素戔鳴尊合力座給也、と有る、此合力と云ふは、和魂の本體と離れずして、其身を守るに同じ理なるを、下なる速佐須良比賣神の傳に引ける尾崎社記に、右の文に續きて、是即素戔鳴尊和魂而分身御子也と有れば、此神ぞ其和魂には坐るなりける、(右の土藏を、或人黃泉國なりとして豫美と訓めるは、實に然るべし、大祓詞に、根國底之國爾坐速佐須良比賣登云神云々と有れば、黃泉靈貴とも申すべき神なる事、此次に其神の傳を立て、説くべきなり、此神の御事を同書に多賀宮の下に書したるも、彼宮を皇太神の和魂宮と申す因に記せるなれば、記者も此は素戔鳴尊の和魂なる事を指し含みて然る意用ひ有る事知られたり)又、太神宮

式に、多賀宮一座と有る下に、豊受大神荒魂と有りて、等由氣宮儀式帳も亦右の如し、此は已に上なる神直日神大直日神の傳に註せるが如く、其豊受大神を鎮奉る度會宮は、元、皇太神の外宮なりけるが、多賀宮は皇太神の和魂、神直日神大直日神に坐し、を、皇太神の御託宣に依りて、豊受大神の其宮に令坐奉らし、時、又其御託宣に就きて、和魂多賀宮を其大神に進らせ給へるが、其頃より豊受大神の荒魂を、其多賀宮に鎮め奉れるより、後には豊受大神の荒魂宮の如く成りて、皇太神の和魂と共に坐す事の傳へを失ひたるが、其親疎に依れる自然の勢の令然なるが然れど、皇太神の和魂と打混らしたるこそは悪かりけれ、世記などにも、多賀宮一座豊受荒魂也と云へるなどは、然は云へ、斯る考をも起しつべき神の恩賜なり、故、右の如くなれば、豊受大神の荒魂の御名を何と知る由なく、又、和魂の御名などは猶更なる御事なり、偕又、神名式に、武藏國賀美郡今城青八坂稻實神社、今木青坂稻實荒魂神社、今城青坂稻實池上神社と有る三神は、初なる今城青八坂稻實神社を本にて、二社は枝神と聞えたるが、今城は地名なるべく、青八坂は青八尺にて、稻實の八束穂成せるを云ふなり、青は實生る程の盛なる状を云ふ故に、又唯青坂と云ひて青榮の義も有り、此に稻實神と云ふ神は誰か有らむ、豊受大神を除きては稱へ申すべき神名ならざれば、次なる荒魂神社は、多賀宮と同神に御在すべく、其次の池上神社は、地名とは聞えたるが、其所祭は和魂神ならむも知るべからず、(因云、清和天皇實錄に、貞觀二年十一月丁丑朔旦冬至、河内國從五位下豐稻實神、御祖神、子宮神、竝授正五位下、と所見たるが、神名式に、高安郡に御祖神社と有るは合へれども、餘の二社は考ふる所無きを、右の三神と共に一縁神と聞えたれば、讚良郡高宮神社(大、月次、新嘗)と有るを、右の多賀宮は高宮の義なれば、姑く豊稻實神の豊受大

神の荒魂として、其に當て、又高宮大社祖神を、其御祖神に當て見るに、尤々しく思のめり、但し子宮神に別に考へ合はすべきことも無ければ、此考は徒なる事ながら後人の爲に少か驚し置くなり)右等は、天照太神の荒魂和魂の御事を明らか奉らむとて、佗神にも其事の物に所見たる限りを引き出で、説を成せるにこそ有りけれ、其萬に亘れる荒魂和魂の大本はしも、其枉津日神と直日神とに坐せども、神にも、人にも、大きくも、小さくも、皆其荒魂和魂を備へざるはなく、又今日の事業にも、何にも、其二魂の活用を得ずしては、甚難成なるものなる事、上に擧げたる例共を推して知るべし、出雲風土記に、語臣猪麻呂が、女子を和爾に賊はれたるとて、即擧訴云、天神千五百萬、地祇千五百萬竝當國靜坐三百九十九社及海若等、大神之和魂者靜而、荒魂者皆悉依給猪麻呂之所乞と有るが如く、何神にも荒魂和魂を云ふ事なるが、此は其女子の敵を罰はむと爲る所なる故に、荒魂を耳殊更に請ひ申せるにて、彼神功皇后御紀に、搗荒魂爲軍先鋒と有ると同じ意味なる事を知るべし、荒魂の大本はしも、彼枉津日神に坐す故に、然る邪なる事、曲れる事を、深く惡み嫌はせ給ひて、忽ちに其御罰は有りける者なり、(偕、此に和魂を招き奉らざるは、和魂はしも、已に説ける如く、邪しき事をも曲れる事をも、見直し、聞直し給ふが故に、斯る怒に堪へざる時は、心など、は、表裡なる御事なれば、靜まり給へと申せるにて、此は猪麻呂が作意などには非ず、然る古傳の有りて、然か申し行へるものなり)偕、傳六に註せる如く、天御中至尊と、天照皇太神と、然るべき御幽契も有りけるにや、忘れても別神とは見奉り混ふまじき御中間と思ひ成し奉る事共の多く御在し坐す中にも、又奇異しきは、彼高皇產靈尊、神皇產靈尊二神はしも、天御中至尊の荒魂和魂と申し奉りて可しき神に在せる、右の三柱を合せて天神と申して、

天照太神の御父母二神も、其天神諸の御命をもちて天降らせ給へる程の貴き大神に坐すを、天照太神の高天原を所知食させ給ふ後は、皇太神の御前事をさへに、其高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱して、執り持たせ給ふ事にて、其は甚々不審しき事ながら、下に擧ぐる其御事跡に所見、又、祝詞に、皇親、神漏岐神漏美乃命以氏と所見たれば、更に浮きたる所なき傳説にして、少かも疑を入るべき所なきに就て思ひ慮り奉るに、實に天照太神は天御中主尊の顯身に坐し、天御中主尊は天照太神の隱身に坐して彼此を分たざる御有状と伺ひ奉らるゝ事なり、故、其御祖にて渡らせ給ふ高皇產靈尊、神皇產靈尊の如きも、天照太神を高天原の大君主宰として、其御所置を仰ぎ奉らせ給ふ御事と、恐けれども思ひ定め奉りて、大御紀を見奉るに、又、其高皇產靈尊より枉津日神に、神皇產靈尊より直日神に、又、幽と顯と相牽く條理有りとむ見えたりける、次に云ふを見るべし、(此亦、高皇產靈尊の顯事を枉津日神の行ひ給ひ、直日神の幽事を神皇產靈尊の行ひ給へるにて、天御中主尊と、天照皇太神の御間の如し、然れども又各其神々の本分の神業は、又各々別なる事云ふも更なり、此は唯其御靈の活用に就きて云ふなり)故皇親、神漏岐神漏美命と申し奉りて、萬の事共を神議りに議り、物爲させ給ふ事、古書の趣なりと雖も、然耳には坐さずて、征戰などの如く、荒魂に係列ふ事はしも、高皇產靈尊ぞ主と爲て執行はせ給へるを、生活などの如く、和魂に係はる筋はしも、主と爲て神皇產靈尊なむ物爲させ給ふめる状なりける、其高皇產靈尊の荒魂に坐す御事は、天孫降臨の御時の國平などの事は、専ら其大神の御計らひなる中に、其章の第一一書、天稚彦が天神の遣はし、雉を射殺しつる所に、天神見其矢、曰此昔我賜天稚彦之矢也、今何故來乃取矢咒之曰、若以惡心射者、則天稚彦必當遭害、若以平心射者、則當無恙、

因還投之、即其矢落下中于天稚彦之高胸、因以立死、此世人所謂返矢可畏之緣也と有る、右の當遭害を、古事記には、麻賀禮と有り、天照太神の荒魂を、枉津日神と申せるに思ひ合はずべし、同記神倭天皇東征段に、故、神倭伊波禮毘古命到熊野村之時、大熊鬚髯出入、即失、爾倭忽爲遠延、及御軍皆遠延而伏、此時熊野之高倉下、齋一横刀到於天神御子之伏地而獻之、時天神御子即寤起詔長寢乎故受取其横刀之時、其熊野山之荒神、自皆爲切仆、爾其惑伏御軍悉寤起之と有る、此を御紀に、天照太神謂武甕雷神曰と有れども、彼紀に天照太神高木神二柱神之命以と有るなむ允當れりける、然るは皇太神の御心なる事を、高木神の計はせ給ふ御事と聞ゆればなり、又、古事記に、於是亦高木大神之命以覺白之天神御子、自此於奥方莫使入幸荒神甚多、今自天遣八咫鳥と有るなど、彼神功皇后御紀に、神有誨、曰荒魂爲先鋒、而導師船と有るに同じ状なるを思ふべし、此も亦御紀には、天照太神訓于天皇曰と有るよりは、此方然るべし、然るは御紀に、今以高皇產靈尊朕親作顯齋と有りて、天基を定めさせ給ふ總ての事こそは、天照太神の大御心なりけれ、其征戰の事に於ては、高皇產靈尊の大御守に依る事なる故に、然る軍中にて祭らせ給へるを思ふべし、(右に引ける古事記は、諸本に大熊鬚髯出入と有りて難讀き所なるを、伴蒿溪が閑田次筆に、桐尾山の古文書中なる熊野緣起の所に、古事記の文二行を引ききたる中に、大熊鬚髯出入と見ゆ、此にて明らかなり、此古文書は三百年許以前のものなり、其より後に寫し誤れる者なるべし)と有るは、甚々愛たき事なる故に、予が本には既に改めたるを、此にも其任に引けるなり、後に鈴木系譜を見るに、其熊野の故事を云ふとて引けるにも、然か有ければ、世には、然る本の有りしなりけり、次に又、神皇產靈尊の和魂にて渡らせ給ひて、物を作り

活きさせ給ふ御事は、古事記に、又食物乞_ニ大氣津比賣神、爾大氣津比賣自_ニ鼻口及尻_ニ種々味物取出而、種々作具而進、時、速須佐之男命立_ニ伺其態_ニ爲_ニ穢汚而奉進、乃殺_ニ其大宜津比賣神、故所_ニ殺神於_ニ身生物者、於_ニ頭生_ニ蠶、於_ニ二目_ニ生_ニ稻種、於_ニ二耳_ニ生_ニ粟、於_ニ鼻生_ニ小豆、於_ニ陰生_ニ麥、於_ニ尻生_ニ大豆、故是神產巢日御祖命令_ニ取_ニ茲成_ニ種と所見たる、其は此第十一書と同じ傳にて、此には于_レ時天照太神喜_レ之曰、是物者則顯見蒼生可_ニ食而活_レ之也、乃以_ニ粟稗麥豆_ニ爲_ニ陸田種子、以_レ稻爲_ニ水田種子_ニ云々と有るを合はせて按ふに、此も亦天照太神の御心なるを、神皇產靈尊の其種子を定め播生し給へる故に、如此も二方に傳はれるなめり、其は彼記、大國主神に天御饗獻る時の禱言に、是我所_ニ燧火_ニ者、於_ニ高天原_ニ者神產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝烟之八拳垂摩氏燒擧云々と有りて其大國主神の御厨を、其神產巢日御祖命の御厨に擬らべ禱きたるを以て、人民の命を續ぐ食物の、其神に係れる事を知るべく、又此に就きて、皇太神の和魂多賀宮を、豐受大神に副へ奉らせ給へる御旨をも思ひ合はすべくなむ有りける、又、同記、大穴牟遲神の八十神に殺され給へる所に、爾其御祖命哭患而參_ニ上于天_ニ、請_ニ神產巢日之命_ニ、遣_ニ時乃盃貝比賣與_ニ蛤貝比賣_ニ令_ニ作活_ニ云々と有るなど、彼高皇產靈尊の於_ニ此矢_ニ麻賀禮と宣へりしとは、表裡なる御事なるは、其和魂に坐す御有狀なる事、申すも更なる御事になむ有りける、鎮魂祭は帝后の御魂を鎮め祭り壽祚を祈請る御祭なるに、大直日神一座を別に祭り加へらるゝ御趣をも合はせ考へなば、其思ひ半に過ぎむ者ぞ、神名式に、出雲國出雲郡、神魂伊能知奴志神社、神魂伊能知比賣神社と申すが見え給ふをも、又思ふべし、上にも往々云へる如く、神は更なり人の此世中に生出づる事の本はしも、天日より天津御靈の分り別りて生出づる者なる故に、顯見蒼生と云へるが、其靈

性はしも、天神の御賜物なるに、各其荒魂和魂の二つを備へたるは、荒魂は枉津日神より、和魂は大直日神より直分れて具備り副はる者なるが、或は荒魂に過ぎて和魂足らず、又は和魂耳有りて荒魂の乏しきなどは、神在隨の性質に非ず、共に偏れる者なるが、總て其荒魂和魂の大較を云はむに、荒魂は人の志にて、事を此に起す者是なり、和魂は其志を立て貫きて、事を成し遂ぐる者是なり、彼大己貴神之荒魂、與_ニ和魂_ニ戮_レ力_ニ一心經營天下之地、建_ニ得大造_ニ之績と有る如く、此二つ共に平等しく全からずしては整はざる者なる事を知るべし、又、其荒魂は正邪を糺し、賞刑を行ふ者是なり、彼若以_ニ惡心_ニ射者、則天稚彥必當_ニ遭_ニ害、若以_ニ平心_ニ射者、則當_ニ無_ニ恙と見え、又、八十枉津日神、大枉津日神の污垢を惡みて禍ひし、清潔を善して福し給ふ御事などを考へて知るべきなり、又、和魂は咎過の事有りても、神直日大直日に、見直し、開直して、愠らず、恨みず平かなる心是を謂ふ事、天照太神の如_ニ屎醉而吐散登許會、我那勢之命爲_ニ如此_ニ、又離_ニ田之阿_ニ埋_ニ溝者、地矣阿多良斯登許會、我那勢之命爲_ニ如此_ニ登、詔雖_ニ直、と有りて詔直す事、亦和魂の作用なるを知るべし、然れば本體の靈性の水の如く、荒魂は風來りて浪の動くが如く、和魂は浪治まりて元の水の如くなる者なるが、人は唯其心の動靜と耳思ふめれども、其大元と坐す皇太神の御上にては、荒魂も和魂も、各一神なるを、文官武臣の如く使令はせ給ふが故に、枉津日神直日神と、各々其々に成り坐せるになむ有りける、然るを、荒魂和魂を、或は善惡の義に取り成し、或は魂魄の義と云ふなどは其説を得ざる者と知るべし、右の如く事實を聚め考ふれば、荒魂は現はるゝ意、和魂は饒はふ意なるが、其過ぐると不_レ及るとの間に於て、善惡を生ずる事なるが、其又二物に非ず、善惡の本一なり、譬へば、夏日の炎熱なるに、微涼を得て善なり、此を快しとす、

然るを、其に難堪て、水に浸りなど爲むには、却て寒氣の爲に其身を損ふは、是其過ぎたるが惡事と成れるなり、又、冬夜の酷寒なるに、溫火に暖まりて善なり、然るを、其を難忍くて、火に此身を入れなむには、却て熱氣の爲に其身を亡ぼすべし、是其過ぎたるが惡事と成れるなり、荒魂も然り、和魂と相半して事を成せらば、善事なる事云ふ迄も無むめるを、欲しき任に心進び爲る時は、惡事と成りて荒の字意の如くも成る者なり、然れども、其は本義に非ざる事、上に已に註せるが如し、是を以て、和魂の足らざるも、又枉なる事をも思ふべし、寶劍出現章第六一書に、大己貴神乃興言曰、夫葦原中國本自荒芒、至磐石草木、咸能強暴、然吾已摧伏莫不順、遂因言、今理此國唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有之乎と有るを、記傳十二に引きて、「此は唯荒魂のみ進みて、和魂の乏しく在りし故なり」と云はれたるは、然る言にて、荒魂の晋めば進むに隨ひて、和魂の其を押ふる力足らず成る故に、然る御傲の御言も出でたるなり、然るに、又其續きの文に、于時神光照海、忽然有浮來者、曰如吾不在者、汝何能平此國乎、由吾在故、汝得建其大造之績矣、是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶對曰、吾是汝之幸魂奇魂也云々と有るが如く、其を押へて幸魂奇魂の見はれし給へるを、然計りの大神に坐す故に、直ちに諾はせ給へるは、此に依りて和魂の饒び足らはせるを以てなり、其は第六一書の傳に云ふを見るべし。○古事記には、神直毘神大直毘神の次に、伊豆能賣神有り、此にも、第十一書にも漏らされたれども、彼記に傳はれるなむ、皇神の御守り有りて斯文を失はせ給はざるにて、甚々愛たき事なりける、其伊豆能賣神の下なる細書に并三神也と有るは、右の直毘神二柱を合はせて三神なるなり、然れば、次爲直其禍と有る其一例の神なれば、其直毘神と同じ義を以て説を成すべし

なり、但し「諸本共に、伊豆能賣と有りて、神字なきを、延佳本に補ひたるぞ宜き」とて、記傳に云はれたるに依りて、今は補へる任に引きたり。伊豆能賣神は次に引ける記傳の説に就きて按ふに、神名式、陸奥國宮城郡伊豆佐賣神社、出羽國田川郡由豆佐賣神社、共に同神と聞えたるに例を得て見れば、由豆能賣神と申すも同じ義にて、其伊も、由も、齋の意なるべき事、云ふも更なり、記傳五(十八丁)伊伎島の下に「萬葉十五(二十五丁二十六丁)に、由吉能之麻と見え和名抄にも、壹岐島、由岐と有り、懷風藻に、伊支連と云ふ姓を、目錄には雪連と書き、又、天武天皇御紀に、齋忌此云踰既と有る齋忌は、伊牟、伊波布、由麻波留、由々志、由豆、伊豆など、様々に云ふ言にて、伊と由と通へり(要略)と有るが如し、豆は出の意なるを以て見る、伊非諸大神の齋清まり竟させ給へる時に、成出給へる意の御名になむ有りける、(記傳五、速秋津日子神、速秋津比賣神の下に「秋津日は清明き意なり、黄泉の穢を速かに被ひ棄て、清らかに明らけきを云ふ名なり、又、伊豆能賣に當る故は、阿伎を切れば伊にて、其伊豆も、阿伎豆と同意なり」と云はれたり、寔に其神に配る事古傳に合ひて動くまじき説有りて、其は上なる速秋津日命の下に云へり、見合はすべし)又、記傳六(六十一丁)に「伊豆てふ言の例は、神武天皇御紀に、嚴瓮、此云怡途背、又勅道臣命、今以高皇產靈尊、朕親作顯齋、用汝爲齋主、授以嚴媛之號、而名其所置壇瓮爲嚴瓮、又、火名爲嚴香來雷、水名爲嚴罔象女、糧名爲嚴稻魂女、薪名爲嚴山雷、草名爲嚴野椎、天皇嘗其嚴瓮之糧云々、又垂仁天皇御紀に、以天照太神鎮坐於磯城嚴樞本而祠之云々、出雲神壽詞に、伊都幣能緒結、天乃美賀氣冠利天、伊豆能眞屋爾、鹿草乎伊豆能席登斯敷支天、伊都閭黑益之天能選和爾齋許母利氏など有る、是皆神を祭る時の事にして、齋ひ

清淨る意を以て伊豆とは云ふなり、此嚴字を伊豆に被用たるに就きて、彼稜威イッと一つに心得るは誤なり、稜威は健き事を云ひ、伊豆は清き事を云へれば、本より別なり、然るに嚴字をしも書かれたるは、嚴々しく、重く、齋清る意にや、又伊都久、伊波布、伊牟なども、本は穢惡を除き去りて、清明く爲る意なれば、皆此伊豆より出でたる言なり、後には伊都は敬ふ方に、伊波布は言壽ぐ方に伊牟は嫌ふ方に成りて、別意なるが如くなれど、本は皆一なり、又、齋忌、齋庭などの齋も、伊豆と同意にて、語も本一なり、斯れば、此神は、御禊に依りて、穢惡き禍事を、神直日大直日に直し清めて、直く清く明らかに成れる御靈なり、(取意)と有るにて、伊豆の義を盡せり、(但し書紀には此神なし、然る故は、中筒男命を、一書に赤土命と有るを、此神に當てたる一の傳なり、那加豆都と、阿加豆知と、阿伎豆比と通ふ)など云はれたるは、迂遠なる説なり、其は此第十一書に、磐土命、赤土命、底土命と並び出でたれば、三柱の筒男命にこそ當れ、此神には由なし)又、記傳五(三十一丁)に、「大被詞に高山末短山之末與里、佐久那太理爾落多支都、速川能瀬坐須瀬織津比咩止云神、大海原爾持出奈武、如此持出往波、荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽乃八百會爾座須、速開都比咩止云神、持可々吞氏武云々と有る速開都比咩神は、古事記に、次生水戸神、名速秋津日子神、次妹速秋津比賣神」と有る其神にて、此伊豆能賣神に當れり」と見え、又、此にも、大被詞に謂ゆる瀬織津比咩神は禍津日神に、氣吹戸主神は直毘神に當れば、此神の速開都比咩神に、當る事明らかし」と云はれたり、成る程彼記に其三神の成り出で坐し、次第と、其詞の次第とを深く考ふるに實に然る言なる者なり(大被詞後釋に、「或人間、彼伊那那岐大神の御禊に此神等の成り坐せるは、先づ禍津日神、次に直毘神、次に伊豆能賣神にて、其次第事の趣に能く叶

へり、然れば此も瀬織津比賣神の次に氣吹戸主神、次に速開都比咩神なるべきに、此二柱神の御事の次第反様カタマタなるは如何に、答、先づ被にて罪穢の除こり清まる次第、初に瀬織津比咩神、早川の瀬より大海原に持ち出で給ひ、次に大海原を経て鹽の八百會まで至るは、此氣吹戸主神の氣吹放ちて送り遣り給ふにて、次に速開都比咩神の呑み給ふなり、然れば、彼御禊に成り坐せる次第と違へる事無し云々と云はれたるにて甚明らかし、其全文は、上なる直日神の傳の末に引ければ、其を見るべし)其は上なる速秋津日神の傳に註し辨へたるが如く、此に水戸神等と云ひ、彼記に日子神、比賣神を並べ載せられたる、共に傳の誤りなるにて實には彼詞に速開都比咩神一柱を擧げたる其なむ、正しき傳には有るべかりける、然るは神名式に、出雲國出雲郡伊努神社、同社、神魂伊豆乃賣神社と所見たるを、風土記に依りて考ふるに、伊努神社は天穗日命に坐すを其れには赤食伊努意保須美比古佐倭氣命と出でたれば其の伊豆乃賣神は后神にて、天甕津日女命の御事と知らる、然るを古事記に、水戸神之孫櫛八玉神と出でたるは、其の天穗日命と、伊豆能賣神と二柱の孫には有れども、化鸛入海底と云ふ事の、専ら水戸神に係れる所なる故に、即て其孫とは傳へたる者なり、(然る例は、瓊々杵尊の後神玉依姬命は、思兼神と、栲幡千千姫二神の間に生り坐せる御女なれども、天孫降臨章第七一書に、萬幡姫兒玉依姬命と有りて、此も母神の方より系ウヂを引ききたるに同じく、然る例猶有る事なれば、此も右と同じきを知るべし)斯れば、其水戸神は、速開都比咩神一柱なる事知らる、然るを、神魂伊豆乃賣命と申すは、其神の御子の謂には非ず、其神の御命に依りて、其赤食伊努意保須美比古佐倭氣命の後神と定めなど爲給へるに依りて、然稱へ奉れるならむ事も、已に註せるが如し、(然れば、右の阿伎豆と、伊豆と、言義の同じくも、同じから

すも、其同神に坐す事甚だ明らかなる者なり、立ち復りて、上に註せる事共を考へ合はすべし。○右件枉津日神直日神に、又、古事記なる伊豆能賣神を并せて、其三神は右に引ける大祓詞にも合ひて、共に相勤くまじき古傳なり、然るに又、彼詞に、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氏牟、如此久氣吹放氏波、根國底之國爾坐速佐須良比咩止云神、持佐須良比失氏牟、如此久失氏波云々、天下四方爾波、自今日始氏、罪止云布罪波不在止云々と有るが如く、瀬織津比咩神より次々根國底國に其罪穢を持ち出で給へるを、其國に坐して、速佐須良比咩神の持流離らひ失ひ給ひて、全く其罪穢の除こり清まるは、其神の御業なる事、右の如く明らかなるを、御紀にも、記にも、正しく其と引當て考ふべき事のなきこそ、甚々遺憾しき事なりけれ、(其後釋に、「此神は古事記に、須佐之男大神の御女に、須勢理毘賣命と申して、黃泉國に坐す神御在し坐す是なり」と云はれたれども、其は大國主神の后神と成り給ひて、顯國に坐せば、更に由なく、又、右の三神と出自も違へれば、依り難し)然るを、御鎮座傳記、多賀宮一座と有る下に、伊弉諾尊到筑紫日向小戸橋之檉原而被除之時、洗左眼、因以生神、名曰天照太神之荒魂荒祭神、復洗右眼、因以生神、名曰止由氣大神之荒魂、多賀宮是也、亦洗鼻、因以生神、號速佐須良比賣神、土藏靈貴也、與素戔嗚尊合レ力座給也と有る、止由氣大神之荒魂は、事の混れなる事、上なる直日神の傳に云へるが如く、其を天照太神之和魂に改めて、能く聞ゆるなり、本縁には此と同文なるに、洗右目、以天下化生、名曰天照太神之和魂也と見えたる、實に正しき者なるなり、偕、此御眼御鼻を洗ひ給ふ事は此一書と、古事記に所見て、日神、月神、素戔嗚尊と、三柱神の生り坐せる傳なれば、天下に在らゆる人孰れか此を知らざらむ、然るを傳記耳ならず、上代本記、次第記、本

縁等^{カフ}の書共に、少かの不同は有れども、其傳へを載せたるを以て思ふに、如何に偽書を作ればとて、餘りなる事なるは、却て神宮に然る傳の有りつるに、日天子、月天子、或は止由氣大神之荒魂也など云ふ妄語を潤りたる者なるから、右に引ける如く、純粹なる古文は、古文、加筆は加筆と、眞清明に見ゆる者なれば、必ず此には考ふる所有るべき事なり、(然るに、近代右の五部書と云へば、皆がらに虚偽を構へたる者として、更に佗書に比較^{ウラナヒ}合はせて考へむ者とも思跋らで、唯其是非を云はず捨て去りさへ爲れば、大に見解有る識者の如く思ふめるこそ、幼稚き心なりけれ、彼五部書の作意は、外宮の神人の手に成りて、其仕へ奉る豐受大神を、皇太神の上に立てむとて、例の國常立尊などに云ひ混らはさむと爲る巧こそは、罪なりけれ、其外の事に於ては、世に絶えたる古書を引けりと所思しきも有れば、唯讀む人の選み方に有る事なるを、又其に就きて強ちに外宮の事とし云へば、云ひ貶し破らむと爲る者多く出來るも、止む事を得ざる勢とは云ひながら、然りとては、神宮に仕へ奉る人とも思めかしからず、甚々卑しき心になむ有りける)然るは、此正書の傳にては、日神、月神、素戔嗚尊三柱神はしも、伊弉諾、伊弉册二神の生み給へる所なり、然るに、此一書、又、古事記の趣にては、伊弉册尊と族離^{ウカフサカ}らせ給ひて後に、伊弉諾尊の御被除に依りて成り坐せる神なり、如此く異説の有るを、二つながら信むべきに非ざれば、何れか一の訛傳の方は捨つべきなり、又、此を取り此を捨つるにも、始終の全く整ひて、經にも緯にも貫き通るは正説なり、取るべし、又、此一所に耳こそ諸々しくも有るなめ、上下に照らして相應はざるは訛傳なり捨つべし、偕、其三柱神の御生れ坐せる御事實は、陰陽二神の生れ奉らせ給ひて、其御事依しも、何も、其御計らひに依る所由、已に傳六卷に説き註せる如くなれば、此一書に、然後、洗

左眼、因以生神、號曰天照太神、復洗右眼、因以生神、號曰月讀尊、復洗鼻因以生神、號曰素戔嗚尊、凡三神矣と有るは、異なる傳にて、此は右に引ける神宮の傳説には如かざるなり、(然るを、古史徴に傳記を引きて、「洗鼻因以生神號速佐須良比賣神」云々の文を、其成文に被用たるは、然すがに此大人ならでは得しも思ひ寄るまじき事に、愛たしとも貴しとも云へば更なり、然れども、右の傳の中に、荒祭神、多賀神を、左右の御眼より生れ坐せると有るは、日太御神の本御體の御目より生れ坐せる傳を、分魂の事に紛らしたるなり」と云ひて、其考の廣く及ばざりしは、可惜しき事なり、其は下なる然後洗左眼云々の下に正し辨ふるを見て知るべし) 然れば、右の左眼より荒祭神、右眼より多賀神の生れ坐せると有るは、枉津日神直日神なる事、云ふも更なり、古事記に、次爲直其禍而所成神名神直毘神、次大直日神、次伊豆能賣神と有る細書に、并三神也と云ひ終めたるは、伊豆能賣神も其一系列なる證なり、然れば其次に、洗鼻因以生神、號速佐須良比賣神云々と續きて、大祓詞に合ひ、其次第の違はざるなど、奇しとも妙なりとも、云ひ知ず貴き御賜物になむ有りける、神名式に、伊勢國奄藝縣尾崎神社と云ふ舊社有り、其社記に、伊勢國奄藝縣土藏靈貴尾崎神社者、祓所靈神也、太神宮西北九十餘里、在于尾崎村東長汀之西涯、預國幣祭祀神也、抑當社者、素戔嗚尊御子、速佐須良姬命也、是爲天下人民解除天津罪國津罪、致國家泰平、生育人畜草木之靈神矣、其事具在中臣祓之詞、二所皇太神宮御鎮座傳記、竝天地神祇記曰、伊弉諾尊到筑紫日向小戸橋之檉原而祓除之時、洗鼻因以生神、號速佐須良比賣神、土藏靈貴也、素戔嗚尊合力坐給也、是即素戔嗚尊和魂而、分身御子也云々と有り、此に引ける傳記に、今本とは違ひて、是即素戔嗚尊和魂而分身御子也と云ふ十四字有るぞ甚美たきを、其は

其天地神祇記と云ふに、若くは傳はれるなるべし、(但し此書、未だ見聞かずと雖も、傳記の次に引けるを思ふに、其類の書なりしなるべし、但其次に、世所謂素戔嗚尊生大年神、大年神生土祖神者、今是速佐須良姬命所再生顯現之神也と有るは、恐らくは妄言なるべし、其は土藏靈貴云々と云ふを、然る僻心得爲たる記者の誤なり) 或者、予が此に説有を聞きて、土藏は黄泉なるべしと云へるは尤なる説にて、土中に收藏る義を以て、土藏と作るなるべければ、豫母都武智と訓むべくなむ所思えたる、然るは詞に、根國底之國爾坐速佐須良比咩登云神、持佐須良比失氏卒と有るも、其國に主宰と有る状なれば、土藏靈貴と申さむ事、允に當るべし、又、傳六に註せる如く、月讀尊、素戔嗚尊、同神に坐して、素戔嗚尊と申すが本御名にて、後に月國を所知食より月讀尊と申し奉れるが根國底國には、其和魂速佐須良比咩神ぞ其靈貴には御在し坐せるが、上なる荒魂和魂の傳に云へる如く、其荒魂は海神豐玉彥命に坐せば其神は祓には係列はせ給はざる神とは申す者の、詞に大海原爾持出奈武と云ひ、又、荒鹽乃鹽乃八百道乃八鹽道乃鹽乃八百會などは、皆其神の所知看す境界にし有れば、殊に祓には主と有る事にて、根國底國に至り著く迄の始終、其神の御靈に漏れずなむ有れば、其速佐須良比咩神の、其罪穢を流離られ失ひ給ふに至りては、例の荒魂與和魂合心一力而云々、建得大造之續と有る古傳の旨に歸して、實に靈しく奇しくして、妙なりとも妙なる御事になむ有ける、(但素戔嗚尊は上に云へる如く、二神の相共に生成し奉らせ給ひし御子に坐し、速佐須良比咩神は御禊に因りて生坐せれば、其時は別なりと雖も、同じ御兄弟の御間なり、然るを分身御子也と云ふは如何と云ふに、父子の子の謂には非ず、臣僕を家子と云ふと同じく、已に隨從ふ者を云ふ子なり、又、分身と申すも、其和魂の分れて一神と生出で給へる故

を以て申せるなり）佐須良比咩と申す名義は、傳六に已に註せるが、猶云は、萬葉六（二十七丁）に、山葉、左佐良椶壯士云々と有る左に、月別名曰佐散良衣壯士也と所見たるは、月讀尊は素戔鳴尊に坐すが、天上にて神逐はれさせ給ひて、顯國に降り坐し、其より底根國に入りて、終に月國に流離らはれ出で坐せる故に依れるにて、月の異名には非ず、月神の異名なり、又、籙川記に八東髯速佐須良命と有るを、名神記に、八東髯尊者素戔鳴別稱也、蓋八東髯生之縁矣と所見たれば、素戔鳴尊の流離らへられさせ給ふに就きての別名なり、然れば其分身として和魂に渡らせ給ふ神に坐せば、其大神の御名を襲ひて、其祓に遇へる罪穢を、持流離らひ失ふ事を、徳として行はせ給ふ意の御名なる事、灼然くなむ有りける、言意は、佐須は去退にて、良比は辭なるべし、崇神天皇六年御紀に、百姓流離神功皇后六十二年御紀に、兄弟人民皆爲流沈顯宗天皇元年御紀に、老嫗俗傳羸弱不便行歩など所見たり、名義抄に、流浪を佐須良布と訓み、字鏡集に、跣を佐曾良布と訓るなども、皆同じかるべし、流離字、詩召南に有るを、註に、飄散也と見えたり、源氏明石卷に、海に坐す神の助けに懸らずば、鹽の八百會に佐須良閑なまし」と有るは、此大祓詞を取りて詠める者なり、又、眞木柱卷に、左も右も佐須良閑なむ云々と身依る方無き事を云へり、又、金葉集に、送りては歸れと思ひし靈しひの、行き佐須良比氏今朝はなき哉」とも有る此にて其義を知るべし、又、其社記に、活目入彦五十狹茅天皇、纏向珠城宮爾治天下給、十八年己酉四月、皇女倭姫命、天照太神乃御宮所乎竟止天、伊勢國桑名野代宮與利、太神靈形乎奉戴天、南陽爾向互幸行志、三重以南奈留、鈴鹿河之末乎涉給云々自其地安藝縣仁神幸志天、尾崎村爾一夜奉宿須、其夜、天照太神、倭姫命乃御夢爾曉互有神宣々、曰久、此地乎見波神意清々志、

西後爾帶麗郊天、芳草綠翠乎爲之、東面爾廻滄海八百重天、秀起浪穗華常爾汀爾布利、誠爾國壤區者也乎、宣營叢祠而可准我行宮、然止毛此地波、膏腹之氣少故爾、土藏靈貴速佐須良姬神者以天、我行宮爾祕祭氏令守護於宮、且春秋乃祭祀乎爲天豐饒乎祈宜志、然則此區天壤共爾千五百秋瑞穗之地止成利、五穀能實、人民繁榮奈武止其奉夢爾條々爾曉給邊利因、茲天倭姫命此地爾淹停古止三四夜、供奉爾侍介留伊勢國司大若子命爾驛使乎差添且、御夢乃消息乎禁廷爾奉給布、天皇叡聞、是國家乃祥祚也、蒼生興榮也止天、速爾勅乎下之、伊勢國造大若子爾命令且天照太神之遙宮乎尾崎邑爾令造營、太神乃曉諭乃從爾、天村雲命乃苗裔倭國造博多雖立命奉使祭使止爲天、土藏靈貴速佐須良姬神乎此遙宮爾奉鎮座、所謂伊勢國安藝縣千速振下郊乃以南奈留八華乃尾崎邑乎千五百秋乃瑞穗地、八東垂穗地、常世浪敷浪乃寄來地、玉拾美味地、八千世常盤地止祝言天、木立荒草刈拂比、大嚴眞白沙造平天、柱乎下津磐根爾太立且、搏風乎高天原爾高知天、國造大若子命者八東乃太玉申乎探持天、神殿乎莊利、祭主雖立命者三尺乃幣帛乎捧奉利、弱肩爾太櫛乎懸天、此神乎祭連利云々と有るにて、其來由明らけし、此始に、桑名野代宮云々と有るを、世記に稽ふるに、十四年乙巳遷幸于伊勢國桑名野代宮、四年奉齋、于時國造大若子命、參相御共仕奉云々と有りて、十八年己酉遷坐于阿佐加藤方片樋宮云々と見えれば、此に合へるを、其尾崎邑の事は、佗に所見無きは、唯三四夜の御淹停なりし故に、記に漏らしけむを、此社に如此委しく傳はれる事を其社の由來を傳ふるに就きて遺れるなり、此社記世に人の知らざる者なり、嘉永六年正月、予、太神宮に詣でたりし時、其地に相知れる人の有りて宿りつるに、反古の如くなる一小冊を、主人より出だして見せたるを、奇珍しく思ゆる任に寫させて、持ち歸りて見以

て行くに、其始垂仁天皇の大御代より、永祿の頃までの事を記して、古文今文打交れるは、其古記の殘欠たるを聚めたる者なり、但し大若子命に國司と云へるは、孝德天皇以來の名なれども、唯國の司人の心にて書けるなるべく、又、天村雲命の裔孫に倭造と云ふなどは、疑はしき事ながら、佗に此を正すべき物も無ければ、姑く指置く者なり、右の天照太神の御言に、此地波、膏腴之氣少故爾、土藏靈貴速須良姫神者以天、我行宮爾祕祭豆、云々と有るは、祓戸神には似著かはしからざる状態れども熟思ふに、土藏はしも、大地の中心に在る根核なる地なれば、其靈貴と坐す神をしも、祕祭ら令給へるは、天日の能く照らす地は、穀種も豊饒なるが如く土藏の氣の能く通ふ地の土は、膏腴の道理の有るが故なるべし、又同社記に、天地神祇記曰、淨御原天皇御宇七年秋八月、天下豊饒、命于諸國使獻嘉瑞稻穗焉、九月十九日、自伊勢國奄伎縣尾崎行宮獻稻十二條、一本而自第三節生八莖、各爲垂穗、其穗長一尺餘、是所生尾崎神田也、帝太感之勅賜尾崎土宮之號矣と有る、此土宮を又土御前とも申す由、其記に出でたり、偕其土宮の土は、右の土藏の謂には非ず、地氣を膏腴しく物爲給ふ由を以て、其地主神と祭らせ給へるなり、次に引ける儀式帳に合せ見るべき者なり、外宮地主神を土宮と崇め奉れるとは、意同一なるべし、(天武天皇七年御紀を見るに、秋九月忍海造能麻呂、獻嘉瑞稻五莖、每莖有枝、由是徒罪以下悉赦之と所見たれば、此時諸國にも召し給ひけむが、其は記し漏らされたり)然れば、速須良比咩神の天下に鎮り坐す本宮は、右の尾前神社なる事灼然きを、此宮にして、又斯傳の遺りて、神記の缺漏を補ふと云ふも、又奇異なる御事になむ有りける、又、皇太神宮儀式帳に、大土神社一處、稱國生神兒大國玉命、次水佐々良比古命、佐々良比賣命、形石坐、倭姫内親王定祝と有

る水佐々良比古命は素戔鳴尊なるべし、神名式に、越前國敦賀郡伊佐奈彦神社、信露貴彦神社など有る列に、玉佐々良彦神社有るも、共に同神にして、水も玉も稱辭なるべし、其神に竝ばせる佐々良比賣命は此の速須良比咩神に同じかるべき事、彼社記に、素戔鳴尊合力坐給也、素戔鳴尊和魂而、分身御子也と有るに思ひ合せて曉るべし、此神を世記に引ける伊勢風土記に、大國玉神資彌豆佐々良比賣命參來と有れば、此神にも冠て瑞とも稱へ奉れるなり、其大國玉神は、垂仁天皇御紀に所見たる倭大神の御言に、我親治大地官と所見たれば、大土神と申すべき理なるを、其上に水佐々良比古命は、素戔鳴大神に渡らせ給ひ、水佐々良比賣命は、土藏靈貴神にて坐せば、此も其地主神の意を以て、大土神社とは崇め申させ給ひし者なりけり、其國生神兒と申すは、二柱御祖神と聞えたれば、下なる水佐々良比古命に係れるなり、大國玉命は、國生神の孫に坐せるを思ふべき者なり、又、尾張風土記に、葉栗郡中川云々有神、號速須神、以六月二十六日祭之、と有る、此速須神は、六月の解除に就きて祭る者なり、(又、神名式なる伊勢國鈴鹿郡片山神社を、或書に、瀬織津比咩神、氣吹戸主神、速須良比咩神を祀る由云へるは、然も有るにや、鈴鹿は瀬川の義に起れる郡名などならむには、由有りと云ふべし、然れども、弘安元年勅使參詣記に、鈴鹿山鈴鹿姫坐路頭之北邊と所見たれば、別神なるにや、予は其鈴鹿姫と申すは、臨時祭式に謂はゆる塚神なるべく思ひて、已に道饗祭詞講義に註したりき)○右の四神を祓戸神と申す事、古き目なるべし、其は上に謂はゆる橋檉原は伊弉諾大神の祓處にして、其より成り出で給へる神なるが故に、實に然か申すべき御事なり、古史徴に、御鎮座傳記荒祭宮の下に、謂祓戸神、瀬織津比咩神是也と云ひ、多賀宮の下に、則伊吹戸主神、祓戸神也と有り」と云はれ、

又、右に引ける尾崎神社記に、土藏靈貴尾崎神社者、被所靈神也とも所見たる是なり、(世記を始め神宮の諸書に、儀式帳、又、大神宮式に、大神遙宮と記されたる瀧原宮一座、瀧原竝宮一座の御事を、水戸神、速秋津日子、速秋津比賣二神なる由に云へれども、其には被戸神と云はざるは、其水戸神と申すを主と立つる故なるべし、又、朝野群載に載れる中臣祭文にも、被戸乃八百萬乃御神達と云へり、斯れば此神にしても其被場に招き奉れるには、然申すにこそ) 其より出でて海に在れ、川に在れ、其神等を招き奉りて、人の被除き爲る所を被戸と云ふ事常なり、被神を祭りて解除を爲る所を被戸と云ふは、被を爲る場と云ふ事なり、障神を祭りて鬼魅を饗し過むる所を、饗土と云ひて饗處なるに同じ、二季晦日御贖儀に、中臣捧御麻云々、供奉訖、授中臣、還本處、即授ト部一人、令向被所と見え、次に荒世和世の儀有りて、訖皆退出、解除河上と見えたるは、大被詞に、四國ト部等、大川道爾持退出氏被却止宣と有る其事を行ふなるを、其所を被所と云へる是なり、然るに、其を四時祭式には、令向被庭と見えたり、庭は場にて、其被を行ふ處なる由にて、被戸と云ふに異ならず、(其は天孫降臨章第二一書に齋庭之穗と有るは、齋所の義なるを、大嘗祭式には齋場と有るを以て知るべし、又、神武天皇御紀、古語拾遺等に、立靈時於鳥見山中と有る、靈時は義を以て書かれたるにて、其祭場の意にて、祭所と云ふに異ならざるを考ふべし) 偕、其被所に於て、其被戸神等を祭る事は、大被詞に、大中臣天津宮事以氏云々、天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮、如此乃良波、天津神波云々、國津神波云々と云ふより言下して、其結に、右の四神の御名の出でたるは、此被に主と坐す謂なる事は更にも云はず、其祝詞を告るも、其に受くべき神の坐すに依りてなる事を知るべし、六月被に就きて、川社とも、夏神樂とも云へる

を以て、其被戸神等の神事なる事を明らむべき者なり、(貫之集に、天慶三年、内の仰事にて、夏被、川社篠に折延へ乾し衣、如何に就せばか七日干ざらむ) 又、同じ四年三月、内の御屏風の料の圖、夏神樂、(行く水の上に祝へる川社、川浪高く仰がる、哉) と有るにて、其状を知るべし、又、忠見集に、水の邊に神樂する、水上の心流れて行く水に、甚ど名越の神樂面白など見えたる是なり、猶被の事に就きては、云はま欲しき事共の甚多在るを、已に大被詞講義に註せれば、其を見て知るべき者なりかし) ○又は、此に三所有り、上なる被戸神の生坐せるには、次と云へるを、此は其事を一段と爲て、更に復物爲給ふ由なり、然れば、被除は上件被戸神の成り出で給へるに終りたるを、猶反復に海底に入り給ひ、其にても御心に足らはず所思して、潮中潮上にて物爲させ給へりけむが其限りにて濟みたる事を復興し給へる義なり、(上には次と云ひ、此には又と云へるに、御心を含めさせ給へる傳なるを見るべし、古事記には、伊豆能賣神の御名を擧げて、次於水底云々と有るは、委しからざる書狀なるなり) ○海底は、第十一書に入レ水と有る是なり、古事記に於水底と所見、又、神功皇后御紀なる御名乗の所にも、於日向國橘小門之水底所底而水葉稚之出居神と有り、海にも水底と云ふ事知るべし、萬葉七(十八丁)に、大海之、水底豊三、立浪之) 又(三十一丁)大海之、水底照之など詠めるを以て、海にも水底と云ふ例なるを知るべし、(同じ所に、海底沈白玉云々と詠める、其並びに、水底、沈白玉云々、と有るを以て知るべし、其外にも、海底を水底と詠める歌、此彼有り) 海底は、萬葉五(十三丁)に、和多能曾許、意積都布可延乃、奥己具舟乎) 又(三十一丁)海之底、奥津白玉) 十二(三十九丁)に、海之底、奥者恐と有るに依りて、和多能曾許と訓むべし、偕、此海底は沈濯と云ひ、又水底と云へれば、

古事記に櫛八玉神、化_レ鶉入_レ海底、咋_レ出底之波邇_一と見え、海宮遊行章第二二書に、以_レ細繩繫_レ著火々出見尊_一而沈_レ之云々、時海底自有_レ可_レ怜小汀_一云々と有るは更なり、又、允恭天皇十四年御紀に、令_レ探_レ赤石海底、海深不能_レ至_レ底など有る類にて、實に水を泳りて、下なる所を云ふなれば、底は下處の意なるなり、所以に古事記には水底中水上と竝べ、此には海底、潮中、潮上と對へて、神名なるも然り、此は經にて、直に上下の義なり、(上なる上瀬の下に云へる、土地の高低に就きて云ふ上下を、加美斯母なるとは等しからず、古事記に、高天原者云々、地下者於_レ底津石根_一燒凝而云々と云ひ、大殿祭詞に、此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美、下津綱根云々、高天原波、青雲乃霽久極美云々など云ふ類なるなり)又、同じく海底と云ひても緯なる者有り、右に引ける萬葉なるは更なり、猶一(三十丁)に、海底、奥津白浪、立田山_一四(四十四丁)、十一(四十一丁)に、海底、奥乎深目手_一六(十五丁)に、海底、奥津伊久利_一七(二十丁)に、綿之底、奥已具舟乎_一又(二十八丁)に、海底、奥玉藻之_一十二(三十九丁)に、海之底、奥者恐、磯回從、水手運往爲_一と有るなどの底は、六(二十五丁)西海道節度使を送る歌に、山乃曾伎、野之衣寸見世常と詠める衣寸と同じくして遠き極みを云ひて、其即ち沖なり、然れば、此底は放處の義なるべき事、記傳三(二十九丁)に云はれたるを見て知るべし、右の如く、發語と成りて海底より奥と續ける緯なるに對へるは、萬葉一(二十六丁)に、對馬乃渡、渡中爾_一四(四十二丁)に、海中爾、鹿子曾鳴成_一などはなれば、其一は渡邊と云ひてや叶ふべからむ、然れば此緯なるは遠近の義なれば、底中邊と對ひて、其底即ち沖なれば、右に引ける共は、此の例には非ず、唯七(三十一丁)に、海底沈白玉、風吹而、海者雖荒、不取者不止_一又、海之底、奥津白玉と有る一ぞ、此な

る經に相同じ、(其次に、底清、沈有玉乎欲見、千遍曾告之、潜爲白水郎と見え、其次には、大海之、水底照之云々など、同じ類の歌多在を見ても著かりなむ、偕、此海底に上下の下の義なると、遠近の遠の意有るとを思ひ分たざれば、右の萬葉の歌などに依りて、海底は海沖なりと思ひ惑ふ事も有らむかとの心遣ひなり、冠辭考には、右の五卷なるを引きて、集中に海底と云へるは多かれど、唯此歌ぞ冠辭なりける)と云はれたる説も、底に右の如く經緯の有りにて、共に其意味の異なる事を知られざるなり)○沈濯は、志豆美曾々久と訓むべし、傍に加伎都と訓めるも古かるべし其を通證に畫也と云へるは然る言にて、八洲起元章なる探字の義にて、水を搔探らせ給ふ狀見るが如し、神功皇后御紀、允恭天皇御紀などに、探を迦豆久と訓めるなど、共に遠からぬ意なればなり、偕、此の沈は下留にて、鎮宇を志豆牟と訓めるに同じ、又、沈の自然なる方を志豆久と云ふは、下著の意にて、其義に於て異ならざる者なり、其は古事記に、故其猿田毘古神、坐_レ阿邪訶_一時、爲_レ漁而於_レ比羅夫貝_一其手見_レ咋_レ合_一而沈_レ瀟海鹽_一故其沈_レ居底_一之時名、謂_レ底度久御魂_一と有る、其は此の沈濯の如く、自ら爲給ふには非で、佗物に沈められ給ふが故に、沈瀟と云へるが、其底に沈み居給ふ間の御名を、底度久御魂と申せるは、記傳に説かれたるが如く、底著御魂の義なれば、沈を志豆久と云ふ下著に同じきを思ふべし、滴瀝を志豆久と訓むも又同言なり、(萬葉十九に藤奈美能、影成海之、底清美、之都久石乎毛、珠等曾吾見流、と見え、又、上に引ける七に、海底、沈白玉_一又、水底爾沈白玉など有る、沈を志豆久と訓める宜し、其竝びに、底清、沈有玉乎と有るは、右の十九なるに同じ訓なるかと思ふに、然らず、此沈有は、志豆米流と訓むべき所なり、崇神天皇六十年御紀に、玉婁鎮石、出雲人祭、と有る鎮石を、志豆加斯と訓るは、志豆伎を

延たる言の由、玉勝間 卷に云はれたる志豆伎も、又此例なり、又、萬葉二十に、美豆久白玉と有るは、水漬なるが、漬も著も同じ義なり。沈の義を下留なりと云ふは、上より下に行至り留まるを云ふ言なり、偕、海宮遊行章に沈之于海と有るを、其第一書に、投之于海と見えたり、此を以て此の沈濯も、第十一書なる入水吹生磐土命など見えたる類と知るべし、萬葉二(四十三丁)に、沈之妹之光儀乎と有るも、水に入りたるを云ふなり、名義抄に、沈字に都久とも、登村牟とも、云ふ訓有るを以て、志豆久は下著、志豆牟は下留の義なる事、愈々以て明らかなる者なり、(次に云ふ如く、迦豆久は上著の義なるに對へ思は、疑ふ所無かるべし、偕、其豆牟は、祝詞に神留坐と有るを、續紀宣命には、神積坐と書けるを以て考ふべき者なり)○號曰底津少童命、次底筒男命云々中津少童命、次中筒男命云々、表津少童命、次表筒男命云々、古事記には、底津綿津見神、次底筒之男命と有りて、次々みな然り、然るは其統の混れむ事を恐れて、一には神と書き、一には命と書き別けられたる者なり、此心遣ひ甚宜し、(先には、綿津見神は海を所知す神に坐し、筒之男命は其海の事を所知せる神に坐せば、自然に大物主神と事代主神との如く、物と事とに分りて、其物を知るは主なり、事を掌るは令なり、斯る所由に依りて、綿津見神、筒之男命と記し分けて、彼記に伊邪那岐神、伊邪那美神を、天神の御命を蒙り坐せる後には、伊邪那岐命伊邪那美命と申す例ならむかと思ひしかども、此は其までには有るべからず、唯其混雜れざら令めむ心用なりと見ゆ、右の神等の名義は、下に至りて説くを待つべし)○底筒男命、第十一書には、出水吹生大直日神、又入吹生底土命と有る是なり、名義下に説くべし、共に磐土命、赤土命など有る土は、筒に同じくして、別意有るには非ず、(此に就て又思ふに、海宮遊行章に、鹽土老

翁を筒老翁とも通はし記されたるは、此三神を合はせたる御名ならむか、少童命三神を合はせて大綿津見命と申すと聞きたるを考へ合すべし、其も此下に云へり)○潮中は、古事記には、唯於中と有り、即ち水中の義なり、偕上に海底と有るは、底津少童命と云ふ神名にも合ひたれば、其に對へては、此も海中と云ふべく、次なる潮上も、海上と云ひて、其成り坐せる神の出自も著くて、其宜しかめるを、其海中には、水中を云ふも、渡の中を云ふと、此も又經緯共に同言にて紛らはしき故に、潮中と云へるにこそ有れ、海中と云ひて苦しかるまじき所なる事、其成り坐せる神を中津少童命と申すを以て知るべし、海宮遊行章第六一書に、推放海中則自然沈去第七一書に、天孫之胤、豈可産於海中乎第八一書に、入海之時、海中自有可恰小汀と見え、古事記にも、海神の御言に、今天津日高之御子、虚空津日高爲將出幸上國云々、若渡海中時、無令惶畏と宣ひ、日代宮段に、妾易御子而入海中と有るなどは、水中を海中と云へるにて、是其經なる者なり、(其緯なる方は、神武天皇御紀に、仍引軍漸進海中、卒遇暴風、皇舟漂蕩又、欽明天皇十四年御紀に、茅渚海中有梵音云々)又、上に引ける萬葉一に、對馬乃渡、渡中爾四に海中爾鹿子曾鳴成と有るなどは、廣く海面の事を海中と云へるにて、水中を云ふとは異なり、偕、古事記に、於中と有るを、其傳に、「此は水底水上に對へたれば、必ず水中と有るべき故に、延佳が水字を加へたるは然る事ながら、諸本にも水字無きに就て猶思ふに、水底水上と云ふは皆古言なるに、水中と云ふは、凡て水内を廣く云ふ言にこそ有りけれ、底と上との中間を然か云へる例は非ざりし故に、唯中と耳云るにや有らむ、底と上とに水を云へば、中は自ら其中間とは聞の」と有り、然れども仁德天皇十一年御紀に、以兩箇匏投於水中云々、沈是匏而不合泛、

則吾知直神、親入水中など有るは、水面を云ふには非ず、水底に至る所にて、謂はゆる水中なるなり、心得置くべし。○潜濯は、水中に入りて水を被り濯ぐなり、古事記には於中瀬墮迦豆伎而滌時云々と有りて、其は摠てに係れるを、此は海底には沈と云ひ、潮上には浮と云ひて、潜を此潮中にての事と爲り、神功皇后御紀歌に、珥倍迺利能介豆岐齊奈」又、齊多能和多利珥、伽豆區苦利と有りて、其に沈瀨田濟」と、探其屍」と竝べ用ひたり、又、允恭天皇十四年御紀に、赤石海底有眞珠云々、更集處々之白水郎、以令探赤石海底云々、又入探之と有りて、水鳥の水に没るにも、海人の海底に入るにも、迦豆久と云ふ事常なり、名義抄に、潜字に種々の訓有るが中に、迦久流、又、久具流、又、迦夫志とも有る、迦夫志は上伏にて、天孫降臨章第一一書に、頗頭と有る字の意にて、水中に潜入る状態なり、然れば、迦豆伎は上著にて、水を頭に著て、其中に入る意なる事灼然し、古事記(明宮段)大御歌に、加夫都久麻、肥邇波阿氏受と有る、加夫都久は上著なり、沈を志豆久と云ふは、下著なるに對へ思は、其意知られむ者なるぞかし、被衣を迦豆久伎と訓み、被物を迦豆祁母能と云ひ、名義抄に被を加宇牟理とも、迦豆久とも訓めるなど、彼此思ひ合はせて曉る可きなり、冠辭考に、萬葉十四に爾保杼里能、可豆思加和世乎と有るは、鷓鴣の潜と云ふを略きて云ひ係けたり、神功皇后御紀歌に、珥倍迺利能、介豆岐齊奈」又、萬葉四に、一寶鳥乃潜池水など詠めり、迦豆伎は、拜むを額突と云ふ如く、水に頭を衝き入るゝ意の語なり」と書り、偕、萬葉に猶見ゆ、三に、潜爲、鶯與高部共」七に、我潜來之、奥津白玉」又、潜者莫爲、浪雖不立」又、君無爾、潜爲八方」又、石浦廻、潜爲鴨」又、千遍告、潜爲海子」又、潜爲、海子雖告」十二に、海處女、潜取云、忘貝」十六に、大船爾、小船引副、可豆久登毛」

十八に、於伎都之麻、伊由伎和多里豆、可豆具知布」十九に、奈吳乃海部之、潜取云、眞珠乃、見我保之御面」など見えたり、和名抄に、本朝式云、伊勢國等潜女、和名加豆岐米と有り。○中津少童命諸本共に表中津少童命と有る表字は衍にて、此に用無ければ削り去りつ、抑皇大御書に在る字は、一字と雖も私に改めなど爲む事は、甚々可畏き事には有れども、此より彼を攻め、彼より此を攻むる時は其正と訛とは眞清明に知らるゝを、猶此は海底に底津少童命、潮上に表津少童命と有る上は、此潮中に潜濯がせ給ふには、中津少童命に坐すこと疑無ければ、決めて後人の誤寫なる事灼然ければ、今此を改むるに、何の憚る事かは有らむ、類史の今本共に表中津少童命と有るは、却りて神代紀より校して然る誤を傳へたりし者なるべし、舊事記は此書を取れるなるに、其には表字なし、當時然る善本の有りけるにこそ。○中筒男命、第十一書に、又入吹生赤土命」と有るは同神に坐す事、記傳に定められたる説の如し、偕同書六(五十六丁)に、凡て物の中間を中と云ふは、本此中瀬より出でたる言にて、清明と云ふ事ならむか、阿と那と通ふは常なり、即ち此段の神名の赤土命は、中筒之男命に坐し、又、其禊し給ひて清明く成り給ふ瀬なればなり」と云ひて、中と赤とを一意に見られたり、故、思ふに、此より以前に、天御中主尊と申す御名有り、傳二に説けるが如く、天地の未だ生れざりし時より、高天原謂はゆる天中に其神の坐して、萬に御祖神に渡らせ給ひて、其御霽かし坐す限りは、即ち此世の極なるが、其即ち天中なるなり、偕、其中は名處にて萬物の成りて名有る域の謂なる事、云ふも更なれば此中には相對ふ物なきなり、若て此天中は、天日の御照らし坐々す世の限りにし有れば、自然に清明き意も有る故に、通はし云へりけむからに、中筒男命を赤土命とも申す事は有りけるなるべし、和禮を阿禮など云ふが

如き狀に、言の通へる者なりけり、然れば、物の中間を中と云ひて、清明に通へるも、然か行くべき道なるを以てなり、先づ上中下と云ひ、初中後と云ひ表中底と云ふ如き、其上にても、下にても、初にても、後にても、表にても、底にても、皆偏れる所にて、其正しき位を得ざるを、其中はしも、上下に通じ、初後に亘り、表底を兼ねる所なれば、自然に清明き義を含ますしも非ざるぞかし、此を以て右の説を諸へるなり、上なる中瀬の傳に委しく云へるを見るべし）又、記傳六（六十二丁）に、伊豆能賣神は、御禊に依りて穢惡き麻賀を、神直毘大直毘に直し清めて、直く、清く明く成れる御靈なり、伊豆は即ち阿伎豆なる事、右に云へるが如し、今世の言にも、何にても善からぬ事の盡終るを明と云ふは、此義に叶へり」と云はれ、又、古には萬の吉善き事を、凡て明しとも、清しとも、直しとも云へり云々とも有り、然れば、上にも註せる如く、祓除を中瀬に物爲給へるを始めとして大祓詞に大中臣云々と云ひ、又、天津金木天津菅曾なども、本末を除きて中間を用ふる由有るなど、皆其中間を明るき所として用ふる義なるを思ひ合はせて曉るべし（然れば、中は名處と云ふが始めにて、明處の意有る事知るべし、上なる中瀬の所に註せるが如く、上下又は左右などに對へ云ふには、平處の意、又自然に備はれる者なり）○潮上を、古事記には水上と有り此も例に依らば海表など書かるべき所なれども繼體天皇六年御紀に、夫住吉神初以海表金銀之國云々授記胎中譽田天皇云々、毎國初置官家爲海表之蕃屏と見え、又欽明天皇二十三年御紀に、夫海表諸蕃自胎中天皇置内官家と有るを、釋秘訓に和多名保加と訓ませて、崇神天皇七年御紀に、海外之國と有ると同じ意以て記されたれば、其字は此にては和多名保加とは訓み難ければ、海上の字を被るべき所なれども、其も神世七代章第五一書、又、寶劍出現章第六

一書などにて、宇那波羅と訓むべき所なるが故に、彼此指支ゆる故に、潮上の字は此に書かれたる者なり、（古事記の上津綿津見神の所に、訓上云宇閉と見えなれば、潮上にても、水上にても、海上にても、宇閉と訓みて、加美とは云ふべからず、其は表津少童神の下に云ふべし）然ればこそ、此より外に潮中潮上でふ字遣ひは所見ざりけれ、又、古事記、水上と有るは、萬葉十九（四十二丁）に、水上波、地往如久、船上波、床座如と所見て、此は海上を云へり、十一（八丁）に、水上如數書と有るは、川歌と海歌との間に在れば、何れにも就くべし、（二十に、宇奈波良乃宇倍爾と所見たれども其を例に引きて、此の海上を然か訓み難し、四に、浪上乎、五十行左具久美）八に、波上從、所見兒島之」など有る如きは、又其潮よりは浪に用有りて云ふなれば又此の例には取り難し、如何に爲ても、潮上と云ふ事見當り難くなむ）○浮濯は、古事記序に浮沈海水、神祇呈於滌身と有る、是なり、例は寶劍出現章第六一書に、有一箇少男云々、隨潮水以浮到と見え、又、神武天皇御紀に、魚無大小悉醉而流、譬猶披葉之浮流者云々、頃魚皆浮出」又、仁德天皇十一年御紀に、沈是匏而不合泛則などの浮を宇加毘、泛を宇加倍と訓みたるを以て、此も宇加毘濯岐と訓むべきなり、本に浮を宇伎と訓みたれども、右の沈を志豆美、潜を迦豆伎と訓めるに合はせては、言の足らはざる心するが故なり、萬葉一（二十二丁）に、玉藻成、浮倍流禮と有るなど、猶多在り、（瑞珠盟約章第二一書に、以八坂瓊之曲玉、浮寄於天真名井云々、以所持劍、浮寄於天真名井とある浮などは、物を水に令浮るなり、故に宇祁と訓むべし、自ら浮くと、物を浮かせるとの差あるなり）○表津少童命、古事記には上津綿津見神と有り、記傳六（六十四丁）に、「注に訓上云宇閉」とある、是は訶美と訓まじきが爲の注なり、宇波都と訓むべし、宇

閉は上某と續く言有る時は、凡て宇波と云ふ例にて、書紀に上國此羽播豆矩備と有る類なり、然るを、今宇閉と註したる者は、云々言の居りたる方を注したる者なり」とあり、表字を、此に被用たるは、和名抄（衣服具）に、表、衣外也（宇閉）裏、衣内也（宇良）と有る、是なり、宇波と轉ばし訓む事、右の記傳の説にて明らかなる者なり、（其衣服類に、袍を宇倍乃岐沼と有るは、表衣の意なるが、其には、中に能の辭狭まる故に、表を宇閉と訓むなり、上著など云ふには、能の辭なし、所以に、宇波と言の轉るなり、又、萬葉五に、益々母、重馬荷爾、表荷打等、伊布許等能其等とも、又、父母毛、表者奈佐我利とも、表を上在意に用へり）已に、上瀬の所に云へるが如く、彼は水流の高低を以て上下を分てるなれば、加美斯母と訓みて、例の緯なるなり、此は經に上下を云へるなれば、宇閉斯多と訓むべく、上を宇閉、底を曾許と對へ云ふべき爲に、古事記にも然る心知ひにて、宇閉と註し、此にも衣の宇閉に用ふる表の字を書されたる者なり、舊事紀に所見たる神名に、天表春命、天下春命と相對ひ、御門祭詞に、自上往波上護利、自下往波下護利云々、鎮火祭詞に、吾名妹能命波上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏、など、上下を宇閉斯多と對へ云ふ是なり、又、宇閉と曾許と對へるも、下に同じ、其は大庭祭詞に、此乃敷坐大宮地、底津磐根乃極美下津綱根云々、又、古事記に、地下者於底津石根、云々など見え、又、其底津石根と、下津磐根と、常に相通はし云ふなど、考ふべし、然れば、宇閉は浮方にて上る意、斯多是沈方にて下る意なるべく、又、曾許は下處ならん事上に註せるが如くなり、（此を以て緯の加美斯母とは大に異なる事を知るべし、此は、上に云へり、考へ合はずべし、然れば此にて、古事記に宇閉と註されたるには、心ある事を見るべし）○表筒男命、第十一書には、于時入水吹生磐

土命と最初に出でたり、磐は磐石の伊波の義に非ず、此は宇波の轉れるなり、宇を伊訛とり來れる例は、景行天皇十八年御紀に、到邑而進食、是日、膳夫等遺蠶、故時人號其忘蠶處曰浮羽、今謂的者訛也、と有る類なりと知るべし、其外にも、魚を伊袁と云ひ、芋を宇母とも、伊母とも通はし云へるが如し、神名式に、土佐國長岡郡石土神社と有るを、其國の式社考と云ふ物に、在池村池端、稱住吉神と云へるは、然も有るべし、（記傳五に、「大事忍男神の次に見えたる石土毘古神、石巢比賣神、此二柱を上筒之男神に當つる故は、宇波と伊波と通ひ、京都と都知と通へばなり、書紀に鹽土老翁を鹽筒老翁ともあり、巢も都々と近し」と云はれたり、次なる三柱の筒男命の傳、又、第十一書、磐土命の傳に云ふべし）○凡九神矣の九を十と讀みたるは、今本の如く八十柱津日神を一柱とする時は、然なれども、向日神社本に、八十柱津日神、次大柱津日神と二柱を並べ載せられたるは、古事記にも合ひて甚愛たきを、其を二神と有る上は、凡十神矣と無くては叶はざる事なり、然りと雖も、然計り改めむ事、甚容易きに似たれば、姑く其任に置きて、訓は十神と訓みて、猶善本の出でむ事待つ者なり、○其底筒男命、中筒男命、表筒男命は、底より中、中より上と、次第に成り坐せる故に、此は右の如くなるを、神功皇后御紀には、於日向國橋小門之水底所底而、水葉稚之出居神、名表筒男、中筒男、底筒男神之有也と有りて、其次に二所出でたるも然るは其成り出で坐せる後に、其神の所在す處、上中底と云ふ次第有るを以てなり、如此く其生り坐し、次第と、其所在とに依りて、如此く記し分けられたるは神の御諭に然か有りし故なるべし、（古事記には、其所にも底筒男、中筒男、上筒男三柱大神者也と有るは、此に成り坐せりし次第を以て擧げられをる者なり、御紀には三所迄然か有りて正しきなり）右の橋小門

之水底所底而は、此時に祓除し給ひし所、其即ち此神の所在なる事を兼ねたる文なり、其所底は釋祕訓に出だせるを、其住吉大神の下に此文を引けるには、所居と有り、又古本にも、字は底ながら假字には章氏と有り、此を伊弉諾尊の祓除の時に、沈濯於海底と有る事と見れば、所底は伊多理氏と訓むべし、又、其祓除に成り出で給ひし任に、其三神の水底に御在し坐し、由ならば、釋記に引ける所居と有る本の方を取るべし、右の竝に五十鈴宮所居神とも、吾田節之淡郡所居之有也とも有ればなり、雖然、右の所底の方や勝りたるらむ、名義抄に、底字に登杼牟、又、伊多流と云ふ訓も見え、且つ所底にては、伊弉諾大神の御事より係りて、事も廣ければなり、(右の釋に引ける所居と有るも、亦一本なるべし、通證に、祐之曰、底當作居と有れども、其は此に深く考へ入りたる説有りて云へりとも思しからざれば、從ひ難し)水葉稚之出居神は、其三神の成り坐せりし時の狀を云ふなり、水葉は、傳七に云へる如く、罔象此云美都波と云ふは水生の義にて、天地の間に水と云ふ物の生れる意の神の名なるが、此も其と同じく、彼の沈濯ぎ潜濯ぎ、浮濯がせ給ふ、涌き出づるが如く水の激りたるを云ふなり古事記に、自浪穗乘天之蘿摩船而云々、天孫降臨章第六一書に、其於秀起浪穗之上起八尋殿而と有る浪穗、又、神武天皇御紀に、浪速國を浪華と云ふなども、浪に華と云ふ語の有るに依りて訛れる者なれば、水葉と云ふ事も、何どか無からざらむ稚之と云ふは、水葉の散りては出々爲るを以て云ひて、此は御禊の時に、然る水葉稚やかに出づる中より生り出で坐せりと云ふ事にて、此に海底、潮中、潮上に濯がせ給ふ事を先づ云ひて、因以生神と有ると同じ事を宣へる者なり、(釋に、私記曰、師説水中葉甚翠稚也、言此神如此葉盛出居也)と有れども此は水中に浸り漬る木葉を以て譬へたるには非ず、此は御禊の

時の消息を宣へるなり、此を水沫の義と思へる説なども聞ゆれども、其は今辨ふるにも足らず、古事記には、此の御名告を、是天照太御神之御心者、亦底筒男、中筒男、上筒男三柱大神者也と有る其下に、此時、其三柱大神之御名者顯也と註せる、此に就きて又心得べき事有るなり、其は神代の古傳に、其三神の成り出で坐せりし古傳は有りながら、其三神は何れの事を主り給ふと云ふ事も、何も、知られざりしを、此時に至りて、其守り給ふ行事の顯はれ給へるを云ふなり、名の義は傳一、二に云へり、(此は外にも例ある事にて、風神の御事なども、神代の古傳には有りながら、天下の公民の作りと作る物を、悪しき風、荒き水に逢はせず、熟成し給ふ神に坐すと申す事は、崇神天皇の大御世に至りて、論し申させ給ひし故に龍田風神祭詞に我御名者天御柱命、國御柱命と申す御名の顯はれさせ給へるに同じき者なり) 偕、筒男と申し奉る義はしも、記傳六(七十一丁)に、筒は借字にて、上の都は、底津中津上津と上へ屬き、下の都は、之男へ屬く言なり」と有るが如きは、此筒字に元より意なきなり、都々は、第十一書に、此神等を底土命、赤土命、磐土命と有れば、都知と通ひて、山雷神、野槌神の都知も、亦此都々に同じ、又、古事記に在る石土毘古神石巢毘賣神も、此表筒男命に當る由、記傳に辨有れば、都々と、都知と、巢との三義有るなり、故、此三神共に、何れも少童神の底に、中に、上に、各其生り坐せるに續きて成り出で給へば、又其に就きて考ふべき事有るべく、然て其に就て説は立つべくなん有りける、偕、彼少童神はしも海神と坐せば、其主宰に坐す事、海宮遊行章の趣にて明らかかなり、然るに、海上の事に就きての御事跡の、多く此神等に係れるは如何と云ふに、少童命と此神等とは、體と用との差別此に在る事なり、大國主神と事代主神との差別に異ならず、君臣の義には非ざれども、少童命は皇御孫尊

の如く、此神等は御前の事執り持ちて政ごつ人の如し、(然も無くては、海中を所知看す神二神有るが如く聞えて、何れか其と知られず成りぬべき事なり、能々思ひ辨ふべし)其都々、都知は實に賀茂翁説の如く、都持の意にて其海神の所知看す大海を持別けて統る謂なるべし、然れば、底筒は底津持、中筒は中津持、表筒は表津持にて、之男と續くは、建御雷之男神などの如し、又、表筒と石土と、石土と石巢と、相通へる例を以て思ふに、其都々、都知共に統るの義を含める事申すも更なり、斯れば、底筒は底統、中筒は中統、表筒は表統の義なる者なり、然れば、大海を持ち別けて統ぶる神に坐すが故に、萬の物事共に、海神に先立ちて物爲給ふ謂なり、萬葉五(三十一丁)に此神等の事を、宇奈原能、邊爾母奧爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸能、大御神等と詠めるにても、其海中を持ち分けて統べ給ふ意なむ所見たりける、(都と須と通ふ例は出雲風土記に、高志之都々乃三崎と有るは、能登國の珠洲郡を都々と云へるなり、又、次を都岐とも、須伎とも云へるなど、是なり、予、此頃思へらくは凡て某都知と申す神名の都は、例の津なり、知は幸にて、海宮遊行章に、兄自有海幸、弟自有山幸と有るを、其第一書に、兄能得海幸、弟能得山幸、第六一書に、兄能得海幸、故號海幸彦、弟能得山幸、故號山幸彦と見えたる、幸此云佐知と云ひて、此幸即ち各其稟賦て、大神より賜はり得たる徳と云ふ者なり、偕、其佐知の佐は、狹衣狹薙などの狹の類にて、知と云ふなむ幸の言本と聞えたれば、底筒は底津幸、中筒は中津幸、表筒は上津幸の義ならむかとも思ひ出でしかど、人の異しまむ事を且つ恐れて、此考は置きたるなり)偕、海神は此に底津少童命、中津少童命、表津少童命と、三柱成り出で給へるに、海宮遊行章に至りては、豊玉彦命と一神と見えたるは、御身を合はせたる者なるべし、此三神も其例に

て、一柱に混がり給へる事も有りやと此を探索るに、天孫降臨章第四一書に、其事勝國勝神者伊弉諾尊之子也、亦名鹽土老翁と所見たる是なり、海宮遊行章には、鹽筒老翁とも有りて、筒と土と相通へる事、右に註せるが如く、又、鹽と云ふは潮の事にて、海の底と、中と、表とも、總て云ふなり、其は其成り出で坐し、所を、海底、又は潮中、潮上と有るにて知らる、又、此を伊弉諾尊之子也とは有れども、如何なる由に縁れりともなきは、古くより別神と傳はれるには有らめども思ひ合はすべき事なむ有りける、其は古事記(海宮段)に、於是其弟泣患居海邊之時、鹽椎神來問曰、云々、我爲汝命作善議、即造无間勝間之小船、載其船、以教曰、我押流其船者、差暫往將有美味御路、乃乘其道往者、如魚鱗所造之宮室、其綿津見神之宮者也、到其神御門者云々、其海神之女見相議者也云々と有りて、此時の始終の事を、具に始より知り給ふ神は誰か有らむ、其海神と力を合はせ給へる此三神に坐さずては、似著かはしからざるを思ふべし、此時の事は、海神三柱も一神にて、大綿津見神とも豊玉彦命とも申せば、其に對へる所なれば、此の三神も底中表を兼ねて、鹽土老翁などは申すべき事なるをや、通證に引ける天野信景説に、和泉國大鳥郡開口村眞住吉神社、俗稱三村大明神、所祭鹽土老翁也、神功皇后征韓時、奉導之故、歸國之後、鎮坐此處爲住吉之外宮、是以攝州住吉造替時、此社亦更造營、蓋一體別祠之義也と有るは是に然る言なり、(猶海宮遊行章にも數多出でたる事なるを、今は其目易き方に就きて、古事記を引き出でたる者なり、其は事勝國勝長狹神の傳に委しく云ひてむ)○住吉大神は、神名式に、攝津國住吉郡住吉坐神社四座、(竝、名神大、月次、相嘗、新嘗)と出でたる是なり、古事記には、其底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命三柱神者、墨江之三前大神也と有り、釋述義に引ける私

記に、先師説云、稱_二四座_一者神功皇后坐_二別殿_一歟と見ゆ、此にて四座の本説明らかなり、此を以て見るに、記紀の御撰有りし和銅靈龜よりは後、延喜より以前に、四座とは成れる者なるべし、然るを、二十二社註式に、社家説云、住吉社四座、第一天照太神、第二宇佐明神、第三(底筒男、中筒男、表筒男爲_二一座_一)第四神功皇后也と有るは、御紀の趣とも違ひて、異しきことなり、然れども、住吉と云ふ地名の起れるも、其神社の定まれるも、此三神に起れる事なれば、此三前大神なむ住吉大神には坐々しける、斯れば、社家説は妄説かと云ふに、然は非ざるべし、古事記に此三神の御名乘坐せる所にも、天照太神之御心者と宣ひて、皇太神の大御命を受け賜はらし、趣なれば、由縁無きに非ず、次に宇佐明神は、八幡三所の中なる比賣神にして、即ち宗像大神なれば、三代實錄貞觀十二年宗像大神告文に、我皇大神波、掛毛長岐大帶日姫乃、彼新羅人乎降伏賜時爾、相共爾加力倍賜天、我朝乎救賜比崇賜奈利とは所見たれども、御紀に記し漏らされたれば、住吉大神と共に、當昔被祭けむも知るべからず、斯れば、四座共に古よりの事なるを、此に即是住吉大神矣と有るは、其主と坐す神と云ひ、殊更に此に用有るが故に、如此有るにて、譬へば、古事記に、大山咋神を坐_二近淡海國之日枝山_一、亦坐_二葛野之松尾_一と有れども、日吉の大宮は大己貴神にして、主たる大山咋神は、二宮に鎮坐し、松尾も、左に宗像大神坐して、主たる大山咋神は右に坐して、却て相殿神の如くなり、如此古書には其所に用なき事は、態と略けるも常なれば、然耳泥む可きに非ず、且つ同じ住吉神にも、長門なるも、筑前なるも、三神を一社に祀_レへるを、同じ御世に出來たる此神社の棟を別にして、現に四社なるは、其祭神社説の如くなる故由に依る事にや有らむと所思ゆ、(此は社説を助け過ぐせるが如くなれども、猶云は、大三輪社などは、御紀

の趣にても、式文の趣にても、大物主神一座なるを注進次第に依るに、大己貴命、少彦名命を合はせて三神を祀れるが如く、此例猶有るべきなり、偕、右の宇佐明神の宗像大神に坐す事は、神社考に引ける注式には、宇佐明神神田霧姫命と有り、猶瑞珠盟約章第三、一書の傳に云ふべし、偕、享祿の頃記せる八幡愚童記と云ふ物に、神功皇后神託に任せ、針を海に入れけるに、三尺の鮎食ひ付きて上る、又御髪を河に浸せば、水神龍神二人の童女参りて、御髪を二つに分く、此龍神女は嚴島大明神、水神女は宗像大明神と顯はれ給ひけり云々と有る、嚴島と宗像を別神とし、龍神水神の女など云ふこそ僻事なりけれ、御紀にも、古事記にも、宗像大神の御事は漏れたるを、右の三代實錄の告文と、此文となくば、何を以てか知らむ、甚々可美き賜物なり、然れば、彼御紀に、皇后勾_レ針爲_レ鉤、取_レ粒爲_レ餌、抽_レ取裳糸_一爲_レ緋、登_レ河中石上_一而投_レ鉤、祈之曰、朕西方欲_レ求_レ財國、若_レ成_レ事者河魚飲_レ鉤、因以_レ舉_レ竿、乃獲_レ細鱗魚_一云々、既而皇后則識_レ神教有_レ驗と見え、又、皇后還詣_二樞日浦_一、解_レ髮臨_レ海曰云々、今頭渾_二海水_一、若有_レ驗者、髮自分爲_レ兩、即入_レ海洗_レ之、髮自分也と有る、此二事などは、何れの神に祈らせ給へりとも知られざりしを、此書に依りて明らかなり、然れば神名式に、大和國城上郡宗像神社三座(竝、名神大、月次、新嘗)と有るは、其時など祀り給へるにや、此處磐余の地にて、神功皇后の稚櫻宮の近邊なるをも思ふべし、然れば、住吉に此神の坐すも彼神功皇后御世に、住吉大神を祭るに就きて、共に祀り給へるなるべく思えて、如此く餘事をば甚く長説言爲たりけり)記傳六(七十一丁)に、此處に此大神の鎮り坐せる事は、書紀、息長帶比賣命、西國より海路を歸り上り給ふ所に、忍熊王引_レ軍更返屯_二於住吉_一時、皇后聞_二忍熊王起師待_一之、命_二武内宿禰_一、懷_二皇子_一、横出_二南海_一、泊_二于紀伊水門_一、于_レ時皇后之船廻_二於海

中、以不能進、更還務古水門而卜之、於是天照太神誨之曰、云々、亦表筒男、中筒男、底筒男三神誨之曰、我和魂宜居大津渚中倉之長峽、便因看往來船、於是隨神教以鎮坐焉、則平得度海と見え、又、攝津國風土記に、所以稱住吉者、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出而巡行天下、竟可住國時、到於沼名椋之長岡之崎、(前者今神宮南邊是其地)乃謂斯實可住之國、遂讚稱之云眞住吉國、乃是定神社、今俗略之直稱須美乃叡と有り、西の國々なるをも、同じく住吉と云ふは、此の名を取れるなり、和名抄、攝津國住吉(須三與之)郡と有り、(住吉を須美與志と唱ふるは、後世の事にて、那良の頃迄は、須美能延と耳云へり、先づ此記には墨江と書き、書紀萬葉には、住吉と書きても須美能延と訓み、又、萬葉に、墨之江、清江、須美乃延など有りて、須美與志と云へる事は「もなし」と所見たり)注式に引ける舊記に、住吉大神、其荒魂在筑紫之小戸、和魂者神功皇后征三韓之時、顯坐攝津而託神功皇后體而循行四方、遂到攝津之地、宣言曰眞住吉々々之國也、因鎮坐其地、名曰住吉、豐浦之住吉、那珂之住吉、由攝津地名而通呼之と見ゆ、此にて明らかなるものなり、袖中抄九(十九丁)に、古事記云、墨江之三大神也、此荒魂者常在筑紫小戸、和魂今在攝津墨江耳と見え、又、其吾和魂と宣へるは、去年十二月の下に、於是從軍神、表筒男、中筒男、底筒男三神、誨皇后曰、我荒魂令祭穴門山田邑也云々と有り、其に對へて宣へるなるが、和魂は其本體に屬きて離れざる者なる由、已に註せる如くなれば、此より後ぞ住吉大神の本宮と申すは此の攝國なるを云ふ事、長門に在れ、筑前に在れ、其神社の名を住吉と申すを以て知るべし、渚中倉之長峽は、記傳三十(七十七丁)に、和名抄に、菟原郡住吉郷有る、其地にて、今も住吉村と云ひ、本住吉とて神社有る

なり、古名渚中倉里と云ひしとぞ、此地は武庫山の支別の南方へ長く引き延へたる尾崎にて、眞に長峽と云ひつべき地なり、今海原へは村より七八町有り云々と云はれたり、然れども、風土記なる長岡之崎の下に、前者今神宮南邊是其地と注せる神宮は、今の住吉郡なるを云ひて、本住吉の方を云へりとも言ひ難ければ、猶能く此を正して、其御紀に傳すべし、又、同書三十五(二十丁)に、高津宮御世に、又定墨江之津と有るに就きて熟思ふに、菟原郡より今地に大神を遷し奉り賜へりしも、此御時にぞ有りけむ、雄略天皇十四年御紀に、泊於住吉津と有るは、今地と聞えたれば、其より先に遷り給へりし事は知られたり、然か遷し奉り給へるは、必ず神の御諭有りけん事は論なし、此時に、其津をも共に移し定め給へるなるべし」と所見えたり(偕、其地理を今云はんに本住吉は西海道の往還の傍に立たせ給へるが、此は武庫山なり、南は海濱へ七八町も有れども、追々に海中の埋まりたる地と聞けり、然れば、右の風土記の註に就きては猶考へずは有るべからず)其看往來船と宣給へる、是ぞ古事記に、此時其三柱大神之御名者顯也と所見たる如く、大神の行事の御名と共に顯はれたる始めには有りける、其看は例の所知看す事を看と云ふにて、萬葉一(二十二丁)に、食國乎、賣之賜牟登、都宮者、高所知武等と、賣之と所知とを並べ云へる是なり、守護字を麻母流と云ふも、目守にて、物に眼を著けて候ひ居るを云ひて、此の看往來船と有るは、守往來と云はむが如し古事記なる其三柱大神の御言に、我之御魂坐于船上而云々と宣ひ、其を神功皇后御紀に、神有誨曰和魂服王身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船と有る、其を承けて、則搗荒魂爲軍先鋒、請和魂爲王船鎮と所見たり、此にて和魂神の看往來船と有ると、其請和魂爲王船鎮と、事は一なるを以て、住吉大神の船路を守らせ御

在し坐す其行事の較略をば知るべきなり、萬葉五(三十一丁)好去好來歌に、宇奈原能、邊爾母與爾母、神豆麻利、宇志播吉伊麻須、諸能、大御神等、船舶爾、道引麻志遠云々、事了、還日者、又更、大御神等、船舶爾御手打掛且、墨繩乎、播倍多留期等久云々、多大泊爾、美船播將泊と見え、六(三十六丁)に、住吉乃、荒人神、船舶爾、牛吐賜、付賜將、島之崎前、依賜將、磯乃崎前、荒浪、風爾不令遇、草管見、身疾不有、急、令變賜、根本國部爾とも有る、此同じ詞遣ひにて、十九(三十六丁)贈入唐使歌に、墨吉乃、吾大御神、舶乃倍爾、宇之波伎座、船騰毛爾、御立座而、佐之與良牟、磯乃崎々、許藝氏波牟、泊々爾、荒風、浪爾安波世受、平久、率而可敝理麻世、毛等能國家爾と詠めり、又、二十(三十八丁)に、陳防人悲別之情歌に、安里米具利、和我久流麻泥爾、多比良氣久、於夜波伊麻佐禰、都々美奈久、都麻波麻多世等、須美乃延能、安我須實可未爾、奴佐麻都利、伊能里麻宇之且、奈爾波都爾、船乎宇氣須惠云々とも有りて、船路を守り給ふ事と、壽命を守り給ふ事を云へるは、全く彼御紀の古語を取りて詠めるなり、又、十九(四十二丁)入唐使に賜へる大御歌に、虛見都、山路乃國波、水上波、地往如久、船上波、床坐如、大神乃、鎮在國曾、云々と詠ませ給へるを以て、愈其御守りの狀灼然き者なり(但し船を守る神を船靈神と申すとは別なり、神名式に住吉郡船玉神社と見えたる其神にて、其は陸の岐神を、海にて然か申せるなり、此事、第十一書泉守道者の下に云ふべし、其を知夫利神とも申して土佐日記に、廿六日夜半計り、船を出して榜來るに、手向爲る所有り、掛取して幣奉ら爲るに、幣の東へ散れば、掛取の申して奉る事は、此幣の散る方に、御船速に令榜給へ、と申して奉るを聞て、或童の詠る、綿津見の知夫利の神に手向爲る、幣の追風止す吹かなむ」とぞ詠る、此程に、風の宜け

れば、掛取甚く誇りて、船に帆懸よなど悦ぶ」と有り、是れ船玉神の事なり、次に、五日住吉の邊を榜ぎ行く云々、如此云ひて眺望め來る間に、不意く風吹きて、榜けども々々々後へ退きに退きて、殆しく打没つべし、掛取の云はく、住吉の明神は例の神ぞかし、云々、楮、幣を奉り給へと云ふに隨ひて、幣奉る云々、然れば海は鏡の如く成りぬれば云々と有り、是れ住吉神の事なり、又、是にて住吉神と船玉神の守り給ふ狀に、少か差別ある事なるを見るべし)遣唐使時奉幣詞に、大唐爾使遣佐牟止爲爾、依船居無氏、播磨國與理船乘止爲氏、使者遣佐牟止所念、行間爾、皇神命以氏、船居波吾作牟止教悟給比支、教悟給比那我良、船居作給部禮波、悅已備嘉志美、禮代乃幣帛乎云々、進奉久止申と所見たる、此船居と云ふは津泊の事にて、此は古事記(高津宮段)に、定墨江之津と有る此や、右に船居作給と云へるならむを、其津の定まれる始は神命に依る事を、記には漏らされたるなめり、右に引ける萬葉十九、贈入唐使歌の始に、住吉乃、三津爾船舶能利、直渡、日入國爾所遣云々と有るが如く、唐使は彼韓征の由來と、右の船居を作り給へるとの事に依りて其墨江之津より發遣つ定まりなりしを知るべし、又其發遣つ時には、其住吉社にて、神命などを請ひ聞く事こそ有りけらし、續紀に、寶龜元年八月庚寅朔辛卯、使雅樂頭從五位下伊刀王、受神教於住吉神と有る是なり、右歌に並びて、住吉爾、伊都久祝之神言等、行得毛來等毛、舶波早家無と有るを以て知るべし、(然れば古には住吉大神の御命を請ひ占ふ人有りけるなり、萬葉二に、大津皇子竊婚石川女郎時、津守連通、占露其事、皇子御作歌一首、大船之津守之占爾、將告登波、益爲爾知而、我二人宿之、と有るを合はせ考へて知るべきなり、津守連の事は舊事紀に、此三者津守連等齋祠住吉三前神也とあり神名式、住吉郡大海神社二座の下にも、元名

津守安人神と有るを、一本には氏人神と有り、斯れば、其津守氏なる人ぞ大神に仕へ奉る内に、占事をも兼ねて物爲しなるべし、猶此下に津守氏の事を云はむ。偕、住吉大神はしも、右の神功皇后の御時に顯はれ給ひて、祐け奉り給へる故に、右の如く、唐戎の國主に皇大御使を下し賜へる毎に、幣帛を進らせ給ふ御事はしも、唯に船路を守り給ふ謂耳には非ざる事又右に所見たるが如し、此大神の事に見えたるは、繼體天皇六年御紀に、夫住吉神、初以三海表金銀之國、高麗、百濟、新羅、任那等、授記胎中譽田天皇云々、此にて彼馭戎の御政も、専ら此大神の領知給ひし御事を知るべし。天武天皇御紀に、朱鳥元年秋七月乙亥朔癸卯、奉幣於居紀伊國國懸神飛鳥四社、住吉大神、持統天皇六年御紀に、五月乙丑朔庚寅、遣使者奉幣于四所、伊勢、大倭、住吉、紀伊大神、告以新宮、同十二月辛酉朔甲申、遣大夫等、奉新羅調於五社、伊勢、住吉、紀伊、大倭、菟名足など所見たり、此は御紀より以前の事なるが其重く祭らせ給へりし御事を見るべし、(續紀に、天平九年夏四月乙巳、遣使於伊勢神宮、大神社、筑紫住吉八幡二社及香椎宮奉幣、以告新羅無禮之狀と有るは、此に非ず、筑前國なるにて、神名式に、那珂郡住吉神社三座、(竝、名神大)と有ると八幡大菩薩、宮崎宮、(名神大)とある二社と、式外にて香椎宮と三社を云へる所なるを思ふべし)神階の御事は、續紀に、延暦三年六月辛丑、叙正三位住吉神勳三等と有るなむ物に所見たる始めなりける、然れども、已に正三位を奉られ給へるは、此時迄度々授け奉られしが漏れたりしなるべし、同年十二月丙申、叙住吉神從二位と有り、日本紀略に、大同元年四月、攝津國住吉大神奉授從一位、以遣唐使祈也と所見たり、其より幾程もなく、正一位の極位には進め奉り給ひけむを、御紀には被漏たるなるべし、又、紀略に弘仁三年六月辛卯、

是日、神祇宮言、住吉香取鹿島三神々社、隔二十箇年、皆改作、積習爲常、其弊不_レ少、今須除正殿外隨_レ破修理、永爲恒例、許_レ之と有り、漸々に其弊を厭はせ給ふ事と成りたるは、淺ましとも何とも云ふに堪へざる御事なり、其頃より又朝廷にも、愈唐戎の醜風を擬ばせ給ひて、神とも神と天津神隨なる大御手振に違はせ給へるが故に、天神御子の大御稜威も振はせ成り以て行きて、終には外國より蔑如し奉り來りて、蒙古の亂より始めて、此頃の騒ぎなど、此大神の先鋒と爲りて、韓國を降伏せ給へりし御勢なるとは、表裡なる事ぞかし、偕、臨時祭式に、攝津國住吉神社、正殿二十年一度改造、其料便用_三神稅_一即充_三正稅_一と有るは、右の弘仁の御定なる者なり、(續故事談に、昔平城天皇の御時迄は、此國にも朝政爲させ給ひけり、其儀式は未明に、主上出御有りて、南殿に御在し坐す、群臣百寮各々座に攝す、四方の訴人、左右なく内裡へ參集る、高机の上に愁文の箱と云ふ物を置かれたりければ、怪しの民百姓迄も、申文を捧けて此箱に入れ、史、外記、辨、少納言など、次第に取り上げて讀み申す、群卿各此を評議し、天子眼前敕定を下さる、愁ひ若し左右に在れば、即ち召し問はる、片方の者當座に無ければ、退きて可_レ被_レ問由を仰せ、申文多くして、殊の外日高ければ、即ち其座にて、供御を參らす、諸卿御膳を下して各此を喰ふ、其政若し竟ぬれば、其の後舞樂御遊なども有りけり、君の御心には、民の愁を聞し食して、御理有るべき程の大事は無かりける云々嵯峨天皇より以來此儀廢れにけり、此君殊の外に遊逸にして、政を心に入れ給はず、然れども、猶式は行はれけり、五位の藏人二人を指して、御倚子の旁に居て、愁を令聞め、群議を令_レ聞めて後、成敗爲させ給ふ、是今の職事の始めなり、嵯峨の別業などへ常に御在し坐しける故に、御暇なくして、自ら朝政に遇はせ給はざりけり」と所見たる如き世

中と替れりしかば、神祇官よりも、時に媚倭りて然る事を奏し定めたるなり、由なき寺などを建てさせ給へると何れか重き、何れか輕き、嘉永の末の頃より、頻に西戎、北狄、又、東夷の國々より、皇太御國を慢り奉る醜事の聞ゆるに就きても、中古より敬神の御心の薄き御事の悲しきに就きて云ふ耳）偕、舊事紀に、底筒男命、中筒男命、表筒男命、此三神者、津守連等齋祠住吉三前神也と有り、姓氏錄（攝津國、神別、天孫）に、津守宿禰、尾張宿禰同祖、火明命八世孫、大御日足尼之後也と有り、天孫本紀に、天火明命五世孫建筒革命を、津守連祖と有れば其より支れたるなるべし、記傳六（七十二丁）に、此記に墨江之津と云ひ、右に引ける書紀の文にも、大津淳中倉之長峽と有れば、住吉は本より津にて、津守は此津を守りし由なるべし、西成郡に津守郷も有るは、其人の住みし里ならん、萬葉十一（二十七丁）に、住吉乃、津守網引之云々と有り、偕、此氏の此神を持齋く由は、神功皇后御紀に、三神誨皇后曰、我荒魂令祭穴門山田邑也、時穴門直之祖踐立、津守連之祖田裳見宿禰、啓于皇后曰云々と有りて、荒魂を穴門に祠り給ふ時に、踐立を其神主と爲給ふ由所見たれば、其後に和魂を津國に祠り給ふ時、彼田裳見をば其神主と爲給ひしなるべし、偕此人に在れ、子孫に在れ、兼ねて津を守りしよりぞ津守連とは負ひけむ」と所見たり、大同類聚方に、田而久須利、攝津國田面浦津守連通主と有る、此を神遺方には、津守直と見え、又、類聚方に、生守里樂、攝津國田裳浦津守連等云々と有れば、右の田裳見宿禰は、田裳浦の地名を以て負へる名なり、此地、物に見當らざと雖も、住吉の近邊にては有るべきなり、右の津守連通主は、上に引ける萬葉二に所見たる津守連通と有る人か、非じが、若し同人ならんには、其田裳浦は正しく住吉の内に在る小號なる事決し、偕又、姓氏錄、攝津國に、津守、火明命之後

也と云ふも有り、和名抄を見るに、西成郡にも、菟原郡にも、津守郷あれば、何れにか別れ住ひしなるべし、又、和泉國にも、津守連、火明命天香山命之後也と見えたり、今、堺南莊に津守と云ふあり、是なるべし、又、網津守連同上と有り、此を内山眞龍説に、網、攝津國依羅津地而謂之依羅津守一賦と有るは、然る事にて、其氏人の守る津は、攝津國の依羅津にて、人は和泉國に住へりしにや、今詳らかに知り難し）○神名式に長門國豐浦郡住吉坐荒御魂神社三座（竝、名神大）と有る、其荒御魂は、神功皇后御紀に、荒魂爲先鋒而導師船と誨へ奉らせ給ひて、大御船に擣奉らせ給へる神に坐せり、偕、其荒御魂の、御軍の先鋒と成り給ひて、健び進ませ給ふ御勢と、天壓神の日出づる方より日没る方に向はせ給ひ、背に日神の神威を負ひ奉らせ給ひて、影の隨ひ、壓ひ、躡むと勇進ませ給ひ、千萬國の末迄も降伏せ給はむとせさせ給へる大御稜威の、天地に充度れりしかば、新羅國主豐惶オチカシこみ奉りて、御紀に、叩頭之曰、從今以後、長與乾坤伏爲飼部、其不乾船楫、而春秋於馬梳及馬鞭、復不煩海遠、以每年貢男女之調云々と有るが如く、自ら降服ひ奉れりしかば、即以皇后所杖矛樹於新羅王門、爲後葉之印、故其矛今猶樹于新羅王之門也と有る狀に行はせ給へり、（此今と云ふは、此御紀を撰み成させ給ふ今を云ふなり、如此く神の御助有る御軍なりし故に、又、血漬さして、時の間に新羅國は本よりにて、其餘の韓國迄も内附奉りて、御奴國とは成れりしなり、今も斯る御勢の坐させなむには、何とかは神の祐け坐させらむ、然るを今荒東の醜戎共、却りて皇國を辱かしめられて、彼奴が心の任に令誇て、摧伏すべき勢なきは、諸國の武士共、身の逸樂に沈て、天皇をも、皇國をも、思はざる故に、日々に弱りて、軍を起すべき力も、何も、亡なりたるなり、今年十月二日の夜の地震などぞ、然

る御咎めには非じかと畏まるゝ事なりかし。偕其事を、古事記には、爾以_ニ其御杖_一衝_ニ立新羅國主之門_一、即以_ニ墨江大神之荒御魂_一爲_ニ國守神_一、而祭鎮、還渡也と有り、此を以て見るに、其樹てさせ給へりし御矛にしも、其住吉大神の荒御魂を分けて、取託け奉らせ給ひて、彼國の押へに物爲させ給へる御政なる者なり、然れば、其新羅主が門に樹てさせ給へる御矛は、其荒御魂の御形實と爲して祭り鎮め置かせさせ給ひて、還り渡らせ給へる者なりけり、此は御紀にも漏れたるを、其記に遺りたる者なり、然るを、記傳に、此を次に引ける穴門山田邑に祠れると混に説かれたるは、思ひ落されし者なり、彼燈火を幾箇に分けても、本の火は本の火の任に滅らすして、猶燃ゆる譬を爲られし大人にして、千慮の一失なりとも云ふべき事にして、尤むべき事には非ず。又、御紀に、皇后從_ニ新羅_一還之云々、於是從_ニ軍神_一、表筒男、中筒男、底筒男三神、誨_ニ皇后_一曰、我荒魂令_レ祭_ニ於穴門山田邑_一也、時、穴門直之祖踐立、津守連之祖田裳見宿禰、啓_ニ于皇后_一曰、神欲_ニ居之地_一、必宜_ニ奉_レ定_一、則以_ニ踐立_一爲_ニ祭_ニ荒魂_一之主、仍祠立_ニ於穴門山田邑_一と有り、此踐立、田裳見宿禰、二人共に供奉れる人等なるが、其御大船に携_ニ奉_レら_ニし荒魂和魂神_一に各相分りて、其船中にて仕へ奉れりし狀に所見たり、偕、如此く新羅より還り渡らせ給ひし即て、皇后の御許を離れて急に山田邑に鎮り坐さむと宣給へるは、荒魂は外に出で、活機_{ハツ}く方の御魂に坐す故に、其御軍を誘もひて、敵國に渡らせ給ふ時などこそ有らめ、事治まれる後は、和魂の方を以て守らせ給ふべき筈の事なる故に、然る御誨は有りける者なるべし、其は明年二月難波を指して上らせ給ふ時に、御船の能く進まさりしかば、務古水門に還り坐して占へさせ給へるに於是天照太神誨之曰、我之荒魂不可_レ近_ニ皇后_一、當_ニ居_ニ御心廣田國_一と託け給ひて、其御許を放り給へると同じ御事なるを

曉るべき者なり、(右の穴門直は、國造本紀に、穴門國造、纏向日代朝御世、櫻井田部連同祖、邇伎都美命四世孫速都鳥命、定_ニ賜國造_一と見えたる是なるべし、此櫻井田部連、今所見なし、天孫本紀に、田部連あれども、其にては元より非ざるなり、猶考ふべし)若て臨時祭式に、凡住吉社長門國封租穀者、令_ニ封_ニ戶係夫運送_一、除_ニ運功之遺_一、令_ニ送_ニ修_ニ修_ニ社料_一、但豐浦郡封戶係夫者、便留充_ニ御蔭社_一と有る住吉社は、上に謂はゆる攝津國の本宮なる事、申すも更なり、其豐原郡云々は、此住吉坐荒御魂神社の御事なり、此を御蔭社と申すは、和名抄に、靈、日本紀云美太萬、一云美加介と有りて、名義抄に出でたるも、美加介と云ふ訓有り、然れば御蔭社と申すは、御靈社と申す義にて、是れ即ち住吉本宮を本と爲たる稱にて、荒御魂神社と申し奉れる事、決き者なり、便留と有るを以て、彼國なる事を知るべく、又、其荒御魂神社にも、攝津國なる地名を以て、住吉と申すを以て、其別社の如くなる謂有るをも思ふべし、次に引ける貞觀十七年御紀に、住吉荒御影神と所見たるぞ、決く槌なる證には有りける、偕、其御蔭と云ふは、寶劍出現章第六一書に、恩賴を美多麻能布由と訓める、其同じ事を、萬葉五(二十六丁)に、美多麻多麻比氏と有る、其美多麻と御蔭と同じければ、其恩賴と云ふに當れり、恩賴にも、御靈にも、等しく蒙ると云ふをも思ひ合はず可く、其、恩賴を受くる事を、御蔭を蒙ると云ふをも考へ合はせて曉るべし、然れば、此は荒和などの事に抱はらず、唯其御魂社と申す意味を以て、御蔭社と申し奉り來る事となむ所見たりける、(山城國愛宕郡に御蔭山と云ふ有り、小右記に小野郷御蔭山と有る是なり、其地に、鴨御祖神社の攝社に、御蔭社と申す御社有りて、四月中午日、御祖神其社に臨幸有りて、即日還らせ給ふ、此を御蔭祭とも、御蔭山祭とも申す許りの御事なれば、御祖神には、決め

て深き所由坐すらむを、右の小右記に、尋舊記曰、皇太神初天降給小野郷大原御蔭山也と所見たる、天降の説は僻事ならめども、初めて鎮坐しける社地なりけむ、其を遙宮と爲て、毎年に臨幸るにて、其御祖神の荒御魂などを祀へりけむから、御蔭社と申すにこそ有らめ、佗神には坐さざるべし、然るを、天御蔭日御蔭社など云ふ俗説有れども、其は殿舎は雨と日とを凌ぐべき蔭と爲る由の名にて、更に由なし、又、皇太神宮儀式帳に、蚊野神社御船神社を稱大神御蔭川神と有るは、御船をも、御蔭と云ふにて、殿舎を天御蔭日御蔭と云ひ、又推古天皇御紀に、阿摩能椰蘇訶礙と有るに同じければ、其御蔭社の例には立たざる事、祝詞講義に云へるが如し、然れば、其山城なるも、必ず御祖神の荒御魂に御在さむ事、此住吉社の例以て知るべし、神階の御事は、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授長門國從五位下住吉荒魂神從五位上と見え、又、同十七年十月八日丁巳、授長門國從五位上住吉荒御影神正五位下、又、十二月五日甲寅、授長門國從四位下住吉荒魂神從四位とあれば、十月より十二月迄に、又一階を進め奉りて、從四位下を授け奉らせ給へるが、其は漏らされたり、但し其十二月の度に二度有りしが、其一是略かれたるにも有るべし、荒御魂を荒御影と云ふ事、上に云へり、貝原好古が八幡本記に、山田村は府中の西二十八丁に在り、今、一宮村と云ふ、所祭本社三神を一社とし神功皇后、八幡大神、高良大明神、諏訪大明神を合はせて五社とす、十二月晦日夜、稚海藻刈の神事有り云々と云へり、其速禰神社は社説に祭神五座にて本殿は宗像三神を一座とし、左に彦火々出見尊、右に葦不合尊、安曇磯良豊玉姬命なりと云へり、但し安曇磯良は、八幡愚童記に、志賀島大明神也と云へれば、豊玉彦命を誤れるにて、何れも住吉大神等に由有る神等なれば、此社説實に然るべし、(其を神社考、又、

神社考詳節、神社啓蒙などに、彦火々出見尊一座と爲るは、今現に在るとは異なり、此社説は去年安政元年八月十四日、赤間關より白石資陽、資興父子、又、有馬菅道などを伴ひ詣て、其社人に聞きたる趣なり、其社、今豊前國企救郡に在りて、長門國より僅に七八町の渡なり、實に穴門と云ふ處の狀にて、潮の速き事は瀧津速川の如く渦の巻き入る、狀は更なり、潮氣の薫れる、荒浪の騒げるなど、實に速禰と云ふ名ぞ實に坐しからざりける、斯る所にし有れば、然る神等の坐して、往來の船を看行はし守り給はむ事も、亦理と云ふべくこそ。○又、同式に、筑前國那珂郡住吉神社三座(竝、名神、大)と有り、偕、攝津なるには、住吉座神社と有るを、此を始めとして其餘なるには、唯住吉神社と有るは、攝津なるは、住吉と云ふ地に立たせ給ふが故に、住吉座と有るを、其外は即ち神名とせる故に、坐とは云はざるなり、若くは此社の御事は、釋紀に、私記曰、問、如此文者、此三大神當在筑紫橋之小戸、而今在攝津國墨江如何、答、此神荒御魂者猶在筑紫、但、和魂獨在墨江耳、案神功皇后紀、云元年三月、皇后親爲神主、於是審神者云、今不答而更後有言乎、乃對曰、於日向國橋小門之水底所居、而水葉稚之出居神、名表筒男、中筒男、底筒男神之有也、時得神語、隨教祭之、然則此神本在筑前小戸、即神功皇后、初遷居於攝津墨江耳と見え註式に引ける住吉舊記にも、住吉大神其荒魂在筑紫之小戸と云へれば、荒魂の筑前に坐すと云ふ事も、古く傳へたる説なるが、其は右に註せる如く長門國に坐せれば、此には子細有る事なり、右にも所見たる如く、彼御名乘坐し、御言に、於水底所居而と有るからは、其以前には、生り坐しぬる任に、小門の水底に坐々たる趣なれば、其大神の生り坐せる本國には、御靈は其に御在せれども、御社は攝津長門より後に祀り奉れる事、此をも住吉神社と有る

を以て知るべし、然れば、荒魂は、萬葉六(三十六丁)に、住吉乃、荒人神とも詠める如く、顯御身を現はし給へる事の有るなどより、荒人を荒魂と思ひ混たりし説なるべきこと、云ふも更なり、然れども、此神の在_ニ筑紫之小戸_一と其社の所在を云へるに就きて、橋小門の筑前國那珂郡に在る證と成りて甚愛たきこと、已に上に註せるが如し、(此社の荒魂ならぬ事は、右に云へる如く、長門國豊浦郡に、住吉荒魂神社は坐せるを、此には唯住吉神社と有るを以て知るべし、然れば、私記の説も、社記の説も、攝津なるが和魂に坐す故に其に對へて、筑前なるは荒魂ならむと、推當に云へるなるべし、因に云ふ、右の所居字、釋紀の本文には所底と有るを、此に所居と有るは、私記の本に然か有りし故なるべし、此事已に住吉大神の下にも云へり) 偕、此社の起原を思ふに、神功皇后の御時已に荒魂和魂共に長門攝津と兩國に鎮まり坐せる事御紀に所見たる如くなれば、此は後に摠ての御靈を祀れるにて、御紀に既而皇后則識_ニ神教有驗_一、更祭_ニ祀神祇_一、躬欲_ニ西征_一、爰定_ニ神田_一而佃之時、引_ニ灘河_一水_ニ欲_ニ潤神田_一、掘_ニ溝_一及_ニ于迹_ニ磐岡_一、大磐塞_ニ之不_レ得_レ穿_レ溝_一、皇后召_ニ武内宿禰_一、捧_ニ劍鏡_一令_レ禱_ニ祈神祇_一而求_ニ通溝_一、則當時霹靂_ニ裂其磐_一、令_レ通_ニ水_一、故時人號_ニ其溝_一曰_ニ裂田溝_一也と有る、此は何れの神の御田とも無けれども、上下の文を以て考ふるに、主とは住吉大神を祭らせ給はむ料と通えたり、青柳種信説に、那珂郡なる其灘河の傍に仲村と云ふ有り此に現人大明神社有り、住吉神を祀れり、古く住吉の荒人神と云ふ事有り、又近く山田村と云ふ有るは神功皇后の住吉の神田を耕ら令給へる地なり、博田の住吉神社の本鎮まり御在し、地なるべし」と云へるは、其能き考なり、其邊は謂はゆる橋小門なりし所の、淺せ行きて陸地と成れる地なり、其仲村などは、當昔水涯なりけむと所思しければ、其處に本より其神の御在して顯はれ

坐し、所なれば、其神田の稻を以て祭らせ給ひし其跡、即ち此社の初とは成れるにぞ有るべき、(然れば此は荒魂にも非ず、和魂にも非ず、唯住吉大神にぞ御在すべき、彼現人大明神を以て、私記に荒魂と云へる事の混れなるを知るべし、斯る事には、土人の口碑に傳ふる所も、亦難_レ捨き者なり、但し其事實の撰無くては叶ふべからず) 神階は、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、奉_レ授_ニ筑前國無位住吉神從五位下_一と有り、續紀に、天平九年夏四月乙巳、遣_ニ使於伊勢神宮_一、大神社、筑紫住吉八幡二社、及香椎宮_一奉_レ幣、以告_ニ新羅無禮之狀_一と有り、此を以て、當時御榮を坐し、程知られたるを、如何にして其時迄も無位なりしならむ、八幡本記に「三月三日潮干祭、今泉村の浮殿若宮大明神へ渡御、若宮は豊玉姬命なり」と云へり、豊玉姬命を若宮と申さむは、如何なる如くなれど、海神と此神とは、體用の如き御間に渡らせ給へば、其御女を若宮と申さん事、實に由有りて所思るなり、(又、同記に、九月十三日大祭禮、博多の吉聖社へ十二日渡御)と有り其吉聖女の下に、下照姬社と見ゆ、日吉神道祕密記にも、聖女宮を下照姬命と云へる事なれば、其には疑ふべき所なしと雖も、如何なる由か詳らかならず、故、思ふに若くは聖母には非じか、注式箱崎宮條に神功皇后の御事を聖母と書し、又、八幡本記に、香椎村に隣れる山田村に、古より神功皇后を祭れる跡とて有り、其構甚廣し、今尙小社存す、其邊を聖母屋敷と云ふ、是齋宮の古跡なり云々と云ふ事も有れば、其博多の行宮なる聖女社は、譬ひ聖母社とは唱へずとも、彼皇后を祭れる所ならでは聞えず) ○又、同式、壹岐島壹岐郡住吉神社(名神、大)と有るを、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉_レ授_ニ壹岐島從五位下住吉神從五位上_一と有り、扶桑略記に、延喜十八年十月十五日、大宰府解、壹岐島言上手長比賣明神、住吉神社、如_ニ太鼓_一鳴動、御體美石出_ニ寶

殿_ニ在_ニ地上、高御祖明神社内、亂聲、炎光照輝、指東去飛、卜部等申云、彼島内疾、兵革寮云、兵賊驚者と云ふ事も有り、(此は神功皇后の韓國を伐ち給ひし時の忌島なる事にし有りければ、渡の中間と云ひ、彼押への爲に、祀祭らせ給へる者ならむか、壹陽略志と云ふ物に、「今住吉村と云ふに在り」と云へり)又、對馬島下縣郡住吉神社(名神、大)とも有り、續後紀に、承和四年二月甲子朔戊戌、對馬島下縣郡無位住吉神奉_レ授_ニ從五位下、又、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉_レ授_ニ對馬島從五位下住吉神從五位上と見え、同十二年三月五日丁巳、詔授_ニ對馬島從五位上住吉神正五位下と見えたり、(或書に、元は與良郷鴨居瀬村紫瀬戸と云ふに御在し坐しけるを、今は同郷鷄知村の白江山に移し奉れる由云へり)又、陸奥國磐城郡住吉神社有るも同神なるべし、後紀に、延暦十年四月、池原上毛野二氏之先出自_ニ豐城入彦命、其入彦命子孫東國六腹朝臣、各因_ニ居地賜_レ姓命_レ氏云々、伏望因_ニ居地名蒙_レ賜住吉朝臣と有るを以て見るに、次に云へる如く、針間鴨國造は、上毛野同祖にて、豐城命の後なりければ、其國より此に移り住むとて、本國より住吉神社を移せるより、即ち其地名とも已く成りて有りし事と見えたり、(但し此は其住吉神に係はれる事ならねども、姓氏錄左京皇別にも、住吉朝臣、上毛野同祖、豐城入彦命五世孫多奇波世君之後也と有るを以て、其住吉朝臣の氏祖を祭れる如く思はむ人も有りなむかとてなり、因云、右の東國六腹朝臣と云ふは其列に下毛野朝臣、上毛野朝臣、池田朝臣、住吉朝臣、池原朝臣、上毛野坂本朝臣と並べる六氏は、皆朝臣姓なる故に、公姓よりは一等高かりし故に、取分かてる者なり、楮、磐城名所略記と云ふ物に、在_ニ磐城々南二里半住吉村、祭神攝津住吉同、例祭六月十三日、今九月十三日云と有り、又神名式に、播磨國賀茂郡住吉神社、風土記に云く、賀毛郡河内里

(上中下)右由_レ川爲_レ名、此里之田不_レ敷_レ草下_レ苗子、所以然者、住吉大神上坐之時、食_ニ於此村、爾從神等人刈置草主大患訴_ニ於大神、判云、汝田苗者必雖_レ不_レ敷_レ草生、故其村田于_レ今不_レ敷_レ草作_ニ苗代と有るは、筑紫より攝津に御在し坐し、時の御事と見ゆ、楮、國造本紀に、針間鴨國造、上毛野同祖と有れば、右の陸奥國なる其氏人の移住に就きて、大神をも遷し祭れる者なるべし)○底津少童命、中津少童命、表津少童命、名義已に上に説きたるが如し、其れにも云へる如く、御紀、古事記、共に此の傳に混れ有りて、此には如此く慥かに三神の生り出で給へるを記されながら、上に生_ニ海神等號_ニ少童命と有りて重複れり、海神等と有るからは、底中表の三神を總べたること、云ふも更なり、又、古事記も其の如くにて、既生_ニ國竟、更生_ニ神と有る十神の中に、次生_ニ海神名大綿津見神と所見たり、此れも亦た重複れるにては有れども、此は右三神を合はせて大綿津見神と申す古意を明らむる端と成れれば、其方なむ勝りたりける、上なる住吉三神を合はせて、鹽土老翁と申せる如く、此は必ず然有らでは、得有るまじき所になむ有りける、總べて神は甚奇異しく靈妙なる者にして、右の如く海神も、住吉神も、各別々に三柱に生り出で御在し坐しながら、又一神と成りて物爲給へるなむ、神とも神と神隨なる所にし有れば、人間の上を以て敢て抗ひ奉るべき事は非ざるぞかし、(然るは、三柱に御在し坐さずしては叶ふまじき所にては、何時にても三神と成りて物爲給ひ、又一柱にて濟むべき所にては、又如何なる事にも、一神にて物爲給へり、海宮遊行章には、鹽土老翁と、豐玉彦命と、各一神なるが如し、斯くの如く、分身をも、合體をも、御心の任に物せさせ給ふ事、常多き御事なり)楮、住吉神には上に擧ぐる如き御功共の多く在るを、海神には然る聞えもなきが如くなれども、然らず、幽_ニ顯_ニとの如く、互みに

相扶けて物せさせ給ふ事にて、共に預かり給はずと云ふ事なくなむ有りける、其は海宮遊行章の事を以て考ふるに、彼國より此の顯國まで物爲る事などならむには、海神は例の幽に立たして、鹽土老翁ハヤヒ顯には立ち給ふべきを、此は顯國より海中に入らせ給はでは、事の整ひ難き事なる故に、尋常とは異なりて、鹽土神より海神の御許に送り参らせられて、其御計らひをば乞はせさせ給へる者なり、(此に就きて、今思ひ得たる事あり、海宮遊行章に、見自有海幸、弟自有山幸、始兄弟二人相謂曰、試欲易幸、遂相易之、各不得其利と有る、幸は謂はゆる徳といふ事にて、各人の生質に得たる所有るをいふなり、然れば山幸有るは山神、海幸有るは海神より、授け給ひ依し給へるに依りて、其道に取りては得たる事あり、妙にして外より企て及ばざる事あり、又其道を勉め行ひて幸有るなど、各々人々に依りて異なる所なり、然るに、佗人の上を羨みて、其業を易ふる時は、決めて幸からざるは如何にと云ふに、其幸を守るべき神の守り給はざるなり、其は人の其幸あると云ふも、一朝一夕の事には非ず、生れ出づるより其長るに隨ひて某には山幸を得させむ、某には海幸を得させむと、其幸を守り育て、長じ給へるなれば、其業を易ふるも捨つるも、其主を易へ、君を捨つるに意味等しき故に、其利を得ざる神隨の道と所見たり、然るに、此は兄弟共に其幸を相易へて、互に利を得ざるは當然の事にて、始めより兄は海幸を得、弟は山幸を得て坐し、かば、彦火々出見尊に於いては海神の抱はらせ給ふべき事に非ざる故に、殊更に海宮に幸行して、其海神の御計らひを得させ奉るべく、鹽土神の教へ奉れるにて、此に妙なる味ある所なり尙其一書に就きて云はむを、瑞珠盟約章なる徳亦大矣の下に註すを見て、其意を得べき者なり) 其韓征の時の如きは、悉くに住吉神の御靈にて、海神は少かも係列はせ給はざる如くなれども、

其住吉神の御守は、即ち海神の御幸ひと謂つべき事、云ふも更なる事なるが、其神と御力を戮せさせ御在し坐し、事の端の、物に見えたるは、八幡愚童記に、當時常陸國在海底、安曇磯良と云ふ人云々、我是送海底年序云々といふ事有り、此常陸國は、志賀島を鹿島と書けるより、彼國の鹿島ならむと心得て爲し妄言なれども、我是送海底年序は、神功皇后御紀に住吉神の於日向國橋小門之水底、所居而云々と宣へるが如くなれば、其時迄海神は然か有りしなるべし、又安曇磯良と申すは、志賀島大明神也と有り、和名抄、糟屋郡安曇郡有れば、其は志賀島を云ふなるべし、磯良は磯在にて、彼送海底年序と有る意なり又、諏訪、熱田、三島、宗像、嚴島神等云々、鹿島より四十八艘船乗爲給ひ云々、此内梶取鹿蔭大明神大將軍住吉大明神云々と有る鹿島を常陸として、其より御發船し給へる趣に云ひ、鹿島大明神をも常陸なる由に云へるこそ僻事なりけれ、此を志賀大神と見る時は、定に滯る所なく聞ゆ、(又、梶取などいふは如何なる事ながら、其にても、常陸なる武甕槌命にては、似著かはしからざる者なり、上なる住吉荒御魂神社の下に引きたりし豊前國速鞆社説にも、海神の御事を安曇磯良と云へり、然れども、正しき古名には非ざる事、いふも更なり) 斯れば住吉大神こそ表には立たし給へりけれ、猶海神の御力も、預はれる者なる事決し、所以に、各國にて住吉神の坐せる御社の並びには、必ず海神の鎮まり御在す御事にて、神名式を見るに、攝津國住吉郡に、大海神社二座(元名津守氏人神)有りて、住吉坐神社(竝、名神、大、月次、相嘗、新嘗)に並び、播磨國明石郡海神社三座(竝、名神、大、月次、新嘗)と有るなどは、津國より程も遠くあらざれば由有るを、式外にて菟原郡本住吉社と、八部郡大和田社と相近かるなどは更なり、筑前國糟屋郡志加海神社三座(竝、名神、大)と有りて、那珂郡に

住吉神社三座（竝、名神、大）坐すが如く、壹岐島對馬島なるも然り、然るは住吉神と、大海神と、共に御力を合せ御在し坐せる事なるが故に、共々遠放き給はざるにこそは有りけめ、猶思ふに、神武天皇御紀東征の初に、抑又聞_ニ於鹽土老翁、曰東有_ニ美地、青山四周云々、何不_ニ就而都_レ之乎と有るも、其東征の御事を促し奉れる趣なるに、舟師東征至_ニ速吸之門、時有一_ニ漁人、乘_レ艇而至、天皇招_レ之、因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神、名曰珍彦、釣_レ魚於曲浦、聞_ニ天神子來_ニ故、即奉_レ迎と有りて、此時の海導にも、御軍にも、功有りし人なるが、舊事紀に依るに、葦不合尊の御弟武位起命の子には有りけれども、外戚の縁に由りて、海中より出で來りて、御軍を助け仕へ奉れりしにて、住吉大神の、征韓の事を總ねて助け奉り給へりし狀に、幽と顯との堺こそは異なりけれ、事實に就きては同じきを思ふに、鹽土老翁と、海神と、相共に彼御軍の事を助け奉り給へりし事、著明き者になん有りける、（其珍彦に名を賜ひて椎根津彦と云ふを、御紀に此即倭直部等祖也と見えて、姓氏錄地祇部に見えたる、大和宿禰、大和連は其裔なり、續紀に、神護景雲三年五月癸卯、播磨國明石郡人海直溝長等、賜_ニ姓、大和赤石連と有るも、右の海神社に就きて其氏人の住へりし事を知るべし、又越後國頸城郡、青海神社有るを、國造本祖に、久比岐國造、大和直同祖と有りて此も、其の青海神社は、海神に坐して、其氏人の其地に住まへるが、國造と成れりけむを思ふべし）又、上に註へる如く、此大神はしも、月讀尊の荒御玉命にて御在し坐す事、神宮の古記を參考して知らる、實に潮の満干の、月に従ふと云ふも、然る理の無くては叶はざる者なり、古事記なる綿津見大神の御言に、吾掌_レ水と有る如く、潮の満干は、海神の御心なる事を曉るべし、萬葉一（十丁）額田王歌に、月待者、潮毛可奈比沼、と有るは、潮合を待てば、月も出で來れ

りと云ふ事を詠まれたるにて、古説に合へる者なり、三（二十九丁）羈旅歌に、海若者、靈寸物香、淡路島、中爾立置而、白浪乎、伊與爾回之、座待月、開乃門從者、暮去者、鹽乎令滿、明去者、鹽乎令干、と詠める、海若は海神の御事にして、潮を満しも、令_レ干も爲給ふ事を靈しき者なる哉と歎き語へる者なり、此等にて、其大神の月神の荒魂として、滄海原潮之八百重の海水を掌り給ふ御事を明らむべし、偕、其潮の満干の利用は、見たり知りたり、今云ふ限に非ずと雖、魚鹽の利用は云ふも更なり、船を遣るには、其路に乗りて、萬國の竟迄も巡りつべし、又、若干の河水を納れて餘す事なく、又、許多の潮氣の薰滿ちて、雨露と成りて、國土を潤ほせど、減らず、實に奇しとも異しとも、譬しへ無きものは、此大海なるが、其は大海の奇しく異しきには非ず、其大海神の奇しく異しき御靈になむ依れる者なりける、（世人、唯住吉大神を尊むべき事耳を知りて、此大海神の御功を知らざるは何ぞや右の如く、海中船路の往來にのみ限る事かは、吾も人も同じく共に、知らず々々も此大神の御蔭を蒙り奉り居る事を、得知らで有るべき事かは、又、論輿辨證といふ書に、夫陽燧取_ニ火於日、陰鹽取_ニ水於月從_ニ其類_一也、月之所臨、則水往從_レ之、故月臨_ニ卯酉、則水漲_ニ乎東西、月臨_ニ子午、則潮平_ニ乎南北、彼竭此盈、往來不_レ絕云々と云ひ、又、泰西水法と云ふ物に海水潮汐者何也、月爲_ニ陰精、與_レ水同物、凡寰宇之内、濕潤陰寒皆月主_レ之、既其同物勢當_ニ相就_一、月爲_ニ濕本、濕能_ニ下施、故對_レ月而得_レ水焉、月既下濟、水亦上行欲_レ就_ニ於月、故月輪所_レ至、水爲_ニ之長、而成_ニ潮汐_一也、當_ニ潮長時、江河溪間以及_ニ盆盎、无_ニ處不_レ長、々則氣入_レ水爲_レ之輕、潮降氣出水、復故重云々、凡水族之物、月望氣盈、晦即氣縮、故月虛而魚腦滅、月滿而蚌蛤實也、又不_ニ獨水族_一矣、草木百昌苟資_ニ濕潤_一以爲_ニ生氣、无_レ不_レ應_ニ月虧盈_一、滿氣滋、月虛氣

燥、故上弦以後、下弦以前、不_レ宜_レ伐_レ竹與_レ木以爲_レ材用、是者易_レ蠱生、氣在_レ中也、下弦以後、上弦以前、伐而爲_レ材、即不_レ作_レ蠱、爲_レ少_レ脂潤_レ空質_レ而已、亦猶春夏氣濕、秋冬氣斂、斧斤時入之意也、由_レ此而言、月爲_レ水主、月輪所_レ在、諸水上升、海潮應_レ月期、著明矣など云へるが如し、斯れば海神はしも、月神の荒魂に坐し、總てに互る御功多き神になむ坐しける。右に引ける攝津國大海神社を、住吉社説に、豊玉彦命玉依姫命と云へり、斯れば、古事記の外にも、大綿津見神と申す御名を、神社も申せりしなり、姓氏録(攝津國、神別)阿曇大養連の下に、綿神、大和多罪神と申す御名有るを以て知るべし、其を又(右京、神別)安曇宿禰八太造の下に、綿積豊玉彦神と有り、故、此を以て、其三神を合せて大綿津見神とも、豊玉彦命とも申し奉る御事を知るべし、神名式なる三河國寶飯郡赤日子神社を、風土記に、所_レ祭海神綿積豊玉彦命也、安曇氏祝祭_レ之とある、赤日子は玉に依れる御名にて、豊玉彦と申さむが如くなるべし、(右の豊玉彦神の御名の所由は、海宮遊行章に至りて説くべく、又、赤日子神と申す神名も、其所に合せて云ふを待ちねかし)○安曇連等所_レ祭神也は、古事記には阿曇連等之祖神以伊都久神也と有り、舊事記にも、亦、此三神者阿曇連等齋祠筑紫斯香神と有りて、殊に其所在の明らかなるは甚た愛たし、(安曇連の事は、此神社の事を説き畢へて、次に古事記の文を擧げて、件々に説を待べきなり、今茲に云ひては入り混りて難_レ分ければなり)所_レ祭を此の如く伊都伎祭と訓める例は、瑞珠盟約章に、筑紫胸肩君等所_レ祭神是也と有る是なり其第三一書には、祭字を然訓み、寶劍出現章には崇祕とも書かれたり、古事記には、吾者伊_三都_二伎_一奉_レ于_レ倭之青垣東山上_一とも、如_レ拜_三吾前_二伊都岐奉_レ云々此二柱神者拜_三祭佐久々斯侶伊須受能宮_一なども所見たり、(備此所祭を、右の如く、舊事記に齋祠と有る耳ならず、右に引ける瑞珠盟約章なるも同じ訓なるを以て、其第一書に爲_三天孫_二所_レ祭_一也と有るをも古史微に伊都伎奉禮と訓まれたる説の當れるを知るべし、外に二つも斯る證の有る上は、論ひなき事なり)伊都久は、古事記(玉垣宮段)に、葦原色許男大神以伊都久祝とも有りて、其神に傳き仕へ奉る神主、又は祝などに云ふ語なり、記傳六(六十六丁)に、「伊都久は齋なり、萬葉十九(三十六丁)に、住吉爾、都久祝之、神言等、又(三十五丁)春日野爾、伊都久三諸乃、などあり」と有るが如し、備、伊都久、伊波布などの伊は、上にも已に云へるが如く、其一言にて齋の義は盡せり、都久は仕_レ、又は附、又は託と云ふに同じくして、伊都久は齋附と云ふ事と聞え、伊波布は齋侍と云ふ事と聞えたり、齋内親王奉_レ入時詞、齋内親王波依恒例氏、三年齋比清麻波理氏、御杖代止進給と有るは、皇太神宮の齋王と爲て奉らせ給ふなるを、崇神天皇六年御紀に、以_三天照太神_二託_レ豊_レ歛_レ入_レ姫_レ命_一祭_レ於_レ倭_レ笠_レ縫_レ邑_一と有る此にて齋附の意は知らるべし、又、垂仁天皇二十五年御紀に、離_三天照太神_二託_レ于_レ倭_レ姫_レ命_一云々、故隨_三太神_二教_一其_レ祠_レ立_レ於_レ伊勢國_一、因興_三齋宮_二于_レ五十鈴川上_一、是謂_三磯宮_一と有るも、太神宮を齋宮と申すには非ず、皇太神を鎮め奉りて、倭姫命の齋き奉給ふ宮の義にて、宮は皇太神の大宮、齋は倭姫命の御事なり、能々文意を照らして辨ふべし、又、此等を以て、伊都岐の齋仕、又は齋附の字の義なるをも曉るべき者なり、(伊波布も亦此に同じき故に、其齋王の御事を、雄略天皇元年御紀に、稚足姫皇女侍_三伊勢太神祠_一と有りて、祠字を伊波比と訓ませたるも齋侍にて、齋附と其義の然しも異ならざるが故なり、又、右に引ける舊事記の、齋字を伊波比と訓めるをも考ふべき事なり)此御社の事は、記傳六(六十六丁)に、「官帳に筑前國糟屋郡志加海神社三座(竝、名神、大)と有る是なり、式今本に、海神社を宇美能神社と

す、右に引ける瑞珠盟約章なるも同じ訓なるを以て、其第一書に爲_三天孫_二所_レ祭_一也と有るをも古史微に伊都伎奉禮と訓まれたる説の當れるを知るべし、外に二つも斯る證の有る上は、論ひなき事なり)伊都久は、古事記(玉垣宮段)に、葦原色許男大神以伊都久祝とも有りて、其神に傳き仕へ奉る神主、又は祝などに云ふ語なり、記傳六(六十六丁)に、「伊都久は齋なり、萬葉十九(三十六丁)に、住吉爾、都久祝之、神言等、又(三十五丁)春日野爾、伊都久三諸乃、などあり」と有るが如し、備、伊都久、伊波布などの伊は、上にも已に云へるが如く、其一言にて齋の義は盡せり、都久は仕_レ、又は附、又は託と云ふに同じくして、伊都久は齋附と云ふ事と聞え、伊波布は齋侍と云ふ事と聞えたり、齋内親王奉_レ入時詞、齋内親王波依恒例氏、三年齋比清麻波理氏、御杖代止進給と有るは、皇太神宮の齋王と爲て奉らせ給ふなるを、崇神天皇六年御紀に、以_三天照太神_二託_レ豊_レ歛_レ入_レ姫_レ命_一祭_レ於_レ倭_レ笠_レ縫_レ邑_一と有る此にて齋附の意は知らるべし、又、垂仁天皇二十五年御紀に、離_三天照太神_二託_レ于_レ倭_レ姫_レ命_一云々、故隨_三太神_二教_一其_レ祠_レ立_レ於_レ伊勢國_一、因興_三齋宮_二于_レ五十鈴川上_一、是謂_三磯宮_一と有るも、太神宮を齋宮と申すには非ず、皇太神を鎮め奉りて、倭姫命の齋き奉給ふ宮の義にて、宮は皇太神の大宮、齋は倭姫命の御事なり、能々文意を照らして辨ふべし、又、此等を以て、伊都岐の齋仕、又は齋附の字の義なるをも曉るべき者なり、(伊波布も亦此に同じき故に、其齋王の御事を、雄略天皇元年御紀に、稚足姫皇女侍_三伊勢太神祠_一と有りて、祠字を伊波比と訓ませたるも齋侍にて、齋附と其義の然しも異ならざるが故なり、又、右に引ける舊事記の、齋字を伊波比と訓めるをも考ふべき事なり)此御社の事は、記傳六(六十六丁)に、「官帳に筑前國糟屋郡志加海神社三座(竝、名神、大)と有る是なり、式今本に、海神社を宇美能神社と

訓めるは非事なり、和多都美能神社と訓むべし、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授筑前國從五位下志賀海神從五位上と見ゆ、此御社、志賀島と云ふに在りて、今は那珂郡に屬りとぞ、福岡より海上三里なり、景行天皇御紀に、志我神と有り」と云はれたり、其は十二年の下に、天皇將討賊次于柏峽大野、其野有石、長六尺廣三尺厚一尺五寸、天皇祈之曰、朕得滅土蜘蛛者、將獻茲石如柏葉而舉焉、因獻之則如柏上於大虛、故號其石曰踏石也、是時禱神則志我神、直人物部神、直入中臣神三神矣、と有る是にて、當昔筑紫の内にては、甚も名高き大神に坐せりし事、推して知るべき者なり、(釋記にも、志我神の下に、右の志加海神社を引きたり、偕、直人物部神、直入中臣神は、神名式にも見え給はず、外に所見なきは甚々可惜しき事なり、此時の狀を思ふに、志我神は海神には渡らせ給へども、武勇き神に御在せるを以てなるべく、物部神、中臣神は、一は武勇き神に坐し、一は卜事の神に坐すが故なり、猶その御紀の傳に云ふべし)又、記傳に、萬葉七(二十一丁)に、千磐破、金之三崎乎、過鞆、吾者不忘、牡鹿之須賣神、又、十六に、糟屋郡志賀村、和名抄、同郡に志訶郷あり、書紀釋に風土記を引きて、糟屋郡資訶島昔時氣長足姬尊、幸於新羅之時、御船夜時來泊此島、有陪從名云大濱小濱者、便勅小濱遣此島覓火、得早來、大濱問云、近有家耶、小濱答云、此島與打昇濱近相連接、殆可謂同地、因曰近島、今訛謂之資訶島、とあり、此處は萬葉歌などにも多く所見て名高き地なり、其萬葉に數所出でたる、鹿とも、四可とも、之加とも書き其外古書共に、多くは清音字を用ひたれば、加を清むべきなり、今も清みて呼ぶとぞ」と所見たり、此鹿字より誤りて、上に引ける八幡愚童記などに、海神の常陸の鹿島より發船し給へる如く云へる誤も、亦出で來れりしなり、(其大

濱小濱と云ふ人は、應神天皇三年御紀に、阿曇連祖大濱宿禰と見えたる人なり、其は下に引くを見て知るべし、其資訶島の近嶋なりし故事に相類たる事は、肥前風土記に、更勅云、此島雖遠猶見如近、可謂值嘉島、或有二百餘近島、或有八十餘近島と有るなど、何れも平易なる古人の口氣なり)偕、古事記に、阿曇連等之祖神以伊都久神也と有るを以て思ふに、其海神の御裔の安曇氏は此邊に住みて在りし者なる事、和名抄當郡に、安曇郷と云ふが所見たるを以て知るべし、大同餘聚方に道反藥、筑前國阿曇連等之方、元伊弉諾尊傳方と有るなる、斯る古方を傳へて有りしを以て、神代以來其海神の御裔の此處に土著居て、其祖神に仕へ奉り兼ねて海の事を預かり知れるから、其職即て氏名とは成れるなり、本居大平主説に、阿曇は預海にて、海の事を預かり掌れるなり」と云へるは、實に然る事なり、(祖神の事は此次に云ふべし、此藤垣内翁説は出羽國秋田人鳥屋長秋と云ふ人の問に答へられたる書中に見えたるを取れるなり、但し下に引ける記傳の説には、海人津持と有り、然れば、諸國に阿曇と云ふ地名の多在るは、其氏人の分れ住まへるに就きて名とは成れるなり)八幡本記に、志加大神は三處に鎮座し給ふ、底津海童命は島の東の出崎に鎮座し給ふ、中津海童は勝間に鎮座し給ふ、中津明神といふ、表津海童命は同村にあり、民俗勝間明神といふ」と云へり、又、其勝間と云ふ地名も、床しき事也、其故は、海宮遊行章に、鹽土老翁乃作無間籠、内彦火々出見尊於籠中沈之于海云々、忽至海神之宮と有る其故事に依れる名と聞え、又、其第八一書に、海神所乘駿馬者八尋鰐也云々、在橋之小戸と見えたる、其は上に註せる如く、其志加島に相向へる那珂郡の海邊なれば、由有る事云ふも更なり、又此に就きて、其海宮は其志加島の海中なる事も所知て旁由有るは、勝間も其に依れる地名なる事知るべし、

又、神名式に、丹後國與謝郡籠神社（名神、大、月次、新嘗）有り、此を一宮記、又、前太平記などには、住吉同體と有るは、似著きたる説にて、此は海神に御在すべし、其は同式、但馬國朝來郡粟鹿神社（名神、大）を、一宮記に、上社彦火々出見尊、中社籠神、下社豐玉姬神云々とあり、然れば、其籠神は豐玉彦神に御在すべき事、例を以て知るべし、故、此二つの籠も勝間と訓むべきにて、志加の勝間より移り祀へる神なる事、申すも更なる事なりかし、此を以て、右の籠神は水分神ならむと、今迄古説を守り居たるは、中々に思慮の及ばざりし事にて有りけり、又、攝津國住吉郡に勝間といふ地有り、萬葉十六（十九丁）に、勝間田之池と有る是なり、此等は、同郡に大海神社の坐々すに殊に由有るべきを、此等の事は、海宮遊行章に就きて云ふべし、（又思ふに、神名式に、同郡大依羅神社四座、竝名神、大、月次、相嘗、新嘗と有る、依羅は與謝海にて、右の籠神社を移し奉れるなどには非じか、其は姓氏錄、攝津國皇別に、依羅宿禰、日下部宿禰同祖、彦坐命之後也と有るを、崇神天皇十年御紀に、丹波道主命遣丹波と有るは其彦坐命の御子なるを思ふべく又、同錄、左右神別天神に、依羅連、饒速日命十二世孫、懷大連之後也と有るを、天孫本紀に稽ふるに十二世孫物部多波連公依網連等祖と見え、推古天皇十六年御紀に、物部依網連抱と云る人名も見えたるに、神名式に、丹後國與謝郡籠神社の次に、物部神社と云ふが見えれば、此は右の與謝海を、依網と云へるなり、和名抄に、物部郷見えたるは、其本貫なる故なるべければ、此依羅連は、右の攝津なるとは別なる事、云ふも更なり、然れば、籠神社を、諸書に住吉同體と云へるは、此より住吉郡に移し奉りて、大依羅神社と申す本を忘れたる説ながら、又考ふべき所有るを知るべし、然れば、其大依羅神社四座とある中に、一座は右の籠神にて、海神に渡ら

せ給ふべきを知るべし、雄略天皇廿二年御紀に、丹波國餘社郡菅川人水江浦島子、乘舟而釣、遂得大龜、化爲女云々、相逐而入海到蓬萊山と有るにても、海神の幽宮又其海底に有りと所思ゆるも、又考ふ可きなり、借立ち返りて、神功皇后御紀に、神有誨曰、和魂云々荒魂云々と有る下に、因以依網吾彦垂見爲祭神主と有るも、總ての神に係れる事ながら、次に説く播磨の海神社の海を多流美と訓めるは、其地名を以て云ふなれども、其垂見てふ人名に係れるなるべし、其に註すべし）○神名式に、播磨國明石郡海神社三座（竝名神、大、月次、新嘗）記傳六（六十七丁）に、此を今本に多流美と訓めるは僻事なり、其は此社垂見村に坐す故に、推當に訓めるなるべし、若し其ならば、垂字脱ちたるかとも思へど、臨時祭式も、三代實錄にも、唯海神と有れば脱字に非ず、又、海の一字を然か訓む例もなき者をや、然れば、此は和多都美能神社と訓むべき者なり」と云はれたる、實に然る言ながら、此に説あり、和名抄に垂見（多留美）郷有り、袖中抄三（九丁）に、攝津と播磨との境に多流美と云所あり、垂水と書り、岸より得も云ぬ水出る故に垂水と云なり、垂水の明神と申す神御在す云々と有は、此海神社を云なり、然して其地名を以て然る訓も出來れるには有らめども、其始を思ふに然るべくなむ有らぬ、其は神功皇后御紀に、既而神有誨曰、和魂服玉身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船、即得神教而拜禮之、因以依羅吾彦男垂見爲祭神主とある、此は主とは住吉大神に係けて書されたる事には有れども、其大神と大海大神とは、御功も何も大凡一なるが如き故に、已く傳へ漏らしなども爲けむ、總て其海神の御事としては記されざるを、此と神名式と八幡愚童記などに、且々其端緒見え、上にも下にも、其御功を千重の一重も顯はし奉る事と成れれば、其海を多流美と、其地名を訓と成せるなむ、渡

津海の底に沈みける白玉の光見る心ちして、辱しとも、尊しとも、云ひ知らぬ御事にはありける（上に引ける愚童記に、御發船し坐しし所を常陸國と云ふこそは僻事なれ、鹿島と云へるは、志加島より訛れるなり、其志賀島大明神を、安曇磯良と申すこそ異しき御名なりけれ、安曇の磯に在る神と聞く時は、又此も由有る事なり、又、梶取は鹿島大明神と云へるも、志賀島大明神と訓みて、大に其説を明らかに爲るに至れり、然れば、斯る云ふにも足らぬ書にも、或は神社の傳記、古老の口傳を載せて、又皇典の闕漏を補ふに足れる事も有る者ぞかし、且つ神名式に、壹岐島壹岐郡住吉神社、名神、大、石田郡海神社、大、對馬島上縣郡和多都美神社、名神、大、和多都美御子神社、名神、大、下縣郡和多都美神社名神、大、住吉神社、名神、大、和多都美神社など、此等は古に韓國へ往來ふに就きて、住吉神と共に祠祀れりしと云は、云ふべけれども、其始め神功皇后の御時にさへ祭らせ給はざる者を、其より後の人の、然る心著にて祀り初めたるなど云ひて可らんや、熟々事の狀をも思ふべき者ならずやも）其依羅吾彦の本貫は丹後國與謝郡にし有りければ、其籠神と稱せる御社の、海神に仕へ奉りて有りつらん由縁などを以て其師船にて祭らせ給ふ神々の神主として、令仕奉給へりけむが、事竟へて後、次々其社を定めさせ給ふには、何れも供奉の人に託けて鎮め奉らせ給へるを、此より前に、麿坂王忍熊王、天皇の山陵を作り、皇后を赤石に待ちて拒ぎ奉らむと爲しかば、令逐給へりし其時などや、其の垂見に神の御諭の有りて、其赤石には齋ひ初めたりけむから、其後に明石國造なども出で來りしかども、其祀ひ初めたりし人名を以て地名に呼び、又終に郷名とは成れる者なり、然るは、其山陵亦其垂見村に在るを、御紀に、興山陵於赤石と有れば、其より以前には、垂見と云ふ名の有らざりし事知るべし、然して垂見は、

其より攝津國に移り住まへるから、又本貫の籠神を請奉りて、大依羅神社を祀ひ奉り、終に其に土著く事とは成れる者ならむとぞ推量り知られる、偕、下に註るが如く、生玉社神名帳に、垂水大明神、生日大明神、垂島大明神と竝べたるは、共に此一社の神名にて、海神一座と、生島足島神とを併せて、三座御在し坐すとこそ思ゆれ、然れば生日は、生島の下の畫の蟲ばみて消えたるなどにぞ有るべからむ（但し、此は餘りなる入ほがの説には有れども、古より今に至る迄に、住吉大神の御事にのみ、誰も力を入れて説く事なれども、大海大神の御功の較略をだに、知れる人の少きが悞ほろしくて、如此く説き明らかめ奉りて、其可さ否しさは、其大神に正し奉らむとて、人の思ふ所を憚らず説ける者なり）又、國造本紀に、明石國造、輕島豐明朝御世、大倭直同祖、八代足尼兒都彌自足尼、定賜國造と有るを、續紀に、神護景雲三年六月丁酉朔癸卯、播磨國明石郡人外從八位下海直溝長等十九人賜姓大和赤石連と有る、此も其大神に由有る氏人なり、其遠祖椎根津彥命は、其海神の外曾孫なる事、舊事紀に見えたるが如く、又、姓氏錄（右京、神別、地祇）に、青海首、椎根津彥命之後也と見え、神名式に、越後國頸城郡青海神社、蒲原郡青海神社二座と出でたるに、國造本紀に、久比岐國造、瑞籬朝御世、大和直同祖御戈命、定賜國造と有れば、已くより海神には仕へ奉るべき家なるにて、其に深き由緒ある事なれば、此次に青海神社の傳を立て、云ふべし、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授播磨國從五位下海神從五位上と見えたるは、即ち此神社の御事なり、（此御社は、其垂見村に立たせ御在し坐して、隨分御榮え坐すなむ其愛たきを、今は八幡宮と申して、例祭八月十五日なり、神功皇后應神天皇の御世頃に祀ひ初めさせ給ふ傳などの有りけむを、即ち祭神と心得たるより、然か申し習へりけむとぞ思ゆる）

○神名式に越後國頸城郡青海神社と有るは、右に引ける國造本紀に依るに、其に大和直同族なりし久比岐國造の本貫にて、其祖椎根津彥命の外曾祖と坐す海神を、氏神と爲して仕へ奉りて有りし事、彼大和赤石連の如くなる者なるべし、此に就きて又考ふるに、崇神天皇七年御紀に、昨夜夢之、有二貴人一誨曰、以三田々根子命爲三祭三物主大神之主、亦以三市磯長尾市爲三祭三倭大國魂神之主、必天下太平矣、天皇得三夢辭三益歡三於心、と見えたる大田々根子命は、大物主神の吾兒と宣へれば、其子孫にして祖神を祭るなれば然も有りぬべきを、市磯長尾市は、垂仁天皇二十五年御紀に、大倭直祖長尾市宿禰と見えて、姓氏錄(大和國、神別)に、大和宿禰、出自三椎津彥命云々と有りて、其倭大國魂神の御末ともなき人を祭神主に請ひ給ふ事、如何なる由とも得知らずてなむ有りけるを、今此考成るに就きて、彼此思ひ合はするに、實に謂ある御事になむ有りける、其は大倭神社註進狀に依るに、祭神倭大國魂神、相殿神二座、八千戈神、御歲神なるを、古事記に、此八千矛神將婚三高志國沼河比賣、幸行之時云々と有る其沼河比賣を、出雲風土記に、島根郡美保郷所造三天下大神命、娶三高志國坐神意支都久志爲命子俣都久志爲命子奴奈宜波比賣命、而、令三產神御穗須々美命云々と見えたる、意支都俣都は海の沖邊を云へるが、意支都々俣々都と云ふを切て云るにて、實には奥津筑紫居邊津筑紫居にて、若くは海神の御子にして、筑紫に坐し、山の御名にもやらむ(筑紫は著島にて右は大倭の方に聯て有りし由の名と所思えたり、島を志と略き云ふ例は、垂仁天皇三年御紀に、但馬出島人太耳女云々と有る出島を、古事記に伊豆志と有るを以て知るべし、倭、其高志坐神と云ふに就きて考ふるに、此頸城郡は能登國と相向ふ地なるに、神名式に能登國羽咋郡相見神社、和名抄に大海於保美郷と云へる是なり、同郡奈豆美比咩神社、今阿津見村にある由、能登國名勝志に云へるも、安曇に言相通ひ、又、瀬戸比古神社も由有り、能登郡荒石比古神社、風至郡奥津比咩神社、邊津比咩神社など有るも、皆海神に由有るを思ふべし、其沼河比賣命に御娶坐して令産給へりし御穗須々美命は、後に建御名方神と申して、神名式に信濃國諏訪郡南方刀美神社(名神、大)と有る是にて上諏訪下諏訪と二社なるを、熱田神社記に、高志沼河姫信濃國下諏訪神社也と云へるも古説と聞えたるを、猶、記傳六(六十八丁)に、宇都志日金拆命の宇都志は顯なり、日金は、式に信濃國更級郡氷鏡斗賣神社、和名抄に同郡氷鏡(比加奈)郷、又、斗女(土女)郷有り、其故は、彼國に安曇郷も有りて、其郡に穗高神社(名神、大)式に見えて、姓氏錄に、安曇宿禰、海神綿積豐玉彥神子穗高見命之後也、又、安曇連、綿積神高見見命之後也など有ればなり、又、彼國に佐久郡あり、此に由有にや、偕如此其國に此氏の由ある事は未だ考へず」と云はれたるが、上古は信濃國は悉く大なる高海にて有りけむから、穗高見命は大高海命、高見命は唯に高海命の義にて、其高海にて有りつる程、彼大海の御子宇都志日金拆命亦名穗高見命なども、本國なる筑紫より來坐して其大湖を主領き居給へるから、其御名にも負ひ坐せる耳ならず、其湖水の涸れて、唯諏訪海のみ遺れる世と成りても、其地名などにも、右の如く傳はれるを以て、彼意支都久志爲命、俣都久志爲命なども、其大海神の子神などには非じかとて然か云ふなり、此は信じ難き書にはあれども、神名帳頭註に、皇后歸座之後、一神留攝津國住吉郡、今住吉大明神是也一神奉崇信濃國諏訪郡、今諏訪大明神是也と有るにも、必ず子細有るべき事を知るべき者なり、故、其大和大神と大海大神と、御由縁坐すに依りて、此時は追迫られ給へるとは申しながら、建御名方神其諏訪には留まり給へると云ふも、又然る由縁の有るを以て

なる事、云ふも更なり、(信濃國の皆がらに海なりし事は、右の安曇郡氷鏡郷斗女郷佐久郡などの名の、海神に山有る事は更なり、和名抄郷名に水内郡大島、中島、埴科郡、磯郡、船山、小縣郡海部など見えたる、皆海に依れる名なるを知るべし、又、水内郡と云ふも山有り、猶景行天皇四十年御紀に云ふべし、此を以て見れば、鹽ならぬ海をも、大海神の所知せる事と所思しくて、和名抄、近江國伊香郡安曇郷有り、又滋賀郡は、景行天皇の志賀高穴穗宮と云ふ志賀は後名にして、筑前より取れる郡名ならむも知るべからず)然れば海神の裔とも云ふべき大和氏の、彼の海神社、此青海神社に仕へ奉れるは當然の事にて、今云ふ限には非ざるを、倭大國魂神の其氏人の祭を乞はせさせ給へるも、亦右の由縁有るを以てなり、大同類聚方に、袁志越後國頸城郡主帳無位滄海臣車持等家方、大己貴神傳云々、勅方奴奈川藥と有る滄海臣は、青海神社に依れる氏姓にて、大己貴神の方を傳へたるも、大和直同族たるが故なり、又、神名式に、同郡奴奈川神社、和名抄に沼川(奴乃加波)郷有りて、青海の地は其に在り、此に就きて思ふに、蒲原郡青海神社二座と有る、一座は本より海神に坐し、一座は倭大國魂神などには坐じか、此社今加茂村と云ふ地に立たせ御在し坐せり、(此青海神社などに神階の事見えざるは、京より遠く放れる故なるべし、其奴奈川神社は瓊之川にて、海神を豊玉彦神豊玉姫神と申すに由有り、又、同郡大神社居多神社など有るは、其奴奈川神社の縁にて、大和直等にも由有る神に坐すを思ひ合はずべし、又、若狭國大飯郡青海神社有り)○神名式に、紀伊國那賀郡海神社あり、又、名草郡に堅真神社有るも、上に註せる如く海神に所由ある事、丹後國籠神社の例を以て稽ふべきなり、或書に、祀神二座、豊玉彦命、國津姫命、本國神名帳に、從五位上浦上國津姫大神正二位豊海神と見え、三代實錄に、仁和元年十二月已

卯、授紀伊國正六位上浦上國津姫神從五位下、と有るは當社なり、社傳云、トヨクサツミノカミ豊海神と申し奉るは、豊玉彦命の亦名にして、上世には熊野の楯が崎に坐しけるを、何れの御世にか此社地に遷坐し給ふ、浦上國津姫神は、和泉國の海中より現はれ給ひ、大木峠を越えて、神通畑に暫く坐して、此地に鎮坐し給ふ云々と云へり、其國津姫神は、豊玉姫命か玉依姫命かの内にて有るべし、大嘗會儀に、九月上旬神祇官差ニト部三人、申官、差遣紀伊淡路阿波等ニ監ニ作由加物、各到國大祓云々、紀伊國云々、並令賀多潛女十人、量程探備、其幣云々と見えて、和名抄郡名に、海部(阿末)と有るは、此海神社に程も隔たれども、故由なからじやは、(右の堅真神社を、一本に堅真音とあり、三代實錄に、貞觀元年五月二十六日辛巳、授紀伊國正六位上堅真音神從五位上と有れば、其方宜しきをや、社説に、祭神吾田鹿葦津姫命と云へり、然れば、予が今云ふとは異なり、楯が崎は、増基法師が廬主と云ふ物に、十月十日許熊野へ詣けるに云々、御山に著く程に、木下毎に手向神多在れば云々、其より三日と云ふ日御山に著きぬ云々、花の窟の許まで著きぬ云々、又四十九院の窟の許に至る云々、楯が崎と云ふ所あり、神の戦ひしたる所として、楯を突きたるやうなる巖共有り云々」と有る地なり、次にも云へるを見るべし)又神名式に、牟婁郡海神社三座と有るは、筑前播磨などの如く、三神の任にて祭れるなり、楯、右の那賀郡なるも、海を阿麻と訓みたる事なれども、和多都美と訓むべき事、右に註せるが如し、(或説に、本宮庄、本宮村の東八町許に七越峰と云有る、其東面六七町許山腰に在りと云へり)楯、此紀伊國に立たし給へる二社は、神武天皇御紀に、母曰玉依姫、海童之女也と見え、又、遂越狭野ニ到ニ熊野神邑、且登天磐盾、仍引軍漸進、海中卒遇暴風、皇舟漂蕩、時稻飯命乃歎曰、嗟乎吾祖則天神、母則海神云々言

訖乃拔劍入海、化爲劍持神、三毛入野命亦恨之曰、我母及姨、並是海神、何爲起波瀾、以灌溺乎云々と有るが如く、此天皇には殊に二なく親しき神に坐しければ、右の社々は、其時に祀はせ給ひけるにや、増基が廬主と云ふ記行に、「楯が崎と云所有り、楯を衝たる様なる巖共有り」と有りて、其は海濱なるが、此熊野なるは、然る山中に海神を祭れる事、似著かはしからざるは、彼天皇などぞ祀はせ給へりけむ、然るを、南紀神社録と云ふ物に、熊野地主神社高倉下命也、社家祖神と見えたる、其を天孫本紀に稽ふるに、高倉下命は天火明命子にて、其天火明命の五世建田背命、海部直但馬國造等祖と有るを以て見れば、國々の海神社の中には、此熊野より其氏人の移り住まふに就きて、遷し奉れるも亦有りぬべき事なり、神名式に、但馬國城崎郡海神社(名神、大)と有る、海を例の阿麻と訓むは非なれども、姓氏錄に、但馬海直、火明命之後也と有るなどは、紀伊の熊野より別れたるには非じか、楮又、同郡縣神社を、今小田井縣大明神と申せるが、元弘三年五月、橘正成朝臣の祈願文を藏めたるに、夫以、小田井坐和多都美宮者、百王鎮護之靈神而不測之神體也云々と有れば、其にも坐すなるべし、姓氏錄に、縣使首、宇麻志摩遲命之後也と有る、其は火明命の御子なれば、右の海神社と同じ由なるべし、又、西刀神社有るも海の縁にて、此三社共に祭神は其氏人の仕へ奉り來れる大海神に坐す事、申すも更なり、(又、山代直、火明命之後也とも見えたり、和名抄に、阿波國那賀郡に、山代郷海部郷あるも由有り、三代實錄に、元慶二年二月十九日山背忌寸大海全子、以奉幣氏神向阿波國と有り、然るに海神社の見えざるは、官帳に載せられざる故なるべし、天孫本紀に、天火明命十世孫淡夜別命大海部直等祖と云ひ、淡夜別は阿波國に分れたる意なるをも考ふべきなり、名方郡和多都美豐玉比賣神社有れども、其とは別

なり、三代實錄に、阿波國名東郡人安曇粟麻呂と云ふ人名見え、又、三代格に、阿波國安曇郡とあるは其なるべし、其委しき事は、皇極天皇御紀、阿曇山背連比良夫の下に云ふべし、又神名式に、隱岐國知夫郡海神社二座有り、此は事の因に註すべきこと有りて、下に云へり)○又、同式に、壹岐國石田郡海神社(大)三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授壹岐島從五位下海神從五位上と見えたる此なり、壹岐郡住吉神社(名神大)と共に、大社の列に渡らせ給ふことは、彼神功皇后の御軍を扶け奉らせ給へりし由などの御在して、祀はれ御在し坐しけむ程、想像り奉るべくなむ(此の事已に上に云へり、次なる對馬島なるも、此例と知るべし、此社の事、壹陽略志と云ふ物に、在筒城村、所祭豐玉彥神と有り、又、同郡阿多彌神社は、阿曇神社なるべし)又、對馬島上縣郡和多都美神社(名神大)、下縣郡和多都美神社(名神、大)和多都美神社と三社あり、續後紀に、對馬島上縣郡無位和多都美神、下縣郡無位和多都美神並奉授從五位下と見ゆ、又、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授對馬島從五位下和多都美神從五位上とある、此神階は右の名神大二社に係れるなり、其は、同十二年三月五日丁巳、詔授對馬島從五位上和多都美神云々、和多都美神並正五位下と有りて、二神共に元從五位上なるを以て知るべし、又、授從五位下和多都美神從五位上とあるは、次なる名神大ならぬ方の神階なり、其上縣郡なるは、祭神共和多都美神と神功皇后と並ひて、今三根郷木坂村に坐すと云ひ、下縣郡なるは國府に坐すと云へり、(其小社なる和多都美神社は、仁位郷仁井村に坐して、神主安曇氏なりと云へり、當國にては、住吉神社は名神大には有れども、唯一社耳なるに、和多都美神は、右の如く三社坐すが上に、上縣郡に和多都美御子神社さへ共に坐せるは、神功皇后の御時など、殊に御幸ひなどの御在し

坐しに依れらむ事、云ふも更なり）其上縣郡和多都美御子神社（名神、大）と申す御子神は、此は豐玉姬命に坐すかと先には思へりしかども、然は限らず、諸御子等を祀れる故に、唯御子と書して、一神の御名を擧げざるにこそ、偕、その御子神は、古事記に、故、阿曇連等者、其綿津見神之子宇都志日金拆命之子孫也と有り、又、姓氏錄（右京、神別）に、安曇宿禰、海神綿積豐玉彦神子穗高見命之後也、又（河内國、神別）安曇連、綿積神命、兒穗高見命之後也と有るを以て、宇都志日金拆命、穗高見命、同神に坐す事を思ひ定むべし、上に記傳を引きて註せるが如く、宇都志は顯なるが、予が心には、日金は光金にて、練鍛ひ貫きて堅き金鐵を云ひ、拆は字の如くなるべし、垂仁天皇御紀に、強力毀角と有る狀にて、雄々しく武き義なり、其は姓氏錄（攝津國、神別）に、阿曇犬養連、海神大和多罪神三世孫穗已都久命之後也と有るは、其子に當れるを、此も亦武き狀なる神名なるをも考へ合はずべし、偕此に何の故を以て宇都志と云ふぞとならば、其信濃の大高海ホカカの彼水飽郷と云ふ邊は、尤も卑き處にて、其神の宮處なりけむを、追々に海は下り、國は上るに隨ひて、高きは山岳と顯はれ、低きは原野と成以て行きて、其幽宮ウツミヤ即ち顯界ウツミヤと成れるを以て、然か冠ぶらせ奉る事なるが、其より顯國の神と成り坐して海の事を預かり掌りしかば、即ち氏名と成りて、安曇連と云ふ事と成り來る者なるべし、然れば穗高見命と申すは、御父大神の大海を所知看す其准らひに、國土に在らゆる湖水の限りを主領ウシき在す意の名なる故に、一名の日金拆命の、武勇に依れる名なるとは異なりと知るべし、又、姓氏錄、河内國未定雜姓に、安曇連、于都斯奈賀命之後也とあるは、記傳に、奈賀は賀奈の寫誤か」と云はれたる、如何にも然る言なり）又、姓氏錄（右京、神別）青海首と、倭八太との間に、八太造、和多罪豐玉彦命兒布留多麻命之

後也と有る、布留多麻は振玉にて、瑞珠盟約章に瓊響瓊々と云ふが如く、又、豐玉彦命、豐玉姬命、玉依姬命などの玉なるが、此は玉を以て唯稱奉るならず、實に玉を以て奇異なる神業を成し給ふ事、海宮遊行章を以て知るべし、（但し此は宇都志日金拆命なるか、別神なるか、未だ得しも思ひ當らざるなり、偕此に一疑あり、其前後に在る青海首、椎根津彦命之後也、倭八太、神知津彦命之後也と有り、然るに、椎根津彦命、神知津彦命は、同じ人なり、此には決めて混れなどの有らむも知るべからず、偕、倭八太を今本に倭太と作りたれども、此八の字を補ひて可き道なむ有る、其二氏共に太和神社に仕へ奉る大和宿禰の同族たるに思ひ合はせらるゝ事は、神名式に、淡路三原郡、大和大國魂神社、名神大と有るは、其大和國なるより支別ウツワれたる御社なるが、八太村と云ふに立たせ給へるは、倭八太か、八太造か、何れか供奉仕へ奉れるを以て、村名とは成れりし者なり、斯れば布留多麻命の事は、猶定め難き所あるなり）○阿曇連は、記傳六（六十九丁）に、書紀應神天皇三年の所に、十一月、處々海人訕咤之不從命、則遣阿曇連祖大濱宿禰平其訕咤、因爲海人之宰と有り、又、履仲天皇御紀に、對曰、淡路野島之海人也、阿曇連濱子（一云阿曇連里友）云々と有る此をも考ふべし、是も海人を宰れる據なり、此氏は海神の子孫なるから、固より海人の事を取りし故に、其訕咤を令平給ひ、然其宰と爲りては、愈々其事を掌りつるを以て、海人津持と負はせしが約りたるなるべし、彼志訶の海人の名高きも此由なるべく、又、姓氏錄に、海犬養凡海連など有るも、海人に依れる姓なるべし云々と見えたり、其大海宿禰は、上、志加海神社の下に引ける風土記に、資訶島者息氣足姬尊幸於新羅之時、御船夜時來泊此島、有陪從名云大濱小濱云々と所見たる人にて、其時未だ阿曇連と云はざるは、未だ其氏姓は無かりつるを、

爲海人之宰と有る其職に依りて賜へる者なるべし、然れば其時迄未だ宰には任され奉らずと雖も、海神の御末として其志加島に住居りければ、自然に海人の長にて有りけるを、其時に召され奉りて、中州近く住む事とは成れりし者なるなり、彼御紀に、於是使吾瓮海人鳥摩呂、出於西海、令察有國耶云々、又、遣磯鹿海人名草而令觀云云など有るは、其群なりしならむ、吾瓮島も糟屋郡にて、磯鹿に隣れるを思ふべし、(萬葉七に、四可能白水郎乃、釣船之綱云々、又、之加乃白水郎之、燒鹽煙とあり、又、神樂浪之、思我津乃白水郎者とある、此神樂浪之といふ發語の同じきを以て、近江の滋賀郡と思ふは、次に大船爾、梶之母有奈牟云々とある歌を考へ合はざる誤なり、二に、樂浪之、志我津子等何、と有るは、近江にて有るべし、十一に、志賀乃白水郎之、鹽燒衣、又、牡鹿海部乃、火氣燒立而、燎鹽乃、十二に、思香之白水郎乃、釣爾燭有、射去火之、十五に、之賀能安麻能、一日毛於知受、也久之保能、又、思可能宇良爾、伊射里須流安麻能など、鹽を燒くにも、漁を爲るにも、釣爲るにも名高きは、全く阿曇連の遠祖より代々其地に住みて、然る業に巧みなりしが故なり、和訓栞、阿麻豆都能迦微の條に、琉球國豐見城玉城と云ふ兩山に海神を祀れり、其神名なり、阿麻は海、豆は祇にて、共に神の義なるべし、琉球王祈雨の時詠める歌、「如此しも民の草葉の枯れ行くを、哀と見すや阿麻豆都の神」この詠にて大雨滂沱なりけるとぞ、琉球の鹽平親雲上、明和年間土佐の大島に漂著せし時の話なり、云々とあり、高橋氏文に引ける延曆十一年官符に、謹案日本紀云々、及輕島明宮御宇譽田天皇三年、處々海人訕嗤之不從命、乃遣安曇連祖大濱宿禰、平之日、爲海人之宰、是安曇氏預奉御膳之由也とあれば、其より海人の宰に供へ奉り、兼ねて御膳の事に預かり仕へ奉れりし者なり、續紀に、神

護景雲二年二月癸巳、勅、准令以高橋安曇二氏任內膳司者、爲奉膳、其以佗氏任之者、宜名爲正と有り、其より高橋朝臣と相並びて仕へ奉れるを、類史に、延曆十一年三月壬申、流內膳奉膳正六位上安曇宿禰繼成於佐渡國、初安曇高橋二氏、常爭供奉神事、行立前後者、是以去年十一月新嘗之日、有勅、以高橋氏爲前、而繼成不遵詔旨、背職出去、憲司請誅之、特有恩旨、以減死と有りて、此より家大に衰へたり、然れども神には猶本の任にて、六月十二月神今食、十一月新嘗等の神饌に預り仕へ奉る由所見たり、神今食儀行立次第に、次內膳司高橋朝臣一人(執鮓汁漬)次安曇宿禰一人(執海藻汁漬)と書され、大嘗祭儀にも同じく其次第也云々、內膳司高橋朝臣一人(執鮓汁漬)次之、安曇宿禰一人、執海藻汁漬次之と有りて、神饌を供へ進れる中には、尤も重き職掌なるを知るべし、然れば、右に引ける記傳の説の如く、阿曇は海人津持にしても、海人は御饌の御費を取りて貢ぎ奉る者なれば、然る意にて有るべし、但し上に引ける大平主説に、「阿曇は預海にて、海の事を預かり掌る由なり」と云へるも、亦難捨かるべし、後人能く定めてよ、(預と云ふ事は、仁德天皇御紀に、額田大仲彥皇子、將掌倭屯田及屯倉、而謂其屯田司出雲臣之祖淤宇曰、是屯田者、自本山守地、是以今吾將治矣、爾不可掌云々、於是淤宇宿禰啓大鷦鷯尊曰、臣所任屯田者、大中彥皇子距不令治云々と有る、所任の二字を阿豆加禮留と訓みたる、是にて其司として供へ奉るを云ふなり、然して其所任の言に當りて、掌とも、治ともありて、其同じ義なるを見るに、預海の説得たるが如し、其は天皇の魚鹽を奉る海を預かれるにて、屯田を掌り治むるも同じ事なり)又、記傳に、「此氏は連の姓にて有りしを、天武天皇御紀に、十三年十二月戊寅朔己卯、阿曇連賜姓曰宿禰」とあり、持統天皇御紀五年八月己

亥朔辛亥、詔二十八氏、上進其祖等纂記」と有る中にも載れり」と有り、姓氏錄(右京、神別)に、安曇宿禰、海神綿積、豐玉彥神子穗高見命之後也とある是なり、然るに、同書(河内國、神別)に、安曇連、綿積神命兒穗高見命之後也、又(河内國、未定雜姓)に、安曇連、于都志奈賀命之後者とある、此二は猶連姓なるは、氏上に耳ぞ宿禰の姓は賜はれるならむ、(此安曇連の下なる穗高見命の穗字、今本に無きを、稻彥が校本に依りて引くなり、偕、續紀慶雲元年に阿曇連虫名、養老七年に阿曇宿禰坂持、神龜四年に阿曇宿禰刀、天平十七年に阿曇宿禰大足、など云ふ人名見え、和銅に撰ばれたる古事記に安曇連、養老に奏れる御紀にも、猶連の姓なるは如何にと考ふるに、宿禰なるよりは連の方の廣かりしなるべくや)又、右の安曇宿禰に並びて、海犬養、海神綿積命之後也と見え、凡海連、同神男穗高見命之後也とあり、又(攝津國、神別)凡海連、安曇宿禰同祖、綿積命六世孫小栲梨命の後也、又、阿曇犬養連、海神大和多罪神三世孫穗已都久命之後也なども所見たり、此穗已都久命は三世孫とあれば、海神より計へて其子宇都志日金拆命(又云穗高見命)の子なる事上に云へり、延暦十一年官符に、大栲成吹と云ふ人の事を、崇神天皇御世の人なる由云へれば、其子小栲成命なるべし、斯れば成吹の吹は、次を誤れるにて、其小栲成に對へて、大栲成次なるべし、和名抄に、攝津國西成郡安良郷と有るは、安曇郷なりけむを誤れりし者と見ゆ、偕凡海と云ふは、大海部と云ふ事にて、國國より海部共の貢ぎ奉る御贄物を、其津國に聚めて、京に運び奉る司なりし謂なるべし、所以に右の天武天皇十三年の度にも、阿曇連に同じく宿禰の姓を賜ひて、其家柄も一等重かりし者なり、(續紀大寶元年に、凡海宿禰鹿鎌と云ふ人あり、然れども何時も凡海連と耳有るなり、和銅三年に押海連人成と見えれば、押海とも書きたりしにこそ、其

同じ人を、養老三年には忍海連人成とも有り、偕、姓氏錄、右京未定雜姓に、凡海連、火明命之後者と有るも連の姓なれば、今は何れを何れとも分つ事難かるべし、又、天孫本紀に、天火明命十世孫淡夜別命、大海部直祖と見えれば、右の未定雜姓なるは凡海直なるべきを、連と云ふが不審しくて其に出でたるなるべき事、思ひ合はせて曉るべくなむ)○連の姓の事は、記傳六(六十八丁)に、連を牟良自と云ふは、萬葉八に、中臣朝臣武良自、續紀九に、紀朝臣牟良自など、人名にも見えて、群主の意か、主を自と云ふは、宮主を美夜自、戸母を刀自、主を阿流自と云へる是れなり。群主は其群の中の主と云ふ意なり」と有り、故、思ふに、連の群主なるは然る言ながら、其自は知の義にて、其所卒て仕へ奉る群を預かり知る由なるべし、然れば、右の宮主は宮掌にて、卜部の長上にて、大宮に親しく仕へ奉るを云ふなり、神宮に宮掌、大内人と云ふ職の有るをも思ひ合はすべし、又、刀母は後知にて、謂はゆる後の政を掌る由なり、主は在知にて、其家に在りて萬事を掌る謂なるを以て知るべきなり、(志理を志と約め云ふ例は、出雲神壽詞に、神乃禮自利、臣能禮自登云々と見え、大被詞に蟲物と云ふも、麻自利を約めて麻自物と云ふなどの例なり、偕記傳に引かれたる萬葉廿に、多々美氣米、牟良自加已蘇乃を、冠辭考に、阿牟を略けて牟と續けつ」と有れども、此は記傳に「編連る意にても有るべし」と云はれたるぞ宜き、又連字は谷川士清説に、「禮記王制に、十國以爲連々有レ帥云々、注に合十國爲連比、有レ帥以統之也と有り、此を取れるなり、然も有るべきか、群主の意、即て彼連帥に似たり」と記されたりき)○古事記に、此三柱綿津見神者阿曇連等之祖神以伊都久神也と所見たる、祖神以伊都久と云ふ事はしも、崇神天皇八年御紀に、天皇以大田々根子令祭大神云々、今三輪君等之始祖也とある如く、子孫

にして其祖神に仕へ奉るを云ふなり、又、姓氏錄賀茂朝臣條に、大田々禰古命孫大賀茂都美命、奉齋賀茂神社也と見え、又吉野連加彌比加尼之後也云々、今吉野連所祭水光神是也と有る類にて、中古に謂はゆる氏社氏神の事に、竹田川邊連條に、仁德天皇御世、大和國十市郡刑坂川之邊有竹田神社、因以爲氏神、同居住焉とある。是にて、氏神即ち祖神の事なり、(但し氏神と云ふも古き名目にて、天孫本紀伊香色雄命條に、遷建布都大神社於大倭國山邊郡石上邑、則天祖授饒速日命自天受來天璽瑞寶同共藏齋號白石上大神、以爲國家亦爲氏神、崇祠爲鎮と有るも、其祖に饒速日命を祀りて、祖神と仕へ奉れるを云ふなり、今俗に其産地神を氏神と云ふとは異にして、正しき其家の祖神に社を定めて祭れる、是れ即ち氏神なり)記傳六(六十六丁)に、祖神は意夜賀微と訓むべし、凡て上代は父母に限らず、幾世にても、遠祖迄を通はして、皆唯意夜と云へり、其證は古書に數多見ゆ、父母は其意夜の中の一せなるが、有るが中に近く親しき故に、殊に其稱を專と負ひて、後には意夜と云へば唯其父母のみの名と成れりしなり、故、古書には祖字を意夜と訓みて、親の事にも用ひたり、意富々々遲意富遲などは、事を分けて云ふ時の稱にて、總ては何れも皆意夜なり、書紀には、遠祖、上祖、本祖、始祖など書きて、登富都意夜と訓めり、此も古稱にて、萬葉十八に、遠津祖神など有り、然れど此記には何れも祖とのみ有りて、遠祖など書ける事、一も無ければ、唯意夜と訓む例なり、然れば、上代には其姓の本祖と云ふをも、唯、意夜とぞ云ひけむ、又子と云ふも、己が生めるに限らず、子々祭々迄係けて云ふ稱なり」と有るは、實に可美説になむ有りける、(其は御世々々の天皇を、天神御子と申し奉るは更なり、彼崇神天皇七年御紀に、大物主神の以吾兒大田々根子令祭吾と宣へる、其大田々根子は、其五世孫な

るを、吾兒と宣へるなり、唯子と云ふ名の幾代にも互るを以て、意夜と云ふ稱の、幾世の先なるにも互れる事を准らへ知るべし)○又、同紀に故阿曇連等者其綿津見神事子宇都志金拆命之子孫也と有り、記傳六(七十丁)に、子孫は須惠と訓むべし、甕栗宮段に、袁祁命の押齒王之未奴と名告給へる末は、子孫の意なればなり、此は其御子にて子孫には非ねど、言は子孫と云ふ事なり、書紀には御裔僕とあり、是に依りて、某之子孫など有るをば、皆須惠と訓むべきなり、中昔も今も然か云ふなり、書紀に宇美能古と訓めるは、子孫八十連屬、又生兒云々、生子云々とも書けり、此訓は正しくは萬葉二十(五十一丁)に、宇美乃古能、伊也都藝都岐爾など有るに依れり、然れど此は子孫の末が末迄係けて云ふ時の稱にこそ有れ、唯某子孫など有るを然か訓まむは如何なり、凡ての稱に此の如き差別有る事なるを、文字だに同じければ、何所も々々も同じく訓めるは、唯古字に耳依りて、古言を思はぬ故なり、同じ字を書けども、其狀に依りて古言は異なる事を思ふべし、又、波都古と云ふ訓も有れど、詳らかなる證を見ず」と有り、姓氏錄には多く某之後也と書せれば、子孫の事能知とも云ふべし、但し末は本の對ひ、後は初の對なり、然るに、子孫には末とも後とも云へるを、先祖に本と云ひ、初と云はすして祖とか遠祖とか云ひて、唯本とも初とも云はず、但し紀中に多く本祖始祖と云ふ稱は有るなり、裔字を波都古と云ふ證はしも、名義抄に、保加とも、保登利とも、波都牟麻古とも、波都古とも訓みたる、波都は端の意にて遠き末なる意なる、是證なり)

然後洗左眼 因以生神號曰天照太神 復洗右眼 因以生神號
 日月讀尊 復洗鼻 因以生神號曰素戔鳴尊 凡三神矣 已而伊弉

諾尊勅任三子^一曰^二天照太神者可以治高天原也^三。月讀尊者可以治^四滄海原潮之八百重也^五。素戔嗚尊者^六可以治天下也^七。是時素戔嗚尊年已長矣^八。復生八握鬚髯^九。雖然不治天下常以啼泣悲恨^{一〇}。故伊弉諾尊問之曰^{一一}。汝何故恒啼如此耶^{一二}。對曰^{一三}。吾欲從^{一四}母於根國唯爲泣耳^{一五}。伊弉諾尊惡之曰^{一六}。可以任情行矣^{一七}。乃逐之^{一八}。

此の段は、古事記にも、於是洗^一左御目^二時、所^三成神名、天照太御神、次洗^四右御目^五時、所^六成神名、月讀命、次洗^七御鼻^八時、所^九成神名、建速須佐之男命、と有ると、同じ傳にて、次に、右の件八十禍津日神以下速須佐之男命以前、十^{一〇}四柱神者、因^{一一}滌^{一二}御身^{一三}、所^{一四}生者也、と終^{一五}めたる如く、御身滌^{一六}の時の一列の神なる趣なり、已に傳六に註し、初、又上^{一七}にも論^{一八}へる如く、決めて、正書の傳の方正しく有りて、此と第一一書に、伊弉諾尊云々、乃以^{一九}左手^{二〇}持^{二一}白銅鏡^{二二}、則^{二三}有^{二四}化生之神^{二五}、是謂^{二六}大日靈尊^{二七}、右手持^{二八}白銅鏡^{二九}、則^{三〇}有^{三一}化生之神^{三二}、是謂^{三三}月弓尊^{三四}、又廻^{三五}首顧^{三六}眄^{三七}之間、則^{三八}有^{三九}化神^{四〇}、是謂^{四一}素戔嗚尊^{四二}、と有ると、二は、何れよりか混^{四三}ひたる傳なる事灼然し、其は第十一書には、入^{四四}水云々、出^{四五}水云々、又入^{四六}吹^{四七}生赤土命^{四八}、出^{四九}吹^{五〇}生大地海原之諸神^{五一}、と有りて、此の三神の無^{五二}きで、實に正説にて、此の時に生^{五三}り坐^{五四}せる神は、筒男命と、少童神とにて、其の限とは所^{五五}見たりける、然るは然計^{五六}の珍子^{五七}を、大地海原之諸神と有る中に、被^{五八}入^{五九}へくも非^{六〇}ざれば、決めて黄泉^{六一}の傳、又祓除^{六二}の傳と、如此く備はれるも、猶此の三神の生^{六三}り坐^{六四}し古説は、正書の如く、陰陽^{六五}二神の

宇宙^一を御^二す可^三き御子^四として、生^五み奉^六らせ給^七へる由の、傳へなりし事を知^八べし、此を以て、正書と、其の第十一書とを以て、正説とは云ふなり。(又、長寛勘文に、初天地本紀云、伊弉那支命云々、陸上立^九時身^{一〇}體^{一一}左肩^{一二}忍^{一三}奈^{一四}豆^{一五}流^{一六}時^{一七}成^{一八}出^{一九}來^{二〇}神^{二一}名、加^{二二}巳^{二三}川^{二四}比^{二五}古^{二六}命^{二七}、又^{二八}右^{二九}肩^{三〇}忍^{三一}奈^{三二}豆^{三三}流^{三四}時^{三五}成^{三六}出^{三七}來^{三八}神^{三九}名、熊^{四〇}野^{四一}大^{四二}御^{四三}神^{四四}、加^{四五}夫^{四六}里^{四七}支^{四八}名^{四九}久^{五〇}志^{五一}彌^{五二}居^{五三}怒^{五四}命^{五五}、自^{五六}髻^{五七}中^{五八}成^{五九}出^{六〇}來^{六一}神^{六二}名、須^{六三}佐^{六四}之^{六五}乎^{六六}命^{六七}、三^{六八}柱^{六九}太^{七〇}王^{七一}等^{七二}是^{七三}也、と有^{七四}なども、古き僻傳にて、右の三神を、祓除^{七五}の時に成^{七六}し坐^{七七}せる神と爲^{七八}るより、再び轉^{七九}りて、日神月神の御名を失^{八〇}なひ、又熊野大御神と申^{八一}すは、其の須佐之男命に坐^{八二}を、別神の如く思^{八三}ひ誤^{八四}りて、如此^{八五}き一傳に成^{八六}つる者なり、)又、此も、古事記も打^{八七}ち合^{八八}はざる事は、此には、素戔嗚尊不^{八九}治^{九〇}天下^{九一}、常^{九二}以^{九三}啼泣^{九四}云々、吾欲^{九五}從^{九六}母^{九七}於^{九八}根國^{九九}、唯^{一〇〇}爲^{一〇一}泣^{一〇二}耳^{一〇三}と所^{一〇四}見^{一〇五}たるも、先に黄泉^{一〇六}に罷^{一〇七}坐^{一〇八}し伊弉諾尊^{一〇九}を、御母神と申^{一一〇}すまじきにも非^{一一一}ざれども、眼前^{一一二}に御在^{一一三}し坐^{一一四}す御父神を除^{一一五}て、見^{一一六}も知らぬ御母神を、戀^{一一七}ひ慕^{一一八}ひ奉^{一一九}らせ給^{一二〇}ふと云^{一二一}ふ、謂^{一二二}れは無^{一二三}き事なり、古事記にも、僕^{一二四}者^{一二五}欲^{一二六}罷^{一二七}坐^{一二八}根^{一二九}之^{一三〇}堅^{一三一}洲^{一三二}國^{一三三}と、有^{一三四}るも同じ狀にて、上下^{一三五}の相^{一三六}應^{一三七}はざるは、既^{一三八}く、二神の共^{一三九}に相^{一四〇}生^{一四一}坐^{一四二}りし本傳の亡^{一四三}て一傳の方^{一四四}の遺^{一四五}れるなり、然^{一四六}所^{一四七}思^{一四八}ゆる由は、海神等、水門神等は、祓除^{一四九}に依^{一五〇}りて成^{一五一}り坐^{一五二}る神なるに、二神の生^{一五三}み給^{一五四}ふ列に、上に^{一五五}出^{一五六}でて、古事記も同じ狀なり、然^{一五七}れば、此の三神の生^{一五八}れ坐^{一五九}しし御事なども、其の竝^{一六〇}に上に在^{一六一}りつらめども、此を略^{一六二}きて、其の一傳の方を、本説と思^{一六三}信^{一六四}して載^{一六五}たる故に、右の如く、前後打^{一六六}ち合^{一六七}はざる事も、出^{一六八}で來^{一六九}にたれども、今は中々^{一七〇}に吾^{一七一}欲^{一七二}從^{一七三}母^{一七四}於^{一七五}根國^{一七六}と有^{一七八}ぞ、却^{一七九}りて其の亡^{一八〇}たる本傳を、探^{一八一}り得^{一八二}べき手^{一八三}著^{一八四}とは成^{一八五}りにたる、斯^{一八六}れば、此も古事記も共に、元^{一八七}は、正書の如く、二神の生^{一八八}れ坐^{一八九}し傳なりしを、後に、撰^{一九〇}み落^{一九一}されたる者とな^{一九二}む所^{一九三}見^{一九四}たりける、(記傳七に、此の妣^{一九五}の國^{一九六}の妣^{一九七}は、伊弉那美命^{一九八}を指^{一九九}て申^{二〇〇}給^{二〇一}ふなり、抑^{二〇二}々^{二〇三}三^{二〇四}柱^{二〇五}の貴^{二〇六}の御子神などは、伊弉那岐^{二〇七}の大神^{二〇八}の御禊^{二〇九}にこそ成^{二一〇}り坐^{二一一}しつれ、

伊邪那美命の、生み坐せる神等には非らぬを、妣と申し給ふは如何にと云ふに、彼の御禊に成り坐せる神等は、元を尋ねれば、皆、伊邪那美命の、黄泉の穢惡より起れるが故に、其の時の十四柱神等も、猶伊邪那美の命を以て、御母と爲るなり、黄泉の穢と御禊と清善とは、父と母との如し」と云ひて、其の説に苦しまれたるは、本傳の、上に在りつるが、其を脱して、一傳の方を、古人も、尤と思ひ誤り傳へたる者と云ふ事と迄は、考へ結られざりしが故なり、故其の時に成り坐せる神等には、伊弉册尊の御子とは、申さぬ事と見えて、彼の底筒男、中筒男、表筒男三神を、一柱に合せ申す名を、鹽土老翁と申す由、上に註るが如くなるを、天孫降臨章第四一書に、是伊弉諾尊之子也と有り、若此の珍子神等の、此の祓除に就きて成り坐せるならむには、素戔鳴尊の、吾欲從母於根國などと女神を指して、母とは申し給ふまじき者なるをや、又神功皇后御紀なる御名乗共の中に、住吉神に限りて、於日向國橋小門之水底所底而水葉稚之出居神と、尤けく宣り給へるを以ても、其の珍子神等は、大御身滌に成り坐せる神ならぬ事を、明らかめ曉る可し、(同時に、御名乗坐せる、撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命と申す御名を、鈴屋大人の説に、撞は借字にて、齋賢木と云ふ事にて、伊豆と云はむ、發語なる由に云はれたれど、然る意には非ざる事、已に上に註るが如くなれば、此を以つて其の大御滌の時に、日大神の成り坐せりと云ふ徴には、成り難きを思ふべし) 然れば、此は何よりか混ひ來つると云ふに、天日に向はせ給ひて、左右の御眼は洗はせ給ひ、御心の清々しく成り給ひける、即ち日神の荒魂神、和魂神の生れ坐しし古傳の有つるが、混れ雜れるにて、上に、乃興言曰、上瀨是太疾、下瀨是太弱、便瀝之中瀨也と有る、其の時に先、左右の御眼は、洗はせ給へるにぞ有ける、此に、然後洗左眼云々と有るは、日神月神

の成り坐せる出自と爲る故に、然後とは云ふなれども、此の御眼を洗はせ給へりし事に限りて、最前に、必ず先づ有りし事、疑ふ所なき證あり、上文に、伊弉諾尊、既還乃追悔之曰、吾前到於不須也、凶目汚穢之處と所見たる凶目は、已に註せる如く、黄泉國の穢き状態を見給ひつるを、然宣へるにて御目に見行し、事を、殊に惡ませ給へる故に、何處は有れど、先、御眼を洗はせ給ふべく、續きて御鼻を洗はせ給ふべく、次には其の汚穢に觸れさせ給へる惣ての御身を、滌ぎ洗はせ給ふべき理なれば、海底、湖中、湖上に沈み潜き浮びて、濯がせ給ふに至りては、遺る所なく清まり竟させ給ふべき事なれば、此の第六一書は、右の阿曇連等所祭神矣、と云迄を終めて、此の文を外より續合する爲に、然後と云ひ聯ねたる者なれば、此の所を界にて、中古より寄せ合はせたる傳なる事、著明き者なりかし、(古事記も、此と同文にて有れども、然後とは云はず於是と有れども、上を承けて下を起す爲に云へるなれば、同じく共に僻傳なる事、云ふも更なる者なり) 偕、其の正しき傳説は、上に粗云へる如く、常は信用き難き書共なれども、神宮の古傳に遺れる者なり、御鎮座本縁に、荒祭宮一座、天照皇太神荒魂、亦稱荒魂神之時、是八十柱津日神、大柱津日神也、伊弉諾尊、到筑紫日向小戸橋之穩原而、祓除之時洗左目以生日天子大日靈貴、天下化生、名曰天照太神荒魂荒祭神是也、謂祓戸神者瀨織津比咩是也とある、是れ其の左眼を洗ひ給ひし時に成り坐る神の正説にて、傳記、次第記共に、異同ある事なし、然れども生日天子と有るは、心有りて、外宮の神人の加へたる文にて、其は次なる和魂の神に、月天子と云ひて、強ひて豐受大神を、天御中主神とし、國常立神とし、其に就きて月天子と爲む爲に、設けたる私説なれば、其の生日天子の四字を削り去りて見る時は、大日靈貴尊の、天下に化生